

令和 3 年

小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定例会

小 樽 市 議 会

令和 3 年

小樽市議会第 3 回定例会

令和 3 年 9 月 7 日開会

令和 3 年 9 月 30 日閉会

令和3年第3回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 9月7日～9月30日（24日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月 7日（火）	提案説明等	
8日（水）	休 会	
9日（木）	〃	
10日（金）	〃	
11日（土）	〃	
12日（日）	〃	
13日（月）	会派代表質問 〔山田・面野 両議員〕	議会運営委員会
14日（火）	会派代表質問 〔丸山・松田 両議員〕 質疑及び一般質問 〔小池・中村（岩雄） 両議員〕	議会運営委員会
15日（水）	一般質問 〔松岩・酒井・高橋（克幸）・佐々木・ 小貫・濱本 各議員〕	議会運営委員会、 予算特別委員会（選挙）、 決算特別委員会（選挙）
16日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
17日（金）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
18日（土）	〃	
19日（日）	〃	
20日（月）	〃	
21日（火）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
22日（水）	〃	総務・経済両常任委員会
23日（木）	〃	
24日（金）	〃	厚生・建設両常任委員会
25日（土）	〃	
26日（日）	〃	
27日（月）	〃	公共施設の再編に関する調査特別委員会
28日（火）	〃	議会運営委員会
29日（水）	〃	
30日（木）	討論・採決等	議会運営委員会

令和3年
第3回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 9月7日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号	3
	○提案説明 市長（議1～議26、報1）	3
	○提案説明 川畑議員（議27）	8
1	日程第3 休会の決定	8
1	散 会	8

○ 9月13日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	11
1	欠席議員	11
1	出席説明員	11
1	議事参与事務局職員	12
1	開 議	13
1	会議録署名議員の指名	13
1	日程第1 議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号	13
	○会派代表質問 山田議員	13
	○会派代表質問 面野議員	26
1	散 会	41

○ 9月14日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	43
1	欠席議員	43
1	出席説明員	43
1	議事参与事務局職員	44
1	開 議	45
1	会議録署名議員の指名	45
1	日程第1 議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号	45
	○会派代表質問 丸山議員	45
	○会派代表質問 松田議員	63
	○質疑及び一般質問 小池議員	81
	○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	83
1	散 会	85

○ 9月15日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	87
1	欠席議員	87
1	出席説明員	87
1	議事参与事務局職員	88
1	開 議	89
1	会議録署名議員の指名	89
1	日程第1 議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号	89
	○一般質問 松岩議員	89
	○一般質問 酒井議員	92
	○一般質問 高橋（克幸）議員	100
	○一般質問 佐々木議員	109
	○一般質問 小貫議員	121
	○一般質問 濱本議員	127
	予算特別委員会設置・付託	133
	決算特別委員会設置・付託	133
	常任委員会付託	134
1	日程第2 陳情	134
	○常任委員会及び議会運営委員会付託	134
1	日程第3 休会の決定	134
1	散 会	134

○ 9月30日（木曜日） 第5日目

1	出席議員	135
1	欠席議員	135
1	出席説明員	135
1	議事参与事務局職員	136
1	開 議	137
1	会議録署名議員の指名	137
1	日程第1 議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号、陳情並びに調査 予算特別委員長報告	137
	採 決	137
	決算特別委員長報告	137
	採 決	137
	総務常任委員長報告	137
	○討 論 酒井議員	138
	○討 論 高木議員	138
	採 決	139
	経済常任委員長報告	140
	○討 論 高野議員	140
	採 決	140
	厚生常任委員長報告	141
	○討 論 丸山議員	141
	採 決	141
	建設常任委員長報告	142
	○討 論 小貫議員	142
	採 決	143
	議会運営委員長報告	143
	採 決	143
	公共施設の再編に関する調査特別委員長報告	144
	○討 論 丸山議員	144
	採 決	144
1	日程第2 議案第28号ないし議案第30号	144
	○提案説明 市長（議28～議30）	144
	採 決	145
1	日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第10号	145
	○提案説明 丸山議員（意1～意6）	145
	○提案説明 中村（吉宏）議員（意7、意8）	146
	○提案説明を省略することについて諮る（意9、意10）	147

○討 論 酒井議員	147
採 決	148
1 閉 会	149

第3回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和3年度小樽市一般会計補正予算
2	令和3年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
3	令和3年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
4	令和3年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
5	令和3年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
6	令和3年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
7	令和3年度小樽市病院事業会計補正予算
8	令和2年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
9	令和2年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
10	令和2年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	令和2年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	令和2年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	令和2年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
15	令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
16	令和2年度小樽市病院事業決算認定について
17	令和2年度小樽市水道事業決算認定について
18	令和2年度小樽市下水道事業決算認定について
19	令和2年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
20	令和2年度小樽市簡易水道事業決算認定について
21	小樽市個人情報保護条例及び小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
22	小樽市財産条例の一部を改正する条例案
23	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
24	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
25	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案
26	小樽市過疎地域持続的発展市町村計画について
27	小樽市非核港湾条例案
28	令和3年度小樽市一般会計補正予算
29	小樽市教育委員会委員の任命について
30	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
報告1	専決処分報告[令和3年度小樽市一般会計補正予算（感染防止対策協力支援金給付事業費に係る予算）]

○意見書案

1	「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級の更なる前進」を求める意見書（案）
2	土地利用規制法を施行することなく、更なる検討を求める意見書（案）
3	特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める意見書（案）
4	「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書（案）
5	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書（案）
6	加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書（案）

7	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
8	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）
9	防災拠点となるべき庁舎整備のための起債制度の速やかな創設を求める意見書（案）
10	出産育児一時金の増額を求める意見書（案）

○陳情（常任委員会付託）

24	新型コロナワクチン接種に関する正確な情報提供等を求める陳情方について
25	小樽市議会の脱政党化方について
26	「小樽市はコンパクトシティを目指す」との明言方について
27	おたる潮まつりの開催時期変更方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

山田議員（自由民主党）（9月13日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 コロナ禍について
- 2 行政のデジタル化について
- 3 防災に関連して
- 4 地球温暖化対策について
- 5 女性の活躍推進について
- 6 コロナ禍における教育について
- 7 全国学力・学習状況調査などについて
- 8 その他

面野議員（立憲・市民連合）（9月13日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症について
- 2 令和2年度決算について
- 3 人口減少について
 - (1) 国勢調査の結果について
 - (2) MaaS推進について
- 4 まちづくりについて
 - (1) 第3号ふ頭及び周辺再開発について
 - (2) 日本遺産について
- 5 その他

丸山議員（日本共産党）（9月14日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 感染予防対策について
 - (2) 宿泊療養施設について
 - (3) ワクチンについて
- 2 学校の制服について
- 3 子ども医療費助成の拡大について
- 4 就労継続支援施設について
- 5 財政問題について
 - (1) 普通交付税について
 - (2) 補正予算について
 - (3) 文学館・美術館の外壁補修等工事について
 - (4) 2020年度決算について
- 6 その他

松田議員（公明党）（9月14日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の市政執行について
 - (1) 市長公約の進捗状況
 - (2) 人口減少対策
 - (3) 北海製罐小樽工場第3倉庫の市の対応状況
- 2 財政問題について
 - (1) 令和2年度歳入状況
 - (2) 令和2年度決算状況
- 3 介護者への支援策について
 - (1) ダブルケアについて
 - (2) ヤングケアラーについて
- 4 障がいを持つお子さんがいる家族への支援策について
- 5 防災対策について
- 6 その他

○質疑及び一般質問

小池議員（無所属）（９月１４日３番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 プレーパークについて
- 2 公園の花壇整備について
- 3 その他

中村（岩雄）議員（無所属）（９月１４日４番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 日本遺産について
- 2 並行在来線について
- 3 その他

○一般質問

松岩議員（自由民主党）（９月１５日１番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 船浜海岸と蘭島海岸の保全及び浸食対策について
- 2 高島と豊井の市道管理について
- 3 その他

酒井議員（日本共産党）（９月１５日２番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市民生活について
 - （１） 手押し式信号機のある交差点の停止線について
 - （２） 街路樹や植樹マス、草刈りなどについて
 - （３） 北海道新幹線トンネル残土について
- 2 その他

高橋（克幸）議員（公明党）（9月15日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画について
 - （1）2040年問題とスマート自治体への転換について
 - （2）IT化とDXの認識について
 - （3）市長や幹部職員のリーダーシップについて
 - （4）職員全体の認識共有と機運醸成について
 - （5）全体方針の策定について
 - （6）BPRなどの外部委託の考え方について
 - （7）システムの標準化やオンライン化の把握について
 - （8）DX推進計画の工程表について
 - （9）DX推進担当部門の設置について
 - （10）外部人材や業務委託の考え方について
 - （11）RPAについて
 - （12）DX推進計画の策定について
- 2 特定健診の受診率向上について
 - （1）予算の主な内容と内訳について
 - （2）勸奨対策の内容と効果について
 - （3）受診率向上の対策について
 - （4）保険者努力支援制度について
- 3 その他

佐々木議員（立憲・市民連合）（9月15日4番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 歴史・文化関係について
 - （1）北海製罐第3倉庫について
 - （2）「ヘリテージマネージャー・ヘリテージコーディネーター」の活用について
- 2 市民の安全・安心について
 - （1）化学物質過敏症 香害について
 - （2）グリホサートを含む除草剤の使用について
- 3 教育関係について
 - （1）不登校児童・生徒の出席の扱いについて
 - （2）学校の新型コロナウイルス感染症対応について
- 4 その他

小貫議員（日本共産党）（９月１５日５番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 大雨に対応する制度の創設について
 - (1) がけ条例について
 - (2) 災害危険区域の指定について
 - (3) 擁壁改修補助について
- 2 築港駅前バス停について
- 3 その他

濱本議員（自由民主党）（９月１５日６番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 行政経営について
 - (1) 行政経営指針
 - (2) 業務改善・人材育成
- 2 教育行政について
 - (1) 全国学力・学習状況調査
 - (2) 小樽市立学校における働き方改革 行動計画
- 3 その他

令和3年
第3回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和3年9月7日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫俊哉	教	育	長	林秀樹							
監	査	委	員	小	林	優							
総	務	部	長	佐	藤	靖久							
教	育	部	長	中	島	正人							
総	務	部	総	務	課	長	中	村	弘二				
			教	育	長	林	秀	樹					
			副	市	長	小	山	秀	昭				
			財	政	部	長	上	石	明				
			監	査	委	員	長	荒	木	逞			
			事	務	局	長							
			財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤正樹
庶務係長	加藤佳子
調査係長	柴田真紀
書記	相馬音佳
書記	松木道人

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	阿部久美子
書記	中村知奈津
書記	三上恭平

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和3年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月30日までの24日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第26号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和3年第3回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件に係る提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

去る8月25日を持ちまして私が市長に就任してから、3年の期間を満了いたしました。

この3年を振り返りますと、私の任期の多くを新型コロナウイルス感染症への対応に充ててきたこととなりますが、そうした中でも、市民の皆さんとの対話を重視しながら、様々な課題や事業に取り組み、信頼感や安心感を持っていただけるよう市政運営に努めて参りました。

公約につきましては達成できたことも、現在進行中のものもありますが、残り1年、残された課題の解決に全力を傾けて参りたいと考えておりますので、引き続き議員各位及び市民の皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第7号までの令和3年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号小樽市一般会計補正予算の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生や変異株等の増加に備え、保健所で行う濃厚接触者の検査に使用する検査試薬等を追加購入する新型コロナウイルス検査事業費や、入院患者の医療費を公費負担とする新型コロナウイルス感染症対策事業費などの事業費を増額いたしました。

また、不安や悩みを抱える女性の相談支援体制を強化するため、土曜日の相談窓口開設や、生理用品の配布をきっかけに相談・支援につなげる施策を実施する地域女性つながりサポート事業費、本市単独による日本遺産の認定を目指している「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が候補地域に認定されたことから、日本遺産の本認定に向け、小樽市日本遺産推進協議会が新たに取り組む事業に対して補助する日本遺産推進協議会補助金のほか、令和4年度からの忍路地区の小・中学校併置に向け、忍路中央小学校の校舎に中学校の機能を持たせるための改修や、備品等の移転・整備を行う学校併置事業費を計上いたしました。

そのほか、令和2年度に超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上するとともに、令和2年度一般会計の決算剰余金の2分の1を財政調整基金へ積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、普通交付税について本年度の交付額が決定したことから所要の

補正を計上した上で、地方特例交付金、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、4億3,526万1,000円の増となり、財政規模は621億3,481万円となりました。

次に、議案第2号から議案第7号までの特別会計及び企業会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

港湾整備事業、国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業につきましては、令和2年度決算剰余金等を繰越金として計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

また、後期高齢者医療事業につきましては、骨粗鬆症による二次骨折を予防するために、受診勧奨や保健指導などを行う保健・介護一体的実施推進事業費を計上いたしました。

企業会計では、病院事業において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用し、病棟の感染防止対策のための設備改修や医療機器等の整備を行うため、所要の補正を計上したほか、令和4年度に予定している電子カルテ等病院情報システムの更新に向けて債務負担行為を設定いたしました。

次に、議案第8号から議案第20号までの令和2年度各会計決算認定などについて説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額715億5,228万8,996円に対し、歳出総額は713億6,776万6,400円で、歳入から歳出を差し引いた額は1億8,452万2,596円となりました。

この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源1,895万1,746円を差し引いた実質収支は1億6,557万850円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。

また、この実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2,524万5,431円の黒字となりましたが、財政調整基金の積立てや取崩しを考慮した実質単年度収支は1億5,453万8,646円の赤字となりました。

歳入では、固定資産税、都市計画税などが予算を上回り、歳出では、生活保護費、他会計への繰出金、職員給与費などにおいて不用額が生じたことから、実質収支、単年度収支は黒字となりましたが、実質単年度収支は5年連続の赤字となったところであり、依然として厳しい財政状況にあります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率等につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、令和元年度に引き続き比率自体が計上されないこととなりました。また、実質公債費比率は6.8%、将来負担比率は34.5%となり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、前年度と比較して、実質公債費比率は0.7ポイント、将来負担比率は2.3ポイント改善いたしました。

一方、公営企業会計の資金不足比率につきましては、病院事業の資金不足が解消されたことから、対象となる全ての特別会計及び企業会計において、比率自体が計上されないこととなりました。

次に、令和2年度に実施した主な施策について、第7次小樽市総合計画の「まちづくり6つのテーマ」に沿って説明申し上げます。

まず、「安心して子どもを産み育てることのできるまち」の分野では、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じるため、子育て世代包括支援センター「にこにこ」を保健所内に開設したほか、全ての未就学児の医療費を実質無料化するなどの支援策を実施いたしました。

また、全小・中学校に高速大容量の通信ネットワーク環境を構築し、新たに児童・生徒に一人1台、端末を整備したほか、潮見台中学校の耐震補強や長橋小学校の屋内運動場の大規模改造を実施するなど、児童・生徒の学習環境の改善を図りました。

2点目の「誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち」の分野では、30歳から50歳代までの男性を中心とする風疹の増加に対応し、公的な予防接種を受ける機会がなかった世代の男性を対象に、風疹の抗体検

査と予防接種を無料で受けられるクーポン券を配布したほか、令和2年10月からロタウイルスワクチンが定期接種化されたことに伴い、生後6週から32週までの乳幼児を対象に予防接種を実施いたしました。

3点目の「強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち」の分野では、観光客の動態及び観光消費状況を基に、観光が地域に及ぼす経済効果の分析調査を実施するとともに、地域DMOの登録に向けて、その受皿となる小樽観光協会にマーケティング担当の専門人材の派遣に要する経費の一部を補助いたしました。

そのほか、現在進めております第3号ふ頭及び周辺再開発事業につきましては、上屋の解体跡地に、クルーズ船客の円滑な移動を確保するバスやタクシー等の駐車場を整備するため、実施設計業務等を実施いたしました。

4点目の「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」の分野では、空き家の流通促進等に活用するため、市内全域の空き家の実態調査を実施したほか、JR小樽駅前広場の再整備を進めるための基本計画案、北海道新幹線新小樽（仮称）駅の開業効果を活用したまちづくりを進めるためのアクションプランを策定するとともに、災害発生時の非常時優先業務等を定める業務継続計画の策定作業を進めました。

また、外国人や聴覚・言語機能障害者の方からの119番通報に対応するため、電話通訳センターを介した三者間同時通訳システムや、スマートフォン等の画面操作で円滑に通報を行えるNet119緊急通報システムを導入したほか、救急現場においても円滑なコミュニケーションを図るため、多言語音声翻訳や話した言葉が日本語文字として表記されるタブレット型端末を全ての救急車に導入いたしました。

5点目の「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」の分野では、北海道新幹線新小樽（仮称）駅の整備に伴い、旧ごみ焼却場の解体に係る実施計画を策定したほか、旧寿原邸の利活用のため、法人等との協働により施設の修復を行いました。また、小樽市総合体育館なども含めた小樽公園利用者の当面の駐車場を確保するため、旧緑小学校の解体に着手いたしました。

6点目の「生きがいにあふれ、人と文化を育むまち」の分野では、市立小樽図書館の屋上防水改修やエレベーターの更新、館内照明のLED化などの整備を実施したほか、小樽市祝津ヨットハウスのオーバースライディングドアの改修を実施いたしました。

そのほかの主な施策といたしましては、市のホームページの利便性を高めるための全面リニューアルのほか、葬斎場の大規模改修を実施いたしました。

また、令和2年4月に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて国の補正予算で措置された特別定額給付金給付事業費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止策と医療体制の整備、雇用の維持と事業の継続を図る経済対策、子育て世帯の暮らしを支える生活支援、教育環境の整備などの取組を進めました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税で約8,854万円の増収となりましたが、使用料及び手数料で約8,627万円、国庫支出金で約15億527万円、繰入金で約7億4,186万円、市債で7億1,889万円の減収となったことから、歳入総額では約30億7,977万円の減収となりましたが、このうち約13億8,457万円については、繰越事業の財源として、令和3年度に歳入が見込まれるものであります。

歳出につきましては、繰越事業分を除き、約18億6,077万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費で、生活保護費の扶助費の減などにより約8億1,876万円、教育費で、校舎等耐震補強等事業費の減などにより約2億5,703万円、土木費で、除雪費や道路改良工事費の減などにより約2億2,308万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げますと、まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額135億3,219万5,531円に対し、歳出総額134億807万3,046円となり、差引き1億2,412万2,485円の剰余金を生じました。なお、国庫支出金及び道支出金が超過交付となった5,580万8,000円については、令和3年度に精算するものであります。

住宅事業につきましては、歳入総額8億381万8,321円、歳出総額7億5,726万585円となり、差引き4,655万7,736円の剰余金を生じました。

主な事業といたしましては、市営住宅改善事業として、祝津住宅11号棟、12号棟、13号棟及び張碓住宅の外壁等改修工事や潮見台A住宅の衛生設備改修工事を実施いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額150億4,135万9,153円に対し、歳出総額147億1,907万7,246円となり、差引き3億2,228万1,907円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金のうち、超過交付となった8,378万9,502円については、令和3年度に精算するものであります。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額22億7,274万8,311円に対し、歳出総額22億1,324万2,589円となり、差引き5,950万5,722円の剰余金を生じました。この剰余金は、令和2年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、令和3年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益、外来収益などの医業収益や、国庫補助金、道補助金などの医業外収益の増により11億6,915万2,740円の増収となり、支出では給与費などの減による医業費用の減などで1億8,330万7,640円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の減などにより13億5,770万1円の減収となり、支出では建設改良費の減などにより、不用額は1,495万4,595円となりました。

また、運転資金に充てるため、特別減収対策企業債を8億円借りました。

なお、当年度純損失3億8,652万5,820円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は給水収益の増などにより1,100万423円の増収となり、支出では営業費用などで2億3,308万9,479円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより7,651万9,000円の減収となり、支出では建設改良費などで8,742万1,004円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金6億7,738万7,309円のうち、4億3,213万8,636円につきましては、自己資本金として処分し、2億4,524万8,673円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の増などにより3,949万9,423円の増収となり、支出では営業費用などで2億1,161万5,376円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費の一部を翌年度へ繰り越したことから、収入は企業債、交付金の減などにより5億3,792万3,052円の減収となり、支出では建設改良費などで1億8,732万1,203円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金5億3,686万1,985円のうち、4億2,745万7,515円につきましては、自己資本金として処分し、1億940万4,470円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の増などにより561万7,816円の増収となり、支出では維持管理費などで913万3,246円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入では一般会計長期貸付金5,000万円の償還金があり、支出では建設改良費で55万円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金1,765万8,062円につきましては、全額を利益積立金として処分する予定であります。

簡易水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は他会計補助金の減などにより596万3,523円の減収となり、支出では営業費用などで562万9,962円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより5,821万1,329円の減収となり、支出では建設改良費などで5,663万5,298円の不用額を生じました。

なお、当年度純損失1,910万9,974円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

続きまして、議案第21号から議案第26号までについて説明申し上げます。

議案第21号小樽市個人情報保護条例及び小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号小樽市財産条例の一部を改正する条例案につきましては、普通財産の交換差額の限度額を定めるものであります。

議案第23号小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、看護師養成施設の新設に係る支援のための寄附を受けたことに伴い、看護師養成施設の支援の資金とする目的で、新たに小樽市看護師養成施設支援資金基金を設置するものであります。

議案第24号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準内閣府令の一部改正に伴い、改正後の基準内閣府令のとおり適用することにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者による諸記録の作成等について、電磁的記録により行うことができることとするものであります。

議案第25号小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、忍路中学校を忍路中央小学校に併置するものであります。

議案第26号小樽市過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により定めるものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、まん延防止等重点措置の措置区域指定に伴い、北海道が市内飲食店等に対して営業時間の短縮等の要請を行ったことから、この要請に応じていただいた事業者へ協力支援金を給付する感染防止対策協力支援金給付事業費に係る予算を措置するため、一般会計の補正予算について、令和3年8月23日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げますが、何とぞ原案どおり御可決、御認定、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第27号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 提出者を代表して議案第27号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

わが会派は小樽市議会が開催されるたびに小樽市非核港湾条例案を提案し今回で84回になります。

核兵器禁止条約は2017年7月の国連会議において122か国の賛成で採択されました。

さて、核兵器の製造や保有、使用を全面的に禁じる核兵器禁止条約が今年1月22日に発行し、核兵器は国際法上初めて評価され、核兵器条約は核廃絶を求める国際的な世論が決意したものです。

「既に86カ国・地域が署名し、うち55カ国・地域が批准している。しかし日本は、米国の「核の傘」の下にあることから、署名・批准を拒否している。唯一の戦争被爆国として核廃絶を主導する責任を果たすべきだ。米英仏口中の5カ国に核軍縮義務を課した核拡散防止条約（NPT）は十分に機能していない。核保有国は核廃絶の必要性を真剣に受け止め、NPT体制の立て直しを含め、核軍縮に早急に取り組まなくてはならない。」これは広島被爆76年に当たって今年8月6日に北海道新聞の社説に載せられた一文であります。

唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に署名・批准することになれば、核保有国を含めた全世界が核兵器廃絶へ向けての動きが大きく前進することは明らかです。そして小樽港への核保有外国艦船の入港も当然のようになくなるのではないのでしょうか。

米国艦船の小樽港入港は1961年7月に重巡洋艦、セントポールが入港して以来、毎年のように入港し、82隻に上っています。新型コロナウイルス感染症の影響と推測しますが、2019年2月8日に揚陸指揮官、ブルーリッジの入港後、米国艦船は入港しておりません。大いに平和を感じるところであります。

1975年3月18日、神戸市会が核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議を可決して以来、フランス軍やイタリア軍、インド軍などの艦船が証明書を提出して神戸港に入港していますが、アメリカ海軍は神戸方式を非難して寄港の意思すら示しておりません。

小樽港は古くから商業港として発展し、平和な港として利用されてきました。そして、小樽市議会は日本が唯一の戦争被爆国として核兵器の廃絶、使用禁止を積極的に実現する崇高な責任を負っているとして、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を可決しております。この議決と神戸方式を下に非核港湾条例案を議決しようではありませんか。

各会派、各議員の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から9月12日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時36分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 横尾英司

議員 小貫元

令和3年
第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和3年9月13日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市 長	迫 俊 哉	教 育 長	林 秀 樹
副 市 長	小 山 秀 昭	総 務 部 長	佐 藤 靖 久
財 政 部 長	上 石 明	産 業 港 湾 部 長	徳 満 康 浩
産 業 港 湾 部 長 港 湾 担 当 部 長	佐 藤 文 俊	生 活 環 境 部 長	松 井 宏 幸
福 祉 保 険 部 長	勝 山 貴 之	保 健 所 長	田 中 宏 之
建 設 部 長	松 浦 裕 仁	消 防 長	土 田 和 豊
教 育 部 長	中 島 正 人	総 務 部 総 務 課 長	中 村 弘 二
財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤正樹
庶務係長	加藤佳子
調査係長	柴田真紀
書記	相馬音佳
書記	松木道人

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	阿部久美子
書記	中村知奈津
書記	三上恭平

開会 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、高木紀和議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） それでは、自由民主党を代表して質問をさせていただきます。

質問の冒頭、昨年来、コロナ禍の中、お亡くなりになられた方々、御家族の皆様方に哀悼の誠をささげ、現在療養中の皆様には、一日も早い御回復をお祈りいたします。

また、日々治療に奮闘している医療従事者の皆様、各医療関係機関の皆様には、深く感謝を申し上げるとともに、感染予防や拡大防止に従事している保健所、関係職員の皆様、そして、ボランティアの皆様に敬意を表します。

初めに、コロナ禍についてお聞きいたします。

世界的な人の流れがコロナ感染症の拡大に影響を与え、地域によるコロナ変異株のさらなる変化や感染力の強さにより、多くの感染者や亡くなる方が出ていることは、皆様御承知のことと思います。一層の感染防止や予防に努めてまいりたいと思っております。

質問の初めに、厚生労働省のホームページでは、昨年からの第1波、第2波の流行があり、今年に入り1月には第3波、4月には第4波、今年8月から第5波の流行が続いていますが、本市においても同じような時期に感染の流行が来ているのか、お聞きいたします。

次に、本市では、第5波という感染の状況の中で、年齢、感染経路、変異株の流行やワクチン接種状況から、どのような特徴があるのか、お示してください。

次に、7月から全国的に感染拡大が見られ、乳幼児のいる家庭での感染も増加し、自宅療養となるケースが増えていると聞きます。こうした状況では、外部との接触が断たれ、隔離した生活の中で食品の購入もままならないと聞きます。

では、本市でも同様のケースがあったのか。また、その際にはどのような対応をしたのか。これ以上乳幼児がいる家庭での感染を広げないために必要な取組についてもお聞かせください。

次に、厚生労働省によると、小学校では昨年春の全国一斉休校や保育園の休園、今年8月26日現在、臨時休園となった保育施設は14都道府県で179か所。今年、夏季休業を9月上旬まで延長した自治体もあったと聞きます。新型コロナウイルス感染症の拡大で小学校や保育園が休みになり、子供の世話で保護者が仕事を休む場合の国の助成制度があるとお聞きしました。この制度は、昨年度は小学校休業等対応助成金で、今年度から両立支援等助成金に変わり、個人での申請ができなくなりましたが、このたび再度、制度改正をすると聞きました。申請する仕組みなどの制度概要の変更の経緯を分かる範囲でお聞かせください。

また、個人で申請できる場合、市が市民に知らせるための周知方法についてもお聞かせください。

次に、首都圏では新型コロナウイルス感染症に感染した妊婦の搬送ができずに、痛ましい記事が目を引きました。聞くとところによると、このような例では、入院に際し、多くの専門医の手が必要とされ、医療機関は限られると聞きます。まさか本市で同じようなことがあるとは思いませんが、本市では、新

型コロナウイルス感染症に感染された妊婦と乳幼児の入院体制について、また、入院できる医療機関があるのかもお聞かせください。

次に、若年層の新型コロナウイルスワクチン接種等について、若者の予防意識やデマに対応した認識の変化を感じています。著名人やタレントが感染した事実もありますが、同年代の感染者の意見や反応など、何げないメールに反応して、感染しているかも分からない自分が他人にうつさない、自分自身も感染しないように早めに接種を受ける機運が高まってきています。

本市のワクチン接種について、15歳から29歳までの接種対象者数、接種率及び本市のワクチン接種終了予定時期をお聞かせください。

次に、接種券についてお聞きいたします。

かかりつけ医の場合は、直接、接種券で氏名、人数等即座に把握できますが、職域接種の場合は接種券が手元になくても接種できます。2回接種が終わった市民は、市から送られた接種券を必要なしと捨てた方もいると聞きます。

では、職域接種会場に来た対象者に、接種券の取扱いの説明や注意事項、氏名、住所など、最終的に接種会場開設企業が管理していると思いますが、不明な点など、市に対して問合せがあった場合の対応をお聞かせください。

次に、国立感染症研究所による初の調査で、4月1日から6月30日の3か月の間に、新型コロナウイルスワクチンを2回接種した人が、新型コロナウイルス感染症に感染したとして67名確認されたと聞きます。その感染者の8割近くが、20歳代から40歳代で重症者はいないということです。これをブレイクスルー感染と呼ぶそうですが、どのようなケースなのかお聞かせください。

また、対策などどのように考えればよいのか、見解をお聞かせください。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の3回目の接種、いわゆるブースター接種について各国で検討が行われていると聞きます。我が国では、関係者による対策会議で検討されていると聞きますが、ここに来て、にわかに関心度を帯びてきています。

では、ブースター接種に備え、2回目までの接種の対策を踏まえた対応を考えていたほうがよいと考えます。見解をお聞かせください。

次に、9月1日に厚生労働省は、羽田空港検疫で6月と7月に女性2人が新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の感染を確認したと発表がありました。WHOは、5月末から変異株の呼び名についてギリシャ文字を使用しており、8月末現在で懸念される変異株として、アルファ株、ベータ株、ガンマ株、デルタ株があり、注目すべき変異株としてイータ株、イオタ株、カッパ株、ラムダ株、ミュー株があると発表されています。また、8月30日には、東京医科歯科大学から新たなデルタ株が日本国内で見つかったと報告がありました。

そこでお聞きしますが、今年1月初めにコロンビアで報告され、WHOが8月末に注目すべき変異株に分類した変異株の名称についてと、今後、新たな変異株が出たときの注意すべき点など、分かる範囲でお聞かせください。

最後に、市民からは、繰り返されている緊急事態宣言、まん延防止等について、一旦強い措置を講じて収束に向け、何らかの強い措置を望む声も出ています。また、政府では、現在発令されている緊急事態宣言の状況について、延長や制限の緩和、接種証明書の国内利用の指針について議論が行われていると聞きます。9月3日に政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、ワクチン接種が進んだ段階における行動制限の緩和に関する提言をまとめました。これにより県境を越える出張や旅行が容認されるということです。

そこで、市長は、このことについてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

以上、1項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 山田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、コロナ禍についての御質問がありました。

初めに、本市における感染の流行時期につきましては、これまでに月間で100人を超える感染者を公表した月は、本年1月、5月及び8月の3回となっており、これは全国の第3波、第4波及び第5波の流行時期とほぼ一致をしております。

次に、本市の第5波における感染状況の特徴につきましては、高齢者を中心にワクチン接種が進んできており、特に7月以降は高齢者の感染者数の減少が顕著である一方、10歳代や20歳代の若い世代における感染経路不明の感染者が増加していることや、感染性が高いとされるデルタ株への置き換わりが急速に進んできたという特徴があります。

次に、乳幼児のいる家庭で自宅療養となった場合の対応と、こうした家庭で感染を広げないための取組につきましては、本市においても乳幼児のいる家庭で保護者や乳幼児が感染をし、自宅療養となったケースは複数発生をしております。自宅療養となった場合には、自宅での生活を維持するため希望する方へ約10日分の食料や日用品の入った自宅療養セットを配布しております。

また、毎日の健康観察の中で感染者の病状が変化をし、自宅での療養が難しい場合には、親子で医療機関に入院する対応を取っております。乳幼児のいる家庭で感染を広めないためには、保護者のワクチン接種と日頃の感染対策の徹底により、家庭内にウイルスを持ち込まないことが重要になるものと考えております。

次に、国の小学校等の休業時の助成金につきましては、小学校休業等対応助成金は、令和2年2月27日から本年3月末日までの期間において、小学校等の臨時休業等に伴い仕事を休まざるを得ない保護者に有給休暇を取得させた事業主に対し、休暇中に支払った賃金相当額を支給する。もしくは、事業主が申請を行わない場合には、個人の申請により支給を可能としていたものであります。

次に、両立支援等助成金・育児休業等支援コースの新型コロナウイルス感染症対応特例は、本年4月から7月末までの期間、臨時休業等に伴い仕事を休む保護者に有給休暇を与える制度を用意しているなどの要件を満たした事業主が、同様の理由により有給休暇を取得させた場合、1人当たり5万円、10人分を上限として事業主に助成するものとなっております。

また、8月以降の休暇につきましては、小学校休業等対応助成金が再開されることとなりましたが、制度の詳細につきましては、今後示される予定であります。

なお、市民への周知につきましては、制度内容が明らかになり次第、市のホームページへの掲載や小樽商工会議所等の関係団体を通じて実施をしてみたいと考えております。

次に、妊婦や乳幼児が感染した場合の入院体制と入院できる医療機関の有無につきましては、妊婦が感染した場合は、原則入院としており、乳幼児に関しましては、小児科医師が入院の必要があると判断した場合や、保護者も陽性となり入院が必要になった場合などは、親子で入院する対応を取っております。

また、市内に妊婦や乳幼児の入院が可能な医療機関を確保しております。

次に、15歳から29歳までの接種対象者数と接種率及び本市のワクチン接種の終了予定時期につしまし

ては、対象者数は、令和2年12月31日現在の人口で1万2,179人であり、令和3年9月2日時点の接種率は、1回目が18.6%、2回目が9.6%となっております。

また、本市のワクチン接種の終了予定時期は、今後ワクチンが順調に配分され、全体の接種率を80%程度と想定をし、順調に接種が進んだ場合、11月末までには希望する方の接種が終了すると見込んでおります。

次に、職域接種会場の設置管理者からの問合せへの対応につきましては、市といたしましては、問合せのあった内容により、必要に応じて国や北海道に照会した上で回答するなど、ワクチン接種対策本部で対応をしております。

次に、ブレイクスルー感染の意味とその対策につきましては、国が示している見解では、どの感染症に対するワクチンでもその効果は100%ではなく、新型コロナウイルスワクチンの場合では2回目の接種を受けてから2週間くらい経過した後に感染することをブレイクスルー感染と呼ぶとしております。

その対策といたしましては、ワクチン接種をした後においても、これまでどおりマスクの着用や3密の回避、手指の消毒といった感染対策を続けていただくことが必要となります。

次に、3回目の接種となる、いわゆるブースター接種への対応につきましては、現在までのところ国や北海道からは、3回目接種に関しては何も示されておりませんが、今後、国が3回目接種の方針を示した場合には、これまでと同様、医師会や関係医療機関などとの協議が必要となりますので、準備も含め迅速に進められるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、WHOが8月末に分類した変異株の名称と新たな変異株の注意点などにつきましては、国によりますとWHOが新たに注目すべき変異株に分類したのは、ミュー株とのことであります。

また、新たな変異株の注意すべき点につきましては、現在、置き換わりが進んでいるデルタ株への対応と大きな違いはありませんが、マスクの着用や手指の消毒、3密の回避といった感染対策を徹底することが大切なこととされております。変異株については、今後も国や研究機関から提供される国内外の知見を注視してまいりたいと考えております。

次に、行動制限緩和案につきましては、行動制限が緩和されることにより国内の経済活動が活発になり、そのことが市内経済の回復につながることは歓迎すべき点であると考えております。

一方で、感染症の専門家には、性急な緩和に慎重な意見もあると認識をしており、私といたしましては、基本的な感染防止策を前提に、制限緩和は段階的に状況に応じて進めるべきものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

○23番（山田雅敏議員） それでは、2項目め、行政のデジタル化についてお聞きいたします。

9月1日から中央官庁としてデジタル庁が開設されました。このデジタル庁は、行政の縦割りを排除して、行政サービスを向上させる司令塔としての役割が期待されると聞きます。具体的には、地方自治体のデジタル化、経済産業省分野の民間のデジタル化、文部科学省のオンライン教育、厚生労働省分野のオンライン診療等が挙げられ、政府のデジタル化を一元的に推進すると聞きます。

では、この中で、地方自治体のデジタル化の推進に関連して、全国、全道及び本市のマイナンバーカードの交付率は何%ですか、お聞かせください。

次に、将来的には転入・転出届など行政サービスとリンクして、オンラインで転入・転出届の予約などもできるようにすると聞きます。本市では、現在マイナンバーカードを使用して、オンライン申請は

何ができるのか、お聞かせください。

次に、自治体の基幹業務システムの標準化・共通化が図られると聞いています。住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化につながると聞きます。このシステムの標準化に当たっては、現在のシステムからの入替えに伴う調整作業や財政負担が考えられますが、どのような課題があるのか、お聞かせください。

次に、国民データの活用の推進には、常に個人情報保護の課題がついて回ると考えています。このたびデジタル改革関連法により、個人情報の保護に関する法律が改正されましたが、今後、本市における個人情報保護制度はどのようになるのか、お聞かせください。

この項最後に、我が国でもスマートフォンを持っていない高齢者が目立ちますが、IT機器を使いこなせるかで受けるサービスに差が出てしまうマイナス面もあると聞きます。そこで、こういった高齢者に対しての支援策が必要となります。石川県加賀市では、デジタルによる行政手続を推進しており、高齢者に対してもスマートフォン教室を開催したり、高齢者にもデジタル手続ができるような取組を行っておりますが、本市でもこのような取組を行う考えはありますか。お聞かせください。

2項目目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、行政のデジタル化について御質問がありました。

初めに全国、全道及び本市のマイナンバーカードの交付率につきましては、国が公表している令和3年8月1日現在で申し上げますと全国が36%、全道が32.4%、本市が32.6%となっております。

次に、本市でのマイナンバーカードを使用するオンライン申請につきましては、現在オンライン申請できるものではありませんが、自治体DX推進計画において重点取組事項とされている子育てや介護関係の26の手続のオンライン化について、来年度中の導入に向けて検討をしているところであります。

次に、基幹システム標準化によるシステム入替えに伴う調整作業などにつきましては、現在、国においてシステムの標準仕様書を検討しておりますが、現システムにある機能が新システムになかった場合どのように対応すべきかが課題と認識をしております。

また、財源については、令和7年度までに国が用意するガバメントクラウドにおいて、本市が標準化されたシステムを稼働させることで移行などに係る経費は基本的に全額補助されるため、財政負担はないものと認識をしております。

次に、今後の本市における個人情報保護制度につきましては、本年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が一部改正をされ、個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールが定められるとともに、国は同法の的確な運用を確保するためガイドラインを策定する予定であります。

今後、本市を含め各地方公共団体においては、これまでの個人情報保護条例を廃止し、同法及びガイドラインに基づき、個人情報保護制度を運用することとなります。

次に、高齢者にもデジタル手続ができるような取組につきましては、世の中の流れとして、いろいろな分野でパソコンやスマートフォンを使用したデジタル手続が増えてきております。本市においても、今後こういった流れに合わせて、高齢者の方々にデジタル化に対応できるような支援策を行っていく必要があると考えておりますので、加賀市など先進都市の事例を参考にしながら検討したいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

○23番（山田雅敏議員） 次に、防災に関連して質問を行います。

今年も9月1日防災の日に合わせて、小樽市総合防災訓練が実施されたと聞きます。毎年拝見していましたが、今年は予定が合わず見ることはできませんでした。報道によると、より実践的な形式で行ったと聞きます。今回の小樽市総合防災訓練の概要をお聞かせください。

いつもなら、直接、訓練会場に本部を設置、目の前で各部隊の活動状況を把握できる状況のまま、終了時には講評となるわけですが、訓練終了後の意見交換会で見た課題について話し合われたともお聞きしております。課題や今後検証する内容など、お聞かせください。

消防庁では、近年、頻繁に起こる大規模災害に備えて緊急消防援助隊を強化していると聞きます。本市でも機動力の充実や装備の軽量化など、もしものときの備えとして対応していると聞きます。本市の消防車両で緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用して整備した車両の種類と台数をお聞かせください。

この項最後に、消防庁では、大規模災害に緊急消防援助隊を出動させるとお聞きしております。消防庁長官からの出動の指示または要請で、発災地の消防で対処できないときに出動するとお聞きしますが、緊急消防援助隊が出動した災害における本市の実働実績と、緊急消防援助隊の全国と地域ブロックの大規模訓練はどのように行われているのか、お聞かせください。

以上、3項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、防災に関連して御質問がありました。

初めに、小樽市総合防災訓練の概要につきましては、これまでは、本市に大規模災害が発生したと想定して関係機関による災害応急対策の実働訓練を、本部長である私を含め、防災会議委員などの参加者が訓練会場に直接出向いて参観する形式でありましたが、今回は、模擬的に消防庁舎6階に災害対策本部を設置し、第1回の対策本部会議を開催した上で、現地で展開する実働訓練と連動して被災状況に即した対応を判断・指示する実践的な対策本部の運営訓練を初めて実施いたしました。

なお、今回の訓練においては、北海道開発局小樽開発建設部、小樽海上保安本部、陸上自衛隊第11特科隊など、15の機関から約270人の参加があり、緊急事態宣言下でありましたので、特に室内の対策本部訓練は、三つの密を避けるなど感染症対策を徹底した上で訓練を実施いたしました。

次に、今回の訓練で見た課題につきましては、関係機関からは、現地での実働訓練と対策本部の運営訓練を同時に進行していくことは、先進的な取組であるなどとの一定の評価が多かった一方で、対策本部の判断・指示訓練において、関係機関の連絡調整員から情報を受ける本市の担当者の一本化が望ましいこと。さらに、災害対応力を高めるため、今回行った発災後、3時間から6時間後の時間帯以外にも発災から2日、3日後の状況を想定した訓練も必要であることなどが指摘をされました。

今後におきましては、これらの課題の解消に努め、様々な状況に即した実践的な訓練に取り組み、着実に検証を積み重ねることで、実際の発災に対応できるよう訓練内容の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市の消防車両で緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用して整備をした車両の種類と台数につきましては、平成18年度と同補助金創設から今年度までに14台整備をしており、その内訳は、指揮車1台、救助工作車1台、化学車2台、ポンプ車7台及び高規格救急車3台となっております。

次に、緊急消防援助隊が出動した災害における本市の出動実績と全国及び地域ブロックの大規模訓練についてですが、まず出動実績につきましては、平成12年の有珠山噴火災害、15年の出光興産北海道製油所ナフサ貯蔵タンク火災、23年の東日本大震災、30年の北海道胆振東部地震の4回となっております。

次に、全国及び地域ブロック訓練につきましては、全国合同訓練はおおむね5年に1回、地域ブロック訓練は全国を六つのブロックに分けて毎年1回行われており、本市は全ての訓練に参加をいたしております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

○23番（山田雅敏議員） 次に、地球温暖化対策についてお聞きいたします。

平成27年9月の国連サミットで193の国連加盟国が合意したアジェンダ案、持続可能な開発のための2030アジェンダに、17の国際的な目標と、それを達成するための169の具体的な対応すべき項目と聞いています。現在、環境や人権など持続可能な開発目標、いわゆるSDGsに取り組む企業は、企業イメージが向上することで、投資家や消費者から好意的な印象を持たれるだけではなく、学生が就職活動を行う上で志望度が7割を超える結果が出たと、就職情報会社のインターネットで調査した結果が出たと聞きます。このSDGsへの取組は企業のみではなく、まちのイメージ向上につながるものと考えます。

そこで、小樽市の魅力アップとしてSDGsについて、市の取組状況と、職員に何を伝えたいと考えますか、お聞かせください。

SDGsの優先課題の一つである環境分野に対応するものとして、ゼロカーボンシティ小樽市を掲げる本市では、地球温暖化対策やエネルギーの有効利用の推進を掲げ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すと、実質的な施策を検討中と聞きます。

また、地球温暖化を抑えるために温室効果ガスの排出量を2050年をめどに実質ゼロにする活動が各国で広がってきていると聞きます。世界的には120以上の国々や地域が参加、日本でも昨秋に表明したことは記憶に新しいと思います。

平成27年に採択された温暖化対策の国際的なルール、パリ協定は全ての国が参加して、今世紀末の世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べ2度未満、できれば1.5度に抑えることを目標としていると聞きます。国連環境計画（UNEP）の報告によると、日本を含む加盟国が今掲げる削減目標を全て達成しても、平均気温は3度上がる見通しと聞きますが、森林による吸収や人工的な回収より、確実なのは、やはり排出を減らすことと考えます。

そこで、化石燃料を燃やす火力発電の使用減やガソリン、軽油を使う車を電気自動車に取り替える取組や、太陽光、風力、地熱、潮力などの再生可能エネルギーを大幅に増やす努力が必要と思いますが、日本では、まだまだ再生エネルギーのコストが高いと聞きます。まずはできることを着実に進めることが大事と考えています。

市では、温暖化対策推進実行計画に基づき、温室効果ガスの削減を進めていますが、その削減効果をどのように測っているのか、お聞きいたします。

次に、菅首相が目標と掲げた2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることと、経済成長を両立

させるために経済産業省は、昨年12月にグリーン成長戦略を策定したと聞きます。脱炭素化も重要ですが、もう一方で遅れている建築物の省エネ促進が不可欠と言われていています。

そこで、本市が現在行っている住宅エコリフォーム助成制度についてですが、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスとなる改修工事を促すような新たな取組をこの制度に組み込めないか、お聞きいたします。

次に、脱炭素化と電化を中心とした14の産業分野のイノベーションがあるとお聞きします。その中で家庭・オフィス関連産業の対策が遅れていると聞きます。欧州やイギリスでは、建築物の省エネ性能が設定され、認証を取ることや建物の売買や賃貸の際には、省エネ性能について説明を行うなど、法律で義務づけられているとお聞きします。また、住宅やオフィスビルなどのランクの低い物は賃貸禁止予定と聞いています。

日本では、オフィスビルなど住宅以外の建築物の省エネ性能の向上に向けてどのような規制がありますか、お聞かせください。

以上、4項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、地球温暖化対策について御質問がありました。

初めに、SDGsについて、市の取組状況と職員に伝えたいことにつきましては、現在、本市の取組として第2期小樽市総合戦略において横断的視点としてSDGsの理念を取り入れ、基本目標にSDGsのゴールを関連づけしております。また、ゼロカーボンシティ小樽市を宣言し、脱炭素化の流れをまちづくりに取り組むこととしております。

私から職員に伝えたいことは、一人一人が日々の仕事の中でSDGsの意識を持ち、市政を着実に進めることが、まちの魅力向上や持続可能なまちづくりにつながり、SDGsの達成に寄与するということであります。

次に、市の温室効果ガス排出量の削減効果につきましては、市では第3次小樽市温暖化対策推進実行計画に基づき、職員一人一人の省エネに対する日々の取組のほか、建物や設備機器の更新時におけるエネルギー効率の高い機器の導入などにより、温室効果ガスの削減を進めております。

これらの取組による削減効果は、各施設の電気や燃料の使用量、公用車のガソリンの使用量などを集約し、各項目に国が示す係数を乗じて二酸化炭素の排出量に換算をしており、基準年の平成23年度との比較によってどれだけ削減されたかを確認しております。

次に、住宅エコリフォーム助成制度の拡充につきましては、現在ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに対する国の支援事業が設けられていることから、今のところ本制度に組み込む考えはありませんが、今後は、国の動向を注視しながら他都市の事例を調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、省エネ性能の向上に係る規制につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律では、オフィスビルなどの非住宅建築物の床面積が300平方メートル以上は省エネ基準への適合を義務づけており、300平方メートル未満については建築士が建築主に対し、省エネ基準への適合性について説明することを義務づけております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

○23番（山田雅敏議員） 次に、女性の活躍推進についてお聞きいたします。

平成15年、政府は、指導的地位に占める女性の比率30%を、2020年までに達成すると宣言しました。平成26年7月には、昭和60年に成立、翌61年施行の男女雇用機会均等法の施行規則を改正し、採用や昇進、転勤による差別の禁止を盛り込み、セクハラについて性別による役割分担意識に基づく言動をなくすることが防止につながると明記されました。平成27年7月には、政府は女性登用促進へ新法を制定する方針を固め、企業や地方自治体へ女性登用を増やす行動計画をつくるように求めました。後に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、通称、女性活躍推進法が国会で成立。同時期の報道では、小樽市は道内主要10市の一般行政職の割合で最も低いということを知り、質問をさせていただいたことを覚えています。

概要は、市立病院や保健所を除き、一般行政職の管理職のうち女性は3.4%で、高い市から比べると10%ほど低く、職員課の分析では、結婚や出産に伴う退職に加え、管理職になると住民説明会や議会対応など責任が重たくなる。家庭を考えて昇任を望まない女性職員もいると報道されています。そのため、現状を変えるための対策として、一気に数字を上げることは難しいが、能力があれば男女を問わず積極的に登用していく。本市総務部では、女性が管理職を務めやすい環境づくりのため、課題を把握し先進事例を調べている段階で、具体策はこれからだとお聞きいたしました。

では、女性が管理職を務めやすい環境づくりのためにどのような課題があるのか。

また、国の方策としてはどのようなものがあるのか、お答えください。

次に、このとき経団連では、役員企業47社に女性登用計画をまとめたところ、約6割の27社が女性管理職を2020年までに3倍にするという数値目標を掲げたとお聞きします。市職員の女性管理職の登用を増やすのと同時に、女性の働きやすさや男性側の意識の変化や働き方も求められると思いますが、本市の働き方等の変化について何が必要と考えるのか、お聞かせください。

次に、女性の場合、スキルを磨く機会や経験を積むチャンスが少ないと考えています。そこで、企業では人材育成として経営感覚や判断力を養うメンター制度を導入する例が増えているとお聞きします。メンター制度の内容と本市への導入について見解をお聞かせください。

次に、厚生労働省が推奨する多様な正社員の導入についてお聞きいたします。

非正社員と正社員の間接的な雇用形態という例が示されていますが、メリット、デメリットについてどうしてこのような雇用形態が必要なのか、併せて見解をお聞かせください。

次に、生物学的な性差とは異なり、社会的・文化的な性差をジェンダーと呼びますが、今年3月、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数ランキング2021では、日本は120位だったとお聞きします。前年は121位、先進7か国の中では最下位で、男女格差が大きかった原因は、政治分野の147位、経済分野の117位、しかし、教育分野は92位、健康分野は62位で、高いとは言えませんが、政治・経済分野の低さが順位を下げる結果になったと聞きます。

日本企業の就業人口全体から見れば、女性が占める比率は44.5%に対し、管理職が占める女性比率は14.8%にすぎず、これが上場企業の役員女性の比率は6.2%にすぎません。これは年齢が上がるほど、地位が上になればなるほど女性の絶対数が少なくなるという現状です。

昨年12月、政府は、女性の指導的地位に占める割合30%の達成時期を2020年代早期へと先送りをしました。ますます家事、育児など家庭内での女性の負担を減らすことが重要で、男性側のより一層の援助や参加が求められるところです。

そこで、現在、市の育児休業の内容・理由、令和2年度の取得状況について、男女別の人数をお示しください。

また、以前と比べてどのような推移や傾向があるのか、併せてお聞かせください。

この項最後に、今年改正されました育児・介護休業法案（2022年施行）についてお聞きいたします。

対象期間、申出期限、回数、従業員が1,000人を超える企業の責務など、どのように改正されるのか、また、地域での周知方法についてお答えください。

以上、5項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、女性の活躍推進について御質問がありました。

初めに、女性が管理職を務めやすい環境づくりのための課題とそれに対する国の方策につきましては、平成28年4月に策定された小樽市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画のアンケート調査結果で、「昇任することに魅力を感じていない」、「自分の能力で職責を全うできるか不安がある」、「家庭との両立が困難になる」という女性職員の意見が多いことから、これらを課題と捉えております。

また、国の方策ですが、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針において、人事管理の見直し、管理職の意識改革、女性のキャリア形成支援、女性職員が抱える悩みや心配の相談ができる体制づくりといった取組が推進されていると認識をしております。

次に、市に求められる女性職員の働きやすさや男性職員の意識や働き方の変化につきましては、先ほどの行動計画のアンケート結果を踏まえ、時間外勤務を減らすことや働く女性の家事、育児、介護に対して上司、同僚の意識・理解を高めることなど、働きやすい職場の環境整備を進めることが重要であるほか、男性の家事、育児、介護への参加を推進していくことが必要であると考えております。

次に、メンター制度の内容と本市に導入することへの見解につきましては、人事院作成のメンター制度実施の手引きによりますと、メンター制度は人事当局の一定の関与の下、いわゆる斜めの関係として先輩職員が後輩職員の申出等を受けて助言等の支援を行う仕組みであり、職場環境への円滑な適応、能力開発、専門性習得等キャリア形成、仕事と生活の両立等に向けて、上司や人事当局の役割を補うものとして活用されることが期待されているものとされており、新規採用職員を対象とした職場環境への円滑な適応に向けたものや、初めて部下を持った職員を対象とした部下の育成や今後のキャリア形成に関する相談を目的としたものなど、幾つかの類型例が示されております。

本市への導入につきましては、本制度を必要としている職員とそれに対応できる職員のマッチングが必要であり、また、人事面からの一定程度の管理も必要であるとされていることから、まずは庁内でのニーズ把握と制度を導入した際の業務ボリュームについての調査が必要と考えております。

次に、多様な正社員につきましては、いわゆる正社員と比べ配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定されている正社員のことであり、メリットは家庭の事情等により転勤やフルタイム勤務が困難なことによる離職を防止することや、地元に着した就業を希望する人材の採用などにつながることであります。

一方、デメリットは、残業の多い正社員が不満を抱くことや、正社員との待遇に差をつけることで、多様な正社員から不満が出る可能性があることなどと言われております。多様な正社員の導入につきましては、正社員と非正規雇用の労働者との働き方の二極化を緩和し、労使双方にとって望ましい多元的な働き方の実現が求められていることから、必要な雇用の在り方の一つであると考えております。

次に、市職員の育児休業につきましては男女問わず職員が、3歳に満たない子を養育するために最大

で子が3歳になるまでの期間、休業することができる制度となっており、令和2年度の市職員の取得状況は、男性が3人、女性が17人となっております。

また、取得状況の推移や傾向についてですが、育児休業対象となる職員の男女別の取得率を平成28年度から令和2年度までの5年間で見ますと、それぞれの年度ごとに男性は0%、2.9%、2.1%、19.5%、8.6%であり、女性は平成29年度に94.1%であったことを除き100%となっておりますことから、男性職員の取得率はまだ低いものの、以前と比較すると増加しているものと考えております。

次に、育児・介護休業法の主な改正内容につきましては、施行日は未定ですが、育児休業について現行制度に加え、子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能にすることや、休業の申出期限をこれまでの「原則1か月前まで」から「原則2週間前まで」に短縮すること、さらに分割して2回取得可能になるなど、柔軟に育児休業を取得できるようになります。また、令和4年4月からは、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等が事業主の義務になるとともに、令和5年4月からは従業員数が1,000人を超える企業において取得状況の公表が義務づけられることとなります。

なお、制度の周知方法につきましては、厚生労働省や労働局がホームページに掲載するほか、全国の労働局で順次説明会を開催することを確認しております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

○23番（山田雅敏議員） 次に、コロナ禍における教育についてお聞きいたします。

3回目の緊急事態宣言を受けて、親を含め児童・生徒からは、またかというため息が聞こえてきます。高校では、各校の判断により短縮授業やリモート授業、分散登校、休校など、対応に苦慮しているとお聞きします。

そこで、政府は新学期を迎え、小・中学校への学習時間の確保、感染予防対策など対策を取ると聞きます。新型コロナワクチン接種の対象になっていない12歳未満の児童の感染状況と予防対策。担任や養護教諭の感染防止や、学級閉鎖、リモート授業の導入などの学習時間の確保について、各校で判断が分かれると思いますが、道の特定措置区域の対応や本市の取組についてお聞かせください。

次に、今回、国立感染症研究所では、感染力の強いデルタ株の流行に伴い10歳以下の子供に感染が広がっていると危機感を募らせ、人が密集する場所・行事について提案を出したと聞きます。

では、学校が注意しなければならない学校行事について、国立感染症研究所の提案や対策に関わり、本市の対応をお聞かせください。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染の不安や分散登校で、オンライン授業を受けた生徒は、自治体によっては出欠の判断が異なると聞きます。文部科学省では、出席停止扱いとする立場と聞きますが、特例的に出席とする自治体もあり、高校受験に影響しないかと心配する保護者もいるとお聞きします。昨年6月、文部科学省の通知では、感染不安で登校しない場合は欠席ではなく出席停止に含めることができるとしたと聞きます。

それでは最後に、本市では、感染が不安で登校しない場合はどのような扱いになるのかお聞かせください。

以上、6項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 山田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、コロナ禍における教育について御質問がありました。

初めに、道の特定措置区域の対応につきましては、国の衛生管理マニュアルに基づき感染リスクの高い学習活動は行わないことや、修学旅行、宿泊研修の実施を見合わせるなど、部活動は全道・全国に直結する大会等に出場する部活動に限り実施することなどが示されております。

また、これらに加え、道の対策を踏まえた本市の具体的な取組につきましては、感染リスクを避けるため、通常より30分程度、下校時刻を早めるよう日課を工夫するとともに、これまで学級閉鎖や出席停止等によりやむを得ず登校できない児童・生徒に対しては、端末を持ち帰らせ授業のライブ配信や学習課題の確認などを行っているところであります。

次に、学校行事への国立感染症研究所の提案や対策に関わる本市の対応につきましては、国立感染症研究所から人の密集が過度になるリスクが高いイベントにおいては延期や中止を検討し、感染リスクの低い、あるいはリスクを低減できると考えられたイベントにつきましては、事前の対策を十分に行うことが示されております。

本市におきましても、現在、道の通知に基づき、運動会や文化祭など感染リスクが高い行事は原則延期としておりますが、日程を分散したり規模を縮小したりするなど開催方法を工夫し、感染症対策を十分に講じて行う場合に限り実施可能としているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染が不安で登校できない児童・生徒につきましては、国の通知に基づき欠席扱いとはせず、出席しなくてもよい日として記録する出席停止扱いとしております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第7項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

○23番（山田雅敏議員） それでは、最後になります。全国学力・学習状況調査などについてお聞きしていきます。

令和3年8月31日、文部科学省は小学校6年生と中学校3年生を対象とした2年ぶりの全国学力・学習状況調査と、生活習慣などに関する児童生徒質問紙調査も同時に行われ、結果を公表いたしました。児童生徒質問紙調査において、昨年のコロナ禍における一斉休校の不安について、どのような質問内容だったのか、また、その回答率についてお聞かせください。

今回の調査で文部科学省の担当者は、家庭の経済状況や教育への関心度が子供の学習へ影響している可能性もあるとしています。まだ分析には時間がかかると思いますが、今後、学習に対する興味・関心を高める上でも、学校での授業以外の学習機会を提供していくことが必要と思いますが、現在取り組んでいることをお聞かせください。

次に、児童生徒質問紙調査の中で、テレビゲームにかける1日当たりの時間を尋ねると、1時間以上と答えた割合が前回より20ポイントほど増えたと聞きます。では、一般論で構いませんが、この結果の原因について、考えられることをお聞かせください。

次に、平成25年度に調査を開始した、学校に行くのは楽しいと思うかという質問に対し、この質問を入れた年から初めて5割を切ったと聞きます。では、この質問でこの結果の原因について考えられることをお聞かせください。

今回のこの代表質問の最後に、本年8月26日から29日の日程で第66回北海道吹奏楽コンクールが開催

されました。コロナ禍の中での開催には批判の電話やメールを幾つか受けたと聞きます。道吹奏楽協会理事長によると、コンクールは動画での審査や無観客の開催で出場校を決め、大会開催に当たり演奏中の感染防止などにに関する様々な研究を調べた結果、対策を万全に行えば大会を実施できると判断したと聞きます。新型コロナウイルス感染症予防から、学校行事・奉仕活動の中止、友人との会話の欠落による影響で、今後新型コロナウイルス感染症による環境の変化でストレスを抱え発散の機会がない子供たちを心配する父兄から、例えば密を避けたスポーツ観戦、音楽鑑賞、社会奉仕など行えないか、私も何らかの機会が必要と考えます。見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） ただいま、全国学力・学習状況調査などについて御質問がございました。

初めに、児童生徒質問紙調査における一斉休校の不安に関わる質問内容と全国の回答率につきまして、昨年、「新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、勉強について不安を感じましたか」という質問に対して、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した全国の児童・生徒の割合は小学校で55.2%、中学校で62.8%となっております。

次に、学校の授業以外の学習機会の提供につきましては、梅っ子レピオ学習会として月1回土曜日に児童・生徒を対象に学習をサポートする機会を設けるとともに、梅っ子学校サポート事業として小樽商科大学の学生などの講師を各学校へ派遣し、放課後や長期休業中に学習の機会を提供しているところであります。

また、市長部局におきましては、独り親世帯や経済的に困窮している世帯の生徒を対象に、学習支援や進学相談などを行う、おたる子ども未来塾を開校し、学習をサポートする機会を設けているところであります。今後とも、これらの事業を積極的に活用できるよう関係部局と連携を図りながら、児童・生徒や保護者へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、全国の児童生徒質問紙調査において1日当たり1時間以上ゲームをする割合が増えた原因につきましては、児童・生徒へのスマートフォンなどの普及に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、少年団活動や部活動が制限されたこと、不要不急の外出を控えざるを得なかったことで児童・生徒が自宅で過ごす時間が長くなったこと、臨時休業期間中は日中、児童・生徒だけで過ごし、保護者の目が行き届かなくなる家庭もあったことなどから、ゲームをする時間が長くなったものと考えられます。

次に、「学校に行くのは楽しい」と回答した割合が5割を切った原因につきましては、中学校では前回に比べあまり変化が見られなかったものの、小学校においては前回の54%から48%と6ポイント低くなっており、その主な原因の一つとしては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、グループ学習や大きな声で話す活動など感染リスクの高い活動が制限されたことや、マスクの着用によりお互いの表情が分かりづらくコミュニケーションが取りにくかったこと、給食の時間は黙食を徹底させていること、子供たちが楽しみにしている運動会や学芸会などの学校行事が縮小し、やりがいや達成感を味わう機会が少なくなってしまうことなどが考えられます。

次に、学校における新型コロナウイルス感染症の影響によるストレスを抱える子供たちへの対応につきましては、コロナ禍においても子供たちがストレスをためることなく教育活動を推進していくことは大切なことだと考えております。このため、各学校においては感染症対策を徹底しながら、休み時間に外遊びなど友達と楽しく交流する時間を確保するとともに、運動会や文化祭などの学校行事を中止する

ことなく、内容や方法を工夫しながら実施することとしており、今後とも教育活動を柔軟に見直しながら子供たちが楽しさや達成感を感じられるよう、各学校へ指導してまいります。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 23番、山田雅敏議員。

○23番(山田雅敏議員) それでは、再質問をさせていただきます。

まず確認なのですが、先ほど質問しました新型コロナウイルス感染症に感染した妊婦の搬送、入院体制ということで、これはあるということでお聞きしましたが、市内の病院、数は多くはないとは思いますが、ある程度、複数の場合に対応できるのか、まずそれが1点。

それから、先ほども関連して、乳幼児のいる家庭で感染した場合、外部との接触が隔離されたときに食料品の購入がままならないということで、お答えでは10日分の食料を差し上げることができると。そこで、その差し上げられる状況に関して少しお聞きしたいのですけれども、どこに申し込めばいいのか。また、きちんとした栄養価のある生鮮野菜も含めて、そういうものも十分なのか、その2点をお聞かせ願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(田中宏之) 山田議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目の妊婦の搬送、入院体制に関わる御質問でございますけれども、市内の病院におきまして複数の妊婦の方に関しても受入れは可能でございます。ただし、その数が受入れ許容を大きく超えると市外への搬送ということもあろうかというふうに思います。

それから、2点目の乳幼児等の自宅療養を行っている期間中の、本人が御希望される場合の食料品の配送等につきましてですが、申込みに関しては、保健所のほうから御希望されますかということをお尋ねするようになっておりますので、その際にお答えをいただくということになっております。

また、栄養価のあるもの、野菜等は運ぶのかということもございましたが、これは10日間というかなり長い期間保存の利くものということでございますので、生鮮品は原則配送していないという状況でございます。

また、栄養価に関しても、食べやすいものというものを中心に今配送しておりますので、栄養価への配慮ということを重視したものとはなってございません。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 23番、山田雅敏議員。

○23番(山田雅敏議員) 細かい点については予算特別委員会でお話しさせていただきます。

以上、質問はこれで終わりたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 山田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時55分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、面野大輔議員。

(5番 面野大輔議員登壇) (拍手)

○5番(面野大輔議員) 立憲・市民連合を代表して、会派代表質問を行います。

1 項目め、新型コロナウイルス感染症について。

昨年1月15日、神奈川県に住む30歳代の中国籍の男性が国内で初めて新型コロナウイルス感染症に感染していたことが確認されて以来、1年半以上が経過しました。現在、第5波の流行の最中で、予断を許さない状況が全国各地で続いています。本市においても陽性者が連日確認され、経済的にも大きな打撃を受けている状況で、特に飲食店や観光業を営んでいる事業者からは悲痛な叫び声が上がっています。一日も早くコロナ禍以前のようなふだんどおりの生活に戻れるよう切に願っています。

今回の代表質問を通して、まず新型コロナウイルス感染症の抑え込みに有効的だとされるワクチン接種について伺います。

初めに、市内のワクチン接種について伺います。

本市では、高齢者向けワクチン接種について、希望者への接種は7月末におおむね完了したと見解を示されております。その後、8月に入り市内の感染者数は増加傾向となりましたが、ワクチン接種が始まる以前と今回の流行の違いについて小樽市の見解をお示してください。

次に、ワクチンは接種しても感染しないということではなく、国内の事例を確認しても接種後に陽性になるケースや、重症化・死亡に至るケースもあり得ると聞きます。ワクチン接種後に陽性が確認された人数、その中で重症化・死亡したケースがあったのか、お示してください。

次に、ワクチン接種後の副反応について伺います。

私たちの周りでもワクチン接種した方が多数いらっしゃり、いろいろとお話を伺うこともあります。その中でも、やはり副反応に関する話は必ずと言っていいほど話題に上がります。副反応が起こった大半の方は、腕や肩に痛みを伴ったり、数日発熱すると伺いますが、副反応疑い報告制度によって本市に通知があった件数をお知らせください。

次に、万が一ワクチン接種によって重篤な健康被害や障害が残ったと認められた場合、補償についてどのように対応されるのか、御説明ください。

次に、ワクチンの効果が持続する期間について伺います。

国内では、基本的に2回のワクチン接種を実施しています。しかし一部報道などでは、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当大臣が3回目の接種も必要になると発言があったとも聞きます。現在、国からワクチン接種後の効果が持続する期間はどのように示されていますか。

次に、ワクチン接種にかかる費用について伺います。

現在、ワクチン接種にかかる費用は国が負担することになっています。本市でも予算計上されているところですが、現在ワクチン接種にかかる費用として医療機関から1回当たりに請求されている金額をお示してください。

次に、ワクチンの供給予定について伺います。

当初、国が示していたワクチン供給の計画からずれ込み、本市においても大規模接種会場での予定や職域接種の申請者が希望どおりに供給されず、当初の予定どおりに進められていない状況に陥っています。多くの自治体でも困惑しているムードを感じ取ることができますが、接種希望者からは、接種券が手元に届いても電話やインターネット予約が混雑して全くつながらないという声を以前はよく耳にしました。接種券の発送を細かく世代別に発送し、予約フォームが混乱しないようにするべきだという意見も聞きました。今後のワクチン供給予定について、市民が分かりやすいように情報を発信していくべきだと考えますが、ワクチンの供給について9月以降どの程度めどが立っているのか、現状の予定について御説明ください。

次に、病床確保数について伺います。

小樽市では、7月11日にまん延防止等重点措置が解除されて以降、感染者数は比較的低い水準で推移してきましたが、8月に入ってから再び感染者数が増加し、市内でも緊張感が高まっています。厚生労働省のホームページ特設サイトでは、北海道の病床使用率は8月25日時点で44%、9月1日時点で46%、9月8日時点で37%、下降傾向となっておりますが、本市の病床確保数と病床使用率について直近の数値をお示しください。

次に、自治体によっては感染状況や警戒ステージにより病床確保数を計画的に調整している話を聞きます。本市においては、病床確保数について感染状況に応じてどのように調整されているのか、御説明ください。

次に、自宅療養者の対応について伺います。

まず初めに、小樽市の対応として入院、宿泊療養施設、自宅と大きく区別して三つの療養先があるものと考えますが、どのような基準を基に療養先の選択を行っているのか御説明をいただき、直近の自宅療養者数をお示しください。

次に、入院や宿泊療養施設では医療関係者や自治体職員が常駐しており、食事や日用品の供給に関しては最低限カバーされるような体制が整っていることと思いますが、自宅療養者に関しては同居人がいない場合、または家族全員が感染してしまった場合、生活に必要な物資の調達が困難になってしまいます。本市では、自宅療養者に対してどのような物品の配布を行っているのか、お示しください。

以上、第1項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症についての御質問がありました。

初めに、ワクチン接種が始まる以前と今回8月以降の流行の違いにつきましては、75歳以上のワクチン接種が開始された5月27日以前の感染者と8月の感染者を年代で比較いたしますと、60歳以上の感染者が減少し、40歳未満の感染が顕著に増加している状況にあります。

次に、ワクチン接種後に陽性となった人数と重症化や死亡したケースにつきましては、陽性者に対する調査の中で把握できた人数は37人で、これを接種回数別で見ますと、1回目接種後が21人、2回目接種後が16人となります。さらに2回目接種後の16人のうち、ワクチン接種後14日以内に陽性となった方が5人、15日以上経過し陽性となった方が11人で、1回目のみ接種した方を含め重症化や死亡した方はおりません。

次に、予防接種後副反応疑い報告制度に基づき本市に通知があった件数につきましては、9月10日現在14件となっております。

次に、ワクチン接種による健康被害や障害に対する補償につきましては、予防接種法に基づく健康被害救済制度により、その健康被害や障害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合は、国の費用負担により医療費や障害年金等の給付が行われることとなっております。

次に、ワクチン接種後の効果の持続期間につきましては、国では新しいワクチンでもあることから、今後も引き続き集積をされる様々なデータを見ていく必要があるとしており、現在までのところ効果の持続期間については示されておりません。

次に、医療機関から請求される1回当たりのワクチン接種にかかる費用につきましては、国が全国統一の単価を決めており、税込み1回当たり、平日の診療時間内は2,277円、時間外の場合は3,080円、休

日の場合は4,620円となっております。なお、土曜日につきましては、休診日の場合は休日と同様に4,620円となります。

次に、9月以降のワクチンの供給めどにつきましては、9月中には国から3,900バイアル、2万3,400回分の供給が確定しているほか、他地域からの融通分として931バイアル、5,586回分を確保しております。また、10月前半には国から1,950バイアル、1万1,700回分の供給が確定をしており、9月と10月前半を合わせて6,781バイアル、4万686回分のワクチンを確保しております。

次に、本市の病床確保数と病床使用率につきましては、9月10日時点で市内に確保されている病床は100床で、病床使用率は13%となっております。

次に、病床確保数の調整につきましては、北海道において各医療機関への意向調査に基づき、3段階のフェーズを設けて受入れ病床数を設定しており、設定病床数の40%から60%程度が使用された段階で地域の感染状況を踏まえてフェーズの切り替えを判断し、各医療機関に対し受入れ病床の割当てを行うこととなっております。なお、現在は3段階のうち最大であるフェーズ3に設定をされております。

次に、療養先を選択するときの基準につきましては、65歳以上の方や呼吸器疾患、腎臓疾患及び糖尿病などの疾患を有する方のほか、妊婦や著しい呼吸器症状や酸素飽和度の低下などが見られる方については原則入院としております。

また、医師が入院の必要がないと判断した場合において、子供の養育や親の介護など、宿泊療養ができないやむを得ない事情があるときは自宅療養とし、これ以外の場合は宿泊療養としております。自宅療養者数につきましては、9月10日現在で8人となっております。

次に、自宅療養者へ提供する物品の内容につきましては、パルスオキシメーターの貸出しに加え、希望される方には10日分の自宅療養セットとしてパックの米飯や缶詰、レトルト食品など保存の利く食料と、トイレットペーパーやごみ袋などの日用品を提供しております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）

○5番（面野大輔議員） 第2項目め、令和2年度決算について伺います。

令和2年度の決算規模は、例年平時と比較すると特別な年度であったと考えます。コロナ禍の影響により、特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、新型コロナウイルス感染症に対する多額の交付金を財源として様々な事業を実施してきた年度で、例年であれば一般会計の決算規模はここ10年およそ540億円台から590億円台で推移してきましたが、令和2年度は歳入・歳出ともに700億円を超える大きな決算規模となりました。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に用途が限定された交付金を除くと、本市の一般会計における決算規模はどの程度であったのか、細かな算定は難しいと思いますし、また、交付金のあるなしに関係なく、これまで本市が実施してきた事業がコロナ禍の影響により計画どおり実施できない。また、イベントが中止となり補助金が不要になるなど、既存の事業への影響も想定されアバウトな御答弁となることかと思いますが、傾向としては例年と比較してどの程度の決算規模になっているのか、お示してください。

次に、決算規模が700億円を超えることによって、例年と比較できない要素もあることかと考えます。例えば、予算規模に対する事業費の割合などは分母が大きくなっているのがポイントとして比較するには参考にならないと考えます。令和2年度の決算を整理する上で、新たに盛り込んだ要素があれば御紹

介ください。

次に、令和2年度の事業は、冒頭の説明のとおり新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国・都道府県から多額の交付金が各自治体へと交付されました。本市においても地域の実情を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策が数々講じられ、一定の効果が得られたものだと考えます。そこで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症に対応した、国・北海道の補助事業を除いた市独自の財源のみで実施した新型コロナウイルス感染症対策事業があれば御紹介ください。

令和2年度一般会計決算の実質収支は1億6,557万1,000円の黒字となりました。実質収支を踏まえて収支改善プランと照らし合わせて伺います。

令和2年11月作成の小樽市収支改善プラン（令和元年度～7年度）に係る収支見通しの時点修正については、令和2年歳入合計が719億5,200万円、歳出合計が736億9,200万円と示されており、差し引くと17億4,000万円の不足額が生じ、財政調整基金繰入金や過疎債ソフトを充当して収支均衡を図ると試算されていました。結果的には1億6,000万円を超える黒字収支となりましたが、なぜこのような大きな差が生まれるのか疑問に思うところです。特に収支見通しで示されている歳出合計と決算の歳出額では23億円以上の開きがあります。収支見通しと決算で生じる差がなぜ大きなものとなるのか、御説明ください。

次に、一般会計歳出決算の不用額について伺います。

不用額合計を前年度と比較すると大幅に減っています。昨年度決算の合計は約30億8,421万円でした。その差は12億円以上となっておりますが、これだけ大きな差額になった要因をお示しください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、令和2年度決算について御質問がありました。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策を除いた本市の一般会計における決算規模につきましては、特別定額給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用した新型コロナウイルス感染症対策事業費を除きますと約563億円となり、例年とほぼ同規模となっております。

次に、令和2年度決算を整理する上で新たに盛り込んだ要素につきましては、2年度はコロナ禍により特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業などを行っておりますので、これらを新型コロナウイルス感染症対策関連事業として決算説明書に新たに項目を追加するなど、可能な限り特色のある事業を決算説明書の中でお示しできるように整理をしたところであります。

次に、市独自の財源のみで実施をした新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、小樽市民会館、小樽市公会堂、小樽市民センター、小樽市いなきたコミュニティセンターの臨時休館等による指定管理者への損失補填金のほか、小・中学校の教室への扇風機及び保健室への冷風機を整備した空調設備整備事業となっております。

次に、昨年11月に時点修正を行った収支見通しの歳出額と決算における歳出額の乖離につきましては、令和2年度の収支見通しは直近の第3回定例会における補正後の予算額となっており、予算の執行段階において工事等の入札差金や医療扶助など生活保護費の減のほか、国庫補助金の配分額の減に伴う建設事業の実施時期の変更による減などにより、収支見通しと決算において約23億円の差額が生じたもので

あります。

次に、不用額が前年度よりも大幅に減少した要因につきましては、令和2年度は各部から報告された歳入歳出予算の執行状況を見極め、最終の補正予算において一般財源に影響のない事業についても歳出予算を精査し減額補正を行ったことから、不用額を大幅に削減できたものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）

○5番（面野大輔議員） 3項目め、人口減少について伺います。

まず、国勢調査の結果について。

令和2年に実施された国勢調査が終了して、随時各集計が正式に公表されています。また、本市でも独自に各月末ごとの世帯数及び人口や住民基本台帳を基にした数値が公表されています。

まず初めに、基本的なことを伺いますが、国勢調査と住民基本台帳の目的について伺います。

また、それぞれの人口数には差異がございますが、その理由をどのように分析しているのか、御説明ください。

次に、現在、集計結果が示されている人口速報集計について、前回調査時と比較してどのように推移しているのか、御説明ください。

次に、段階的に集計結果が公表されている令和2年国勢調査ですが、現在まで示されている集計値と将来人口推計で用いられる国立社会保障・人口問題研究所が示す差異について、本市がどのような状況になっているのか、お示しください。

次に、国の交付税算定に関して国勢調査の結果が反映されると伺いますが、その結果が初めて反映された令和3年度普通交付税等交付決定額が8月上旬に財政課より示されました。令和2年度と比較すると普通交付税は微増、臨時財政対策債は4億円を超える増額で、合計では約7億円の歳入増となりました。単純に交付税が増額した結果を評価してよいのか、それとも本市の特性が経常的経費が人口減の中でも必要な自治体であると算定されたのか、様々な算定を重ねた上でこのような決定額に至ったことは理解しますが、本市の分析としては今年度の交付決定額についてどのような見解をお持ちですか。

また、来年度以降の見直しについての見解もお示しください。

小樽市の人口は毎年およそ2,000人減少しています。市役所正面玄関には、市内の人口を示す表示板が掲げられており、時とともに人口減少が進んでいると認識させられています。月並みですが、人口減少を解決する特効薬はなく、常に人口問題と向き合い、それに対する施策を講じていかなければなりません。社人研の将来推計では2040年の人口は7万人を割り、65歳以上の老年人口が生産年齢人口を上回るとされています。年代別人口比率の変化に伴い、行政サービスに求められる施策も変わってくることを考えます。将来的に市民が安心して暮らせる行政サービスの在り方を検討していただくようお願いを申し上げます。

次に、M a a S推進について伺います。

M a a Sとはモビリティ・アズ・ア・サービスの略で、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通や、それ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービスなどとの連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものと言われております。本市の現状を鑑みても、地域公共交通網形成計画、立地適正化計画の策定を通して、公共交通の課題や

多様化する地域の課題を解決するために、MaaS推進は具体的な事業として効果が見込めるものだと考えます。

一つ、道内の先進事例である室蘭市の取組を御紹介させていただきます。室蘭市では、地域公共交通網形成計画の事業実施概要の中で、最先端技術の調査研究としてMaaSを推進することとしています。先日、室蘭市のMaaSプロジェクト「いってきマース」について室蘭市の担当者、MaaSシステムの開発・提供を担うパナソニックITS株式会社の代表と担当者の方から、オンライン勉強会を通して、これまでの経過、現在の取組、今後の事業展開についてお話を伺うことができました。

室蘭市では、平成31年3月に、人口減少や少子高齢化が進んだ社会であっても、コンパクトで暮らしやすく持続可能なまちづくりを進める目的で、地域公共交通網形成計画、立地適正化計画を策定しました。本市と同様に、人口減少、少子高齢化、加えて立地的にも坂の多いまちという背景があり、今後、人口規模に合わせたコンパクトなまちづくりを推進し、高齢者の移動ニーズに合わせた交通手段の創出が喫緊の課題であると位置づけ、現在、交通事業者をはじめとするMaaS推進のための官民連携体制を強化し、課題解決に向けて動き出しています。現在、本市の公共交通の課題解決に向けてMaaSに関連した動きがあればお示しください。

室蘭市の試みとして、アプリの開発や実証実験を担うパナソニックITS株式会社と2020年2月に地域課題解決連携協定を締結し、その後、パナソニックITSの社員へ市企画財政部企画課内にデスクが配置され、最低週に1度登庁して進捗状況などを共有しプロジェクトを進めています。パナソニックITSでは、人材育成、ものづくり・技術革新、地域の課題解決を社風として力を入れており、室蘭市との連携に関する人件費や開発費、実証実験などの経費は投資と捉え、現状、無償で事業を推進しているそうです。

連携協定から1年半が経過し、現在「いってきマース」の具体的な実証実験として、3者に対する相乗りタクシーの取組を進めています。そのターゲットが通院、買物客、大学生の登下校です。利用者からの声としては、「交通費が安くなるから利用したい。」「帰りの重たい荷物も苦にならない。」「冬場は特に助かる。」など、各利用者へのアンケート結果では肯定的な意見が多かったと実証結果に示されています。今後さらにMaaS推進の取組として、相乗りタクシーとバス連携、買物客とデリバリー、通院とサブスクリプション、MaaS利用者への地域通貨の発行や商業施設での割引クーポンの発行などインセンティブを発生させ、利用者、事業者の両者に対してMaaSの利用促進や協力体制を高める方法を進めていくと説明がありました。

このような取組を進める上で幾つかの課題も把握したようです。コロナ禍の今、相乗りという行動に抵抗があることや、ICT・アプリの利用についてはターゲットとなる高齢者は操作に不慣れな方やICTに対して抵抗を持たれている方も相当数いらっしゃるようで、スーパーであればサービスカウンター、病院であれば総合窓口の方がサポートを行っているということです。MaaSに限ったことではありませんが、やはりICT化の推進は人的なサポートも欠かせないということも感じることができました。

室蘭市では、今後の課題解決に向けて、コストを抑えるためのサービス効率化にはデジタル技術の活用、特にスマートフォンなどによるサービス提供が望ましいものの、高齢者の利用実態を踏まえると高齢者も使いやすいようにするため、デジタルだけではなくアナログを組み合わせた仕組みも必要だと位置づけています。また、交通事業者が抱える課題としても、経営の安定化、運転手の高齢化に伴う事業継続への懸念など、新しい公共交通の在り方を検討し、交通事業者の収益向上につなげていく必要があると考えられているそうです。こういった取組は一朝一夕で成し遂げられるものではなく、地域の実情

に見合うサービスの分析や、実証実験を繰り返し行っていかなければならないものだと考えます。将来的には地域公共交通の課題解決に向けて、行政も避けて通れない取組になってくるのかもしれませんが、今後、国の方針などで受動的に取組を進めるのではなく、自発的かつ積極的にM a a S推進について、連携体制や本市の課題解決に向けた有効な取組を進めていただきたいと思いますが見解をお聞かせください。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、人口減少について御質問がありました。

初めに、国勢調査の結果についてですが、まず国勢調査と住民基本台帳の目的につきましては、国勢調査は国の最も基本的な統計調査で、地方交付税の算定など多くの法令に利用規定があるほか、少子高齢化などの各種行政施策の基礎資料として、住民票の届出に関係なく実際にその地域に住んでいる人口や世帯数などを把握することとされております。それに対しまして、住民基本台帳は、住民の居住関係の公証や選挙人名簿の作成など住民に関する記録を管理することとされております。

また、それぞれの人口数の差異につきましては、住民票の異動届を行わず他の地域に居住している学生や、仕事などで本市を離れていることによるものと考えております。

次に、令和2年国勢調査速報値における人口と前回調査との比較につきましては、令和2年国勢調査速報値の人口は11万1,422人であり、前回調査と比較いたしますと1万502人、8.61%減少しております。

次に、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口との比較につきましては、令和2年の推計人口は11万1,129人であり、速報値の人口が推計人口を293人上回っております。

次に、今年度の普通交付税等交付決定額の見解につきましては、基準財政需要額では地域デジタル社会推進費が創設されたほか、地域振興費や高齢者保健福祉費の増などにより、約2億3,400万円増加するほか、基準財政収入額では個人市民税所得割や法人市民税法人税割、固定資産税、地方消費税交付金の減などにより約4億8,700万円減少となり、調整額も含めて実質的な普通交付税は前年度よりも約7億300万円の増加となりました。

また、来年度以降の見通しにつきましては、現時点での地方交付税を含めた今後の地方財政の見通しは不透明であることから、今後とも国の動向に注視をしまいたいと考えております。

次に、M a a S推進についてですが、まずM a a Sに関連した動きにつきましては、本市が関わるさっぽろ連携中枢都市圏では、連携事業の一つとして圏内のバス路線のシームレス化を図ることを目的に、現在、運行情報のオープンデータ化に取り組んでいるところであります。

また、将来の北海道新幹線開通に向けた二次交通対策として、おたる新幹線まちづくりアクションプランにM a a S等の推進を位置づけたところであります。

次に、M a a Sの自発的な推進につきましては、M a a Sは移動の利便性向上や地域の課題解決に重要な手段と考えておりますので、現在、本市として産・学・官で構成される北海道M a a S推進研究会に入会をし、先行事例の研究や情報交換に取り組んでいるところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）

○5番（面野大輔議員） 第4項目め、まちづくりについて伺います。

まず、第3号ふ頭及び周辺再開発について。

平成26年6月に第3号ふ頭及び周辺再開発計画が策定されました。この間、小樽商工会議所では小樽みなとまちづくりプロジェクト、「港を巷に」と題し、第3号ふ頭周辺の活用方法の動画制作、コンテナカフェを使った実証実験、シンポジウムの開催など様々な取組を進めてこられたと記憶しています。それらの取組を経て、現在は市と経済界から成る第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議の中で具体的な整備方針の意見交換が行われ、当面の整備における施設配置計画案などについて、昨年12月に経済常任委員会へ報告をいただいたところです。

平成26年に策定した第3号ふ頭及び周辺再開発計画の施設配置計画と今回の配置計画を比較すると、34号上屋跡地のほか、小樽港マリン広場にも観光・商業施設を配置することに変更していますが、この変更した理由をお示しく下さい。

次に、新たに建設される観光・商業施設について伺います。

現在、当施設は民間投資を前提として、第三セクターである株式会社小樽観光振興公社が担い、建設、管理運営を進めるという形で決定していると受け止めています。この間、経済常任委員会での報告を伺い、疑問点などについて質問させていただきましたが、この場をお借りして、改めて観光振興公社の設立の経緯や、現在までの経過について伺いたいと思います。

まずは、観光振興公社が第三セクターとして設立に至った経緯、目的について御説明ください。

次に、これまで本市が行ってきた公社への財政的なサポートについてお示しく下さい。

次に、公社の経営状態について伺います。

委員会での答弁では、令和元年度の収支は黒字になっているが、それ以前は赤字の状況が続いている。また、今年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響でかなり収入が減っているという状況で、厳しいことが予想されておりますとのことでした。改めて、直近5年間の収支状況、借入金など財政状況について御説明ください。

次に、観光・商業施設の建設費用に関して、市内の民間企業からの投資や金融機関からの借入を基に進めると伺っています。イニシャルコストについては正確に建設費や経費を算出し、計画的な資金繰りが可能なことと思いますが、将来的な収入に関しては不透明な点も否めません。これまでも、世界的な社会動向としてリーマンショック、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行など、予期せぬ事態で小樽観光はもとより国内の観光地は打撃を受けてきました。そのような背景を基に考えると、物販の売上げが計画値よりも下回る状況が続いた際、運営コストの捻出は厳しいことになるかと想定します。実際に、市内観光地の物販店では、コロナ禍の影響による売上げ激減によって金融機関からの借入を基に経営を継続しているというお話も伺います。

そこで、最悪のシナリオについて確認させてください。どのような要因であれ公社の運営する施設で赤字が続き、金融機関からの借入れも断られ運営が立ち行かなくなった際に、本市の公的資金の投入、株主としての責任などどのような取決めがあるのか。本市が肩代わりして金融機関への返済や施設の運営を継続するためのコストを負担しなければならないのか。公社と本市の関係について御説明ください。

今回の施設は、経営のノウハウが伴い、リスクマネジメント、トラブルシューティングが可能なものです。施設を建設するということは、将来的に老朽化にかかる費用も見なければいけませんし、社会動向を踏まえて柔軟な対応を行っていかねばなりません。市ホームページの中でも、今回の建設に関して一切情報が掲載されておきませんが、最悪の状況に陥った際に小樽市が出資してサポートしなければならない制約があるのであれば、市民への周知やさらなる議論が必要になるかと思えます。

次に、6月に報告いただいた資料の観光・商業施設の概要を拝見すると、収入の大半は土産物の物販によっているように感じます。既に堺町通りや運河周辺にその機能は有しており、また買物観光を推進しても、本市が古くから直面する通過型観光の解消策となり得ないのではないかと危惧するところです。

第3号ふ頭の再開発においては、お土産観光を主軸とする商業施設の建設よりも、親水空間を活用した体験型のコンテンツや、市民が利用したくなる緑地・公園整備、また、水辺を通して学習できる教育施設などを進めることによる、市民と観光客が交流できる空間を創出していくべきだと考えます。また、市が所有を検討している北海製罐第3倉庫など、歴史的・文化的なコンテンツを視野に入れた一体的な考え方も必要だと考えます。その上で、観光振興公社が進める予定でいる観光・商業施設の建設や、施設内機能は再考の余地があるのではないかと思います。

小樽市は観光都市として発展してから、常に観光客の滞在時間、通過型観光からの脱却が課題として挙げられています。その点に関して議論が進められ、官民が連携して様々なイベントが誕生したり、コンテンツが生まれてきました。しかし、通過型観光脱却の壁は高く、今もなおその課題は解消されずにいる状況が続いています。この再開発計画を進めていくことで、小樽観光の課題である通過型観光解消の効果が見込まれるとお考えでしょうか。

また、建設予定の観光・商業施設にはこの効果が見込まれる機能が導入される予定なのか御説明ください。

コロナ禍の影響を鑑みたスケジュールの判断について伺います。

先般より、定例会ごとに第3号ふ頭及び周辺再開発の進捗状況について御報告をいただいておりますが、施設の建設や運用に関しては新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた上で検討すると伺っております。本市に訪れる観光客は今のところ平時と比較すると回復している状況にはないと言えませんが、施設の建設やオープンまでどのような考え方で検討しているのか、どのようなめどが立てば進めていくのか。例えば海外渡航に関する規制が緩和されるタイミング、大型クルーズ船の寄港のめどが立つ、国内のワクチン接種が行き届くなど、具体的なタイミングは協議されているのでしょうか。建設開始、施設のオープンを判断するポイントについて公社はどう判断していくことになるのか、御説明ください。

また、現在建設に向けた準備としてどの段階まで進んでいるのか、御説明ください。

次に、日本遺産について伺います。

平成27年度より、日本遺産の認定制度が始まり、本市では過去にシリアル型の2件が認定され、昨年度、地域型で申請した「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」は認定に至らず残念な結果となりました。しかし、日本遺産フォローアップ委員会では、日本遺産事業の見直しにおいて新たなスキームとして候補地域の新設について取りまとめられたところです。小樽市としては、再チャレンジの道が開かれ、今年7月16日に候補地域として認定されました。20件の申請中、認定を受けたのは、本市のほか、千葉県富津市・鋸南町、京都府京都市の3件が採択され、今後、日本遺産の認定を目指しどのような取組が必要になってくるのか伺います。

市長は日本遺産の不認定の通知を受けた後も、ロゴマークの公募やストーリー、構成文化財の情報発信などを取り組み、魅力あるストーリーの磨き上げを続けていく姿勢をお示しになりました。このような取組は候補地域認定に対して効果的であったのか見解をお示しください。

先日、運河プラザ三番庫では、運河保存運動の母と言われる峯山富美さんの没後10年企画展が開催されていました。小樽運河新世紀フォーラム主催、小樽市が共催という形で、およそ20日間の会期で来場者数は1,000人をカウントしたと聞きますが、構成文化財の中で、小樽運河を守る会関係資料や文化庁ホームページ内のストーリーの概略を説明する文章の中に、小樽運河保存運動というキーワードを拝見し

ますが、このような民間が主催するイベントや製作物なども総括評価の対象となり得るのか、御見解を伺います。

また、候補地域の認定を受け、日本遺産認定に向けて今後どのような取組が求められているのか、御説明ください。

次に、3年後の日本遺産の本認定を目指し、地域活性化準備計画を文化庁に提出されていますが、候補地域認定後の取組に向けて、地域活性化計画検討ワーキンググループではどのような視点で協議されたのか、御説明ください。

新たに制度化された候補地域への申請件数は20件であったと聞きます。その中から本市を含む3件がこのたび認定され、そのほか認定済みの遺産についても認定取消しの可能性がある再審査とされたストーリーが4件、評価結果が公表されていました。今後、候補地域の取組、再審査の評価結果を受けた自治体は活性化計画の見直し修正を求められ、内容によっては認定取消しとしない場合も考えられます。どのような展開になるか分かりませんが、この3年間しっかりと取組を進め、御尽力いただけますようお願いをいたします。

以上、再質問を留保して、会派代表質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、まちづくりについて御質問がありました。

初めに、第3号ふ頭及び周辺再開発についてですが、まず小樽港マリン広場に観光・商業施設を配置した理由につきましては、計画当初、観光・商業施設は民間活力の導入を前提に34号上屋跡地への配置を想定しておりましたが、埠頭基部の事業実施を見据え、令和元年度から市内の経済・観光団体とで第3ふ頭号を核とした魅力づくり連絡会議を設置し、改めて意見交換を進めてきたものであります。

この中で34号上屋跡地につきましては、再開発を進めていく上で水際線を生かせる最も重要なエリアであるため、観光船ターミナルのほかに設ける機能については、観光船の集約の効果や観光客の回遊性の変化などを見極めてから検討すべきとされました。

一方で、大型クルーズ船対応岸壁の供用開始に合わせた、にぎわい空間の創出が急がれることから、インフォメーションや物販などの来訪者のサービス機能を中心とした観光・商業施設を設置すべきとの意見が大勢を占めていたことを踏まえ、早期に実現可能な小樽港マリン広場に配置をすることとしたものであります。

次に、小樽観光振興公社の設立に至った経緯、目的地につきましては、昭和55年にそれまで第3号ふ頭から祝津までの航路で観光船事業を営んでいた民間事業者が倒産したことを契機として、本市の観光資源として重要な観光船運航の必要性についての議論が当時、経済界を中心になされました。その結果、昭和57年に行政と民間のそれぞれのメリットを生かす第三セクター方式の株式会社小樽観光振興公社が設立をされ、観光船の運航が再開されました。目的としては、旅客の海上輸送、観光レクリエーション関連施設の建設、観光レクリエーション関連施設及び公共施設の管理・運営などが同社の定款に規定をされています。

次に、小樽観光振興公社への財政的な支援につきましては、出資金として昭和57年度からこれまで4回、総額1億8,500万円の出資を行っております。また、短期貸付金として平成3年度から平成21年度まで、平成24年度から令和3年度まで、それぞれの年度で経営の安定化を図るため必要に応じた額の貸付を行っております。

次に、観光振興公社の直近5年間の収支状況につきましては、各期の決算における税引後の最終的な収支は、平成28年度はマイナス43万1,178円、29年度はマイナス492万7,293円、30年度はマイナス429万5,524円、令和元年度はプラス189万1,029円、2年度はマイナス1,771万5,261円となっており、令和2年12月31日現在の繰越利益剰余金はマイナス1億1,061万1,059円となっております。

また、借入金につきましては、各年12月31日現在の短期借入金残高として、平成28年は1,850万円、29年は1,500万円、30年は1,175万円、令和元年は1,050万円、2年は700万円となっており、長期借入金につきましては、令和2年にコロナ禍による業績悪化のため国の無利子・無担保融資4,000万円の借入れを行っております。

次に、小樽観光振興公社の運営が立ち行かなくなった際の公的資金の投入などにつきましては、市と公社との間で特に取決めはなく、公社は独立した事業主体として事業を遂行しており、運営が立ち行かなくなった場合であっても本市が金融機関への返済を負担することはありません。また、施設の運営を継続するためのコストを支援することも想定していないため、本市にとっては既に行った出資が毀損する以上の財政負担が生じることはないものと考えております。

次に、再開発計画における通過型観光解消の効果につきましては、まず本計画は大型クルーズ船対応の環境整備に加え、第3号ふ頭基部の緑地整備などにより、この地域に水辺を生かしたにぎわい空間を創出することを目的としております。

また、建設予定の民間活力を導入した観光・商業施設については、来訪者の利便性向上のため駐車場の整備や観光案内所の充実などのほか、物販や飲食を備えた施設を想定しており、この地域で登録を目指している、みなとオアシスの代表施設として位置づける予定であります。

このように、この地域に官民一体となって新たな観光拠点を創出することで観光客の滞在時間の延長を図るとともに、民間事業者との連携を強化することで夜の観光の魅力づくりなどを促進し、宿泊への動機づけにつなげてまいりたいと考えております。

次に、公社における施設の建設開始などの判断につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、ワクチン接種の普及や海外渡航に関する規制の緩和、さらに社会情勢などを総合的に勘案して進められていくものと考えております。

また、現在の建設に向けた準備の進捗状況につきましては、施設の実施設計や金融機関との協議を進めている段階であると承知をいたしております。

次に、日本遺産についてですが、まず日本遺産が不認定になった後の取組が候補地域の認定に効果的であったのかにつきましては、日本遺産の審査基準の一つに、ストーリーの国内外への戦略的・効果的な発信という項目があり、文化庁に提出をした地域活性化準備計画において、周遊マップの作成やロゴマークの公募など、不認定以降の本市独自の取組についても記載をしておりますので、候補地域の認定に一定の効果があつたものと考えております。

次に、民間が主催するイベントなどが総括評価の対象になり得るのかにつきましては、評価の基準の中で、地域の文化に誇りを感じる住民の割合、民間主導のイベントの数といった指標があることから、対象になるものと考えております。

また、日本遺産の認定に向けて求められる取組については、日本遺産審査評価委員会より、来訪者に対して分かりやすくストーリーを伝える工夫が必要であるなどの指摘事項が出されていることから、ストーリーを充実させる調査やガイドの育成など、計画に登載した事業の取組が求められております。

次に、地域活性化計画検討ワーキンググループの協議の視点につきましては、総括評価の基準として、観光入込客数やガイドを含めた地域で活躍する人材の育成、観光客の滞在時間の増加、日本遺産の認知

度の向上などに対する指標があります。3年後の認定に向けて、これらの指標に対する取組をいかに高い評価に結びつけていくかという視点や、既に地域型日本遺産に認定をされている他地域の事業内容などを参考にしながら協議をしたところであります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、面野大輔議員。

○5番(面野大輔議員) 再質問を何点かさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてですけれども、ワクチンの供給についてのめどが9月中、10月、こちらのほうでめどが立っているということだったのですが、まず予定として希望者への接種が完了する時期。先ほどの山田議員の質問の中にあっただけかもしれないですけれども、改めて今9月、10月の供給数と照らし合わせて、完了させられる期日についてと、あと、当初の計画では何月頃までに希望者に接種がしたかったのかということが分かれば、それも加えて御答弁をいただきたいと思います。

それから、病床確保について、今の北海道の指針である病床確保数のフェーズなどをお聞きしましたけれども、念のために一応確認しておきますが、現在、本市で自宅療養中の方が症状が悪化した場合に受入れ可能な体制が今整っているかということについて確認させていただきたいと思います。

それから、自宅療養者に対しての物品の配布についてなのですが、今、結構、食品のアレルギーなどというのをよく聞くのですが、その辺についての対応というのは可能なものなのか、そこを伺いたいと思います。

次に、決算についてなのですが、収支改善プランの中で私が懸念していることは、当初予算を編成する際に、この収支改善プランの不足額みたいなものを基にすると、過剰な事業費の削減などがもしかして起きて、行政サービスの低下などに結びつかないのかということところが危惧するところなのです。結果的にこの数年間黒字収支で落ち着いてはいるので、それがいいか悪いかというお話ではないのですけれども、そういった過剰な事業費削減みたいなふうに向くと、少しこの収支改善プラン自体の本来の趣旨が少し違ってきてしまうのではないかとということで、私も財政課から収支改善プランについてはいろいろとレクチャーを受けているのですけれども、やはり予算ベースでしかこの収支改善プラン、収支を推計できるものがないというように伺っているのですが、例えば何かほかの手法を用いてももう少し決算ベースに寄ったような手法、表し方というはあるのかないのかということを少し伺います。

それから、人口減少についてなのですが、これも財政なのですけれども、まず現在人口速報集計に基づいて令和3年度の普通交付税等が決定されたという通知を受けたのですが、この国勢調査の結果はほかにも、私が調べたものでも、まだこれから、令和4年の一番遅いので12月頃までにいろいろな集計が随時出てくるということで調べたのですけれども、今回のこの普通交付税の算定の基にもなっている人口速報集計以外に、今後示されてくる集計値でもそういった交付税に対して影響のある指針というか数値が出てくるのか、その辺が分かればお示しいただきたいと思います。

次に、Ma a S推進について、現在、産官学で構成するMa a S研究会というものに参加しているということで伺いましたけれども、このMa a S研究会というのはどのようなものを研究されているのか。

また、定期的に行っていたりなどするのかという部分を少しお聞かせいただきたくったのですけれども、お願いします。

あと、最後にまちづくりの件で、新たな観光・商業施設の建設開始とか、オープンを判断するポイントについて伺ったのですが、ただいま実施設計と金融機関への協議は具体的に進められているということなのですが、実施設計というのは具体的にどのようなことをされているのか、少しその説明をしてください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 面野議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、新型コロナウイルス感染症の関係についてお答えをいたします。

まず、ワクチンの供給のことで御答弁いたしました。今後、希望した人が接種を完了する時期はいつ頃かと。当初の予定は何月頃と考えていたかという御質問だったかと思えますけれども、当初の予定のほうを先にお答えをいたしますが、第2回定例会におきまして、接種期間の要望どおりにワクチンが国から供給をされてくるということであれば、10月末には一定程度の接種が完了するのではないかと回答をしておりました。現時点では、国からの配分のスピードが大分ゆっくりになったということ、先ほど山田議員にもお答えをいたしました。本市におけるワクチン接種の終了予定時期は、今後ワクチンが順調に配分され、全体の接種率を80%程度と想定し、順調に接種が進んだ場合には11月末までには希望する方の接種が終了する見通しということと考えているところでございます。

それから、次は、自宅療養の関係でありますけれども、本市において自宅療養中に病状が悪化した方につきましては、今、基本、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病院にお連れをして、そこで外来で検査を行ったり、点滴を行う等の処置を行うということで、そこで入院が必要と判断された方はそのまま入院という形を取っております。また、自宅療養を継続できるということは、また自宅に戻れるという対応を取っております。

それから、自宅療養の際に希望される方へ提供する物品の関係でありますけれども、一応10日分の自宅療養セットということで、配布するものはもう既に決まったものを配布をしているということで、パックの御飯であるとか、缶詰とか、レトルト食品など、保存の利く食品を提供しておりますけれども、個々の方のアレルギーの状況等を踏まえた上で、オーダーメイドの提供はできているということにまではまだなっていないというところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（上石 明） 面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは2点でございますが、まず最初に収支改善プランの関係でございます。

収支改善プランにつきましては、議員から御質問があったとおりに、予算ベースという形となっております。そして、それと少し比較という部分がなかなか分かりづらいところあるのかというふうには考えてございます。ただ、我々としましても、しっかりやはりこれまでの事業を踏まえながら、赤字の改善に取り組んでいるところでございますので、だからといって過剰なそういう予算削減というのは考えていないところでございます。

ただ、令和4年度、中間で計画自体の見直しも考えてございますので、今、議員から御質問あったことにつきましては、改めてその中で検討していきたいというふうには考えているところでございます。

あと二つ目でございますが、交付税の関係でございます。

令和3年度は、国勢調査の速報値を使いまして今回算定してございました。今後はこの速報値が確定値に変わってございますので、今後は確定値を使いながらの算定になりますけれども、それほど数値が変わるわけではございませんので、新たな要素といいますか、そういう中ではないのではないかとこのように考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 面野議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

私からは、本市が入会している北海道Ma a S推進研究会についての活動内容ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、この推進研究会の目的についてお話しさせていただきたいと思いますが、これまで供給者側の発想で考えられてきましたこの交通システムを利用者側の視点で捉え、公共交通も含めたシームレスな運用を可能にするという、持続可能な交通を実現していくことを目的に、産官学の知見を集めて道内におけるMa a Sの推進を図るために設立されたものでございます。

この事業内容、いわゆる活動内容でございますけれども、主に五つぐらいございまして、まず一つ目といたしましては、Ma a Sやスマートモビリティに関する各種イベントの開催。二つ目といたしまして、産官学の関係者の連携推進と道内のMa a Sに関連するプロジェクトの推進。三つ目といたしまして、Ma a Sオペレーター同士や、Ma a Sと交通事業者間のデータ連携の推進。四つ目といたしまして、都市型、地方型、生活型、観光型、物流型Ma a Sの道内外の事例研究と推進。五つ目といたしまして、スマートモビリティチャレンジなど国の施策と連携を図る。こういった事業内容を行っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（徳満康浩） 面野議員の再質問にお答えします。

私からは、まちづくりに関する観光・商業施設の実施設計の内容ということでお答えさせていただきます。

第3号ふ頭全体の話は、これまでも経済常任委員会で報告しておりますけれども、この当該エリアについても隣接する観光駐車場と一体となった施設の内容ということで、これまでもお話ししている、求められる内容としては、案内所だとか地域の物を売る物産、要は観光物産プラザの機能移転みたいな内容もありましたのでそういった部分。それから、今後のそういう施設を求めるからには、大規模なトイレは必要ではないのかとか、多目的なホールも会議室を兼ねて必要だ。そのほか事務室などを具体的に建設するために必要な図面、それからそれに要する建設費なども対応できるような最終的な設計内容になっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 先ほど私のほうから答弁漏れがあったかと思いますが、今、本市が参加している状況で、この研究会に対する状況でございますけれども、この研究会に対しては、今年の2月に入会させていただきまして、同じく5月にMa a Sの推進セミナー、こういったことを行っております。

また、8月には第1回の情報交換会を開きまして、情報共有に務めているというところでございます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

○5番（面野大輔議員） 2点、再々質問させていただきます。

今、建設部長から御説明があつて、少し最後聞きにくかったのですが、2月に入会して5月にその研究会があつたというふうにお知らせいただいたのですが、この研究会での内容の、例えば市内での共有ですとか、部内での共有ですとか、あと先ほど新幹線のアクションプラン云々のときにMa a S

の事柄が少し関連しているというお話を伺ったのですが、今、地域公共網交通形成計画を議論されている活性化協議会とか、いろいろ交通系の協議会だったり、集まりというのがあると思うのですが、その辺りとのこの研究会で蓄積した情報といいでしょうか、そういったものの情報共有というのはどういった形で。現在されているのか、またはされていくのか、その辺について一つ伺いたと思います。

それから、先ほど産業港湾部長から実施設計について御説明いただいたのですが、この辺の作業というのは、既に観光振興公社内だけなのか、それとも、もうある程度、プランナーみたいな業者が絡んで進めているのか。その点について、2点お答えいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(松浦裕仁) 面野議員の再々質問にお答えいたします。

今の研究会に対する庁内の情報共有というお話だったと思いますけれども、一応、このMaaSにつきましては、今、新幹線のまちづくりアクションプランに位置付けておりまして、これにつきましては各種行われたそのセミナー、そして情報交換会における内容につきましては、議事録を回して、そして資料も配布しながら情報共有に努めていったところで動いております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(徳満康浩) 面野議員の再々質問にお答えします。

実施設計については観光振興公社のみなのか、業者が絡んでいるのかということでのお尋ねですが、最終的な建て方、費用とかも出していきますので、平面のみならず断面図とかもやりますし、私は技術者でないのでもう答えられませんが、それは技術的に大丈夫なのかということもありますので、当然、公社内だけでは賄い切れないので、そういう技術がある設計会社をお願いして行っております。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時21分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 酒井隆裕

議員 高木紀和

令和3年
第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和3年9月14日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市 長	迫 俊 哉	教 育 長	林 秀 樹
副 市 長	小 山 秀 昭	総 務 部 長	佐 藤 靖 久
財 政 部 長	上 石 明	産 業 港 湾 部 長	徳 満 康 浩
産 業 港 湾 部 長 港 湾 担 当 部 長	佐 藤 文 俊	生 活 環 境 部 長	松 井 宏 幸
福 祉 保 険 部 長	勝 山 貴 之	こ だ も 未 来 部 長	小 野 寺 正 裕
保 健 所 長	田 中 宏 之	建 設 部 長	松 浦 裕 仁
教 育 部 長	中 島 正 人	総 務 部 総 務 課 長	中 村 弘 二
財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤正樹
庶務係長	加藤佳子
調査係長	柴田真紀
書記	相馬音佳
書記	松木道人

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	阿部久美子
書記	中村知奈津
書記	三上恭平

開会 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

まず新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。

8月2日、菅首相は会見を開き、感染者の多い地域では原則入院対象者を重症患者や、特に重症化リスクの高い人に絞り込み、入院しない人を原則自宅療養とする内容の方針転換を公表しました。このニュースを聞き、私は医療の現場が危機的な状況になるのではないかと強い危機感を持ちました。程なく、東京都で家族3人が陽性となったけれども、全員自宅療養となり、40歳代の持病を持つ母親が自宅療養のまま亡くなった事例が報道されました。また、千葉県では妊娠8か月の女性に感染が確認され、自宅療養となりました。出血があり、出産と判断して救急要請をしましたが、入院先が見つからず自宅で出産。子供は早産のため救急搬送しましたが亡くなった事例など、自宅療養中に亡くなる痛ましい事例が相次いでいます。

全国の一日の新規感染者数は、8月中旬から2万人を超える日が続き、重症者数も過去最高を更新し、とりわけ自宅療養者が激増しています。医療現場などから災害級と悲鳴が上がる事態を招いています。原則自宅療養という方針は正式に撤回されなくてはなりません。

これまで札幌市で感染が拡大すると、その後に小樽市内でも感染が広がるという経験を繰り返しています。新型コロナウイルス感染症は感染しても症状が現れない無症状感染が大きな特徴であり、無症状感染及び症状が出るおよそ2日前から感染を広げている可能性があると考えられています。だからこそ、日本共産党は、大規模で定期的なPCR検査の実施を早くから求めてきました。大規模定期的検査によって、無症状を含めた新型コロナウイルス感染者を早い段階で見つけることができ、さらに感染者を適切に隔離保護することが感染をそれ以上広げない有効な手段の一つであると考えます。

市内高齢者入所施設、障害者入所施設での職員に対する定期的なPCR検査が6月から月1回行われていると聞いています。対象者は何人で、これまで何人分の検査が行われたか、月ごとにお答えください。

検査は民間に委託していると聞いています。結果は、誰に、どのように知らされますか。もし陽性が確認された場合、市はどのように対応することになっているのか、お答えください。

当初の予定は5月から9月でしたが、開始が6月にずれ込みました。今後の実施予定をお答えください。

第2回定例会の予算特別委員会において、小貫元議員がPCR検査の拡充について取り上げています。今年3月以降、5月までに4回、厚生労働省から検査に関わる事務連絡が出されています。5月28日付事務連絡では、これまで入所系の高齢者施設等を対象としていたものを、今後は、外部との接触の機会が多い通所系の事業所も対象とすることを検討してくださいと要請されています。定期的検査の対象と頻度を拡大することについて質問したところ、通所施設にも対象を拡大することを検討するという答弁

でした。第2回定例会以降、定期的なPCR検査の対象施設は拡大されましたか。お答えください。

定期的な検査の頻度について、厚生労働省事務連絡では、週1回または2週間に1回などを参考にしよう要請されていましたが、小樽市では定期的な検査の頻度を、以前の月1回から増やしているのでしょうか、お答えください。

全国でデルタ株への置き換わりが進んでいます。デルタ株は従来よりも感染力が強いと言われてます。最近の新規感染者の割合を見ると、高齢者が減って学生、現役世代が増えています。重症になる40歳代、50歳代が増え、重症化するスピードが速まっていると報道されています。感染拡大防止にはこれまでよりもさらに感染者の早期発見、迅速で適切な隔離保護の必要性が高まっています。

現在、市内の高齢者のワクチン接種済みの割合は90%に迫り、高齢者以外の接種も日々行われています。市内医療機関の御協力、小樽市保健所の御尽力の結果であると評価しています。ただ、ワクチン接種後も感染予防の必要性は変わりません。いわゆるブレイクスルー感染を早期に発見する必要性からも、PCR検査の対象をさらに広げる必要があると考えます。特に第5派の感染増加では、若年層が多くいる場所でのクラスターが多数報告されています。保育所、小・中・高校、大学などを定期的な検査の対象とする考えはありますか、お答えください。

PCR検査を、いつでも、どこでも、誰でも、何度でも、無料で受けられるようにする体制の整備を国に求める考えはありますか、お答えください。

宿泊療養施設についてお聞きします。

先日、我が党に入った御相談です。4人家族の妻と下の子供の感染が確認されました。自宅療養となっているが、宿泊療養施設に入るべきではないかと、その家族の知人からの御相談でした。内容を詳しくお聞きしたところ、感染した御本人が諸事情により自宅療養を希望したと確認できましたので、今後、事情が変わって宿泊療養施設等に入所を希望する際には、改めて御相談くださいとお話をしたところです。感染が確認された後、入院や宿泊療養施設へ入所するほかに、自宅療養とされる場合がありますが、どのような条件の場合に自宅療養になるのか、お答えください。

菅首相が会見で公表した、感染者の多い地域では重症者と重症化リスクの高い患者を入院対象とし、それ以外は原則自宅療養という方針転換は、新型コロナウイルス感染症患者を事実上、自宅に放置するという無責任極まるものであり、断じて認められません。全国では既に救える命も救えない状況が発生していますが、菅自公政権が新たに打ち出した原則自宅療養の方針について、市長はどのような見解をお持ちか、お聞かせください。

市民は小樽市までもが原則自宅療養と方針転換してしまうのではないかと心配しています。原則自宅療養の方針転換はないと明言してください。

現在、小樽市は独自に宿泊療養施設を設置していません。道内の保健所設置市で宿泊療養施設がないのは小樽市だけです。市民が宿泊療養施設を利用することになった場合、現在は北海道が設置している札幌市内の宿泊療養施設に入ることになります。今後、感染者が増加した場合、感染した市民が宿泊療養調整中の下、自宅に放置される心配はありませんか、見解を伺います。

今後は、また、感染拡大が起こる可能性は否定できません。将来を見据えた対応を検討しておく必要があります。小樽市では現在、自宅療養者には毎日2回、電話での健康観察をし、必要な場合には往診ができる体制になっていると聞いています。しかし、仮に自宅療養者が爆発的に増えるような事態に陥った場合、通常の診療に加えワクチン接種もしなければならぬ中で、地域に点在する患者を往診するのは医療者の負担が重くなると考えます。厚生労働省が示している新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保・運営業務マニュアルを見ると、宿泊療養施設の確保までに1

週間以上の時間を要していたことや、医療スタッフ、事務スタッフといった人員確保、体制の整備とともに、医療用物資、機器の確保、こういったことに時間を要すると書かれています。運用マニュアルの作成、スタッフ間の認識の共有にもそれなりの時間がかかると思われます。小樽市民の命は小樽市が守るという立場で宿泊療養施設を市内に設置するべきであり、その設置までには相当の時間がかかるわけですから、今から検討を始める必要があると考えますが、見解を伺います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の大きな柱の一つであるワクチン接種についてです。

最近の新規感染者の割合を見ると、高齢者が減少し、10歳代以下から50歳代までが高くなっています。ワクチン接種後は感染は防げないながら、発症や重症化を防ぐ効果があると考えられています。国は十分な量のワクチンを確保していると大規模接種を進めてきたわけですが、突然、供給が減らされ、市は集団接種を予定どおり行えませんでした。市長は、ワクチン供給において国はその責任を十分果たしていると考えていますか、お答えください。

菅首相は6月9日の党首討論で、ワクチン接種について10月から11月にかけて希望する全てで終えることを実現したいと表明しており、現在、首相官邸のホームページにおいてもワクチン配送スケジュールは11月までの供給で希望する全ての人に2回接種するだけのワクチンを確保となっています。現在のような配分量とペースで、接種を希望する小樽市民全員が、菅首相の言うように11月までに2回のワクチン接種を受けられるとお考えでしょうか。ワクチン予約に苦勞している市民に今後のスケジュールをお示しください。

希望する市民全員にワクチンを接種するべきと考えますが、接種終了と考える割合について、何割の市民が接種したら終了と想定しているのか、お答えください。

小樽市では12歳以上、59歳以下の方に接種予約券が送付された後、8月20日に再開されたワクチン接種予約は同日夕方には予約が停止してしまいました。その後もどうか予約が取れないかと私も何度も挑戦しましたがけれども、結局、9月1日の予約再開を待つしかありませんでした。

先日、学生向けの食糧支援にお邪魔しました。1人の学生にお話を聞いたところ、これから実習や資格試験があって忙しい。また、今年は就職活動をするということでした。まだワクチン接種はしていないということでしたが、いつ接種するのか決めかねているようでした。小・中・高校、大学などでのクラスターも報告されています。しかし、本人も御家族も、日中は仕事や授業などでワクチン接種予約を取りにくい状況にある御家庭は少なくありません。受験や就職活動など、事情のある生徒や学生が希望する時期までに確実にワクチン接種を受けられるような配慮と対応が必要ではありませんか。考えをお聞かせください。

市では、現在、海外に渡航予定のある方に対してワクチン接種証明書を発行しています。問題は、ワクチン接種証明書を消費喚起のために利用しようとする動きです。8月25日、菅首相は、ワクチン接種証明書の積極的な活用方法を含め、飲食店の利用、旅行、イベントなど、日常生活や社会経済活動の回復も検討すると述べ、加藤官房長官は26日の記者会見で、年内をめどにデジタル化実現の検討を急ぐと、ワクチン接種証明書の国内活用を想定した発言をしています。

また、9月下旬から会津若松市がワクチン接種証明書を地域通貨と連携させる実証実験を始めるそうです。地域通貨の決済アプリに接種証明を表示させ、ワクチン接種済みの客に特典を提供する店舗などで利用できるというものです。

一方で、加藤官房長官は、接種の強制や不当な差別的扱いが行われないように検討するとも述べています。先日、政府が行動制限緩和の基本方針をまとめましたが、アレルギーや体質でワクチンを接種できない方、または接種しない方に不利益が生じたり、差別的な扱いがあってはなりません。そのために

はワクチン接種証明書を経済振興に活用するべきではないと考えます。市長の考えをお聞かせください。

第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま新型コロナウイルス感染症対策についての御質問がありました。

初めに、感染予防対策についてですが、まず市内高齢者入所施設及び障害者入所施設の職員に対する定期的なPCR検査の対象者の人数と月別の検査実績につきましては、対象者約2,500人に対しまして、6月は632人、7月は1,422人、8月は1,416人となっております。

次に、検査結果の通知につきましては、検査の受託者から保健所と検査を受けた事業者宛てに検査結果の一覧表がメールで送信されます。この一覧表には、検体ごとに陰性、陽性の区分が記載をされており、陽性の場合にはこの結果をもって保健所において発生届を作成し、陽性者に通知するとともに、疫学調査を行うこととなります。

次に、定期的なPCR検査の今後の予定につきましては、全国的に感染拡大が収束しない状況や、定期的な検査を継続してほしいとの施設側からの要望もあることから、本年9月までとしていた実施期間を延長することについて検討を進めております。

次に、定期的なPCR検査の対象施設拡大につきましては、現状といたしましては対象施設の拡大ではなく、未実施の高齢者入所施設及び障害者入所施設に対する受検の勧奨を行っております。今後、デイサービスなどの通所系事業所や在宅サービスを実施している事業所のニーズを把握するなどして、対象を拡大するかどうか検討したいと考えております。

次に、定期的な検査の頻度を上げることにつきましては、検査数の増加に伴う大きな財源負担の問題のほか、各施設においては職員の検体を採取し、取りまとめて発送する作業が増加するなど、負担も大きくなることから難しいものと考えておりますが、感染状況を勘案しながら引き続き検討していく必要があるものと考えております。

次に、定期的な検査の対象を保育所や学校などに拡大することにつきましては、財源の問題のほか、保育所や学校における検体の採取や検体の取りまとめ作業などの課題があることから、実施は難しいものと考えております。

次に、いつでも、どこでも、誰でも、何度でも、無料でPCR検査を受けられるような体制整備につきましては、多額の費用が必要となりますが、こうした新型コロナウイルス感染症対策全般の強化を図るため、市長会等を通じて今後も引き続き国に対し、財政支援の充実について要望してまいります。

なお、発熱などの症状があり、新型コロナウイルス感染症が疑われる市民の皆様には、かかりつけの医療機関や発熱者相談センターに御相談をいただき、医療機関において検査を受けていただきたいと考えております。

次に、宿泊療養施設についてですが、まずどのような条件の場合、自宅療養となるのかにつきましては、医師が入院の必要がないと判断した場合において、子供の養育や親の介護など宿泊療養ができないやむを得ない事情があるときは自宅療養としております。

次に、原則自宅療養とする方針につきましては、国は先月、感染者が急増する地域においては、入院について、重症者のほか中等症患者で酸素投与が必要な方や、投与が必要ではなくても重症化のリスクがある方に重点化することも可能であるとし、これ以外の方は自宅療養を基本とする方針を示しており

ます。本市におきましては、こうした国の方針を適用する感染状況とはなっておりませんので、これまでと同様に感染者の個々の状態を的確に把握した上で、入院や宿泊療養、自宅療養といった療養先の調整を行ってまいります。

次に、原則自宅療養への方針転換につきましては、ただいま申し上げましたとおり、本市においては先月示された国の方針を適用する感染状況とはなっておりませんので、これまでと同様に感染者の状態に応じ適切に対応をしてまいります。

次に、感染した市民が宿泊療養調整中として自宅に放置されることはないかにつきましては、今後、感染者が増加したとしても健康状態の観察や必要な医療の提供が確実に行われる体制を確保してまいります。

次に、市内への宿泊療養施設の設置につきましては、今後、感染者の増加が続き、入院や宿泊療養が困難となる状況が見込まれる場合には、宿泊療養施設の設置者である北海道と対応策について協議をしてまいりたいと考えております。

次に、ワクチンについてですが、まずワクチン供給において国がその責任を十分果たしているかどうかにつきましては、国では10月末までに12歳以上の人口8割の方が2回接種するためのワクチンを配分するとしており、本市においても10月前半までに12歳以上の人口の約8割の方が接種可能となるワクチン量の配分が確定をしております。一時期ワクチン供給が本市の要求どおりとならず、接種の進捗に支障を来す状況がありましたが、結果として国は責任を果たしたものと認識をしております。

次に、接種を希望する市民全員が11月までに2回の接種が受けられるかどうかにつきましては、今後、ワクチンが順調に配分され、併せて順調に接種が進んだ場合には、11月末までに市民全体の約8割の方への2回の接種が可能であると考えております。

今後のスケジュールにつきましては、10月上旬に供給されるワクチン量を踏まえ、9月15日に新たな予約枠を追加いたします。追加する予約枠は、土曜日・日曜日の大規模個別接種を中心に約3,000人、6,000回分の予定であります。

次に、接種を希望する市民全員がワクチンを接種し、接種終了とする接種率につきましては、接種開始当初は、市民の接種率は約7割と想定をしておりましたが、現在の接種の進捗状況を勘案いたしますと、最終的には市民全体の約8割程度の方が接種を受けるのではないかと想定をしております。

次に、受験生や就職活動など事情のある生徒や学生が年内には確実に接種を受けられるような配慮や対応につきましては、本市では10月前半までに12歳以上の人口の約8割の方が接種可能となるワクチンの配分が確定をしており、配分量に見合った予約枠を設定いたしますので、11月末までには接種を希望する市民の2回接種が可能であると考えております。

また、10月以降の新たな予約枠につきましては、学生・生徒や仕事をお持ちの若い方への接種を考慮し、土曜や日曜日の大規模個別接種を中心に設定をしております。

次に、ワクチン接種証明書の活用につきましては、政府の行動制限緩和の基本方針では、ワクチン接種歴のほかPCR検査等での検査結果を基に、感染リスクが低いとみなすワクチン・検査パッケージの活用について検討をされております。これが適用になりますと、感染防止と地域経済の回復との両立につながる事が期待されることから、市内経済においても歓迎すべきものと考えておりますが、報道にもありますように、私といたしましても、ワクチンを接種しない人が不利益を受けることのないよう配慮する必要があると考えておりますので、今後の検討状況に注視をしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）

○7番（丸山晴美議員） 学校の制服についてお聞きます。

前回の第2回定例会で、我が党の高野さくら議員が性的少数者である当事者が中学校の制服を購入する際に、ちゅうちょなく自分が着たい制服を選べるようにするべきであるとし、現状について質問しました。その際の教育長の答弁は、制服を選択することについて、各中学校において男子用と女子用の標準服を定めており、性的少数者であるとされる生徒から申出があった場合には、いじめや偏見、差別など心配されることについて、本人及び保護者と十分協議した上で、自認する性別の服装を認める配慮を行うこととしているというものでした。

私は、この答弁に大きな違和感を覚えました。見た目の性別と異なる性別の制服を着ることで、いじめや偏見、差別など心配されることについて協議すると答弁していますが、そうした心配があること自体が問題です。性的少数者に限らず、いじめや偏見、差別が起こらないようにどのような取組をしているのか、お答えください。

協議の上、自認する性別の服装を認める配慮を行うとしていますが、協議の内容によっては認めないこともあるということでしょうか、お答えください。

見た目の性別と自認する性別に違和感を持つ当事者の苦しみが不登校につながっている可能性について目を向ける必要があります。不登校の児童・生徒の居場所づくりに関わっている知人に話を聞きました。過去に制服の着用を不登校の原因の一つに挙げた子がいたそうです。その子は性別と関係なく、みんながズボンやスカート、リボン、ネクタイを自由に選べて、男女で制服を分けるという発想がなくなればいいと話していたそうです。性的少数者であるか否かにかかわらず、児童・生徒が着たいと思う制服を選択できるように、各学校の校則の男子用、女子用という表記はやめるように指導する考えはありませんか、お答えください。

2018年3月19日、文部科学省は、学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいとの通知を出しています。市として制服について意見を聞くために、生徒や保護者、学校関係者にアンケート調査などを行う考えはありませんか、お答えください。

第2項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 丸山議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、学校の制服について御質問がございました。

初めに、性的少数者に限らず、いじめや偏見、差別が起こらないための取組につきましては、各学校において道徳の授業では、互いの個性を認め合うことや自他の意見、考え方を理解し合い、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することを学んでおり、他の教科においても、学年の発達段階に応じ、命の大切さ、高齢者や障害のある方への思いやりの心、性的マイノリティーに対する理解など、人権教育に関わる学習を行っております。

また、本市では、小樽市いじめ防止基本方針に基づき、年2回キャンペーンを実施し、子供たちに対し、いじめは絶対に許されない行為であることの意識を高めるとともに、教職員を対象とした研修会を

開催し、いじめにつながる行為を生まないよう指導力の向上を図っているところでございます。

次に、自認する性別の服装を認めないこともあるのかにつきましては、本人及び保護者の意向を最大限尊重した上で認めることとしております。

次に、男子用、女子用という表記をやめるよう学校に指導することにつきましては、学校の制服については校長が自校の実態等に合わせ、生徒や保護者などからの意見を参考に決めることとなっておりますので、市教委が学校に指導すべき事項ではございませんが、表記の考え方について校長の意見を聞いてみたいと思います。

次に、市として制服について意見を聞くためのアンケート調査などを行うことにつきましては、各学校では日頃の教育活動を見直すため、生徒及び保護者、学校関係者にアンケートを実施するとともに、生徒会の活動を通して生徒からの意見を聞く機会を設けており、制服に関わる意見が出た場合には見直しを検討していくこととしておりますので、市教委としてアンケート調査などを行う必要はないものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）

○7番（丸山晴美議員） こども医療費助成の拡充についてお聞きします。

これまでも何度も取り上げてきましたが、昨年、迫市長は1期目の折り返しに当たって受けたインタビューで、小樽市の人口減少対策について問われ、課題は札幌市手稲区や西区に転出する若い世代をどう食い止めるか、小樽市で安心して働き、子育てをしてもらうため、札幌市の施策を意識して比較し取り組んでいると答えていました。しかし私は、昨年の第4回定例会の厚生常任委員会で、小樽市のこども医療費助成制度が札幌市と比べて見劣りしていると指摘いたしました。

今年度4月から札幌市は、小学校卒業まで非課税世帯、課税世帯どちらでも通院も入院も自己負担は実質無料化となりました。一方、小樽市は、住民税課税の御家庭では子供が小学生になると通院にかかる医療費が1割の自己負担となります。

市長は現在、小樽市のこども医療費助成制度が札幌市よりも遅れていることについて、御自身のインタビューの内容と相違する状況ですが、どのようにお考えですか。お答えください。

あわせて、今年度のこども医療費助成制度拡充の予定を質問したところ、新たにこども未来部が新設される予定であり、子育て支援施策全体の中で効果的な取組や優先順位などを判断しながら検討するという答弁でした。こども医療費助成拡充が子育て支援策として効果的ではないならばやりませんという答弁だったと思います。しかし、市内の出生数が年々減少している中で、既に施策の優先順位を検討している段階ではありません。あらゆる支援の手だてを打つべきであるのに、市の姿勢は後ろ向きでがっかりする答弁でした。

2019年にまとめられた「小樽市の子どもと家族の生活」のデータの中から、医療機関等の受診を控えた割合が報告されています。所得階層が5段階で示されていますが、一番所得が低い層では21.2%が受診控えをしたことがあると答えています。同じアンケートで、現在必要としている生活の支援について聞いています。一番所得が低い層の55.3%が、さらに低所得層以外でも75.8%が医療費負担を軽減してほしいと答えています。所得の多寡にかかわらず子育て世帯の8割近くが医療費負担の軽減策を求めています。このことは、子育て支援施策全体の中で効果的な取組かどうかを判断する際に大きな判断材料であり、優先度は高いと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

小学校入学前まで実質無料だった子供の医療費が、自己負担1割とはいえ、小学校に上がった途端、お金がかかるようになります。負担感は小さくありません。子どもの医療費助成制度は自治体間で比較しやすいため、子育て世帯にとって関心が高い事柄です。育児中で札幌市に友人・知人がいる小樽市民は当然いますから、話題になることもあるでしょう。小樽市は子育てにお金がかかるよねとうわさが広がる、ママ友のロコミを侮ってはならず、助成制度の拡充を急ぐべきです。小学生の課税世帯の通院を実質無料化した場合、現行制度と比べ市の負担は幾ら増えるのでしょうか、お答えください。

本市のこども医療費助成について、新年度予算では当然、札幌市と同レベルまで引き上げることになると考えますが、市長のお考えをお答えください。

中学生の医療費助成についてです。

現在、入院が助成の対象となっており、非課税世帯が実質無料、課税世帯では1割負担となっています。中学生の入院の助成について、課税世帯の現行1割負担を実質無料化とすれば、市の負担は幾ら増えますか。

あわせて、助成の対象外となっている中学生の通院について、全ての世帯で実質無料化とすれば市の負担は幾ら増えるか、お答えください。

何より、必要な医療を必要ときに受けられるのは基本的な人権の問題でもあります。お金の心配なく子供たちに医療を受けさせるために、こども医療費助成の拡充を早期に実現するべきです。早急に中学生にかかる医療費も、全ての世帯で入院も通院も実質無料と拡充することを求めますが、今後、どのように助成制度拡充を進めるお考えか、お答えください。

第3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、こども医療費助成の拡大について御質問がありました。

初めに、本市のこども医療費助成の範囲につきましては、札幌市が本年4月に小学生まで実質無料化しましたので、現状では本市との助成範囲に違いが生じていると考えております。

次に、医療費負担軽減の子育て支援施策における優先度につきましては、子育て世帯の多くの市民の皆さんが医療費負担の軽減を求めていることは十分に認識をしており、子育て支援施策の中では優先度の高いものの一つであると考えております。

次に、小学生の課税世帯の通院を実質無料化した場合の市の負担につきましては、年間約1,800万円増額になるものと試算をいたしております。

次に、本市のこども医療費助成の引上げにつきましては、他の子育て支援施策や財政面なども考慮して総合的に判断をしてみたいと考えております。

次に、中学生の医療費助成の拡大による市の負担につきましては、課税世帯の入院を実質無料化した場合には年間約200万円、入院・通院をともに実質無料化した場合には、年間約3,600万円増額になるものと試算をしております。

次に、中学生の入院・通院の医療費も実質無料化することにつきましては、本市の財政状況を勘案いたしますと、直ちに助成を中学生にまで拡大することは難しいものと考えておりますが、市民の皆さんが安心して子供を産み、育てることのできる環境づくりは重要であると考えておりますので、財政面のほか、他の子育て支援施策との優先度を見極めながら、引き続き検討してみたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

(7番 丸山晴美議員登壇)

○7番(丸山晴美議員) 就労継続支援施設についてお聞きします。

札幌市で就労継続支援B型の施設を運営する方から御相談を受けました。

小樽市内に住むAさんが相談者が運営する施設を利用したいということで、Aさんが御自分で小樽市の窓口申請しました。Aさんは65歳を超えていますが、窓口では就労継続支援施設B型を新規に利用する場合は65歳以上の申請は受け付けていないと説明されたそうです。相談者は札幌市内だけでなく、他自治体でも事業所を運営していますが、いずれの自治体も就労継続支援施設B型について年齢制限はなく、小樽市でも年齢制限をなくしてほしいという御相談でした。

就労継続支援とは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つです。雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばず利用するB型があり、B型では利用する時間や頻度など自由度の高い利用の仕方ができます。就労継続支援B型で65歳を超える方の新規申請を受け付けない取扱いは、小樽市が独自に定めたマニュアルに基づくことと聞きました。小樽市独自のマニュアルができたのはいつですか。

それ以降、65歳を超えた障害のある方が新規でB型の利用を申し込んだ事例はありますか、お答えください。

就労継続支援B型は制度上、年齢の上限はありません。就労継続支援A型や就労移行支援では、以前は65歳までと制限がありましたが、2018年4月から制度が変更され、一定の要件を満たして65歳の誕生日の前日までに支給決定を受けていた方は、65歳以降も利用が可能になりました。このときに小樽市では就労継続支援B型の年齢制限を見直すべきだったと私は考えます。障害者総合支援法第7条では、障害者が65歳になったとき、または40歳以上65歳未満でも特定疾病者となったときは、基本的には介護保険制度の給付が優先することを定めています。今回、Aさんが利用を希望した就労継続支援B型の施設については、介護保険サービスには該当するものがない、障害福祉サービス固有のものとしており、65歳になっても介護保険サービスを優先させるということにはならないと考えますが、見解を伺います。

Aさんは相談者の運営する施設の内容を知った上で、利用したいという希望をもって市の担当窓口に行きました。しかし、65歳以上だから、今まで利用していなかったから申請できませんよと言われたわけです。どれほどがっかりしただろうと想像します。相談者が運営する施設で最高齢の利用者は80歳だそうです。就労を通して社会参加をしたいという願いは、障害の有無にかかわらず、また、年齢にかかわらず最大限かなえられるべきだと考えますが、見解を伺います。

小樽市は、65歳以上の高齢者が40%を上回る超高齢化社会の先進地域です。しかし、65歳といえまだまだ元気に社会活動をしている年齢です。シルバー人材センターにもお聞きしましたが、一番活躍しているのは70歳代の方々だというお話でした。年齢を理由に社会参加をしたいという願いを阻むことは許されないと思います。障害のある方が就労や生産活動を通して社会参加できる就労継続支援B型の施設で、しかも施設側は受け入れるということですから、小樽市独自の年齢制限は早急になくして、Aさんが相談者の施設を利用できるようにしてほしいと思いますが、年齢制限を見直す考えはありますか、お答えください。

4項目めの質問を終わります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、就労継続支援施設について御質問がありました。

初めに、本市の運用方針を定めた時期及びそれ以降の65歳を超えた障害のある方の就労継続支援B型の新規利用申請につきましては、運用方針は平成28年1月19日付で定めており、同日以降に65歳を超えた障害のある方からの新規の利用申請は、議員お示しの例のほかは把握できておりません。

次に、就労継続支援B型は、介護保険サービスに相当するものがないため、65歳になっても介護保険サービスが優先適用されないということにつきましては、御指摘のとおりと認識をしております。

次に、就労を通して社会参加をしたいという願いにつきましては、障害の有無や年齢によって妨げられるべきではないものと認識をしております。

次に、就労継続支援B型の利用に係る年齢制限につきましては、国から示されている事務処理要領では、年齢制限は設けられていないことから、本市独自の年齢制限は早急に見直しを行ってまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）

○7番（丸山晴美議員） 財政問題について質問をいたします。

一つ目は、普通交付税についてです。

日本共産党は第1回定例会の予算特別委員会で、地方財政計画では地方交付税も臨時財政対策債も増えることになっていることを指摘し、当初予算が前年比で約3億円の減少と見込んだことを質問しました。結局、今年度の交付決定額は142億1,200万円、臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は157億4,600万円となり、普通交付税は当初予算比6億1,200万円の増額です。意図的に当初予算で普通交付税を低く見積もったということではありませんか、お答えください。

普通交付税の予算計上をする上での考え方について、基準財政需要額と基準財政収入額でそれぞれお答えください。

総務省によれば、臨時財政対策債の発行可能額は市町村分で57.7%の伸び率ですが、小樽市は36%の伸び率で、当初予算より減額となりました。なぜ小樽市の伸び率が全体の伸び率より低いことになっているのか、その要因をお答えください。

二つ目は、補正予算についてお聞きします。

まず、地域女性つながりサポート事業についてです。

今回の補正予算で事業費が計上され、困難を抱える女性の相談支援や居場所づくりに関わる事業が行われることになりました。その事業の一環で、相談支援につなげるため、生理用品を市の相談窓口や保健所、小・中・高校の保健室等に配布するようになったことは評価いたします。この事業の実施期間は今年10月から来年2月としていますが、来年度以降の実施は考えていないのでしょうか、お答えください。

前回、第2回定例会で我が党の高野さくら議員は、小樽市では災害備蓄品に生理用品がないことを指摘し、その対応を求めました。今回、20万円が計上され、災害備蓄品として生理用品を整備することは大変よかったと思います。災害が起こらなければ備蓄された生理用品は利用されないままとなります。使用推奨期限は未開封で約3年程度とされていますので、これを踏まえて入れ替えていくものと考えます。入替え後の生理用品は、我が党がこれまで主張してきたように、小・中学校や公共施設のトイレに配備することを求めますが、活用方法についての考えをお聞かせください。

次に、過疎債ソフト分についてです。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、補正予算案で3,440万円の増額補正が組まれています。今年度当初予算では1億8,080万円と、昨年度から3,440万円を減額して予算編成しました。減額した分がこのたびの補正予算案で増額されたこととなります。この理由を、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の内容に沿って説明してください。

あわせて、今後の過疎債ソフト分の見通しを示してください。今後の見通しを基に小樽市財政への影響をどのように考えているのか、市長の見解を示してください。

三つ目は、文学館、美術館の外壁補修等工事についてです。

8月25日に会派に説明がありました。工事自体に異議を申し上げるものではありません。

教育委員会によれば美術館費そのものに余裕がないため、執行予定の予算である会計年度任用職員給与費420万9,000円、燃料費370万円の合計790万9,000円を7月14日に流用し工事を実施しました。今回の流用には3点ほど問題があります。第1に執行予定の人件費を流用したことです。第2に執行予定の人件費に手をつける流用以外に方法があったにもかかわらず、今回の方法を選択したこと。第3に後に補正予算が必要となる予算流用の議会報告が大幅に遅れたことです。なぜ、後に補正予算が必要となる予算流用を、流用後1か月以上もたってからの説明となったのか、説明してください。

逐条地方自治法では、流用とは一定の目的に充てた経費を抑制して、その財源をほかの支出費目の増額に充当することとあるように、本来、一方には不用額を生ずる見込みの費目があり、他方には所定の事業を行うために不足を生ずる費目があるからできるものです。執行予定のある人件費を流用元とすることは不適切と言わざるを得ません。迫市長の職員時代に、執行予定のある人件費を流用することが頻繁にあったと記憶していますか、市長の記憶を思い出してお聞かせください。

予備費の充用も方法の一つであったと考えますが、検討しなかったのでしょうか、お答えください。

節間での流用が望ましいのですが、項の社会教育費の各目の中で不用額を生じる見込みのある費目から、目間流用する方法も可能だったのではないのでしょうか、お答えください。

そもそも執行予定がある燃料費や人件費の予算しかないのであれば、直ちに臨時会を招集し、補正予算の議決を採ることが議会との関係では望ましかったと考えませんか。市長の認識を示してください。

東京都予算事務規則の施行については、流用について、「必要やむをえない場合に限つてのみこれを行いうるものであるが、この場合においても、人件費、事業費間の流用は厳に慎むべきものであること。」としています。道内でも岩見沢市財務規則では、「次の各号に掲げる各節の流用又は人件費とその他の経費の間では流用はできないものとする。」として、報酬、交際費、需用費、投資及び出資金を定めています。小樽市財務会計規則にも、人件費の流用禁止を定める必要はありませんか、お答えください。

四つ目に、昨年度決算について質問します。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあるので、ほかの年度と比較が難しいところがあります。特徴の一つに一般財源が少ないことがあります。一般会計の一般財源充当額は341億1,187万3,518円と10年間で2番目に少ない数字となりました。この10年間で最も一般財源による歳出が少なかった年は、前市長の下で除排雪が抑制された2015年度になります。その年に次いで少ないことになりました。このときと同じように必要な予算が削られていないか心配しています。

歳出において、一般財源の充当額が前年比約2億1,000万円減少している理由を説明してください。

歳入において、市税収入が伸びているにもかかわらず、一般財源が過去最小となった理由を説明してください。また、そのことへの市財政への影響を市長はどのように考えているのか示してください。

実質単年度収支は5年連続の赤字であり、小樽市の財政が依然として厳しい状況であることに変わり

はありませんが、経常収支比率は96.9%と過去10年で2番目に低い数字となりました。財政力指数は0.459とこれも改善が見られています。これらの改善した数字について、主な理由を説明してください。

また、これらが単年度のみなのか、傾向として今後も続くのか、どのような見通しを持っていますか、お答えください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、普通交付税についてですが、まず、当初予算での普通交付税の予算計上につきましては、普通交付税の積算に当たっては、国から示された通知や本市の特殊事情等を勘案して予算計上しております。

令和3年度の普通交付税算定結果については、基準財政需要額においては地域振興費などの個別算定経費が予算計上時の想定よりも増加をし、基準財政収入額においては個人市民税所得割が前年度よりも大きく減少したことなどにより、結果として当初予算よりも増額となったものであります。

次に、普通交付税の予算計上における考え方につきましては、国から示された通知を基に基準財政需要額については、国の示す伸び率のほか、本市の特殊事情である人口減少や生活保護費の人数減などを勘案して見込む一方で、基準財政収入額も国が示す伸び率のほか、前年度の基準財政収入額や現年度の調定見込額、課税状況調べなどを勘案して見込み、普通交付税の予算として計上をしております。

次に、臨時財政対策債の本市の伸び率が全体の伸び率よりも低い要因につきましては、臨時財政対策債の発行可能額算出方法は財政力の低い団体に対しては発行額が小さくなるように算出をされており、本市の財政力指数が低いことから、全体の伸び率を下回ったものと考えております。

次に、補正予算についてですが、まず、地域女性つながりサポート事業の来年度以降の実施につきましては、国の地域女性活躍推進交付金を活用した単年度の事業でありますので、その事業効果や利用状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

次に、災害備蓄品である生理用品の活用につきましては、現時点では今後の災害備蓄品の入替えに合わせ、経済的な理由で生理用品の購入に困窮されている方々などに対して無償で配布することを想定しておりますが、配布の対象者やその方法は、庁内の各部局からの活用要望も踏まえた上で有効な活用方を図ってまいりたいと考えております。

次に、過疎債ソフト分の増額理由と、今後の見通しにつきましては、本年4月の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、総務省令で定められた発行限度額の算定方法が変更され、令和3年度の発行限度額が2年度と同額の2億1,520万円となったことから、今定例会において過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の審議と併せ、増額補正案を提出させていただいたところであります。

また、今後の過疎債ソフト分の見通しにつきましては、段階的に発行可能額が減少することを見込んでおります。

次に、過疎債ソフト分の本市財政に与える影響につきましては、今後、段階的に発行可能額が減少する見込みであることから、減少相当分についての財源確保が課題になるものと考えております。

次に、文学館、美術館の外壁補修等工事についてですが、まず、人件費の流用につきましては、歳出予算の流用や充用については、財政部と協議することとしており、今後執行見込みのある人件費を流用

財源として用いたことは、私の記憶の中ではありません。

次に、予備費の充用の検討につきましては、予算を補正する一つ的手段として予備費の充用も考えられますが、まずは美術館費という目内の流用対応を優先的に考えたことから、予備費の充用は検討しなかったものであります。

次に、不用額が生じる見込みのある費目からの目間流用につきましては、流用を行う上での考え方としては、予算措置された事業費が大きく変動しないように、まずは同一事業内での流用を原則とし、同一事業内の流用が難しい場合は目内の事業間流用、目内での流用が難しい場合は目間流用を検討することとしております。

今回の目内の事業間流用は、令和3年度予算の執行から3か月ほどしか経過しておらず、この時点で同じ項の社会教育費にある他の目から不用見込額として流用財源を捻出することは困難であったことから、同一目内の他事業からの流用としたものであります。

次に、臨時会を招集することの認識につきましては、今回の美術館費における流用は外壁補修等工事を行う上で、急遽階段踊り場の改修が必要になったことから、施工中の工事の工期延長による経費増を回避するために、設計変更による対応としたものであり、臨時会を招集するのではなく、早急に流用により予算を確保して対応したものであります。

次に、財務会計規則への人件費の流用禁止を定めることにつきましては、今回の人件費を財源とした目内流用については、美術館費という目内での現計予算残額を流用財源としましたが、執行予定のある人件費からの流用は望ましいものとは考えておりません。

財務会計規則の改正は考えておりませんが、今後とも予算執行に当たって必要となる財源の確保については各経費の執行状況に留意をし、適正な予算編成及び執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和2年度決算についてですが、まず歳出における一般財源充当額が前年比約2億1,000万円減少している主な理由につきましては、土木費において除雪費が約3億7,400万円増加するものの、総務費において超過交付額返還金が約2億600万円、税等過誤納金補償金が約7,300万円、民生費において児童扶養手当が約1億3,600万円、衛生費において北しりべし廃棄物処理広域連合負担金が約1億2,100万円、それぞれ減少したことなどによるものであります。

次に、歳入における一般財源が過去10年で最少となった理由につきましては、市税収入は増加いたしました。また、地方交付税が過去10年間で最少となったことが主な要因として考えられます。

また、市財政への影響につきましては、多様化する行政ニーズに対応した本市独自の施策を推進するためにも、市税収入の確保やふるさと納税の拡充などにより、一般財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、経常収支比率と財政力指数が改善した主な理由につきましては、経常収支比率の改善は市税や地方消費税交付金、猶予特例債などの経常一般財源が増加したほか、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金や児童扶養手当のほか、公債費の元利償還金などの経常経費充当一般財源が大きく減少したことによるものです。

また、財政力指数の改善は、近年の市税や地方消費税交付金の増などによる、基準財政収入額の増によるものであります。

なお、今後の傾向としては、コロナ禍により歳入動向が不透明であることや各年度により財政需要も異なることから、見通しをお示しすることは難しいものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長（林 秀樹） ただいま、財政問題について御質問がございました。

文学館、美術館の外壁補修等工事についてであります。流用後一月以上もたってからの説明となったことにつきましては、今回の流用は外壁補修等工事を行う中で、急遽施設利用者が避難時に使用する非常階段踊り場の改修が必要となったことにより、安全に利用者が避難できる防災体制を速やかに整えるため、設計変更による対応としたところでございます。

このため、早急に予算を確保する必要があったことから、緊急的に人件費等から流用したものであり、このたび、第3回定例会補正において流用した額の予算を計上するに当たり、事前に議会各会派等へ説明をさせていただいたものでございます。

しかしながら、このたびの流用は予算を増額することから、流用を行う際に説明することが、より丁寧な対応であったと考えているところであり、流用ということで少し意識が行き届かなかったところは否めませんので、今後はこうしたことがないよう、一層、予算事務手続等への注意と意識を高め、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

○7番（丸山晴美議員） 再質問をいたします。

まず、PCR検査についてです。

高齢者入所施設等で月1回の検査をしていただいております。対象者が2,500人、8月の検査をされた方が1,416人ということで、私としては、もう少し数が伸びてくるのではないかとというふうに思っていたのですが、検査の実施がこうした数にとどまっている理由について、どんなことが考えられるのか、これが1点。

それから、通所型施設へ広げること、いつでも、どこでも、誰でも、何度でも、検査をする体制をつくること、つまり検査の対象を拡大することについてですけれども、なかなか拡大していかないのですが、大規模定期的検査についても、その効果を見極めていच्छるのかなと見受けられます。

こうした、検査実施の拡大を検討する中で、なかなか進まない理由として、改めてお答えをいただきたいと思ひます。これが二つ目。

宿泊療養施設を小樽市に設置することについて、感染状況を見て道と対策を協議していくということだったのですけれども、今までの経験から感染が拡大するスピードが緩くないといひますか、なかなかそうなってから対応したのでは厳しいものがあると思ひます。マニュアルも、私もさっただけですけれども、やはりそれなりの時間もかかるし、人も動かさなければならぬ、物も必要だということ、かなりの負担がかかってくることになると思ひます。市内に設置することを検討していただきたいと思ひますけれども、せめてその研究を進めていくといひるか、そういった動きはないのかということを確認したいと思ひます。これが三つ目です。

四つ目がワクチン接種についてですが、80%の方が接種となったところで終了と考え、それについては11月にできるということなのですけれども、既に高齢者は90%近くいつているわけです。12歳から59歳までの高齢者以外の方については80%に満たなくても、終了となってしまうのです。そうなった場合に、希望する方がまだいच्छると思ひます。希望する方が最後までワクチン接種がきちんとできると、このお答えをいただきたいと思ひます。これが四つ目です。

それから、事情のある学生への配慮をお願いしたいと思ひますのですけれども、昨日の山田議員の答弁の中でも、接種の割合が15歳から29歳までは1回目に18.5%、2回目で9.6%で、うちの子供が学校の新聞を持ってきてくれまして、余市モデルで受けた生徒が71.9%、余市モデル以外の後志管内町村で受けた

生徒が60.5%に達しています。しかし、小樽市に住む生徒についてはまだ1.7%、これは8月18日に行ったアンケートだということなのですが、学業もやっている、父親、母親も仕事していて昼間なかなか予約ができないという状況が多分あると思うのです。そういう中で、11月末までにはみんな終わるよ、受験には間に合うだろうということだと思えるのですけれども、学生には、それまでに、模試だったりとか、いろいろな事情があるわけです。せめて自分が打ちたいというタイミングで打てるような配慮だけでも。例えば9月15日からまた一斉に予約が始まりますけれども、そういったことを学校を通して周知をしていただくとか、そういった配慮でもいいんですが、ぜひ検討をしていただきたいのは一つです。

ワクチン・検査パッケージについてなのですが、そもそもワクチンを打っても感染が予防できないケースがあるということで、これを経済政策に使うことには、我が党としては認められないという立場です。

そして、もう一つ質問として、ワクチン・検査パッケージの検査ですけれども、この検査についてはPCR検査でも、たしか72時間という時間の有効期限があったと思います。しかも、検査を受けた人がお金がかかるんです。ということは、不利益になるわけですから、このワクチン・検査パッケージを活用することを進めていくことは、自治体としてはやってはいけないのではないかと、推進できないのではないかと思うのですが、このお考えをお聞かせください。

それから、学校の制服についてなのですが、アンケートをぜひやっていただきたいと思うのです。いろいろな情報を見ると、制服というのは、これを着なければいけないものだと思っている節がありまして、そういうことではないと。衣服、ファッションも自分を表現する、これは一つの権利でもあるわけで、これは、みんなの協議で変えていくことができるのだよ、変えなくてもいいけれども変えていくことができるのだよという視点で、情報発信とともにアンケートをぜひ実施していただきたいということをお願ひします。

それから、公共施設や学校トイレへの生理用品の配備についてです。

困窮する人に配布することについて反対をするものではありませんけれども、ぜひこの公共施設や学校トイレに生理用品を置くことについての検討は進めていただきたいのです。前回の質問では衛生的に問題があるということもありましたけれども、しかし、昔は置いていなかったトイレットペーパーは、今、当たり前前にトイレットペーパーを置いていますから、この課題については、そのうち解決されると思います。実際に、生理用ナプキントイレの中に衛生的に置くことができる商品も開発されてきています。小樽市の場合は災害備蓄にも生理用品が配備されていなかったという点で、今までの対応は遅れていました。これから生理用品を個室の中に置くことについて、対応が遅れることがないように、近隣自治体の動向の研究を続けていっていただきたいということについてのお考えをお願ひします。

それから、文学館、美術館の外壁補修等工事についてですけれども、そもそも使う予定のあるお金を流用することについて、私たちは問題提起をしたわけです。流用自体は、不用額を流用するというようなケースで珍しいことではないというふうに聞いていますけれども、今回のような今後使う予定があるお金を流用しなければいけない。しかも補正予算を組んで、後に議決をしなければいけないということであれば、そのときにお金を出さなければいけなかったという事情は分かりますけれども、臨時会を開くべきだと思います。これについての見解をお願ひします。

こうしたことがないようにしていきますということなのですが、具体的に規則に人件費の流用をしないと盛り込むとか、こうしたケースでは臨時会を開きますというような、具体的なお話はなかったのですが、こうしたことがないようにやっていきますということでもよろしいのかどうか、その見解をお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 丸山議員の再質問にお答えをいたします。

まず、私からは新型コロナウイルス感染症、またワクチンの関係で大きく5点についてお答えをいたします。

まず一つ目ですが、高齢者施設等の従事者に行っている定期的な検査の実施が、対象を2,500人と考えているところ1,400人程度にとどまっているのはなぜかということでございますけれども、一つにはこの検査に施設側の協力が必要だということがあって、なかなか手間もかかるということで、そこが進まない原因の一つになっているのかなど。

あと、検査を行って陽性者が施設から出てきますと、またその後の対応がいろいろ出てくるということで、それが一つネックになって手を挙げてこられない施設があるのかというふうに思っております。

いずれにしても、まだまだ残る1,000人余りの対象者が検査を受けてないという状況がございますので、そこが今後ともさらに多くの方に受けていただけるように働きかけを進めていきたいというふうに思います。

それから、2点目の現在行っている高齢者や障害者の施設だけではなくて、通所型施設等にも検査対象の拡大を図るべきではないか、これがなぜ進まないのかという御質問でありましたけれども、限られた財源の中で、どこに行政として検査を行っていくのかということで検討をずっと進めてきておりまして、一つに財源確保という問題があるのもその理由でもございます。

しかしながら、先ほども市長から御答弁いたしましたけれども、これについては、現在既に検討を進めておりますので、できるだけ早い時期に結論を得てまいりたいというふうに思っております。

それから、3点目の小樽市において宿泊療養施設を設置することについての、せめて研究を進めていくべきではないかということでございますが、実際、療養先をどこにしていくか、そして、それぞれ自宅療養ないし、宿泊療養ないし、入院が適切に判断されて、それぞれ療養先が決まった時点で、適切な対応が行われることが大切であるというふうに考えておりますので、そこは総合的に考えていく必要があるというふうに思っております。当市の場合は、幸い医療体制が非常に充実をしてきているということもございますので、宿泊療養に係るウエートがかなり、今回のこの第5波では軽減をされてきているという状況がございます。

しかしながら、感染爆発がいつ起こらないとも限りませんので、委員御指摘の点も踏まえて、今後どういう状況になったら宿泊療養施設のさらなる増が必要になるのかということは検討を始めていくということにしていきたいというふうに思います。

それから、4点目で、ワクチンの接種率80%を一応目標とすると11月末が終了時期になるということで、市長からの御答弁もそのような内容ではありましたが、最終的に8割を目標とするということではなくて、あくまでも希望する方が全員接種を受けられることが大事だと考えておりますので、これは結果的に何%になるのかということではなく、先ほど申し上げた、希望する方が全員受けられるような実施体制を今後とも整えていくということにしていきたいと思っております。

それから、最後に5点目ですけれども、特に若い方ができるだけ早く、また、それぞれの事情に応じてワクチンを接種できるような配慮が必要ではないかということで、児童・生徒、学生、それからほかにも若い方が大勢いらっしゃるんですけども、そういった方々にできるだけ早く接種を受けていただけるように、最大限まずはワクチンの確保に努め、そして、土日を中心とする接種体制を整え、また、き

めの細かな対応が必要な場合には教育委員会等とも連携をして、対応をさらに進めていくということにしていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、ワクチン・検査パッケージの件についてお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、この行動制限の緩和に関わりますこのワクチン・検査パッケージの考え方につきましては、やはりワクチンを接種しない人が不利益を受けないような形で配慮する必要があるということで、今後、慎重に考えていかなければいけない問題だということでございますので、経済政策に効果はあるとは思いますが、ここはしっかりと慎重に考えていかなければいけないというふうに考えております。

また、先般、全国知事会でもこの問題については議論をされているところでございます。全国知事会では緩和のみが目立ちまして、国民を楽観させることは不適切だというような懸念が示されておまして、今後、国と自治体との協議の場を速やかに設置するように要請をしておりますので、そういった動きを見ながら、我々も対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、私からも一つ、生理用品の配置の関係でお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほどの御答弁は、備蓄品として使用した後の配備について御答弁をさせていただいたところでございますが、それ以外にもかわらず、各施設に配備をいただきたいという御要望だったというふうに、受け止めてよろしいでしょうか。

今後の配備については、いろいろと考えていかなければならないと思うのですが、当面、各部からも意見をいただきたいなというふうに思っておりますが今回、生理用品を配布をさせていただくという一つの考え方は、今回、地域女性つながりサポート事業ということで、相談事業を実施するわけでありまして、この相談にやはりつなげていこうという意味合いから、生理用品を配布するという趣旨でございますので、単に生理用品を置くことが目的ではございませんので、そこは一つ区別して考えなければいけないなというふうに思っておりますが、様々な事業の中で、御意見を伺いながら、生理用品の配備については改めて考えさせていただければなというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（小山秀昭） 私からは文学館、美術館の外壁補修等工事についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、流用対応で臨時会を開くべきではなかったのか、また、規則に盛り込むべきではないかという御質問でございますが、今回の件は市長が答弁しているように、本来あるべき望ましい姿ではなかったと思っております。

また、教育長が答弁しているように、流用対応についての説明について配慮が足りなかった、これはそのとおりであったと思っております。

そういう面では、これからも十分注意しながら執行したいと思いますが、予算の補正については、基本的には臨時会で予算を可決してもらうというのが基本だと思っておりますけれども、予算執行する中では、様々な時期や執行の状況によって、いろいろなレアケースが出てきますので、そういう場合には、これまでも十分留意はしたつもりでございますが、その都度、議会と相談をさせていただきながら予算

措置については慎重に対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 丸山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

制服に関しまして、市教委において、ぜひアンケート調査をしてほしいという御質問だというふうに思いますけれども、先ほども御答弁させていただいたとおり、各学校では日頃の教育活動を見直すために、生徒や保護者、学校関係者にアンケートを実施するとともに、生徒会活動を通じて生徒からの意見を聞く機会を設けておりまして、制服に関する意見が出た場合には見直しを検討していくこととしております。

各学校においては、生徒アンケート、それからいじめアンケート、保護者アンケートを年間、複数回実施しております。また、生徒会や生徒総会において、よりよい学校生活を送るための生徒の意見や要望を聞く機会も設けているところです。

学校でしっかりと取り組んでくれておりますので、それに加えまして授業でも人権に関する学習をしっかり取り組んでいるということもございますので、このアンケートについては、学校で取り組んでいることでもございますので、対応を任せたいというふうに思っております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

○7番(丸山晴美議員) 再々質問いたします。

ワクチン・検査パッケージの活用について、私としては、経済振興を急ぐあまりに、感染を誘発してはいけないといいますが、そういったことは絶対にあってはいけないと思っているのです。ワクチンが普及してきていますけれども、2回接種後に感染が起きている事例がもう既に確認されていると。全ての感染を予防できるものではないということです。

それから、受けられない方、受けない方がいること。そして、そのワクチン接種後、抗体がついても時間とともにその抗体が減っていくということも報道されています、確認されております。こういったことを考えると、このワクチン証明書を活用していくことについてすごく危ういと思うのです。そういった危機感を持って議論をしていくというお答えではありましたが、しかし、ワクチンは万能ではない、しかも抗体減っていくわけですから、3回目の接種も検討されている中で、経済振興のその一助にワクチン接種を活用するべきではないと、私は思っているのですが、これから議論を進めていく市長と危機感を共有できているのかということ、一旦、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、臨時会をぜひ開いていただきたいということで、今回、配慮が足りなかったという御答弁をいただきましたので、ぜひ、今後はこういうことがないようにお願いをしたいと思うのです。

ただ、一方で、工事を急がなければならなかったという答弁もいただいておりまして、これは失礼ですが言い訳だと思います。そういうことで、予算は議会で議決をされているわけです。その予算を変更するというのであれば、やはり議会にかけていただくというのは必要なことだと思いますので、必要な臨時会はしっかりと開いていくというお答えを確認していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 丸山議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私からは、ワクチン・検査パッケージの関係での行動制限緩和についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症が広まってから、もう1年半が経過しておりまして、非常に長期化しておりまして、地域経済に大変大きな影響を与えることは、疑う余地もありません。今回のこの制限緩和に対する考え方は、そうであったとしても経済回復を急ぐあまりに、この行動制限緩和に前のめりになっては、やはりいけないなというふうに思っております。

これは様々な課題があるわけですし、いろいろ指摘されているとおりでというふうに私も思っております。ですから、決して前のめりになってはいけないと思っておりますので、慎重にやはり対応していただくべく、国などにも要請をしていくということで知事会も決めておりますので、そういった動向を見守っていきなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(小山秀昭) 予算措置と臨時会の件でございますが、これまでも議会の皆様には新型コロナウイルス感染症の対応だとかで専決処分等に御協力をいただき、ありがたいと思っておりますが、やはり先ほども申しましたが、予算執行する上で、いろいろな事態が生じますので、その都度しっかり議会の皆さんと御相談をさせていただきながら、臨時会の開催も含めて考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(鈴木喜明) 丸山議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時10分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、松田優子議員。

(2番 松田優子議員登壇) (拍手)

○2番(松田優子議員) 令和3年第3回定例会に当たり、公明党を代表して質問させていただきます。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、現在、この病により闘病生活を送っている方々が一日も早く回復されることを願い、また、日夜懸命に患者の治療や新型コロナワクチン予防接種に従事されている医療関係者と、検査業務や相談窓口として奮闘されている保健所の方々に深く敬意を表します。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

市長の市政執行について伺います。

迫市長が市長に就任してから丸3年を終え、任期も残り1年を切りました。

就任2年目半ばの一昨年12月に中国で確認された新型コロナウイルス感染症は、あっという間に地球規模で猛威を振るい、小樽市でも現在まで検査人数だけでも3万人を優に超え、そのうち1,400人以上が陽性と判定されました。それに伴う各分野の対応に追われ、このままでは自身の公約が果たせないまま任期を終えてしまうのではないかと危惧さえ抱いてしまいます。しかし、コロナ禍についてはどこの自治体でも遭遇しており、小樽市だけがつらい経験をしているわけではありません。こういうときだからこそ、市長として市民の安全・安心を守るためにリーダーシップを発揮し、真っ向から立ち向かってほしいと思います。

そこで、この3年を振り返って、自信を持ってこれは実現できたと御自身が納得できる公約を述べて

いただきたいと思いをします。

そして、自身の任期の総仕上げとして、これだけは全力で取り組み、やり遂げたいとお考えになっている公約や取組があれば、その内容と実現に向けての決意を述べていただきたいと思いをします。

また、今述べた以外で、市長として市民の皆さんに伝えたい総括的な所感があればお聞かせください。それでは次に、今の小樽市にとって重要な案件となっていることから2点、市長に伺います。

まずは、人口減少対策についてです。

これは市政全般に影響を与えることですので、何度も議会で取り上げてまいりましたが、今回もまた伺います。

過日、総務省が発表した本年1月1日時点の人口動態調査で、小樽市の人口は前年比1.73%減の11万2,450人で、人口減少のペースは鈍化したとはいえ道内4位の減少数だったと言います。その要因は、社会減が昨年より少なかったからで、それはコロナ禍で経済活動が停滞し、人の移動そのものが少なかったと市では分析しているようですが、かねて小樽市の社会減の要因は札幌市に近いからということでしたが、札幌市に近くても千歳市、江別市、恵庭市など増加している自治体もあります。札幌市と隣接しているにもかかわらず、増加している他市との違いをどのように分析しているのか、御見解をお聞かせください。

先月8月6日、市と小樽商工会議所の共催による第5回小樽スクラムミーティングが開催され、市内の経済団体が参加し、人口減少対策や移住促進策について、意見交換会を行ったようですが、報道によれば、子育て関連への意見が多かったとありましたが、どのような意見が出されたのか、主な内容をお聞かせください。

市長は人口減少に特効薬はないが、継続的に取り組みたいと話されていますが、確かに特効薬はありませんが、他市の成功例を参考にしながら、しっかり取り組んでいただきたいと思いをします。

今後の取組について、特に移住政策の具体的な取組があれば、お伺いいたします。

2点目、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の市の対応状況について伺います。

解体猶予の期限が迫る北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の解体を回避するため、所有者に土地、建物の無償での譲渡の申入れを行い、当面は市で保有する方向で検討しているとのことですが、建物は築年から年数が相当経過しているとはいえ、規模の大きさを見ると、土地を含めた建物の評価額は相当な額になると思われます。歴史的建造物としての評価はお金で換算できるものではありませんので、市として資産的価値だけで市所有にすると決断されたのではないと思いをしますが、この第3倉庫の歴史的、文化的価値について、国ではどのように評価しているのでしょうか。市では、文化庁等に確認したことはあるのでしょうか。その点について伺います。

新聞報道によれば、北海製罐株式会社の試算では、この建物の本格的な補修に1億2,000万円程度、年間維持費だけでも250万円ほどかかるとあります。第3倉庫の保全・活用を議論する第3倉庫活用ミーティングでは、本格活用までのスタート期間として、4年程度を見込まれているようですが、年間維持費が250万円かかるとして、単純計算をしても1,000万円を市が負担することも考えられます。活用方針が決まらないまま、維持管理費などを市が負担し保全することに対して、市民の理解は得られるとお考えなのか伺います。

この場所は小樽港臨港地区に指定されていますので、建物の活用用途は分区条例により一定程度制限されると考えますが、現時点ではどのような制限があるのか伺います。

今後の活用の仕方は、これから考えるとのことですが、あの建物全部活用するとなれば、かなり大がかりなものになると思われますし、また、あの外観を一定程度保全し活用しなければ、歴史的価値も失

われるのではないかと考えると、活用方法も限られてくるのではないかと懸念します。ともあれ、利活用ができるような整備を市が行った上で、活用者を募るのか、活用希望者に整備等も含めて活用方法を考えてもらうのか、現時点での活用方針についてのお考えを伺います。

活用ミーティングの中間報告によれば、本格活用に4年程度のスタート期間が必要で、本格活用期間はその後とのことですが、期間設定の考えをお示してください。

なお、今後、どう活用するにしても、市外から転入されてきた方々には第3倉庫といっても理解しづらい面があると思いますが、その方々が第3倉庫について理解することができるための方策について、どのように考えているのか伺います。

歴史的価値はあるというものの、今後、第3倉庫を活用するためには、かなりのハードルを越えなければなりません、どのような課題があると考えているのか、お示してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の市政執行について御質問がありました。

初めに、私の公約の進捗状況についてですが、まず、実現した公約につきましては、主なものを申し上げますと、防災力の強化に関しましては、私が就任して間もなく発生した北海道胆振東部地震に対応した経験から、防災行政無線の整備やFMおたるの難聴地域の解消に向けた取組を進めたほか、さきの実施した総合防災訓練では、これまでの実動訓練に加え対策本部会議の訓練を初めて実施するなど、災害に備えるための防災対策に力を注いでまいりました。

次に、市民の皆さんに納得していただける除排雪に関しましては、市民の皆さんからの御意見や御要望が多く、関心の高い施策であることから、除雪対策本部の早期設置やバス路線、スクールゾーンなど主要路線の除排雪を優先するなど、市民生活の安全・安心の確保に努め、継続して取り組んでおります。

また、安心して産み育てる環境づくりに関しては、病児保育事業の開始や子育て世代包括支援センター「にこにこ」の開設などを実施し、生活困窮世帯の子供に対する学習支援に関しましては、おたる子ども未来塾を開設したところであり、子育て支援施策については、数ある施策の中でも特に力を入れて取り組んできたところでもあります。

次に、全力で取り組み、やり遂げたいと考えている公約や取組と、それらの実現に向けた決意につきましては、本市には多くの課題がありますが、特に喫緊の課題である北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全・活用に向けた検討、市庁舎及び総合体育館に係る長寿命化計画の策定、小樽看護専門学校の存続に向けた関係者との協議については、着実に前に進めてまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましても、市民生活に関わる重要な課題であります。現在、ワクチン接種が進んでいるものの、当分の間、感染の拡大と鎮静化を繰り返し、ウィズコロナの生活が強いられるものと思われれます。そのような中であっても、引き続き感染拡大防止と医療提供体制の整備を進めるほか、病床確保や検査体制の充実を図るとともに、事業支援や消費喚起などの経済対策を行いながら、市民の皆さんの暮らしが安全・安心に続けられるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、市民の皆さんに伝えたい総括的な所感につきましては、私は市長就任当初から、行政が取り組む施策や事業が市民の皆さんに必ずしも全てが受け入れられているものとは考えておらず、その認識の相違を少しでも解消するためには、様々な御意見に耳を傾け、それを可能な限り市政に反映していくこ

とが必要であり、このことが多くの市民の皆さんに納得していただけるまちづくりにつながっていくものと考えております。引き続き、機会を捉えて市民の皆さんの声をお聞きし、信頼感や安定感を感じていただける市政の運営に取り組んでまいります。

次に、人口減少対策についてですが、まず、札幌市と隣接し、人口が増加している他市との違いの分析につきましては、これらの都市は本市と異なり、近年大規模な宅地開発による戸建て住宅の建設が進んでいることや、新千歳空港に近接した工業団地が形成され、大規模な工場が集積し、働く場が創出されていることなどがその要因ではないかと考えております。

次に、スクラムミーティングにおける人口対策や移住促進に関する意見交換の主な内容につきましては、参加者からは、子育て世代の対策には教育が非常に大切であり、教育環境の充実、特に学力水準を上げることが重要との御意見を多くいただきました。そのほか、若い世代への働く場所の確保、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり、新幹線新駅周辺に住宅地の整備などの御意見をいただいております。

次に、今後の移住政策の具体的な取組につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したオンライン移住体験ツアーや、テレワークモニターツアーなどの実施を予定しております。

また、転入、転出者の移動理由を把握するスマートフォンを活用したアンケートシステムを試験導入し、今後の移住定住施策に生かしてまいりたいと考えております。

次に、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の対応状況についてですが、まず、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の歴史的、文化的価値についての国の評価につきましては、本市といたしましては、第3倉庫は小樽運河の整備と同時期の大正13年に建設をされ、約100年の間、運河とともに歩んできた歴史がある市指定歴史的建造物であるとともに、運河と一体となった景観は小樽市の貴重な財産であり、その歴史性や景観に価値のあるものと認識をしておりますが、これまで市として文化庁に対して確認をしたことはございません。

次に、市が保全のため維持管理費などを負担することに対する市民理解につきましては、第3倉庫活用ミーティング、以降、活用ミーティングと申し上げますが、この活用ミーティングが市民意識の醸成のために実施した見学会やオープン勉強会が多くの市民参加を得たこと、また、本市へも市民、団体の皆さんから保全・活用を求める声をいただいていることは、多くの市民の皆さんの第3倉庫存続への期待の表れであると考えております。

一方で、保全・活用に対する将来の財政負担を心配する声も寄せられておりますので、今後も議員や市民の皆さんに御理解をいただけるよう、維持費の縮減や財源の確保など、課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港の臨港地区内の分区分における構築物の規制に関する条例における建物の用途制限につきましては、現在、第3倉庫のある場所については、工場その他の工業用施設の設置を目的とする工業港に指定されており、具体的には、条例において規定されている倉庫や上屋などの港湾施設のほか、製造事業またはその関連事業を営む者の工場及び事務所、並びにこれらの附帯施設などに限定されており、これ以外の用途での活用はできないものとなっております。

次に、現時点での活用方針につきましては、市が譲渡を受けた場合には、当面、保全のみを行い、民間での活用や運営などを探ってまいりたいと考えておりますが、具体的には今月末提出される予定であります活用ミーティング最終報告書を確認し、今後の活用方針について検討してまいりたいと考えております。

次に、活用ミーティングが考えるスタート期間設定の考え方につきましては、活用ミーティングからは、活用に当たり建物の用途制限を変更するには様々な議論や手続が必要であり、一定の年数がかかることから、まず、建物の保全を重点に考えつつ、本格活用に向けた運営体制づくり、建物の補修、社会実験、ブランド構築、情報発信などを進める期間として、おおむね4年程度の期間が必要と考えていると伺っております。

次に、転入者や若者に対して第3倉庫について理解していただくための方策につきましては、これまで活用ミーティングが市民意識の醸成のために実施した見学会やオープン勉強会などの取組は、幅広い世代の多くの市民の皆さんが参加をされ、第3倉庫の保存、活用について、御理解を深めていただく機会として有効であったと認識をしております。

今後、市が譲渡を受けることになった場合は、転入者だけではなく、幅広い世代の方々、また、これまで第3倉庫に興味がなかった方々にも、その歴史性やストーリー、活用の意義などを理解していただけるよう、これまで同様、活用ミーティングと連携をし、様々な取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、第3倉庫を活用するための課題につきましては、譲渡を受けるに当たっての条件や、北運河地区への回遊性を高める取組の具体化、保全のための維持管理費や補修費の縮減や財源の確保、本格利用に向けた開発者のリサーチなどがあると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）

○2番（松田優子議員） 財政問題について伺います。

昨年の代表質問で、令和2年度の市税収入見込みについて質問させていただきましたが、御答弁では個人市民税は前年の所得に、また法人市民税は各法人の決算額に基づいて事業収益に課税されることから、新型コロナウイルス感染症による所得の減少や事業収益の減少に伴い、税収は減額が見込まれるという御答弁でした。

そこで伺いますが、令和元年度と比較しどのくらい減額になったのか、個人市民税、法人市民税に分けてそれぞれお示しください。

決算説明書の科目別歳入実績を見ると、今般の情勢から個人市民税や法人市民税、たばこ税、入湯税が前年と比較し減になるのは理解できますが、固定資産税・都市計画税は増となり、市税全体で対前年比2.5%の増となっています。固定資産税・都市計画税が増加した要因について御説明願います。

関連して伺いますが、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度については、新型コロナウイルス感染症に伴う減免制度があり、全額免除された方と一部減額された方がいると思いますが、保険者ごとのそれぞれの件数と金額、国などからの補填額をお示しください。

令和2年度の一般会計の財政運営の基調によれば、一般会計の決算は歳入では市税が全体として予算額を上回り、歳出で生活保護費、他会計への繰出金、職員給与費などに不用額が生じたことから、実質収支で1億6,600万円の黒字となり、昨年に引き続き黒字にはなったものの、実質単年度収支は約1億5,500万円の赤字となり、これで5年連続の赤字となったとあります。確かに、令和元年度実質単年度収支は約5億1,700万円の赤字でしたので、赤字幅は3分の1以下になりましたが、小樽市の財政調整基金の残高は取崩しにより年々減少しています。令和2年度末の財政調整基金の残高は24億1,200万円でしたが、令和3年度になってから既に10億5,000万円以上取り崩し、今定例会に上程されている決算剰余金の

積立や基金の取崩し額を減額する予算案が可決されても残高は17億円余りです。新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種が進んできたとはいえ収束にはまだまだ時間がかかると考えられますし、今後また課題が生ずるかもしれません。新たな財政需要に備えるために、これまで以上に財政調整基金の確保に努めていかなければならず、収支改善プランに掲げた取組を着実に実行しながら財政の健全化を進めていくとありますが、令和2年度における主な取組内容をお示しください。

決算説明書の財政構造の現況によれば、小樽市の歳入科目構成では、市税の構成比は昨年度より低くなり20%を切っており、また地方交付税も減少し、昨年は市税と地方交付税で50%以上となっていました。令和2年度では合わせて40%と低くなっています。この減少要因についてどのように捉えているのかお聞かせください。

本市は、平成22年4月1日に過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域として指定され、平成22年度から平成27年度までと、平成28年度から令和2年度までの期間で、過疎地域自立促進市町村計画を策定し、地域の自立促進に取り組んでいましたが、この法律は令和3年3月31日で失効し、本市の過疎計画も期限切れとなりました。このたび令和3年4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、本市は過疎地域の要件に該当し、引き続き過疎地域に指定されましたが、過疎地域と指定されることにより活用が可能となる特別措置をお示しください。

また、特別措置を活用するためには過疎計画の策定が必須ですが、前回の過疎計画と今定例会で議案として提出されております過疎計画との相違点があればお示しください。

昨年の代表質問でも指摘させていただきましたが、本市の財政は財源対策を講じなければ収支均衡予算を編成できない状況が続いているという言葉が本年も述べられております。いずれはこの言葉が出なくなるよう、今後もしっかりと財政運営を行っていただきたいと思いますが、市長の御決意をお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、令和2年度歳入状況についてですが、まず個人市民税及び法人市民税の前年度決算との比較につきましては、現年度分についてお答えいたしますが、個人市民税は約5,290万円の減、法人市民税は約1億4,060万円の減となっております。

次に、固定資産税・都市計画税が前年度と比較をして増加した要因につきましては、令和2年度は大規模償却資産の設備投資の増などにより増収となりました。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度における減免の件数と減免額につきましては、国民健康保険で全額免除となった世帯が288件で約5,595万円、一部減額となった世帯が245件で約6,836万円、介護保険で全額免除となった方が216件で約1,590万円、一部減額となった方が167件で約1,206万円、後期高齢者医療制度で全額免除となった方が86件で約950万円、一部減額となった方が38件で約421万円となっており、これらの減免額につきましては、いずれも国などから全額が補填をされております。

次に、令和2年度決算状況についてですが、まず収支改善プランに掲げた主な取組内容につきましては、歳入増を目指す取組では、特にふるさと納税制度のさらなる推進においてポータルサイトの増設や返礼品の魅力の向上に取り組んだことなどにより寄附額の増収が図られました。

一方、市税調定額の増及び収納率の向上においては、無申告法人への現地調査や担税力のある現年度

滞納者への早期の納税交渉などを進め、また、使用料・手数料の適切な改正においては令和2年4月1日から料金改定を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、それぞれの収支改善プランで見込んでいた取組効果額を下回ったところであります。

次に、歳入科目構成における市税と地方交付税の割合につきましては、令和2年度はコロナ禍により特別定額給付金給付事業費補助金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金が大幅に増加したことから、歳入全体に占める市税や地方交付税などの割合が前年度よりも相対的に減少となったものであります。

次に、過疎地域として指定されることにより活用可能となる特別措置につきましては、基本的には旧法である過疎地域自立促進特別措置法に基づく特別措置と同様に、国庫補助率等のかさ上げ、過疎対策事業債の充当、固定資産税の課税免除に係る減収補填措置が引き続き活用可能となっております。

次に、前過疎計画と今回議案提出した過疎計画の相違点につきましては、主なものについて申し上げますと、過疎計画の実効性を高める観点から各施策の項目に目標を設定している点、計画の達成状況の確認やその結果を公表することとしている点、計画に掲載した施設整備に関しては、公共施設等総合管理計画等との整合を図る必要がある点などが挙げられます。

次に、今後の財政運営につきましては、本市においては人口減少に伴い、市税や地方交付税などの一般財源収入の減少が見込まれ、さらに昨年から続く新型コロナウイルス感染症の収束時期がまだ見通せない現状では、さらなる歳入減が懸念されるなど、厳しい財政運営が予想される状況に変わりはありません。しかしながら、そのような状況にあっても、将来の建設事業や不測の財政需要の備えとして財政調整基金残高を確保していく必要があります。そのため令和3年度当初予算においては、事業の厳選に努めた結果、財源不足を前年度より圧縮したところでありますが、約7億9,500万円の財政調整基金の取崩しにより収支均衡予算を編成したことから財政の健全化は道半ばであると考えております。

このことから、今後においても事業の厳選や過疎債などの有利な財源の活用に努めるほか、収支改善プランに掲げた取組を着実に進め、当初予算編成時から財政調整基金に頼らない収支均衡予算の編成を目指し、予算、決算における同基金からの繰入額の乖離の解消や、同基金残高の確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）

○2番（松田優子議員） 介護者への支援策について伺います。

私は、かつて介護と子育てを同時に行うダブルケア問題の課題や支援策について議会で質問させていただきました。しかし、そのときは認識としてはあるものの、市の関係部局にもその時点では相談事例がなかったことから、当時の市長の答弁も今後政府が行う実態調査の結果を調査し研究していくという消極的なものでした。しかし、近年、高齢化や晩婚化、晩産化などによりこの問題は顕在化してきました。ダブルケアに携わっている世代は社会的に現役世代であることが多く、その負担は女性に集中していると見られ、男女とも平均年齢は40歳前後で、30歳代から40歳代だけで全体の8割を占めると言われています。小樽市におけるダブルケア問題について、現在、相談体制や直近の相談件数などがどのような状況になっているのか、お示してください。

なお、このダブルケアは広義で捉えると障害や病気のある家族・親族など近い関係の下で複数人をケアしている多重ケアの実態があると思われませんが、その点についての御認識を伺います。

私の知人は、働きながら両親の介護に加え、市外で暮らす独り身のおばの介護まで担わなければならなくなりました。そのおばは他人からの働きかけに拒否反応があり、公的介護を受けるために必要とされる要介護認定さえままならず、その知人は頭を抱えています。市内に身内がおらず、市外在住の方がキーパーソンになる場合もあると思いますが、本市におけるその実態とそのキーパーソンに対し市としてどのように対応されるのかについてお聞かせください。

そういった深刻な介護者問題に加え、今また新たな介護者の課題が見つかりました。それがヤングケアラーという問題で、ヤングケアラーという言葉は幼き介護者と訳され、18歳未満の子供が大人の代わりに家事や介護など家族の世話をすることを言います。本年5月に発表された厚生労働省と文部科学省の連携プロジェクトチームによる中高生を対象に実施したアンケート調査結果によれば、中学校2年生の約17人に1人、高校2年生の約24人に1人がヤングケアラーと判明したとありました。そうすると、どちらも1学級に1人か2人は何らかの形で介護を担っているということになり、その内容は本人もそれほど深刻にとらわれることなく、お手伝いという意識程度で介護を担っている児童・生徒もいれば、介護のために学校を休まなければならない、そのまま不登校になった児童・生徒もいるといった深刻なケースもあると言います。今、教育現場では不登校の問題がありますが、その要因の一つに介護問題もあると聞いてショックを受けたのは私だけではないと思います。

そこで伺いますが、小樽市内の中学生にはこのプロジェクトチームからの調査があったかどうかと、この国の報告書に対する小樽市教育委員会としての認識についてお聞かせください。

そして、さらに深刻なのは、この調査によると教員が生徒の介護負担に気づいた原因で圧倒的に多かったのは、本人からの話であるということです。つまりこの問題は周囲の大人が能動的に察知して発覚するのではなく、誰にも相談せず1人で悩んでいるケースが圧倒的に多いことにほかなりません。これは子供の将来を左右する問題だけに、何でも気軽に相談できる環境づくりが求められていると考えますが、教育現場としてのこれらについての認識をお聞かせいたします。

ともあれ、北海道でもプロジェクトの報告を受け、独自で調査を行うことを決めた札幌市を除いた道内公立中・高約700校の中学校2年生、高校2年生約5万人を対象に調査すると言っていますので、その結果によってさらに多様な課題が見えてくるのではないかと思います。小樽市としてもその課題を見据え、教育現場と関係部局でしっかり連携を取り、課題解決に取り組んでいただきたいと思いますが、その点についての御見解を伺います。

また、介護者支援策について道外自治体の状況を調べてみますと、愛知県では、国が発表した実態調査では小学生が含まれていなかったことから、全公立小・中学校、高校の小学校5年生、中学校2年生、高校2年生のうちの1割に当たる約1万5,000人を対象に、本年11月と12月の2か月間でアンケート調査を行うほか、ケアラーの経験を持つ県内在住の大学生らへのヒアリングを行い、当時の心境や望む支援策などを聞く予定だと言います。なぜそこまで細かく行うかと言えば、ヤングケアラーを取り巻く環境は複合的な要素が絡み合い、当事者や関係者に必要な情報提供と支援策が求められるからだとしています。小樽市でも今後同様の調査が必要になるのではないかと考えますが、そのことについての御見解をお聞かせください。

そして、埼玉県では、昨年3月に日本初のケアラー支援条例が成立され、この条例の中で18歳未満を対象としたヤングケアラーに対する配慮も記載されていると言います。また、神戸市では、市として、こども・若者ケアラー支援担当課を設置し、その対象は20歳代も含めており、本年6月からは全国初となるこども・若者ケアラーに特化した相談窓口を開設し、この2か月で45件もの相談が寄せられ、その一部は関係機関と連携し支援につながった例もあるとのこと。そんな中、空知管内栗山町議会では、

本年3月に全国の市町村で初めてケアラー支援条例案が全会一致で可決され、4月1日から施行されました。この条例実現のキーマンである社会福祉協議会事務局長の談話によれば、介護保険制度はあくまでも介護を必要とする人を支援するもので、健康や孤立、離職などケアラーが抱える多様な問題はカバーできていないことから、介護する側も守るために条例制定の機運を高めたと言います。

そして、注目すべきは、今後在宅介護が主流になることを見据え、介護離職防止の一環として、この条例には従業員が仕事と介護などが両立できるよう、事業所内の環境整備に努めることを事業者の役割に挙げているということです。このように他の自治体の事例はケアラーの孤立を防ぐものとして学ぶことが多く、今後しっかりと介護者の実態を把握し、介護者支援策に取り組んでいただきたいと思いますが、市長の御見解をお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、介護者への支援策について御質問がありました。

初めにダブルケアについてですが、まず本市における相談体制や相談件数などにつきましては、現在福祉総合相談室や子育て世代包括支援センター、地域包括支援センターにおいてダブルケアについての相談を受けており、相談があった際にはその内容を互いに共有することとしております。現時点でこのダブルケアそのものについての相談はありませんが、それぞれの相談支援を行っている中で、高齢者の介護と子育ての両方を行っている世帯の事例を2件把握しております。

次に、多重ケアの実態に対する認識につきましては、福祉の相談を受けていく中で、例えばお一人で高齢の親と障害のある家族の介護を行っているなど、複合的な課題を抱える多重ケアの事例があることは承知をいたしております。

次に、市外在住の方がキーパーソンとなっている実態と市の対応につきましては、現在、地域包括支援センターの介護相談においては、家族や親族からの相談のうち2割程度が市外在住の方からの相談となっており、身近に家族等の支援者がいないという実態があるものと認識をしております。また、市外在住の家族等から電話などにより市が相談を受けた際には、地域包括支援センターを通じ、介護の代行申請やその後の支援につなげるなど、家族等の負担の軽減に努めております。

次に、ヤングケアラーについてですが、まず課題解決の取組につきましては、北海道で実施をしている調査結果により、ヤングケアラーの現状と抱えている課題を整理したいと考えております。

また、ヤングケアラーが抱えている課題は子供本人だけではなく、その世帯全体が抱えている課題でもあるという認識に基づき、教育をはじめ福祉、介護、子育て部門など関係部局と連携をして支援をする体制を構築してまいります。

次に、本市におけるアンケート調査等につきましては、北海道で現在実施をしている調査のほか、札幌市においても同様の調査が行われておりますので、それらの結果を注視してまいります。その上で独自のアンケート調査等の実施により本市の傾向を把握するのか、あるいは関係者との協議等により潜在化している個別案件を把握して支援につなげていくのか、方向性について検討してまいりたいと考えております。

次に、介護者の実態の把握と介護者支援策につきましては、今後介護を必要とする方がますます増加し、介護者が抱える課題が複雑化することも見込まれることから、その実態把握に努めるとともに、他都市の事例なども参考に地域や関係機関と連携しながら支援策について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 松田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、介護者への支援策について御質問がありました。

初めに、ヤングケアラーについてですが、まずプロジェクトチームからの市内中学校における調査と国の報告書に対する市教委の認識につきましては、本調査は国がヤングケアラーと思われる子供の実態をより正確に把握するため、昨年12月に全国の公立中学校、高等学校を無作為に抽出し、各学校の2年生を対象に学校や個人が特定されない形でアンケート形式により実施したものであり、本市では抽出された中学校1校を対象に調査が実施されました。

国の調査報告書によりますと、世話をしている家族がいると回答した割合が中学校2年生で5.7%、高校2年生で4.1%であり、その中には家族への世話をほぼ毎日している中高生は5割弱、1日平均7時間以上世話をしている中高生が約1割存在するという結果となっておりますことから、ヤングケアラーと思われる子供の割合が思いのほか多いと感じており、自分自身がヤングケアラーであるという自覚がない者もいることなど、表面化しにくい課題があることを教育関係者が理解した上で、子供たちをサポートしていく必要があるものと改めて認識したところでございます。

次に、何でも気軽に相談できる環境づくりにつきましては、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援を行うことが重要であり、特に学校の教職員は子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあります。そのため、学校においては教職員のヤングケアラーに対する理解促進を図るとともに、そのことを意識した上で日常の会話や定期的な教育相談、アンケート等を通じて子供たちが気軽に相談できる体制づくりに努めていくことが必要であるものと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、松田優子議員。

(2番 松田優子議員登壇)

○2番(松田優子議員) 障害を持つ子供がいる家族への支援策について伺います。

本年6月に、たんの吸引や人工呼吸器など日常的に医療的ケアが必要な子供とその家族を支える医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立し、今月18日から施行されます。厚生労働省によると、医療的ケア児は2019年の推計で約2万人を超え、過去10年でほぼ倍増していると言います。小樽市ではこの支援法の対象になる医療的ケアが必要な子供はどのくらいいらっしゃるのか、その人数をお示しください。

この支援法は、国、地方公共団体の責務を明らかにし、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子供を産み育てることができる社会の実現に寄与することを目的として成立されました。そして、支援法では保育施設や学校に保護者の付添いがなくても適切な支援が行えるよう、子供のケアを担う看護師等の配置を求められ、特に国や地方公共団体は学校においては看護師等のほかに医療的ケアを行う人材の確保を図るために介護福祉士やその他のたん吸引等ができる者を配置するための環境の整備、その他の必要な措置を講ずるものとされていますが、そのことについて小樽市ではどのような認識をお持ちなのか伺います。

なお、この支援法の附則には、この法律の施行後3年をめぐりして実施状況を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとあり、今後は実施していく中で新たな措置が加

わることが考えられますが、医療的ケア児が保育所や学校などに通う機会が保障されたことは大変喜ばしいことです。市としても必要な予算や人材をしっかりと確保してほしいと思いますが御見解をお示してください。

名古屋市では、この4月に医療的ケア児の家族に助言や制度の情報を提供する医療的ケア児支援サイトを全国で初めて開設したと聞いています。これは我が党の市会議員が障害児の親が集まるサークルと交流する中で、医療的ケア児を育てる家族の悩みを聞き、定例会で市の支援制度の情報が得づらいとの声を紹介し、分野を超えて総合的に支援する体制をつくるべきだと要望した結果によるもので、これは介護者全てに通じることでありますが、必要な情報提供に当たっては誰一人取り残さない、孤立させないという視点が大切だと考えますが、このことについての御見解をお聞かせください。

また、この医療的ケア児支援法の目的に、あえて離職の防止に資すとうたわれていることから、家族の方はいかに離職せざるを得ない状況に陥っていたかが分かり、これは障害を持つ子供の家族が抱えている課題でもあります。私の知人もまさしくその状況下にあります。知人には、障害のあるため特別支援学校に通う子供と、保育所に通う子供がありますが、障害を持つ子供との関わりについての見識の相違から御主人と離別し、生活を維持するため働かざるを得ませんが、放課後児童クラブには職員不足の理由で受け入れてもらえず、障害児の放課後等デイサービスを受けていますが、始業時間、就業時間に間に合いません。現在、小樽市では18歳未満の障害をお持ちの子供はどのくらいいらっしゃるのか、障害別にお示してください。

また、放課後児童クラブは特別な配慮が必要な児童については受入れ可能な場合のみとなっていますが、特別支援学級在籍児童を受け入れているクラブ数と人数、今年度、放課後児童クラブに入れず放課後等デイサービス等を利用している子供はどのくらいいるのか、お示してください。

知人は、放課後等デイサービスの日数も月23日では足りず、日数を増やしてほしいと言っておりますが、月23日しか利用できないという理由をお聞かせください。

ファミリーサポートセンターの利用という方法もありますが、有料であるため利用しづらく、小学生までしか受け入れてもらえません。知人は、せめて障害を持つ子供については小学校を卒業した後も利用させてほしいと要望していますが、今後ファミリーサポートセンターでそのような子供を受け入れるようにできないのか伺います。

ちなみに、障害をお持ちの子供の教育を受ける場として、通常学級、特別支援学級、特別支援学校で受けるとありますが、その判断はどのようにしてなされるのかお示してください。

また、特別支援学校ではなく、通常学級に行きたいと希望すれば可能なのか、家族の希望は受け入れられるのでしょうか伺います。

ともあれ、その知人が言うには、障害を持つ子供の家族は、職を変えたり頭を下げて始業時間に遅れて行くことも多々あり、特に母子家庭は深刻で、収入減や有料施設の利用は厳しく、幼いうちから特別支援学校の近くに住んでいても寄宿舎の入所や施設入所を考えなくては生活できないのが現状で、障害児と健常児が平等に生活できるとうれしとありました。どうかこの点を考慮に入れて、障害を持つ子供の家庭への支援を充実していただきたいと思いますが、市長の御意見をお聞かせください。

なお、ここまで障害を持つ子供とそれをケアする親のことを申し上げましたが、そのほかに大切なのは、その子供の兄弟姉妹に対するケアということではないでしょうか。ある方が自身の体験として語っていたのは、親が障害を持つ子供に関わることによる疎外感、親がいなくなった後、その兄弟姉妹と生活できるかどうかという不安だったと言います。そのためにも、健常者の兄弟姉妹にも目が行くように保護者の心に余裕が生まれる支援と、またそういった障害がある兄弟姉妹を持つ子供に対する支援とし

て、同じ境遇にある子供たちが触れ合う機会の提供も必要ではないかと思いますが、御見解をお聞かせください。

そして、その方は、障害のある兄弟姉妹との関わりの中で、思いやりの心、協調性、忍耐力といった非認知能力を伸ばしている側面もあるとも述べられています。また、兄弟姉妹ではなくても親がいない子、障害のない子と障害のある子がどう関わっていくかという視点も大切だと思います。私には中学校時代体の不自由なクラスメイトがいました。歩行に支障があるため、母親が雨の日も風の日も、もちろん吹雪の日もおぶって登校し、授業が終わる時間を見計らって迎えに来て下校していました。私たちは母親とも仲よくなり、卒業式当日、校長から母親に表彰状が手渡されましたが、五十数年たった今でもその光景が忘れられません。その後、そのクラスメイトが人づてに国立大学に合格したと聞いており、そういった経験が今でも私の心に根づいています。障害の度合いにもよりますが、障害のある子も、ない子も一緒に学ぶということを得られることは大きいのではないのでしょうか。私の知人が述べているように、障害のある子も、ない子も平等に生活できる世の中にしていくためにも、行政としてできることは何かを常に問い続けていただきたいと思いますが、最後にこの点について市長のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、障害を持つ子供がいる家族への支援策について御質問がありました。

初めに、本市における医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の対象になる子供の人数につきましては、本年8月1日現在で13名と把握しております。

次に、同法における医療的ケアができるものの配置等の必要な措置につきましては、地方公共団体は、法律に基づく基本理念や支援措置にのっとり、医療的ケア児が在籍する保育施設や学校などへの支援、医療的ケア児及びその家族の日常生活における支援、相談体制の整備、関係機関における情報の共有などの施策を実施する責務を負うものと認識をしております。

次に、必要な予算や人材の確保につきましては、本市では医療的ケア児とその家族が適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関や事業所などで構成する意見交換や情報共有を図るための検討会議を設置したところであります。今後はこの検討会議の議論も参考として、医療的ケア児及びその家族へのきめ細かな支援策とともに、必要な予算や人材の確保について検討してまいりたいと考えております。

次に、必要な情報を提供するに当たって、誰一人取り残さない、孤立させないということにつきましては、医療的ケア児のいる家庭を、引き続き的確に把握するとともに、その家族が必要とするサービスを選択することができるように、各種の支援制度や相談先についての情報を漏れのないように提供することが必要であると考えております。

次に、本市での18歳未満の障害児の障害別の人数につきましては、本年4月1日現在の人数でお答えいたしますが、身体障害者手帳をお持ちの方が45名、知的障害があり、療育手帳をお持ちの方が279名、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が6名となっております。

次に、特別支援学級在籍児童を受け入れている放課後児童クラブ数などにつきましては、特別支援学級在籍児童の受入れをしているクラブ数は、5月1日時点の数字で申し上げますと、全27クラブ中14クラブで、人数は24名となっております。また、放課後児童クラブを利用できずに放課後等デイサービスを利用している人数については、令和3年度は特別支援学級在籍の入会希望児童を放課後児童クラブで

全員受け入れておりますので、放課後児童クラブへの入会ができないことを理由に放課後等デイサービスを利用している児童はおりません。

次に、放課後等デイサービスが月23日しか利用できない理由につきましては、厚生労働省から出された通知では、原則として各月の日数から8日を控除した日数を上限とすることとされており、本市でもこの通知に従い上限を定めているものであります。

次に、ファミリーサポートセンターでの障害のある子供の小学校卒業後の受入れにつきましては、おたるファミリーサポートセンターでは、利用対象は原則小学校6年生までですが、援助が必要かつ有効と判断される場合には、小学校卒業後も利用が可能となっております。この場合、利用に当たっては子供の障害の状況や援助が必要な理由などを事前に相談していただいた上で、援助を受けたい方と援助を行う方の合意があつて初めて利用可能となりますので、御質問にあつた事例も含め、利用に当たっては個々の状況に応じて判断されることとなります。

次に、障害のある子供がいる家庭への支援につきましては、障害のある子供がいる家庭においては、仕事や生活面などにおいて様々な課題を抱えており、課題の解決にはその家庭への公的支援と周りの理解と支援が不可欠であると認識をしております。このため障害のある子供がいる家庭においても、他の子供の家庭と変わらず過ごすことができるよう、関係機関とも連携しながら、事業者や地域の皆さんの理解を得られるような支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、障害児の親の心に余裕が生まれる支援などにつきましては、障害のある子供の保護者や兄弟が同じ境遇にある者同士で体験や悩みを打ち明け相談できる場を設けることは、そうした方々に対する支援として有効であると認識をしております。

次に、障害の有無にかかわらず子供が平等に生活できる世の中にするために行政としてできることにつきましては、子供たちが共に学び、健やかに育ち、必要とするときに適切にサービスを受けることができる地域をつくるのが大切であると認識をしております。そのため行政としてできることは、障害のある人も、ない人も互いに支え合い、地域で生き生きと生活できるような施策を推進することであるとと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) ただいま、障害を持つ子供がいる家族への支援策について御質問がありました。

まず、通常学級や特別支援学級などの就学先の判断につきましては、就学する際には幼稚園や保育所、児童発達支援事業所などに通う子供の保護者や、就学前に実施しております知能検査等で特別な教育的支援が必要と思われる子供の保護者へ就学相談の御案内をし、就学相談の希望があつた場合には、教育支援委員会の委員が保護者との面談や子供への検査を実施するなどして情報収集を行います。その後、医師などの専門家を含めた教育支援委員会において、就学相談の内容を踏まえ、関係法令や文部科学省が示している判断基準に基づき、子供にふさわしい就学先について総合的に判断いたします。在学中の子供の在籍変更についても、保護者からの教育相談の希望により、教育支援委員会が保護者との面談や子供への検査を行った上で同様に判断をいたします。

次に、特別支援学校ではなく通常学級に行きたいと家族から希望があつた場合につきましては、ただいま御答弁申し上げました教育支援委員会において判断した結果を保護者へ伝えるとともに、子供にとって適切な学びの環境となるか、入学後や在籍変更後の学校の対応等について保護者と十分な協議を行い、最終的に子供や保護者の意向を最大限尊重した上で、就学先や在籍変更について決定することといたしております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）

○2番（松田優子議員） 最後に、防災対策について伺います。

9月1日は防災の日であり、また9月6日は北海道胆振東部地震が発災した日で、これがもたらしたブラックアウトの影響で全市民が日常生活に大きな支障を来し、その後の小樽市地域防災計画を見直すきっかけとなりました。そのため、毎年9月号の広報おたるには防災関連の特集記事が掲載されており、市民の皆さんもあのときのことを思い出しながら、改めて防災について考えるのではないかと思いますので、防災について何点か質問いたします。

最初は、防災会議における女性委員の登用についてです。

私は先般の一般質問で、小樽市は防災会議委員に女性の登用はあるものの、国が目標としている基準よりも低いことから国の基準を満たすよう登用人数増員を要望いたしました。内閣府が令和2年5月に作成した男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインでは、基本方針の中の一つに、女性は防災・復興の主体的な担い手であると示されています。そのときの御答弁では、現状の防災会議の構成団体では登用が難しいことから、今後は一般公募も視野に入れ考慮していくとのことでした。しかも、私の一般公募の委員では専門的な知識が足りないのではないかと心配に対し、むしろ専門的な知識だけではなく、市民感覚で意見を述べてもらうことが防災対策上必要であるとの大変前向きな御答弁でしたので、その後の女性委員登用に向けた対応状況をお示してください。

また、同じく小樽市地域防災計画において、女性の声が反映されたことは何かとの質問について、本市の女性委員から直接発言されたものではないが、高齢者や障害者、乳幼児のいる母親など特別な配慮が必要な方に対し、避難救出計画の項目の中に、プライベート空間を提供する、間仕切りを確保する旨の記載をしたことが挙げられています。全国的に防災会議に女性委員が登用されたことで避難所の環境整備が改善されたことは幾つもあります。その一つが、トイレに対する取組で、災害時に忘れがちなのは食べたら出るという当たり前のことで、被災した人を対象にした調査によれば、被災後3時間以内にトイレに行きたいと感じた人は約40%、6時間以内は70%を超えたことから、ガイドラインにポイントとして次のようなことが挙げられています。トイレは男女同数ではなく、男子より女子トイレの数を多くし、LGBTの配慮も含め多目的トイレも設置するといったことなどです。

そこで伺いますが、小樽市では避難所におけるトイレの設置状況はどのようになっているのかお聞かせください。

こういった視点から、ガイドラインでは男女共同参画部局の役割を明確にするため、防災研修・訓練は、防災担当部局と男女共同参画部局が連携して実施すべきとありますが、小樽市としては今までどのように連携してきたのか、その状況を説明願います。

同じくガイドラインでは、災害時に設置される災害対策本部に男女共同参画部局を入れることが明記されています。これは災害から受ける影響や男女のニーズの違いに配慮するためと思われませんが、ちなみに3年前の北海道胆振東部地震発災に伴い、小樽市に設置された災害対策本部会議には女性職員は入っていたのかどうか、参考までにお聞きいたします。

災害時には様々な助けが必要になります。それが自助、公助、共助ですが、災害発生直後は行政が全ての被災者を同時に援助することは限界があることから、地域住民が自分の地域は自分たちで守ると自主的に結成されるのが自主防災組織で、共助の中核をなすべきものです。しかし、市のホームページを

見ると、小樽市の自主防災組織の活動カバー率は22%で、全道平均と比較すると大きく下回っています。

そこで伺いますが、小樽市の自主防災組織の活動カバー率が低い要因と、これを高める方策としてどのようなことを考えているのか、お考えをお聞かせください。

ある防災士の資格を持つ芸能人が雑誌のインタビューで、共助を御近所と言い換え、災害が起こった直後にあの人は大丈夫だろうかと思出し、声を掛け合うことができれば助かる人の数は増えてくるのではないかと、そのためにもふだんから明るく挨拶することを心がけ、近所の方とのお付き合いを大切にしましょうと語っていましたが、私も全くそのとおりだと思います。

さて、ここまでは主に女性の視点での防災対策について市のお考えをお聞きしてきましたが、ともあれ災害は男女の区別を問わず襲いかかります。たとえ災害が起こったとしても、その被害を最小限にとどめるためにも、避難所生活が少しでも楽になるよう、防災委員は平常時から老若男女を問わず意見を聞き、それを防災会議で発言し、地域防災計画に反映させることが最も大切です。ともかくガイドラインに沿いながら、今すぐできることから防災対策に取り組んでいただきたいと思いますが、その点について最後に市長のお考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、私の質問は終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、防災対策について御質問がありました。

初めに、防災会議の女性委員登用の対応状況につきましては、本年4月の人事異動の時期に当たって、充て職ではない関係機関に対して女性委員の選出をできる限り検討していただきたい旨を文書で依頼をして、女性委員の増員に向けた呼びかけを行いました。残念ながら女性委員の増員には至りませんでした。

次に、避難所のトイレの設置状況につきましては、主な避難所となる小・中学校では、男女別に水洗トイレが配置されており、女性の個室の割合が高くなっております。避難所運営マニュアルでも、避難所に簡易トイレを設置する際にはトイレは男女別とし、女性用トイレの割合を多く用意するよう明記しておりますので、女性の視点に立った災害対策に努めているところであります。

次に、本市における防災担当部局と男女共同参画部局の連携につきましては、災害への対策として業務継続計画の策定や避難所運営マニュアルの改訂に当たっては、女性職員からの意見を多く取り入れており、女性の視点を重視してまいりましたが、これまでの防災研修や訓練における具体的な取組としては十分ではない状況でありました。このことから、今後におきましては内閣府のガイドラインに沿った形で連携をしてまいりたいと考えております。

次に、北海道胆振東部地震時の本市災害対策本部会議における女性職員の参加につきましては、当時の女性管理職の数名が各対策部の班長として会議に加わってございました。

次に、自主防災組織の活動カバー率が低い要因につきましては、本市では過去に大きな災害経験もないため、地域によって防災意識に温度差があること、地域コミュニティーが年々希薄となる傾向にあるため、地域全体で共助という防災意識が育ちにくいことが挙げられます。

この状況を改善する方策につきましては、先般、総連合町会から提言がありましたが、自主防災組織の結成に向けた段階的な工程を作成し、例えば第1段階として、防災意識の醸成のための防災講習会、第2段階は避難所に関する研修、第3段階は実地訓練を実施するなど、結成までの過程が可視化できるものを、市から各町会等に掲示するとともに、広報おたるやFMおたるなどを通じて、自主防災組織の

必要性を引き続き訴えていきたいと考えております。

次に、男女共同参画の視点からの、防災・復興ガイドラインに沿った防災対策の取組につきましては、先ほども御答弁いたしましたとおり、これまでも本市の業務継続計画の策定や、避難所運営マニュアルの改訂において女性職員から意見が多く寄せられており、防災分野への女性の参画意識の高まりが感じられます。

今後におきましても、女性の視点を重視し、地域防災計画の見直しなどにおいて、各関係機関に対しても女性職員からの意見聴取を行っていただくよう、改めて要請をするとともに、防災会議の委員に本市の女性管理職の登用を検討するなど、女性の防災分野への参画を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、松田優子議員。

○2番(松田優子議員) それでは御答弁いただいた中から、何点か再質問させていただきます。先ほど市長の公約の進捗状況をお聞きしましたが、とにかくこれから全力でやり遂げたいということもお聞きしましたし、残り1年掲げた公約が少しでも多く実現できるように全力で頑張りたいと思います。これは御答弁は要りませんので、よろしくをお願いします。

それで、人口減少問題の中で、移住政策のことを先ほど聞き、いろいろなことをやっているということでしたけれども、やはり大事なことは人は待っていても来てくれませんので、もっとアピールする必要があると思いますし、移住してきた方から移住後の意見も聞くことが大切ではないかと。それがこれから移住してくる人へのアピールにもなるかと思っておりますので、移住してきた人の声をこれから、また移住を考えている人に発信することが大事だと思いますが、この点についてもう少し具体的にやっていただければと思うのですが、この点についてお聞かせください。

それと、第3倉庫の歴史的、文化的価値について国に確認したかどうかということをお聞きしましたところ、していないということで先ほど御答弁いただきました。確かに、歴史的、文化的価値があると地元の人だけがアピールするだけではなく、市民の方を納得させるためにも、第三者的な意見を聞いたほうが、市民や対外的に説得力があると思いますので、至急確認したほうがいいのではないかと思います。この点についてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

あと、利活用したい人がいてもそれが分区条例でできるものとできないものがあるという、先ほどのお話ですけれども、もし利用したいものが分区条例を緩和することによってできるとしたら、分区条例を見直すことも考えるのか、それともあくまでも分区条例に合致するものしか活用しないのか、その点についてもう一度御答弁いただきたいと思います。

あと、ヤングケアラーの調査ですけれども、小樽市の学校では1校しかやっていないということだったので、それでも1校でも、いろいろな状況を見ましたら、一日何時間もやっている方がいるということは、やはり小樽市もその実態があるということが分かりましたので、全学年とは言いませんので、国の合致で5年生とか何年生とか決めて、もう一度ケアラーの実態を調査していただければなと思います。ただ心配なのは、要するに学校のみならず本人からの話でしか実態が分からないということで、それで相談窓口を設けたほうがいいのではないかとお話ししましたが、やはり家庭の中をいろいろ詮索されたくないという方も、いろいろと苦労もあると思いますが、やはりこれが不登校につながったりだとか、この子の一生に関わる問題ですので、これについて学校としてももう一度手を打っていただければなと思いますので、その点についてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

それとあと、この間のお話では女性委員の登用ができなければ一般公募も視野に入れるということだったので、一般公募については今後取り組むのかどうか、いつ頃考えているのか。先ほど聞

いたらまだ増えていないという状況で、やはり一般公募も必要なのではないかと思えますけれども、これについてどのように考えているのか、スケジュール的なものもお聞かせいただければと思います。

あとは自主防災組織のカバー率が少ないというのは、やはり小樽市が災害が少ない町だということがあり、あまり危機感を持っていない方も。ただ、前の北海道胆振東部地震で本当に大変なのだなど、あそこで実感しなければ分からないこともあったのではないかと思うのですけれども、そういった意味で、災害に対する心構えだとか、もう少しアピールしていただければなと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松田議員の再質問にお答えをいたします。

移住政策について御提言がありました。移住者の御意見をお聞きして、それを公表してはどうかというところでございますけれども、実は私が市長に就任した直後には、小樽市に移住されている方の皆さんに集まっていただいて、意見交換をさせていただいているのです。ただ、このコロナ禍によってここ2年実施できておりませんが、こういった移住者の皆さんの小樽市に対する要望だとか、課題などをお聞きして、それを移住政策に活用していくことは重要な視点だと思いますので、コロナ禍が落ち着きましたら、引き続き意見交換会は実施させていただきたいと思っております。この2月だったでしょうか、Zoomを使って移住体験ツアーも実施させていただきまして、コロナ禍の中でできることはやっていきたいというふうに思っておりますけれども、まだまだ課題がありますので、様々なことにチャレンジをしながら、小樽市をしっかりとPRして移住政策を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、第3倉庫の文化庁への確認について御意見がございました。多くの方に御理解をいただく上でも、第3倉庫の評価を国に確認してはいかかかという御提言でございました。今回、北海製罐株式会社から譲渡していただくに当たりまして、市としてはこういった産業遺産を観光資源として活用したまちづくりを従来から続けてきているということですか、市民の皆さんが運河と一体となった第3倉庫の景観について、小樽市の原風景だというようなことで御要望もありましたので、今回、この文化的価値について、文化庁に確認したことはございませんけれども、今回は文化的価値とは別に市として判断をさせていただいたわけですが、今後必要があれば文化庁にもそういった価値について確認する場面も出てくるのではないかとこのように思っているところでございます。

それから、分区条例についてでございますけれども、今後、民間の開発者などから、本市のまちづくりにとって、特にウォーターフロントのまちづくりにとって、プラスになるようなプランが示された場合については、この分区条例の改定についても、私どもとしては考えていかなければいけないだろうというふうに考えておりますので、あくまでも工業港区で押し切るつもりはないということでございます。

それから、防災委員の女性委員の一般公募の関係でございますけれども、この防災会議の定数は30名になっておりまして、現在28名のメンバーがいるわけでございます。そこに2名の枠がありますので、ここは一般公募にするのか、あるいは市の女性職員をはめるのか、これからまだ検討していかなければいけません、一般公募も含めて2名のこの空席を何とか女性委員で埋めていければなというようなことで今考えているところでございます。

自主防災組織の御質問でございましたけれども、これは御答弁が繰り返しになりますが、組織率がまだ低い状況だということについては、私どもとしても十分認識をしておりますし、昨今、災害の頻発化や激甚化が進んでいく中で、災害対策にしっかりと備えていかなければならない中で、こういった組織

の編成も必要だというふうを考えておりますので、広報おたるやFMおたるなどの様々な機会を通じて、さらにアピールを、必要性を訴えていきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 松田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ヤングケアラーへの調査について御質問があったかというふうに思いますけれども、これから道で、まず福祉部局が道教委と連携しながら調査をするということになっておりますので、その調査を私どもも注視しながら、今後、市としてどういう対応ができるのかということを検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、学校としての対応についてもお尋ねがございましたけれども、やはり隠れている部分も出していくという子供たちの教育相談が何よりも大切だというふうに思っております。そのためには教職員自身がヤングケアラーについて理解促進ができていないと、なかなか相談にも乗れないという形になりますので、そこら辺の校内研修でありますとか、認識を高めてもらうとともに、やはり何といたってもいろいろな日常会話の中で子供たちと接する教職員がしっかりと相談をしながら、事に当たっていくということが大切だというふうに思っておりますので、今後そういったことについても学校指導してまいりたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 先ほどの御答弁の中で、答弁漏れがありましたのでお答えをしたいと思います。防災委員の女性委員の登用の際に、一般公募の時期についてのお尋ねがございましたけれども、公募の時期は未定なのですが、一般公募になるか先ほど言っていましたように市の女性職員を充てるかはまだ検討中ではございますけれども、何とか次の防災会議までには女性委員を選任したいなというふうに考えているところでございますので、公募の時期については未定ということで御理解いただきたいと思いません。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、松田優子議員。

○2番(松田優子議員) 1点だけ確認させていただきたい、再々質問なのですけれども、先ほど少し観光という話がありましたが、第3倉庫はあくまでも観光施設ということが主で残そうとしているのかどうか、この点についてはいかがなのでしょう。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 松田議員の再々質問にお答えいたします。

第3倉庫の活用については、答弁の中にもありましたけれども、今後、活用ミーティングから最終報告も上がってきますので、そういったものも踏まえて検討はしていかなければいけないというふうに思っております。必ずしも今の時点で、観光施設にするかということを決めたわけではありませんので、今後いろいろな意見を踏まえて考えていきたいなというふうに思っております。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

次に、質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、小池二郎議員。

(3番 小池二郎議員登壇)

○3番(小池二郎議員) 質疑及び一般質問いたします。

本市の最大の課題、人口減少問題はこのコロナ禍においても対策を進めていかなければなりません。そして、人口減少問題に大きく影響があるとされている子育て支援の充実や、満足度を高める対策はまだ不十分であると感じます。今年度は気温30度近くの暑い日が続き、海水浴場を利用された子育て世代は多く感じましたが、以前に要望させていただいた水遊びのできる公園が欲しいとの声は今年も多くありました。そして、子育て世代からよく聞くのは小樽市には子供の遊ぶところがないという声です。働く環境や住む環境も重要と思いますが、遊ぶ環境も人口減少に影響しているのかと思います。

札幌市では、公園指定管理者や公園緑化協会などが地域の団体と協力し、このコロナ禍においても対策を行いながらプレーパークを各地域で実施しています。プレーパークの考え方、実施方法は様々ではありますが、遊び場を考え提供する団体が、公園などで自然を生かした遊びを子供たちに提供しています。

まずこれまでプレーパークについて本市で検討されたこと、また実施されたことはありますか。平成28年の小樽市人口対策会議において、みらい創造プロジェクトチームの事業案として挙がっていたと思いますが、その後の動きがあればお聞かせください。

プレーパークの実施は、子供たちのため、子育て世代のため、そして何より人口減少対策として必要と考えます。第2期小樽市総合戦略の重点事項には、子どもの安心安全な居場所づくりや、地域と一体となった子育て応援環境の構築などを検討しますと記載があります。プレーパークはまさにこの重点事項に当てはまるものと考えます。

プレーパークは単体で行っている事業ではなく、子供の遊び場を考える団体や町内会などと行政が協力して実現する事業ですので、行政だけで全てを実施するわけではありません。しかしながら、プレーパークを実施するために各団体とのコーディネートをする存在が必要になりますが、本市ではそれを考える部署がなく、相談することも難しい状況にあります。仮に本市が実施することを考えれば、札幌市のように公園指定管理者や緑化協会がありませんので、公園緑地課なのか、こども未来部なのか、福祉保険部なのか、どこの所管になるのかお聞かせください。もしそれが決められていないのであれば、子供のため、子育て応援環境の構築のためにも、実現への一歩として、まずは本市の組織の中でプレーパークを担当する体制を構築していただきたいと考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、公園の花壇事業についてですが、街区公園においては、愛護会などで花壇整備をしていただいている公園もありますが、市の管理する地区公園では残念ながら雑草が生い茂げ、放置された状態です。花壇がきれいになることで様々な効果があることは誰もが理解している中で、財政が厳しい中においても、できるだけ費用を抑えながら整備する必要があると考えます。札幌市の取組の花と緑のまちづくり活動という中で、ボランティア団体の方々が様々な箇所の花壇整備をしており、その団体の中に幼稚園が入っていて、公園の花壇整備をしているそうです。本市の地区公園は保育所や幼稚園の子供たちが利用されることも多く見受けられますし、保育や教育の一環として花壇を利用していただくことができれば、互いにメリットがあると考えます。ぜひ本市においても、幼稚園や保育所などと連携して、地区公園の花壇整備を実施するべきと考えますが、この取組を実施するにもプレーパークと同じく、どの部署が実施するかが難しいところです。本市には花壇ボランティアの事業があり、公園緑地課の所管ではありますが、あくまでも公園緑地課は公園の維持管理が主な仕事であり、このような公園を生かした取組は他部署と連携して行うべきと考えますが、この事業についての見解と今後の地区公園の花壇整備についてどのように整備されるお考えなのかお示しください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、プレーパークについて御質問がありました。まず本市における検討、実施状況、平成28年の人口対策会議以降の動きと、所管部署につきましては、プレーパークとは地域のボランティアの方たちなどの下で、日常なかなかできなくなった遊びを通じて、子供たちの自主性や冒険心を育み、生き生きと成長できるよう、自分の責任で自由に遊ぶ場と認識しております。プレーパークの検討などにつきましては、平成28年に実施した若手職員によるみらい創造プロジェクトチームにおいて、プレーパークの実施について検討され、同年10月に市長報告会が開催されましたが、結果として検討を前に進めることには至らなかったと聞いております。その後におきましても、検討は行っておりませんので、その所管部署は決まっております。

次に、実施に向けた組織体制の構築につきましては、事業の実施を含め研究をしてみたいと考えております。

次に、公園の花壇について御質問がありました。幼稚園や保育園などと連携した地区公園の花壇整備に対する見解につきましては、花壇整備を通じて子供たちが土や植物に触れ合い、花や植物の成長を実感することは、子供たちの豊かな感性を育む上で非常に有意義なことと考えております。

また今後の地区公園における花壇整備につきましては、シーズンを通じた修景を図るため、地域の皆さんのほか、幼稚園や保育園と連携した事例も参考にしながら、持続性のある取組について検討をしてみたいと考えております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

○3番（小池二郎議員） 再質問させていただきます。

プレーパークについてですが、あまり本市ではなじみのない事業なので知らない方も多いと思いますが、道内では札幌市だけでなく岩見沢市、千歳市、北見市など多くの自治体で取り組まれています。これまで市長はじめ職員の皆さんは新型コロナウイルス感染症の対応だけでも本当に御苦労されたと思いますが、子供たちも行事が延期や中止になり様々なことを我慢して過ごしてきていて、子育て世代はできるだけ子供のストレス発散のために、どこかに連れて行ってあげたいと思っても、なかなか連れていくところがなく、困ったという声も多く聞きました。こういった時期だからこそ子供たちや子育て世代のためにも、プレーパークは必要と考えているのですが、このプレーパークの質問のレクチャーのときにも、公園を利用するので公園緑地課なのか、人口減少対策だから企画政策室なのか、それとも子ども未来部なのか、どこの部署が所管になるのか、分からなかった状態でした。逆に言うと子供たちの遊びを考える部署は現在ないのかというふうに感じます。ちなみに安平町のプレーパーク担当は教育委員会です。

本市の部署はどこになるか分かりませんが、ぜひ実施するための体制づくりと、すぐには言いませんが実施に向けた取組をお願いしたいと思いますが、再度お考えをお聞きいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の再質問にお答えをさせていただきます。

プレーパークについての検討ということでございます。今回、初めてプレーパークのことについて知ったような状況ですので、十分知識はないのですが、市長に寄せられる手紙、市長の手紙がありまして、寄せられる要望の中で、やはり公園に対する要望は非常に多くなっております。いろいろな形があり、運営主体がいろいろあるというふうに聞きましたが、このプレーパークも公園の一つの形態だというふうに感じたところであります。従来から公園整備につきまして私としても、子育て支援策の一環だという位置づけで考えておりますので、どこが担当になるかはこれから検討させていただきたいと思っております。自然を生かした学びに取り組んでいる組織や団体が、市内にあることは私も認識しておりますので、そういった方々のお話をまずは伺いながら、今後の方向性なども検討させていただければというふうに思っておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（鈴木喜明） 小池議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） それでは、質疑及び一般質問をさせていただきます。

まず日本遺産についてお尋ねします。

従来の文化財行政においては、個々の文化財を点として指定保存し、登録・指定される文化財の価値づけを行う保存重視の政策でありました。それに比べ日本遺産とは、地域に点在する遺産を面として活用、発信し、つまりパッケージ化した文化財群を一体的にPRすることで地域のブランド化・アイデンティティの再確認を促進しながら、地域活性化を図ることを目的としており、文化庁では現在104件の日本遺産を認定しております。しかし、文化庁は日本遺産全体の底上げとブランドの維持・強化を図るために、事業内容を大きく変更しており、具体的には総括評価の仕組みが示され、今年度より新たに取消し制度の導入と日本遺産候補地域を新設する方針を決めております。

この取消し制度とは、日本遺産を活用した取組効果が低調と判断された場合は、日本遺産を取り消すというものであり、地域にとっては非常に大きな制度変更であると考えますが、一方で、新たに日本遺産になり得る地域を日本遺産候補地域とする制度の新設は、本市にとっては再チャレンジの機会を得たものと感じているところです。

このような状況の中、このたび一度不認定となっていた小樽市の3番目の日本遺産ストーリー、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が、本年7月16日に候補地域に認定され、また既に日本遺産に認定されている北前船では、小樽商科大学の高野宏康先生の調査を基に、塩谷地域の徳源寺、塩谷神社の船絵馬が北前船日本遺産として追加認定されました。小樽市観光振興室を含め、関係各位の御尽力に対し心から敬意を表する次第であります。日本遺産の趣旨からして今後さらなる努力が必要になりますが、確認の意味も含め何点かお伺いしたいと思います。

北前船と炭鉄港は認定から6年後に取組の評価を受けますし、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」は、候補地域の認定から3年後には取組の評価を受けます。候補地域が正式に日本遺産として認定を受けるためには、総括評価の基準をクリアできる具体的で効果的な取組を実施していかなければなりません。

そこで、候補地域において今後3年間でどのような事業を進めていく予定なのかお示しください。

また、既に日本遺産に認定されている、北前船と炭鉄港は候補地域のストーリーとどのような関連性があるのかお示しください。

次に、本年7月16日に北前船構成文化財の船絵馬群に新たに塩谷神社と徳源寺の船絵馬が追加認定されておりますが、日本遺産構成文化財を活用したまちづくりについて、町内会など地域との連携をどのように進めていこうとお考えか、お聞かせください。

次に、並行在来線についてお伺いします。

北海道新幹線札幌延伸に伴い、JR北海道から経営分離される並行在来線について、道は北海道新幹線並行在来線対策協議会の後志ブロック会議で、長万部一小樽間について、4月に、1、第三セクターで全線維持。2、全線バス転換。3、余市一小樽間は鉄道を維持しその他をバス転換の3案と、各案の収支予測を提示していましたが、8月6日の沿線自治体との協議会で見直しをかけた新たな収支予測と年内にも方向性を絞り込み、存廃決定を目指す考えを示し、全線バス転換した場合の運行ルート案とダイヤの方向性も提示しました。

平成24年5月21日に、当時の小樽市中松市長は並行在来線分離案に同意をしていますが、それに先立つ2月8日、塩谷の親和会館で、翌9日、蘭島会館で地元説明会を行い、まだ時間は十分にあるので、今後よく話し合ってもらいましょうとしております。

そこでお尋ねします。小樽市としてこれまで協議会にどのように関わってきたのか、お教えてください。

余市一小樽間には鉄道のJR塩谷駅とJR蘭島駅があり、道路としては国道5号、道道小樽環状線、フルーツ街道、小樽塩谷インターチェンジを有する高速道路があります。

2の全線バス転換の案では、余市一小樽間はどのようなバスルートを想定しているのでしょうか。

また、3の余市一小樽間の鉄道を維持しその他をバス転換の案では、現在国道5号を往来しているバスの運行への影響、今後の運行をどう想定していくのかお示してください。

また、鉄道の存廃は、JR塩谷駅とJR蘭島駅の利用者、特にバス停から距離のある駅利用者にとって大きな問題だと思います。関係地域への説明と意見、要望をどう吸い上げ反映していくのか、小樽市のお考えをお示してください。

以上、再質問はいたしませんので明快な御答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、日本遺産について御質問がありました。

まず候補地域の今後3年間の事業予定につきましては、候補地域の魅力を磨き上げ、ストーリーを充実させるための調査や、地域で活躍するガイドのスキルアップなどの人材育成、日本遺産の価値を次世代に伝承するため、小樽運河保存運動などの資料の収集とデジタル化など、地域活性化準備計画に搭載した事業を積極的に進めてまいります。

次に、北前船、炭鉄港と候補地域のストーリーとの関連性につきましては、北前船による交易が小樽港の発展の礎となり、炭鉄港のストーリーである港の繁栄と北海道初の鉄道開通により、本市は物流拠点として成長し、多くの金融機関や商社が軒を連ねることとなりました。その物流と金融などが血液のように小樽市を中心に流通していくさまを「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」と題し、北前船と炭鉄港を内包したストーリーとしたものであります。

次に、構成文化財を活用したまちづくりについて、地域との連携をどのように進めるかにつきましては、歴史と文化を生かしたまちづくりの推進は私の目指すところでもあることから、地域はもとより市

民一人一人が本市の歴史と文化に愛着を持ち、自ら情報発信できるようになっていただくことが重要と考えておりますので、地域の皆さんや団体と連携しながら、地域の構成文化財やストーリーの価値を磨き上げてまいりたいと考えております。

次に、並行在来線について御質問がありました。まず本市の北海道新幹線並行在来線対策協議会への関わりにつきましては、私が協議会の後志ブロック会議に構成員として参加したほか、担当職員が当会議を補助する幹事会及び余市一小樽間の個別協議に参加をし、意見交換や協議を行ってきたところであります。

次に、全線バス転換した場合の、余市一小樽間のバスルートにつきましては、協議会では現在の国道5号を通るルートを基本とし、追加ルート案として、現在のJR塩谷駅利用者の利便性や、目的地への速達性に配慮した、JR塩谷駅前、最上を経由し、築港方面に至るルートと、高速道路を利用する余市一札幌直行ルートを想定しております。

次に、余市一小樽間は鉄道、その他はバス転換にする場合におけるバス運行につきましては、協議会の想定では、長万部一余市間は鉄道の代替となるバスを運行し、余市一小樽間は鉄道が維持されることから、現行のバスへの影響は見込んでおりません。

なお、この案に決まった場合には、さらに具体的な運行についての検討が必要になるものと考えております。

次に、地域への説明などにつきましては、次回の後志ブロック会議でさらなる収支予測の精査等を行った後、本年11月をめどに塩谷地域、蘭島地域及びその他の地域を対象にそれぞれ住民説明会を計3回実施をし、地域の御意見や御要望をお聞きした上で方針を定め、協議会で本市としての考え方をお示ししてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、質疑及び一般質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時15分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **高橋 龍**

議員 **中村吉宏**

令和3年
第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和3年9月15日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	総務部長	佐藤靖久
財政部長	上石明	産業港湾部 港湾担当部長	佐藤文俊
生活環境部長	松井宏幸	福祉保険部長	勝山貴之
保健所長	田中宏之	建設部長	松浦裕仁
教育部長	中島正人	総務部総務課長	中村弘二
財政部財政課長	笹田泰生		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤正樹
庶務係長	加藤佳子
調査係長	柴田真紀
書記	相馬音佳
書記	松木道人

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	阿部久美子
書記	中村知奈津
書記	三上恭平

開会 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、小池二郎議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 一般質問をいたします。

大項目一つ目は、船浜海岸と蘭島海岸の保全及び浸食対策についてであります。

今月10日、東小樽町会より船浜海岸について、蘭島町会と蘭島海水浴場組合より蘭島海岸についての保全及び浸食対策の要望書が市長に対し手交されました。

初めに、船浜海岸についてであります。

船浜海岸は、一部が東小樽海水浴場として親しまれ、背後にJR線路が敷設されています。海水浴場の一帯は消波ブロックによる離岸堤が設置され、静穏度が高く、砂浜が守られています。一方で、札幌よりの一帯は離岸堤などの設備がなく、長年の浸食によって砂浜が海流で削り取られる洗掘が著しく、潮位や気象状況によってはJR線路の基礎まで波が達している状況です。

浸食被害については、平成18年にJR北海道が鋼鉄製の矢板を設置し、浸食被害を防ぐ工事を実施しました。しかし、令和3年5月には、矢板が途切れた部分に波の影響が集中し、線路が大きく陥没する事態となりました。迅速な保線作業により、運休時間は最小限にとどめられ、運転が再開しました。JR北海道は、大きな土のう袋を複数設置することで再発を防いでいるようですが、波のエネルギーは大変大きなもので、応急的な処置であると考えられます。JR札幌一小樽間は乗降客数が多い路線ですので、JR日高本線のように陥没が広範に発生すると長期間の運休を余儀なくされ、市民生活に甚大な影響を与えます。また、JR線路を越えて波しぶきや石などの漂流物が住宅街に達する越波の影響も発生しています。東小樽町会は、離岸堤の新設等を要望されております。

次に、蘭島海岸についてであります。

蘭島海岸は、北海道最古の海水浴場として明治36年に開設され、今年で118年の歴史があり、昨年度は約12万人が来場し、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の一角となっています。こちらは海岸に五つの消波ブロックによる離岸堤が既に設置されていますが、長年の潮流によって全体が沈降し、部分的に海水面よりも下回っている状況が確認できます。これにより、消波機能が著しく低下して砂浜の洗掘が進み、海岸線が大きく後退し、海水浴場として機能を果たすことが難しくなっています。

また、海岸線が陸地に近づいているため、海岸沿いの住宅地に波の影響が出ております。蘭島地域はJR蘭島駅付近でも海拔が4メートルしかありませんので、津波対策などの防災の観点からも対策が迫られます。蘭島町会と蘭島海水浴場組合は離岸堤の積み増し等を要望されております。

どちらも北海道が管理する海岸ですが、このような要望から、事業実施までの流れについて、また、事業実施の場合、財政負担について伺います。

過去に北海道が市内で浸食対策として行った例があれば伺います。

本市は海岸管理者ではありませんが、市民からのこのような要望に対し、地元自治体としてどのようにお考えか、伺います。

次に、大項目二つ目は、高島と豊井の市道管理についてであります。

本市は特殊な地形と歴史的な経緯から、現在では利用が少ない市道が点在しております。その中で高島隧道の高島側市道と、祝津隧道の豊井側市道の管理について伺います。

2か所の市道は、かつてトンネルに接続する市道として利用されていましたが、1987年に新高島トンネルが、1990年に豊井トンネル・新祝津トンネルが新たに開通し、道道小樽海岸公園線が整理されたため、旧トンネルは封鎖されました。旧トンネルに接続する道は廃道にせず、市道のまま冬季は市の雪押し場として活用されておりますが、住宅や施設等がなく基本的な交通のために利用する必要がなくなり、現在では役目を終えています。

しかし、どちらも海岸線を通り、陸上からは人目につきにくい位置関係であることから、暖かい季節になると多数の車両が路上駐車し、市道上でバーベキューの炭火やテント等を設置している状況が昼夜問わず多数見受けられます。市は、これらの行為を禁止する看板を複数設置しておりますが、その目の前でお構いなしに繰り広げられている状況を私自身も何度も現認し、それは常態化しています。周辺にはトイレなどの附帯設備がありませんので、周辺で用を足すなどの不衛生な行為、私有地や立入禁止区域への不法侵入、海難事故も発生している遊泳禁止区域の海に降りての遊泳、ウニやアワビなどの密漁、大音量で音楽を流すことや花火などの騒音被害、バーベキューの残骸や空き缶などの残置、分別が行われないまま町内のごみステーションへの投棄、バーベキューに関係のない家具・家電等も含めた不法投棄など、問題が山積し無秩序な状態となっております。少人数なら注意をすることで改善を促すこともできますが、ごみに個人情報はなく、週末になると路肩に止め切れないほど車があふれ、十数グループが占有し、決して穏やかな雰囲気ではないため、私や地域住民だけでは全く対応できない状態になっております。警察や海上保安庁に通報し、警察からの指導や海上保安庁で密猟者の逮捕などにも至っております。結果的に好き勝手荒らされた海岸を地域の人たちが早朝に清掃されております。これらの実態については、私からも建設部や港湾室などの担当部署に逐次相談し、早急に対策を求めてきました。

本市では、市道上でバーベキュー等が行われている不適切な実態を把握されておりますか。されているとすれば、いつ頃からなのか伺います。

地域住民などからは、これまでどのような要望が上がったのでしょうか。具体的にお示しいただき、本市は具体的な解決に向けてどのような対応を取られたのか伺います。

これに関し、警察の通報の件数と対応を市は把握されているのか。されているとすれば、内容についても伺います。

この悲惨な状況を道路管理者として、どのように受け止めているのか伺います。

具体的な解決策については、高島側は行き止まりのため、住宅地が途切れる辺りでの通行止め、豊井側は一部私有地が存在するため、地権者と相談し簡易的な柵等での通行止めが唯一の効果的な対策と考えますが、実施する上での課題について伺います。

道路管理者として、現在、実施を検討している解決策や関連する地権者との交渉などの進捗状況について伺います。

最後に、バーベキュースポットとして人気の場所なので、市道を廃道し、何らかの方法で入場料や使用料等を徴収して施設整備することについて見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、船浜海岸と蘭島海岸の保全及び浸食対策について御質問がありました。

まず、海岸事業の地元要望から実施までの流れにつきましては、町内会からの要望書を本市が受理し、これを北海道に提出いたします。北海道は、この要望書を受け、小樽市漁業協同組合などの関係機関と調整した上で事業実施の判断を行うこととなります。

なお、事業費については海岸管理者である北海道が負担することとなります。

次に、市内で浸食対策が行われた例につきましては、直近では、平成15年度から平成26年度にかけて、北海道が銭函海岸で浸食対策事業を実施しております。

次に、地元自治体としての見解につきましては、地域住民の方々が海岸浸食により住宅や公共交通に危害が及ぶおそれがあるという不安を抱いていることを受け、これらの被害を未然に防止するための事業実施を海岸管理者である北海道に要望するとともに、関係機関との調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、高島と豊井の市道管理について御質問がありました。

まず、市道上での行為につきましては、不法投棄、テントの設置、迷惑駐車及びバーベキューが行われているという状況を把握しております。

いつ頃から把握しているのかにつきましては、不法投棄については、高島が平成16年度から、豊井が平成22年度から、その他バーベキューなどについては、豊井において令和元年度から把握しております。

次に、地域住民からどのような要望が上がっていたかにつきましては、高島については、平成16年度以降不法投棄の通報を受け、清掃を実施しているところであり、豊井については、平成22年7月に不法投棄や密漁などが行われているため、一定期間市道の通行止めをしてほしいという要望があり、地権者との協議を行いました。同意が得られなかったため実施できませんでした。

令和元年10月にも不法投棄、騒音、路上駐車及び火気の使用などによる問題を解決するため、これらを禁止する旨の看板を設置してほしいという要望が豊井の近隣住民から提出され、令和2年7月に道路上で交通に支障を及ぼすおそれのある行為を禁止する旨を記載した看板を設置したところであり、

次に、市道上の迷惑行為に関わる警察への通報につきましては、小樽警察署にお聞きしましたところ、今年度は、これまで4件の通報があり、いずれもすぐに出動し、指導等を行ったとのことであり、

次に、このような状況をどのように受け止めているかにつきましては、付近住民が道路上で行われている行為に不安を抱き生活に支障を来していることから、これを解消するため早急な対応が必要であるとと考えております。

次に、通行止めを実施する上での課題につきましては、道路に接道している地権者の同意が必要となるので、その同意が得られるかが課題になると考えております。

あわせて、通行止めを行う柵につきましては、簡単に乗り越えられない構造で破損しにくい強固な柵をどのように設置するかを検討する必要があると考えております。

次に、道路管理者として実施を検討している解決策につきましては、道路管理者としては道路の通行止めによる手法を検討しているところであり、それに関わる地権者との交渉状況につきましては、2名の地権者のうち1名は、緊急事態宣言期間が終了後の打合せを希望しており、また、もう1名の地権者は、他の地権者の考え方に合わせるとの意向であると伺っております。

次に、市道を廃道し施設整備することにつきましては、市道を廃道にすることは、現在道路に接している土地が接道しなくなることになるため、この土地の地権者からの同意を得ることは難しいものと考えております。

また、地権者の同意が得られ廃道が可能になった場合でも、道路用地の所有者が北海道のため、市において施設整備し、有効活用を図ることは難しいものと考えております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 12番、松岩一輝議員。

○12番(松岩一輝議員) 船浜海岸と蘭島海岸の保全及び浸食については、海岸管理者が北海道であるということで、この後に小樽市漁業協同組合との調整等が行われるということで、しっかりと見守っていきたいと思います。積極的な対応をよろしく願いいたします。

それから、市道の管理について再質問しようと思ったのですが、かなり細かな年度だとか数値が出て、私も正確に聞き取れない部分もありましたので、後の委員会で質問させてください。

再質問はいたしません。よろしく申し上げます。

○議長(鈴木喜明) 松岩議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

(演壇の消毒)

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 一般質問いたします。

市民生活についてです。

第一に、手押し式信号機のある交差点の停止線について伺います。

張碓町の和宇尻山の上線と国道5号が交差する交差点に手押し式信号機が設置されています。和宇尻山の上線を国道5号を横断して通行する歩行者に利用されているほか、これまで自動車で山側の春香町から札幌方面に右折する場合にも重宝されていました。というのも、この路線は非常に交通量が多く、かつスピードが速いトラックなどが頻繁に通る道路であり、札幌方面に右折するために歩行者用信号機を利用することがよくあったからです。

しかし、今年に入って突然、停止線の位置が変わりました。それまで和宇尻山の上線の札幌側手前に表示されていたのが、和宇尻山の上線を過ぎた横断歩道の手前になったのです。こうした停止線の位置変更によって地域住民に大きな影響が出ています。しかも町内会など地域の声を聞かないまま工事をしています。

市長に伺います。こうした市道をつなぐ国道の停止線の変更には、警察が地域住民や町内会など地域の声を聞く必要があったと考えませんか。歩行者からは、自動車が突然止まったり、信号無視して突っ込んだりしてくる例が増え、恐怖を感じる。とても横断できない。運転者からは、車長が長いトレーラーが停止すると左折すらできない。安全に右折できなくなった。とても困っていますなどです。地域住民からは、なぜ地域に相談もなく停止線を変えたのか。冬季になればスキー場を出入りする車も増える。これでは事故になりかねないと不安の声です。こうした市民の声に市長はどのような所感をお持ちになりましたか。

春香町の地域は、国道に出る道路が細い道路を除くと2本しかありません。安全に別の道路を選択したくても定周期式信号機そのものがないわけです。こうした地域事情についての所感も同様にお伺いいたします。

市道の考え方についてです。

国道を挟んで別の市道になっているわけではありません。同じ名称です。となれば、地域を結んでいると考えるのが普通ではありませんか。今回のケースは、地域分断につながりかねないと思いませんか。

当該地域だけの問題ではありません。例えば私の住む新光・朝里地区を結ぶ朝里東10号線も同様に、朝里と新光を国道5号と交差しています。手押し式信号機ですが、一定周期で歩行者信号が青になるため、新光方向からは安全に自動車が朝里方面に直進や、札幌方面に右折できます。朝里方向からも同様に新光方向へ直進や、小樽方面に右折できます。こうした交差点は市内に幾つもあります。もしこども含む市内全ての手押し式信号機のみで交差点で停止線が横断歩道の手前に変えられると、大変なことになると思いませんか。

地域住民が小樽警察署に、なぜ張碓町の和宇尻山の上線と国道5号が交差する交差点の停止線を変更したかと聞くと、地域の方からの要望があった。法を遵守しているから問題ない。むしろ今までが例外だったとのこと。小樽市として、以前の当該交差点の停止線は違法だったという認識でしょうか。

いずれにしても信号機や停止線を管轄しているのは、北海道公安委員会です。今回のケースでは、小樽警察署に状況を聞く必要があります。また、町内会のお話を聞き、小樽市が仲介して、場合によっては停止線の再変更が必要です。まずは小樽市が地域の話を書く考えはありますか。

街路樹についてです。

先日、桂岡町の住民から相談がありました。桂岡ニュータウン大通線に植えられている街路樹を何とかしてほしいというものです。樹木はイヌエンジュ、マメ科の落葉広葉樹です。季節になると落葉や豆ざやが道路を覆います。そのため、地域住民はボランティア袋などを使って掃除をしていました。しかし、どのニュータウンも一斉に高齢化の問題に直面しています。それまではボランティアで清掃できたのが不可能になっています。市に連絡すると、袋に詰めておけば持っていきますと言いますが、袋に詰める人がいないわけです。住民は街路樹を植えたからにはしっかり管理してほしいと述べています。

まず、本市の街路樹管理の基本的考えを示してください。

他の地域でも特にプラタナスの葉が大きな問題となっている例があります。これまでどのような街路樹の相談があり、どのように対応してきましたか。

桂岡ニュータウン大通線では、小学校側の幾つかの街路樹は伐採されました。しかし、多くはそのまま残り、市に相談してもらちが明かないため、やむを得ず自宅前の街路樹を無断で伐採している例や、自身で強剪定した例があります。なぜこのようになったと考えますか。

市に剪定をお願いすると、お金がないからと回答されたそうです。どちらにしても当該地域の町内会とも相談して、街路樹の今後の在り方について話し合っていく必要があるのではありませんか。

市道の植樹柵についてです。

かつては沿線住民が花を植え、目を楽しませていた植樹柵が雑草だらけになっています。特に十万坪線の一部はひどい状態です。地域によって差がありますが、まちづくり団体や老人クラブ、町内会等が管理できている植樹柵はよいですが、そうではない路線では大きな差があります。

銭函地域の町内会長にお話を聞くと、雑草を除去するだけで精いっぱい。正直コンクリートで埋めてほしい。隣が花を植えるから植えなければならないけれども、負担が大きいです。きれいで心を潤し目を楽しませる植樹柵は必要ですが、その管理が大きな負担となつてはなりません。こうした事例を機会に、市道の花を植えている植樹柵は誰が管理しているのか、放置されている例がないかを調査し、それらについて対応を検討してみようでしょうか。

また、今後十分な管理ができないのであれば不要と考えますので、新たな道路を整備する際に植樹柵が必要かどうか、各町内会等の意向を聞いてみてはいかがでしょうか。それぞれについて、その必要性とお

考えを伺います。

市道の除草についてです。

道道天神南小樽停車場線は、定期的に除草を行っています。しかし、その延長上にある市道入船南線は、除草の要請をしなければ除草しません。要請がなければ除草しないということでしょうか。市道の除草の基本的考えについて述べてください。

また、なぜ道道と市道でこれほどまで除草状況が異なっているかについてもお答えください。

北海道は、定期的に除草しています。それは計画しているからです。市も毎年地域から要請が来るような路線をピックアップし、しっかり計画し、実施することが必要ではありませんか。その必要性と今後のお考えを伺います。

最後に、北海道新幹線トンネル残土について伺います。

トンネル掘削に伴う残土が大問題になっています。これまでは、ヒ素や鉛、セレン等の有害物質が問題の大きな争点でしたが、全国の土砂災害を受けて盛土も大きな争点となっています。小樽市でも朝里川温泉地域の残土処分場候補地での説明会で、住民から、砂防ダムがあるようなところに残土を搬入することはあり得ない。地滑りの危険があるといった趣旨の発言に対し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、コンサルタントに調査を依頼した結果、当該地域に地滑りの危険はないと発言されました。小樽市として当該地域は地滑りの危険がない安全な場所であると断言できますか。

全国各地で地滑りによる貴い命が失われています。市民の命を守る立場から、朝里川温泉地域の処分場については白紙撤回し、機構に断念させるべきではありませんか、お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市民生活について御質問がありました。

まず、手押し式信号機のある交差点の停止線についてですが、和宇尻山の上線と国道の交差点における停止線位置の変更につきましては、市ではこの件に関し、小樽警察署から意見照会を受けてはおりませんが、こちらから確認をいたしましたところ、このたびの変更は以前より問題のあった交差点であり、停止線の位置が横断歩道から大きく離れていたため、黄色信号で直進し、赤信号で横断歩道に突き進んでくる車両が多いことから、横断歩道を渡る歩行者、特に登下校の子供たちの横断に危険が生じていると、改めて地域の方から改善要望があったことを受け、現地調査の上で総合的に判断して実施したものである。小樽警察署としては、地域の要望と受け止め対応したということでありました。

市といたしましては、交通安全施設に関する案件は、基本的に地域住民の皆さんの御意見や要望を聞いていただきたいと考えておりますが、このたびのことは地域の要望を踏まえ、北海道公安委員会において十分な検討の下で総合的に判断された結果であるものと承知しております。

次に、地域住民からの不安の声につきましては、これまでの停止線の位置に慣れている方にとっては、国道への進入に御不便を感じられているものと思っておりますが、このたびの変更は、横断歩道を渡る歩行者の安全確保が目的であると聞いておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

次に、春香町の地域事情につきましては、当該地域は交通量の多い国道に接していることから、交通安全の確保には配慮が必要なものと考えております。

次に、市道の考え方につきましては、市道名は地域の結びつきを示しているものではないため、停止

線の位置変更で地域分断につながるとは考えておりません。

次に、市内全ての手押し式信号機のみの変差点で停止線が横断歩道手前に変更されることにつきましては、小樽警察署からは停止線の位置は横断歩道手前が基本であるが、個々の状況によって判断しており、横断歩道の停止線が店舗の出入口に当たるような場合、状況を勘案して停止線の位置を離すこともあると聞いておりますので、全ての停止線が変更されるとは考えておりません。

次に、当該交差点の以前の停止線につきましては、小樽警察署からは、当該交差点の横断歩道については、本来、停止線を引く位置で車両が頻繁に出入りする状況があったため、停止線の位置を札幌市側に離していたものであり、特に違法な状態であったものではないと聞いております。

次に、停止線の再変更につきましては、このたびの変更は横断歩道を渡る歩行者の安全確保が目的であり、地域の要望を踏まえ北海道公安委員会が十分な検討の下で判断した結果であるものと承知しておりますので、市として地域のお話を聞く考えはありません。

次に、街路所や植樹柵、草刈りなどについてですが、まず街路樹管理の基本的な考え方につきましては、樹木の枝が伸び、通行や市民生活の支障となっている場合は、剪定を実施し、立ち枯れた木や倒木のおそれがあるものなどは伐採を行っております。このほか中心市街地のプラタナスのある路線については、観光面などに配慮し、定期的な剪定を年1回行っております。

なお、市民の皆さんが収集した落ち葉につきましては、御連絡をいただいたものについて市が回収をいたしております。

次に、街路樹に関する相談とその対応につきましては、主に越境している枝や立ち枯れた木の処理などについての相談が多く、剪定や伐採などの対応を実施してまいりました。このほか電線に接触している枝の連絡を受けた場合は、電線の管理者に対応を依頼しているところであります。また、市民の皆さんが収集した落ち葉につきましては、御連絡をいただいたものについて市が回収しております。

次に、市民の方が自ら選定などを行った理由につきましては、倒木のおそれや生活環境への影響がないため、伐採や剪定は実施しないという説明に納得されなかったためではないかと推測いたしますが、市民の方がこのような作業を行うことは、御自身や第三者にも危険が及ぶ可能性がありますので、お控えいただきたいと考えております。

次に、街路樹の今後の在り方につきましては、町内会に話し合いの場を設ける必要があるかどうか伺ってまいりたいと考えております。

次に、植樹柵の管理などにつきましては、植樹柵の数は大変多く、草花を植えている方も町内会やまちづくり団体など多様であることから、管理されている方などの調査は困難と考えておりますが、緑化活動を行う団体に対する助成制度がありますので、こちらを活用し、持続的に活動いただけるように制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

一方で、十分に管理が行き届かないのであれば、植樹柵は不要ではないかという考え方もあると思われませんが、街路樹には景観形成や環境の保全などの機能があることから、これを植える植樹柵は基本的に必要な施設であります。このため、必要性について町内会等に確認することはいたしません。設置の位置などについては意向を確認し、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、市道における除草の基本的な考え方につきましては、例年市民の皆さんから御要望をいただいている路線などを選定し、原則年1回の作業を業者に委託しているほか、必要に応じ直営作業でも除草を行っております。

また、道道天神南小樽停車場線と市道入船南線における除草状況の違いについては、その作業実施時期の違いによるものと考えております。

次に、市道除草の実施につきましては、市民の皆さんから御要望をいただいている路線などを毎年原則年1回、5月から7月にかけて計画的に実施しているところではありますが、今後も道路パトロールなどにより効果的な作業に努めてまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線トンネル残土についてですが、まず、朝里川温泉地域の地滑りの危険性につきましては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構では、現地において地質調査を実施し、安全性について解析を行っております。その結果として、地滑りの危険性が想定される滑り面などの地下での動きは確認されていないことなどから、機構としては、発生土受入れに当たっての安全性に問題はないものと判断しております。

本市といたしましては、機構から当該調査及び解析結果の説明を受けており、安全性に問題はないとの機構の判断は信頼できるものと認識しております。

次に、朝里川温泉地域の発生土受入れ候補地につきましては、先ほども申し上げましたとおり、本市といたしましては、安全性に問題はないとの機構の判断は信頼できるものと認識しておりますことから、機構に断念させることは考えておりません。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) 再質問を行います。

まず、手押し式信号機のある交差点の停止線についてであります。

どうもかみ合わないですね。地域の方からの要望だということのだったら、なぜ地域の方から逆に問題だと。いきなりやってきて、いきなりやられたのであって、一部の方からの要望だったのではないのでしょうか。私が聞いているのは、警察の言い分そのまま持ってこいと言っているわけではないのですよ。市としてどう考えているのだということを聞いているのです。しかし、言っていることは警察の言っていることそのままなのです。私はすごい問題だと思っています。例えばこの停止線について、離れているから逆に黄色信号で突っ込んできたり、赤信号を無視したりということが出てきているのだという言い分ですけれども、実際にそこの手押し式信号機を利用されている歩行者の方は真逆のことを言っているのですよ。今まで離れているから余裕をもって停止してくれていたのだけれども、いきなり横断歩道の手前に止まるものだから、止まり切れなくてそのまま突っ込んでしまう例がどんどん増えていったのだと。真逆なのです。それで、例えばこれまで慣れてきたトレーラーなどは、その停止線が変わってしまったことによって、急ブレーキでキーと止まってしまう。それでもうおっかなくて渡れなくなったのだと言っているのです。それについてどのようにお考えですかと言ったのだけれども、安全のためだと言っているのですよ。小樽市として本当に安全だと考えているのですか。警察の言い分ではないです。改めてお伺いいたします。

それから、春香町のこの細い道路を除くと2本しかないというところなのですけれども、地域事情についてどうお考えですかと聞いたのですが、配慮が必要なものと言っているのです。どんな配慮が必要なのか、何ができるんですか。出られなくなって非常に危ないと言っている、本当に危機を感じている市民の方々について配慮が必要だという、具体的にどんな配慮が必要だとお考えでしょうか。

それから、今回のケースがほかのところにも広がったら大変だと言っているのですけれども、これについても基本であると言っているのですよね。いや、かなわないですよ、本当に。一つの例で私は出しましたけれども、新光と朝里のセブンイレブンのあるところですが、あんなところが、もし横断歩道は手前に停止線を置くのが基本なんだといったら、地域から総スカン食らいますよ、こんなこと。だからこそ、私はそういった話について、一方の言い分だけを聞くのではなくて、地域の皆さんなどのお話を

しっかり聞いた上で、どうあるべきかということについて、やはり一方の市道を管理しているのは小樽市なわけですから、そういったことも含めて意見を出していくとかということも必要ではないかと。

改めてこの停止線について伺いますけれども、地域の話を書く考えはありますか。ありません。これはやめてください。ありませんではなくて、その必要性があるかも含めて、これから検討してまいりますぐらいのことはなぜ言えないのか。言い直してください。

それから、街路樹の問題であります。

これも、人ごとなのですよね。剪定などを行って来て、立ち枯れや倒木などがいいわ、切らないのだという話なのですけれども、相談を受けた皆さんのところでいうと、だんだん上のほうから伐採し始めたから、次にうちのところでも切ってくれるのだなと思って待ち構えていたけれども、一切そこからやってくれないと。市に問い合わせたところ、立ち枯れや倒木のおそれがないから切る予定はありませんというふうにはっきりやられてしまったのですね。それを聞いて地域の住民の方はかなり怒って、それだったら、もう自分で金を出して切るわと言って、業者を頼んで切ってしまったのです。これは、先ほどお控えをと言ったけれども、せっぱ詰まってやっちゃっているのです。そういった状況について、なぜこういうようになったとお考えですかと言っているのです。なぜこんなふうになったのですか。お控えをではないです。お聞かせください。

それから、植樹柵についても同様なのです。私は、植樹柵はあったほうがいいし、花を植えてくれるボランティアの団体とかいろいろなものがあれば、それは本当にいいことだと思うのです。でも、そうはいっても、実際に現場に行ってみてください。ススキがぼーぼー伸びていて、切る人が誰もいないのです。本当にみっともない状況になっている。でも、それで地域の方を責めるわけにはいかないのです。管理できないから仕方ないのです。そういった状況も踏まえた上で、基本的には、植樹柵は用意しなければならないけれども、場合によってはつけないこともあり得るぐらいのことは、言っても悪くないのではないのでしょうか。必ずつけますというふうに言っているのです。それについても伺います。

それから、道道天神南小樽停車場線についての話なのです。時期の違い、年1回やっているという話なのです。だけれども、時期が違うといっても、雪が解けてそんなに伸びていない状況で5月ぐらいに切ってもらっても、何もうれしくないのです。地域の方たちが何と言っているかといったら、やはり道道がきれいに伐採するのですね。そこからどう見たって道路は同じように見えるのだけれども、交差点のところまでは道道で、そこから先は市道だから、そこから先は伸び放題なのです。道道の時期というのは5月にやっているわけではありません。大体8月の末ぐらい、9月の頭ぐらいでしょうか、大体そのぐらいにやっているというのは毎年のことなのです。毎年要望しています。

ですから、時期についても5月に行うということではなくて、道が行うのが大体8月末ぐらいなものですから、その後にやるとか計画的にやってくださいということをお私に言っているのです。年1回やっていますということをお聞いているわけではないのです。そういったことをやる考えはありますかということをお伺いいたします。

最後に、北海道新幹線についてであります。これも鉄道・運輸機構の言いなりなのですね。住民の方が、地滑りの危険があると言ったら、そうしたらコンサルタント会社を使って、ここは地滑りの危険はないのですと。地滑りの危険がなかったら何で砂防ダムを造るのかと、その答えにも答えなくて、この地域だけは安全なのですよと言いつけるのです。その鉄道・運輸機構を信じ続けるという、この信頼できると言っているが間違いではないですか。他の地域でどんなことが起きているのか、今まで北斗市の問題などもありましたし、そういった問題も含めて、本当に信頼できると言えるのでしょうか。最後にお伺いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

最初に、春香町の停止線の位置の変更について、改めて地域の意見を聞くことはしないのかというお尋ねでありますけれども、さきの答弁の中にも触れておりますが、今回、警察では、地域の要望を聞いて、それをもって直ちに判断したわけではないというふうに認識しております。答弁の中にも触れておりますけれども、このたびの変更は、警察としても以前より問題のあった交差点だという認識が一つあるわけです。ですから、要望を聞いた上で、以前から問題のあった交差点だという認識のあった上で、地域の住民から要望もあって、さらに現地での調査も行ったと。そういう上で総合的に判断して警察としては地域の要望を受け止めたというふうに私どもとしては認識しておりますので、改めて地域の皆さんの御意見を聞く、そういうことについては考えてはおりません。

それから、停止線の位置のお尋ねがございましたけれども、これも先ほどの御答弁の中で触れさせていただいておりますが、停止線の位置につきましては、それぞれの地域の事情によって、ケース・バイ・ケースで判断するというのが基本でありますので、全ての停止線が変更されるというふうには私どもも考えてはおりません。

それから、発生土の問題についてでありますけれども、今回の判断につきましては、私どもとしては鉄道・運輸機構の考えを尊重したいというふうに考えております。

ただ、安全性に問題ないとしている以上、鉄道・運輸機構には丁寧に地域の住民の皆様様に説明すべきであるというふうに考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、街路樹の影響について少しお話しさせていただきたいと思っております。まず、街路樹につきましては、やはり第7次小樽市総合計画の中でも、「花と緑にあふれ、潤いのある安らぎのまちづくり」ですとか、緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図るといったことも書かれております。こういった意味からも、やはり街路樹というのは道路には必要なものと考えておりますけれども、市内には約4万本ぐらいの街路樹がございまして、基本的には、これを全て管理を行き届かせるというのはなかなか困難ではございます。基本的な考えといたしましては、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、倒木のおそれ、そして、生活に影響がなければ基本的に剪定は行わないという考え方ではございますけれども、やはりその位置ですとか、生活に支障になる部分については、今後も地域住民の方々とも相談しながら、その対応に当たっていききたいと考えております。

それと、植樹樹の考え方についてですけれども、これも議員のおっしゃられていた草だらけだということですが、この植樹樹につきましても、市内にはかなり多くの数の植樹樹がございまして、これも市が全て管理するというのはなかなか困難でございます。やはりこういった管理を、市民との協働の中でどういった管理をしていくかというのは一つの課題と考えておりますので、これにつきまして今後引き続き検討していきたいと考えております。

もう1点、道道、北海道が管理している道路と市道の違いによる除草の時期でございましたけれども、これも議員おっしゃられたとおり、市については5月、北海道については7月から8月に実施されておりますので、これはなるべく差がないように、北海道の完了の時期に合わせるということも今後検討し

ていきたいということで考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 生活環境部長。

○生活環境部長(松井宏幸) 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、交通安全の確保に配慮が必要なのはどのようなものかということでございますけれども、答弁にもございますが、こういった交通量の多いところにつきましては、例えば道路の進入に際しては、右折とか横断等については十分な安全確認を行ってから行う必要がありますので、今回、停止線の位置の変更についても歩行の安全確保を行われたものについては配慮を行えたものというふうには考えてございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) 再々質問を行います。

この手押し式信号機の問題なのですけれども、警察は、問題があった交差点で地域の方から要望があったから停止線を変更したのだという言い方なのです。私が聞いているのは、地域の多くの方々からこの話を伺って、私たちに何も相談なく勝手に決められたのだと、非常に憤っているのです。だからこそ私は、小樽市として警察にどういった事情があるのかということも含めて、地域住民の言い分も聞いて、その上でどうしていくかということについて仲介するとかという考え方はありませんかと言っているのです。それすらも考えるおつもりはないというお考えなのでしょうか。

それから、ケース・バイ・ケースだと言っていたのですね。だったら、これもケース・バイ・ケースではないですか。何というか、本当に警察の言い分だけで物事が決められている、私の言っていることと真逆なのです。私は、地域の方からは危なくなったと言われているのです。警察は安全になると言っているのです。この違いは一体何なのだろうということ。

それで、先ほど配慮が必要なものは一体何ですかと言ったのですけれども、その配慮というものについて一切先ほどの答弁では出てきていないのです。改めて私は、この通れなくなっているのはどうするのですかという話を聞いているのです。だから配慮が必要だというのだったら、どういったことが配慮になるのですかと聞いているのです。安全確認してくださいと言っても、ビュンビュン車が走っている中で安全確認も何もないではないですか。だからこそ言っているのです。改めて配慮とは一体何でしょうか、お聞かせください。

それから、街路樹の相談についてなのです。これも電線が接地している場合とかそういうふうにありますけれども、私が相談を受けた家の1件は、電線にもう街路樹がついているのです。でも、市に相談したら何と言ったかといえば、これは感電のおそれがないですから大丈夫ですよと話された。何かでたらめ言っていないですか。電線に接地されているとか、それを全部確認した上でやっているのかと、私は、何かどうも擦れ違ってしょうがないのですね。それで、こうした街路樹について年1回剪定しているのだけれども、改めてお伺いしたいのが、こういった地域の実情とかいろいろなものがあるのであれば、例えば一般的なきれいな剪定ではなくて、強剪定を行って丸裸にしてしまうということもあり得る話だと思うのです。そういったことも含めて、これから一遍にはできないけれども、年1本ずつぐらいだったらできますよとかという話とかというのを、御相談を受ければお話を受けるかということはないのかどうかということについてお伺いいたします。

除草については、時期を合わせていくということで、ぜひ進めていただければと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 酒井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

最初に、御質問がございました、仲介に入らないのかということでございますけれども、これは先ほどの答弁の繰り返しになりますが、警察についても以前から危険な箇所という認識があったということで、それをもって今回対応したわけでありますので、改めて地域と警察の仲介に入るという考え方はございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 生活環境部長。

○生活環境部長(松井宏幸) 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

配慮がどういふものかということの再々質問でございますけれども、繰り返しになりますが、横断歩道渡る場合に危険な部分については、先ほど言ったように、停止線の位置の変更などにつきましては、警察で総合的に判断して行ったものと思われまじし、当然、運転するドライバー側としましても、こういった交通量の多いところにつきましては、例えば道路に進入するということであれば、そういった道路をふさがないで止めるですとか、進入しやすいことをするですとか、そういったようなことも考えていくということも一つの配慮になるのかというふうには考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(松浦裕仁) 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

私から街路樹の件についてお答えさせていただきますけれども、先ほどの強剪定という話がございましたが、この街路樹の持つ意味といたしましては、やはり大気汚染ですとか、騒音の緩和といった意味もございまして、極力、我々としては強剪定は避けたいということは考えておりますけれども、電線に引っかかっているといった危険な状態になった場合には、我々としてもその電線の管理者に報告して何らかの対応を求めることは可能だと考えておりますので、その場合は相談には応じたいということで考えております。

○議長(鈴木喜明) 酒井議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時25分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 11番、高橋克幸議員。

(11番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

○11番(高橋克幸議員) 一般質問を行います。

自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画についてであります。

9月1日いよいよデジタル庁が発足しました。官民のデジタル改革の司令塔としての役割が期待されております。このデジタル庁について、公明党は、昨年11月に党デジタル社会推進本部と党デジタル庁設置推進ワーキングチームが、政府に対しデジタル庁の設置に向けた提言を行ってまいりました。具体的な項目も含め、関係閣僚への勧告権限や自治体システムの標準化などを求めており、いずれも基本方針や関連法に反映されたところであります。今後、「豊かな国民生活と誰一人取り残さない社会の実現

のため」という理念の下、デジタル改革の推進を要望するものであります。

さて、現在ICTの進展がすさまじい勢いで進んでおります。スマートフォンやタブレット端末などの機器の普及に伴いSNSの利用機会が拡大し、誰もが簡単に情報を収集・発信できるようになりました。さらに5G（第5世代移動通信システム）が日本でも実用化されたことで、高速かつ大容量の通信が低遅延で行われるようになるため、ICTの活用の幅がますます広がっていくものと考えられます。

しかし、日本国内で行政のデジタル政策の遅れが顕著となり、国では、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画が令和2年7月に閣議決定されました。また、推進する取組を具体化・加速化するため、デジタル・ガバメント実行計画が改定され、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容及び支援策については自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画が令和2年12月に決定され、デジタル社会の構築に向けた自治体の取組がまとめられたところであります。

この自治体DX推進計画の背景には2040年問題があり、総務省の有識者会議から、自治体戦略2040構想研究会の第一次、第二次報告が公表されております。この中では、日本の少子高齢化に伴う生産年齢人口による税収減や、中長期に予想される職員の人手不足と職員1人当たりの業務負荷の増大などがあります。総務省の推計では、人口構造の変化により2040年までに自治体職員数が市町村で10%から25%減少する見通しと言われております。限られた人員で既存の住民サービスを従来どおりの水準で維持していくには、業務の効率化と抜本的な改革が必須となるとされております。第二次の報告の中で、スマート自治体への転換が提起されております。2040年問題とこの提起について、どのように認識されているのか、市長の見解を伺います。

関連して、経済界での背景であります。2018年に経済産業省が発表したDXレポート～ITシステム『2025年の崖』の克服とDXの本格的な展開～の中で、「2025年の崖」というキーワードは、IT業界に大きな衝撃を与えたと言われております。このDXレポートの2025年の崖とは、日本企業の多くが使用している既存のITシステムの老朽化が引き起こす問題と言われ、改善できなければ世界のデジタル競争で生き残れず、システムの維持コストが膨らみ、ITリスクが増大する。さらに2025年以降、最大毎年12兆円以上の経済的損失が発生するという内容であり、DX推進の必要性が提起されております。そもそもDXは2004年、スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱した学術理論であり、その後、世界に徐々に普及されたようであります。

DXとは、簡潔な表現では、デジタルテクノロジーによるビジネス業界の変革と言われております。IT化とDXの違いであります。まず、IT化とはアナログで行ってきた作業や業務プロセスにデジタル技術を導入し効率化を図ることであり、DXとはデジタル技術の活用によって抜本的な改革を進めることでもあります。つまり、IT化はDX推進のための一手段であって、IT化の先に大きな変革を見据えたものがDXであると言われております。私も再認識いたしました。改めてDXの認識について、市長の見解を伺います。

さて、先ほども述べたように、自治体DX推進計画が決定され、この流れを受け、各自治体においてもこの推進計画が策定されているところが増えており、さらに具体的な手順を示した自治体DX全体手順書（第1.0版）が令和3年7月に示され、自治体DX推進計画が着実に進められている状況であると考えます。

そこで、この手順書について何点か伺います。

この全体手順書で一番先にあるのが、DXの認識共有・機運醸成（ステップ0）であり、そして次のように記載されております。

令和3年5月に成立したデジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、DXを推進するに当たり、

市長や幹部職員のリーダーシップや強いコミットメントが重要であり、その必要性を十分理解すること。また、DXという言葉を開いても具体的なイメージを抱きにくく、あるいは、単なる電子化と誤解がある場合も少なくない。組織をあげてDXを推進するに当たり、市長や幹部職員から一般職員まで「DXとはどういうものなのか」、「なぜ今DXに取り組む必要があるのか」など基礎的な共通理解を初めに形成することが不可欠である。また、職員一人一人が、DXは「身近で実践できるもの」であり、ビジョンの実現に向かって、自ら実践しようとの意識を醸成することも必要である。という内容であります。

この自治体DX推進計画について、私は、第1回定例会の代表質問で市長の認識を伺いました。御答弁では、行政サービスにおける住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に振り向けるものであり、本市としてもしっかり取り組んでいかなければならないと考えております。という内容でありました。

先ほどの手順書の中で、市長や幹部職員のリーダーシップや強いコミットメントが重要であり、その必要性を十分理解することという内容がありましたが、どのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

他都市では、市長自ら宣言を行い、変革を進めることを打ち出したり、また、プロジェクトチームを設置し、業務担当部門の課題抽出を行ったりという事例があるようであります。自治体DX推進計画について、職員全体の認識共有や機運醸成が大変重要であると言われておりますが、どのように考えられているのか、課題も含め見解を伺います。

次に、全体方針の決定（ステップ1）であります。

相互に関連するDXの取組を総合的かつ効果的に実施し、全庁的にDXを強力に推進していくためには、全体的な方針が決定されている必要があり、また、全庁的に共有されているものであると思います。手順書では、全体方針はDX推進のビジョン及び工程表から構成されるものと整理されております。

総務省では、DX推進の意義として2点掲げられております。一つに、「自らが行う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げていくこと」、二つ目に、「データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなどの新たな価値等が創出されること」という内容であります。

これらの意義を踏まえて、本市としての全体方針を作成すると思われませんが、どのように考えているのか、課題や問題点、スケジュールも含めてお答えください。

この意義の具体的な項目として、システムの標準化等やオンライン化推進があります。システムの標準化等については、令和3年に定められた地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、標準化対象事務の処理に関わる情報システムについて、国による全国的なクラウド環境の整備状況を踏まえつつ、当該環境において情報システムを利用するように努めることとされております。オンライン化についてはデジタル行政推進法において、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル三原則が基本原則として明確化され、国の行政手続のオンライン化実施が原則とされるとともに、自治体においても行政手続のオンライン化実施に取り組むことが努力義務とされております。

このシステムの標準化等やオンライン化は、単なる新たなシステムの導入や更新にとどまらず、行政サービスに関わる受付・審査・決裁・書類の保存といったバックオフィスを含む一連の業務をエンド・ツー・エンドでデジタル化できるように業務内容や業務プロセス、さらには組織体制を含めて抜本的に

見直し構築する、いわゆるBPR（業務改革）によりその効果が大きく発揮されると言われております。こうしたBPRの取組が実施されることにより、システム調達等の業務をしている職員を企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければできない業務に振り向けることが可能となり、住民サービスの向上に寄与することができると思われまます。つまり、DX推進とBPRは表裏一体であると考えます。

ただ、BPRの取組について、内部だけの視点では効果が薄く限定的であり、専門的な業績のある外部委託による考え方が必要であると言われておりますが、この点について市長の見解を伺います。

また、先ほどのシステムの標準化等やオンライン化について現在どのように把握されているのか、また、全体方針の中でどのように考えていくのか、お示しください。

次に、工程表についてであります。

手順書では次のようにあります。

各自自治体におけるデジタル化の進捗状況を確認した上で、自治体におけるDXの取組内容について大まかな工程表を決定する。その際、自治体DX推進計画において設定されている取組方針や目標時期等を踏まえつつ、取組みの順序を含めて検討する。期間については、自治体DX推進計画が令和7年度末までの計画とされていることを踏まえて、令和3年度から令和7年度までの5年間とすることが考えられる。と記述されております。

この工程表については、現在どのように考えられているのか、課題やスケジュールも含めお示しください。

次に、推進体制の整備（ステップ2）についてであります。

手順書では、推進体制の整備について次のように記述されております。

「全体方針を踏まえて、DXの推進体制を整備するに当たっては、組織・人材の両面から検討する必要があります。組織については、DX推進計画で示したとおり、全庁的・横断的な推進体制を構築することが求められる。具体的には、DXの司令塔としての役割を果たすDX推進担当部門を設置した上で、各業務担当部門をはじめ各部門と緊密に連携する体制を構築する。緊密な連携体制の構築に当たっては、ステップ0におけるDXの認識共有・機運醸成がなされていることが重要となる。人材については、DX推進計画で示したとおり、デジタル人材の確保・育成が求められる。具体的には、自治体の各部門の役割に見合ったデジタル人材が職員として適切に配置されるよう人材育成に取り組むとともに、十分な能力・スキルや経験を持つ職員を配置することが困難な場合には、兼務などの職員配置上の工夫を行うほか、必要に応じて、外部人材の活用や民間事業者への業務委託なども検討する必要があります。」という内容であります。

そこで伺いますが、組織について、DX推進担当部門の設置がありましたが、第1回定例会の質問でも必要性を質問いたしましたが、どのように考えられているのか、お示しください。

また、人材については外部人材の活用や民間事業者への業務委託が他都市の例でも大多数のように見受けられます。本市においても外部人材や業務委託の考え方が、スケジュール的な観点からも必要と思いますが、課題や問題点も含めて見解を伺います。

RPAについてであります。

自治体DX推進計画の中で重点取組事項が6項目あり、この中の項目としてRPAがあります。これまで何回も質問、要望をしてきましたが、全体方針に先んじてデモンストレーション、実証実験が行われてまいりました。RPAについても、全体方針の決定後に具体的な取組が計画されると考えます。これまでの経過と今後の考え方についてお示しください。

最後に、本市としての自治体DX推進計画の策定について今後どのように進めていくのか、いつまでに策定するのか、お示してください。

次に、特定健診の受診率向上についてであります。

一般の健診は病気の発見を目的にしていますが、特定健診はメタボリックシンドロームに着目し、糖尿病など、生活習慣病予防のための特定保健指導を必要とする人を抽出するために行われています。この特定健診は40歳から74歳までの方が対象で、人数は令和元年度では、全国で約3,000万人の方が受診されております。

本市の特定健診の予算についてですが、令和3年度国民健康保険特別会計予算に特定健康診査等事業費8,770万円が計上されていますが、まず、予算の主な内容と内訳についてお示してください。

平成30年に改定された国民健康保険データヘルス計画では、計画最終年度である令和5年度の特定健診の受診率目標値は30%であります。特定健診の最近の状況であります、令和元年度の受診率は全国平均が38%、全道平均28.9%、小樽市は19.6%と大きく下回っております。この受診率について、直近5年間の傾向と低い数値の要因、ペナルティーなどはどのようになっているのか、お示してください。

昨年度から勧奨対策を強化されたようですが、その内容と効果についてお答えください。

また、今年度の同対策は、昨年度の結果を踏まえ、どのような考え方で実施されているのか、前年度との比較でお答えください。

さらに、昨年も伺いましたが、現在、全道10万人以上の市でどの程度の順位なのか。

また、さらに特定健診無料化の状況についても分かればお答えください。

特定健診を受診しない理由として、毎月病院に通院しているから、大きな病気はしていない、元気だから必要ないなど、いろいろな理由で受診されていない方が多いように思います。このような中、やはりかかりつけ医からの勧奨が大きく寄与すると思います。他都市の例では、かかりつけ薬局からの勧奨もあるようで、医師会や関係団体とのさらなる協力も必要と考えますが、特定健診の受診率向上の対策はどのように考えられているのか。

また、今後の受診率の目標についてお示してください。

厚生労働省が行っている財政支援で、保険者努力支援制度が実施されています。毎年1,410億円規模の予算を確保し、市町村に配分しております。この制度の目的は国の医療費適正化であり、市町村が特定健診の受診率の向上、保健指導、重症化予防に取り組むと交付金を配分するという内容であります。国が将来の医療費適正化のため、特に糖尿病の重症化予防などを重要視しており、この予防の配点が最も高くなっております。この中で、糖尿病治療の中断者対策が糖尿病の重症化予防につながっているようであり、この保険者努力支援制度について、小樽市としてどのように取り組んでいるのか。

また、特に糖尿病の重症化予防について、現状と対策、効果及び予算額とその主な内容、そして、今後の課題についてお示してください。

以上、再質問を留保して、一般質問を終了いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画について御質問がありました。

まず、2040年問題とスマート自治体への転換についてですが、2040年問題は少子高齢化という大きな波が押し寄せ、労働力や高齢者を支える層の減少により、経済や社会保障など、日本社会に大きな影響

を及ぼすものと認識しております。そのような状況の中、自治体においても職員数の確保が課題となることが考えられ、自治体本来の機能を発揮するために、自治体戦略2040構想研究会の報告によるA Iやロボティクスなどにより、効率的に事務作業を処理するスマート自治体への転換は、本市としても進めていかなければならないものと認識しております。

次に、I T化とD Xの認識についてですが、デジタル・トランスフォーメーション、いわゆるD Xについての見解につきましては、今後の市政を考えたとき、限られた職員数で多種多様な業務を行っていくためには、単なるI T化ではなく、業務改革を含んだD Xを推進していく必要があると考えております。そのためには、まず自治体D X推進計画で掲げられているシステムの標準化や手続のオンライン化、R P Aの導入などを着実にを行うとともに、民間の知見なども参考にしながらD Xの検討を進めなければならないと考えております。

次に、市長や幹部職員のリーダーシップについてですが、本市がD Xを推進していくためには重要なものと認識しておりますので、今後においても職員が自ら実践しようとする意識の醸成などに向けて、私を含め幹部職員がリーダーシップを発揮し、D Xを推進させていきたいと考えております。

次に、職員全体の認識共有と機運醸成についてですが、自治体D Xは情報システム部門だけではなく、職員一人一人がその意識を持って推進すべきものと認識しております。このため、職員向けのD X説明会や庁内ポータルサイトでの情報提供など、職員全体で認識を共有できる仕組みを検討し、機運の醸成につなげてまいりたいと考えております。

次に、全体方針の策定についてですが、D Xを行う意義や方向性を定めることは必要なものと考えておりますので、年度内には策定したいと考えております。

また、策定に当たっては、総務省から大まかな内容は示されておりますが、本市としてどこまで具体的な内容を盛り込むべきかが課題と認識しております。

次に、B P Rなどの外部委託の考え方についてですが、議員御指摘のとおり、業務の効率化や改善を進めるに当たり、これまでの市役所内部だけの視点からの検討では、経験則や感覚的な議論で判断が難しくなっており、また、効率化や改善が必要な業務を把握し切れていないことも想定されます。このため、外部の専門的な視点から全庁的な業務の現状を把握することにより、本市の業務構造や業務量が客観的、定量的に可視化され、効率化や改善が必要な業務の優先度づけや選定につながることを期待されることから、今後、自治体の業務改革実績を持つ事業者などへの調査の委託を検討してまいりたいと考えております。

次に、システムの標準化やオンライン化の把握についてですが、現在、国において標準仕様書の策定や検討、マイナポータルに申請フォームの設定などが行われているものと認識しており、全体方針においても自治体D X推進計画で示された時期までに完了できるよう位置づけ、着実に実施してまいりたいと考えております。

次に、自治体D X推進計画の工程表についてですが、D X推進ビジョンと併せて全体方針として年度内に策定したいと考えております。

課題としては、システム標準化や手続オンライン化について詳細な情報が出ていないものがあり、既存システムとの差異が確認できず業務量が不明であることや、標準仕様書のボリュームが大きく確認するための時間が必要となることから、作業の時期や内容が見通しにくいことが挙げられます。

次に、D X推進担当部門の設置についてですが、具体的な取組を推進するためには、担当部門の拡充が必要と認識しておりますので、次年度に向けて必要な体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、外部人材や業務委託の考え方についてですが、D Xを推進する上で専門的な知見に基づくアド

バイスや成果物を望めるため、どちらも効果的と認識しております。このうち本市においては、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、本市のDX推進に協力していただけるよう、民間企業からの社員派遣をしていただけないか検討しておりますが、実施に当たっては、担当業務の範囲など募集条件をどのように定めるのが課題であると認識しております。

次に、RPAについてですが、本年1月から実証実験を行ったところ、効果検証ができた業務での削減作業時間は、年間換算で約800時間となりましたが、その削減効果は年間ソフトウェア使用料を下回るものと試算されました。このため導入に当たっては、スケールメリットを生み出すため、各種業務に利用を拡大する必要があると判断しております。

なお、RPAを使用することで職員の作業時間の短縮など、一定程度の効果は認められましたので、来年度の導入に向けて今年度中に範囲の拡大も含め、別なRPAソフトでの実証実験を行うことで操作方法の確認や、導入しやすい業務の洗い出しなどを行う予定であります。

次に、自治体DX推進計画の策定についてですが、国が策定した推進計画のようなものは想定しておりませんが、年度内に全体方針を策定する中でその必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、特定健診の受診率向上について御質問がありました。

まず、予算の主な内容と内訳についてですが、特定健康診査等事業費につきましては、特定健診に係る医療機関への委託料で約6,175万円、未受診者への受診勧奨に関わる経費で約815万円、受診者へのクオカード贈呈に係る経費で約650万円などとなっております。

次に、勧奨対策の内容と効果についてですが、まず直近5年間の受診率の傾向等につきましては、平成27年度からの受診率でお答えいたしますと、27年度16.0%、28年度16.5%、29年度18.0%、30年度20.0%、令和元年度は19.6%となっており、受診率は年々向上してはおりますが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により若干下がっております。

受診率が低い要因といたしましては、電話による受診勧奨の際に、未受診の理由として医療機関にかかっているからという回答が多く聞かれており、改めて特定健診を受ける必要がないと考える方が多いためと考えております。

また、令和元年度受診率が下がったことによるペナルティーにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し受診率が補正されるため、本市においては、保険者努力支援制度に係る交付金は減額とならない見込みとなっております。

次に、受診率向上対策の強化内容と効果などにつきましては、令和2年度は新たな受診者へのクオカードの贈呈や、未受診者へのナッジ理論などを用いた受診勧奨を実施し、コロナ禍においても直近の暫定値で24.8%と、令和元年度よりも5ポイント以上受診率を伸ばしており、一定の効果があつたものと考えております。今年度はこれらの対策を継続するとともに、新たに課税世帯の受診時自己負担額も無料とし、さらなる受診率の向上を図っているところであります。

次に、全道10万人以上の市での受診率の順位につきましては、令和元年度において9市中最下位となっておりますが、令和2年度については、コロナ禍で受診率が下がっている市が多いようですので、本市の順位は若干上がるのではないかと推測しております。

また、これらの市における特定健診無料化の状況につきましては、函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市に加え、今年度から本市も自己負担を無料としております。

次に、受診率向上の対策についてですが、特定健診の受診率向上対策における小樽市医師会や関係団体からの協力につきましては、市内医療機関や歯科医院、薬局から特定健診のポスター掲示やチラシの

設置について御協力をいただいております。

また、議員御指摘のとおり、既に通院している方が多い本市の特性から、小樽市医師会の協力が不可欠であり、みなし健診の対象となりそうな患者に説明の上、診療データの提供について同意を得ただくなど、協力をいただいているところであります。今後はさらにデータを提供いただける医療機関を増やすため、小樽市医師会を通じてお願いをしていきたいと考えております。

また、今後の受診率の目標につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えやワクチン接種の対応で、医療機関によっては特定健診を実施できない場合があるなど、様々なマイナス要因はありますけれども、まずは小樽市国民健康保険データヘルス計画上の令和5年度目標値である30%の早期達成を目指してまいりたいと考えております。

次に、保険者努力支援制度についてですが、まず本市の取組につきましては、特定健診の自己負担無料化などによる受診率向上対策の強化をはじめ、糖尿病やその他生活習慣病の重症化予防、重複・多剤投与者に医師などへの相談を促す取組や、収納率の向上などに引き続き取り組んでいるところであります。

次に、糖尿病の重症化予防の現状につきましては、本市の医療費分析において糖尿病の外来受診医療費の割合が約1割を占めているという現状にあることから、令和元年度に小樽市医師会、小樽市歯科医師会、小樽薬剤師会ほか、関係団体で構成する小樽市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防対策協議会を設置し、専門家の意見を参考にしながら、糖尿病治療中の方への保健指導などの取組を行っております。この効果につきましては、短期間での検証は困難ではありますが、令和2年度実施の保健指導参加者7名中5名に体重や血糖値など2項目以上で改善が見られております。

令和3年度の予算につきましては767万円となっております。主な内容は、糖尿病の未治療者や治療中断者への受診勧奨、治療中の方への保健指導などとなっております。

また、今後の課題につきましては、対象者の健康意識の向上に向けた、さらなる周知・啓発などであるとと考えております。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 11番、高橋克幸議員。

○11番(高橋克幸議員) DXについて何点か再質問をさせていただきます。

まず、認識については、市長と私もその辺に差異はないと受け止めたので、安心しているところでございます。

先ほどの御答弁で、DXの説明会を職員に対して行うということだったので、よろしくお願ひしたいと思いますが、先ほども本質問にありましたように、市長とここにいらっしゃる幹部職員の皆さんが、やはり市長と同じ立ち位置に立って、しっかりと認識していただきたいというのが私のお願いでございます。ですから、DX説明会とは別に、できれば市長と幹部職員の皆さんがしっかりと認識を共有できるような場を設けていただければありがたいと思っているのですが、この点について、まず1点伺いたいと思います。

それから外部委託の前に、外部からのいろいろな意見をお聞きされるということだったので、ぜひいろいろな参考意見を聞いていただきたいと思うのですが、今回の質問をつくるに当たり、いろいろ私なりに調べてみました。政令市では結構人材がいらっしゃるのですが、担当部門も厚くなっているのかと思っていたのですが、実は、やはり十分専門的なスキルのあるそういう外部の民間の業者に委託しているところがほとんどでした。政令市であってもそうです。そうすると、やはり先ほども申し上げましたように、内部からの視点ではなくて外部からの、様々な何十市も担当しているような民間業者もありました

ので、調べてみるとやはり内部視点では分からなかった、気がつかなかった、そういう発見が多々あるそうです。認識の違いといいますか、見方の違いというか、視点が変わるとこれだけ変わるのかという、そういう意見も実際あったようですので、できるだけ早く、まず参考意見でも結構です。外部業者との接点を持っていただいて、どういうふうに契約するかとか、そういうのはまだ別にしても、まずその視点について、いろいろ意見交換なり考え方を、一回勉強会みたいなものを設けてはどうかと思っ

ているのですが、その外部業者とのそういう意見交換会みたいなものをぜひもっていただきたいと思うのが2点目でございます。

3点目ですが、これも共通の話になるのですけれども、先ほど申し上げたBPRです、業務改革。お話を確認しますと、やはり表裏一体なんだというふうに伺いました。どちらが先とかどちらが後とかではなくて、やっていく、考えていく中で当然それが一体のものの方でなければ成功しないという、そういうお話も伺いました。いずれにしてもこの辺も含めて、私はできるだけ早くいろいろ進められるものは進めさせていただきたいと思っておりますので、業務改革の視点からもどういうふうにこれから考えていくかということも含めて、少し先ほどの質問とダブりますけれども、その点を伺いたいと思っております。

最後ですけれども、推進体制の関係です。

やはり組織が明確になっていないと、どうしても責任が明確にならないので、今確か情報システムの担当をされているのはお一人だと伺っていましたので、このボリュームは、1人ではとてもできるような状況ではありませんし、早めに1人でも2人でもつけていただいたほうが私はいいいのかと思っております。

その組織の体制について、一遍につくるというのは無理かもしれませんが、できるだけ人材を増やしていくという考え方についてお聞きしたいのと、もう1点は、人材について、先ほど民間会社のスキルを持った社員の派遣ということで外部人材の制度があるみたいですが、この辺もやはり早く手を打っていかないと、一斉にこの流れが始まっていますので、競争になりつつあるようなお話も聞きますし、逆に専門の民間会社ではPRもかなり回っているようですので、そういう面では先ほどと共通になりますけれども、これもスピード感を持って実際にどういう手続で、どういうふうに進めていくかというものも決めて、早めに手をつけていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。この点についてお願いします。

RPAについては、予算特別委員会でいろいろお伺ひしたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、いわゆる自治体DX全体手順書（第1.0版）のステップ0で規定されております、職員や幹部職員のリーダーシップを求めるための、それに対する認識を共有できる場の設定についてということでございましたけれども、私としても全く同感でございます、何よりも市長である私ですとか幹部職員がこのDXについての認識をまず深めていかなければ、しっかりとリーダーシップも発揮できないというふうに考えておりますので、職員の意識醸成に向けた説明会と併せまして、私も含めた幹部職員での認識を共有できる場についても検討させていただきたいなというよりも、やっていかなければいけないのだろうというふうに思っているところでございます。

それから、二つ目の質問は外部委託、三つ目の質問はBPRの質問ということで、観点は似通っていると思っておりますので、一つでお答えさせていただきます。これについては御指摘もございましたし、私ど

もの答弁の中にも含まれておりますけれども、やはり市役所内部だけの視点からの検討だけでは、経験則や感覚的な議論で判断が難しくなっているということと、効率化や改善が必要な業務が把握し切れていないということで、可視化が必要だと私どもとしては認識しております。そういった中で、今、議員からは、外部の方との意見交換会、あるいは勉強会も企画すべきではないのかということがございますけれども、担当からの報告を受けておりますが、現在、民間の企業から御提案をいただいている案件がございます。その中でいろいろと勉強させていただいているところでございます。詳細が決まりましたら、また別途御報告はさせていただきますけれども、そういった形で私どもの対応についても改善を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、4点目の推進体制につきましては、今私どもといたしましては、令和7年度の標準化システムの構築に向けて取り組んでいるわけですが、今後、多くの業務量が想定されるということと、各部との連携が必要になってまいりますので、先ほどお話がございましたとおり、現在、デジタル化担当主幹1名で対応させていただいておりますが、今後のことを考えますと対応としては不十分だというふうに考えておりますので、具体的にどういう配置にするかはこれから検討させていただきますけれども、必要な体制はしっかりと構築をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、外部人材の確保についてでございます。御答弁をさしあげておりますけれども、今後早めに着手するようというところでございます。私どもといたしましても、御答弁の中で触れさせていただきました、地域活性化起業者人制度の活用なども踏まえまして、できるだけ早めに後の対応を検討させていただきたいというふうに思っております。可能であれば令和4年度から実施に向けてできるかどうかということについて、今年度中に検討させていただければというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 高橋克幸議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 一般質問をします。

1項目、歴史・文化関係について。

その1、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について伺います。

解体の危機にある北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全・活用をめぐり、この間、多くの市民や団体をはじめ全国からお声をいただき、改めて小樽市、小樽運河の知名度、関心の高さを実感するところでした。現在、市もサポートしながら、その中心になって市民向けの学習会などを開催し、同時に保全活用に向けた議論を進めていただいている第3倉庫活用ミーティングから、9月に北海製罐小樽工場第3倉庫保全・活用への考え方について、最終報告が提示されると伺っています。また、9月4日のシンポジウムでその最終案が示されるとのことでしたが、残念ながら新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けて延期になりました。そこで、今回は7月5日の中間報告や先月末に市から示された方針に基づき、市の対応や見解等について質問いたします。

市長には、まず改めて、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の価値、可能性についてどうお考えなのかお聞かせください。

新聞報道によると、市長は、市の所有の方向での検討や、その際の維持補修も行う考えを示されてい

ますが、こうした判断に至った理由や背景について改めて説明ください。

特に第3倉庫活用ミーティングの中間報告はどのように影響していますか。

こうした方向性で今後進めていくには多くの市民の合意、了解が必要ですが、第3倉庫活用ミーティングが指摘されているように、第3倉庫見学会、オープン勉強会への多くの市民参加やガバメント・クラウドファンディングでの目標額を大きく上回る市民からの寄附など、第3倉庫に対する市民意識の高さが示されています。これらのことなどを通して、その活用手法など、これからにせよ、第3倉庫を保全・活用していくことについては実質上の市民合意は得られたと思いますが、市としてのお考えをお聞きします。

次に、前提として、建築物として今後もある程度、長期間にわたって使用が可能なのかという材料の基本的な耐久性、健全度について劣化調査を行っていますが、その調査報告内容についてどのような評価がされたのか、また、活用する際に必要な対策等は何か、挙げられていればお答えください。

今回、劣化調査のみで耐震診断はやっていないとのことですが、活用するとしたら必要になってきます。耐震診断実施についてのお考えを伺います。

中間報告に関わって伺います。その報告では、～方向性のポイント～として、「1. 市民の暮らしと結びついた第3倉庫の活用」、「2. 国の登録有形文化財への登録」、「3. 当面の間、小樽市による土地・建物の所有」を挙げています。

1において、歴史的な環境を保つ北運河地区は市民の日常生活空間であり、そこに観光客が溶け込む拠点として第3倉庫を位置づけるという考え方が示されています。この考えについて市の見解をお聞きします。

2において、国登録有形文化財の登録を目指すべきとのことでした。この報告を受けて登録を目指す場合の手続の流れはどのようになりますか。また、どれほどの期間を有しますか。

「3. 当面の間、小樽市による土地・建物の所有」について、この当面とあるのは恐らくスタート期間と位置づけている、おおむね4年程度を指すと推察しますが、この間の建物の維持管理費は年間250万円ほど。補修費については、北海製罐株式会社の試算では、本格的な補修に1億2,000万円程度とのことですが、市の試算はありますか、お示してください。差異があるとすれば、その理由もお聞かせください。

中間報告時に示されたという構想図、港エリア再開発と第3倉庫を見せていただきました。これまでは、第3号ふ頭基部や北運河、旧国鉄手宮線についての構想はありましたが、それらには北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の活用は当然入っていませんでした。今回の一連の議論で、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫はその歴史的な価値や市民にとっての存在価値が再認識されました。そうした北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫を含めた一体的な構想を練り直す、もしくは新しいエリアビジョンが必要なのではないのでしょうか、見解を求めます。

第3倉庫活用ミーティングからの最終報告を受けてから、今後の会社側への市回答までの動きについてはどうなりますか。

私は、この第3倉庫保全・活用に市が動くのは、昔の建物を残し当時を懐かしむというだけではなく、小樽の未来への投資だと考えます。検討すべきことは多々ありますが、これからも市民と協力して取り組んでいってほしいと思います。

その2、ヘリテージ・マネージャー、ヘリテージ・コーディネーターの活用について伺います。

第3倉庫活用ミーティングの中間報告にも、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の国登録有形文化財を目指すとなりました。私はこれまでも登録有形文化財制度をもっと活用しようと提案してきました、

日本遺産登録審査の際、国の文化財を増やすべきと文化庁より指摘された現状があります。

一方、市民活動で地域の歴史遺産登録を目指す際などに様々な手続が分からない、相談する人が見つからないなど、困難に直面します。そうした際、文化遺産や歴史的建造物の保全・活用などの専門知識を有するヘリテージ・マネージャーという資格制度があり、この有資格者が市にいれば、今回に限らず今後の文化財登録に大変有用だと考えます。既に個人でこの資格を取得した意識の高い職員もおられるとお聞きしていますが、まず、ヘリテージ・マネージャー、ヘリテージ・コーディネーターについての情報をお持ちでしたら、この資格についての概要や、教育長の認識をお示ください。

今回に限らず、歴史・文化行政に力を入れていく市の姿勢として、市職員の研修の一環としてこうした資格取得を支援してはいかがでしょうか。道内でも既に実施している自治体があるそうです。

2項目め、市民の安全・安心について伺います。

その1、化学物質過敏症、公害について伺います。

化学物質過敏症やアレルギー体質等により、香水や柔軟剤、合成洗剤などに含まれる香料などの化学物質に敏感に反応し、不快に感じたり咳や頭痛、めまいなどの体調不良を感じたりする方が、最近の消臭・香りブームもあって増えています。自分にとってはいい香りでも、その香りが苦手な方もいること、中には体調を崩す方がいることを認識し、周りの方に配慮した使用を心がけていくことが解決の第一歩なのですが、なかなか理解が進んでいないのが現実です。進まない理由は、香りが個人の嗜好の問題であるとか、発症の仕組みについて未解明な部分があり、治療法も確立されていないため原因不明の体調不良とされてしまっていることが挙げられます。現に本市においても、周囲の理解が得られない中で同様の症状に苦しんでおられる方から御相談を受けるようになりました。子供の場合、学校で症状が悪化して早退、休学、転校という例や、大人では、職場で同僚・上司の理解が得られずに休職・退職に至る例も増えています。これまでも何度か議会での化学物質過敏症や香りの害、香害について取り上げ、せめて市として香料自粛のお願い、化学物質過敏症に理解をと呼びかけるポスター掲示をお願いしてきましたが、その時点での答弁では、化学物質過敏症はいまだに専門家が研究している段階であり、市としてポスター等により市民に周知することは現時点では難しい。今後、国の対応の方向性が明らかになりましたら、必要に応じ、市民周知に取り組んでまいりたいという対応でした。

一方、その後の化学物質過敏症発症者の増加で、この病気存在を多くの人を知るところとなり、国の対応を待たずに、多くの自治体を中心に注意喚起のポスターを独自に作成し掲示を始めています。

そして、ついに今年7月、香害の周知と香り製品の自粛を求めるポスターを、国の5省庁、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省が連名で作成、発行したのです。国が、香り製品により体調不良を起こす人が複数存在することを認め、対応の方向性を明らかにしたわけです。

そこで改めてお聞きします。小樽市として、香害の周知と香り製品の自粛を求めるポスターを作成し、学校はじめ各公共施設への掲示をお願いしますが、いかがでしょうか。

市ホームページや広報おたるでの周知も進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

市民の中に、原因が明確でなく個人差があるため、周りから理解を得られずに苦しんでいる人がいます。また、発症のメカニズムが未解明なため、誰もが発症するリスクがあるのです。化学物質過敏症への理解を深め、誰もが安心して暮らせる社会をつくるため、今回こそ一歩を踏み込んでいただくことを強く要望します。

その2、グリホサートを含む除草剤の使用について伺います。

グリホサートは、世界中で一番使われている除草剤の成分ですが、2015年3月、世界保健機関（WHO）の外郭団体である国際がん研究機関（IARC）が、「ヒトに対しておそらく発がん性がある」と

結論づけたことや、さらに生殖や子供の発達に影響を与えることも報告され、2019年、国際産婦人科連合（FIGO）が、予防の措置として、科学的に因果関係が完全に確立されていなくても、グリホサートの使用を廃止すべきだと発表しました。そのため、使用禁止や規制強化に踏み切る動きが欧米やアジアで広がっています。しかし、日本政府はそうした悪影響は認められないとして、逆に規制を緩和している現状があります。これだけ見解が分かれているものを、一律に禁止ということは、現状、本市においても難しいと思います。しかし、除草剤の使用に当たっては、人や周辺環境への影響が最小限となるよう配慮することが必要です。

農林水産省及び環境省も、「住宅地等における農薬使用について」の通知を出し、その中で農薬の中に除草剤を含めた上で、学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地とこれに近接する土地、住宅地に近接する森林等、農地の管理に当たっては住民や子供等への健康被害が生じないよう、できるだけ農薬は使用しない管理を心がけましようとしています。これは農地についてですが、まち中での使用という観点では同義ではないでしょうか。

そこでまず、市民生活に密着した市の公共施設や公園では、予防措置として使用しないということが可能ではないでしょうか。これまで、市民の方からグリホサートを含む除草剤の使用を中止するよう申入れが行われていますので、市として取組が進んでいるのではと思いますが、現状ではどのようなか伺います。

市有施設におけるグリホサートを含む除草剤の使用状況について、使用している施設があれば、その施設名と使用している内容について伺います。

市として、市有施設におけるグリホサートを含む除草剤の今後の使用方針、見込みについてお答えください。

除草剤を使えば、これを使用せずに手作業で草を刈る手間や労力に比較して大きな作業負担軽減になるのは理解し、携わる方には申し訳なく思いますが、その除草剤散布作業をする方を含めて、施設を利用する方、その周りに住んでいる方の健康・安全を確保するために、もしまだ使っているところがあれば、グリホサートを含む除草剤の使用を中止するようお願いし、今回は触れていませんが、グリホサート以外に危険性の指摘されている成分を含む除草剤があると聞いていますので、調査、研究をお願いしておきます。

3項目め、教育関係について。

その1、不登校児童・生徒の出席の扱いについて伺います。

不登校児童・生徒への支援については、関係者において様々な努力がなされ、児童・生徒の社会的自立に向けた支援が行われていますが、不登校児童・生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっています。

近年、文部科学省も不登校児童・生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとして、児童・生徒の才能や能力に応じて、それぞれ可能性を伸ばせるよう本人の希望を尊重した上で、場合によっては、ICTを活用した学習支援、フリースクール、夜間中学校での受入れなど、様々な関係機関等を活用し、社会的自立への支援を行うことを認めたのです。

そして、このような児童・生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらを活用、相談、指導を受けた日数を指導要録上、出席扱いとすること、及びその成果を評価に反映することができることとしました。

そこで、本市においても、こうした不登校児童・生徒支援の方向性の変化がどのように反映されてい

るのかを伺おうと思います。

まず質問の前提として、小・中学校に在学する児童・生徒の学習の記録として作成する指導要録ですが、その中の1項目に出欠の記録があります。ここに記される日数等は、例えば中学校から高等学校へ進学する際、どのような影響がありますか。

また、進学する際の指導要録の取扱いはどのようになっていますか。

近年、この文部科学省の考えに沿って、フリースクールやICTを活用した自宅学習を指導要録上、出席扱いとする自治体、学校が増加していると聞きます。本市では、これまで実際にこうした事例で学校や市教委が不登校児童・生徒の保護者から出席扱いを求められたり、相談された例はありましたか。あったとすれば、どのように対応されたでしょうか。

そうした場合、学校間で扱いに差が生じてはいけませんので、在籍校の校長が出席扱いについて有効・適切であると判断する場合の基準が必要になると思います。不登校児童・生徒の出席の取扱いについてのガイドラインのようなものを作成し、それにのっとって各学校が出席の扱いを適切、公平に判断できるようにするべきと考えますが、現在、市教委においてはそのようなものがありますか。あるとすれば、その基準の趣旨や出欠の判断の目安、条件の概略をお示してください。

また、本市においても不登校児童・生徒へのサポートをしている機関、ふらっとルーム、ふれあいルームや民間団体がありますが、それらの活動で児童・生徒が出席扱いとなるための条件は同様ということでしょうか。実際、これらに通う生徒の出席扱いはどのようになっていますか。

一つ心配されるのは、自宅におけるICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより、かえって登校するチャンスを逸することにならないかという点です。その点を含めて、この対応についての課題等についてお考えを伺います。

学校としてはこうした児童・生徒の努力も評価し、社会的自立に向けた進路選択をサポートするということとなります。もちろん、一人一人の児童・生徒自身や取り巻く環境、実態が違うため、状況に応じた支援が必要ですが、これは何も不登校児童・生徒に限ったことではありません。全ての子供たちの可能性を伸ばすという趣旨で、今後も関係機関や民間団体、ICT活用も含めて連携して取組を進めていただけるようお願いいたします。

その2、学校の新型コロナウイルス感染症対応について伺います。

感染力が強いデルタ株の蔓延で、道内3度目となる新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が8月27日に発令され、本市もその特定措置区域となりました。学齢期の感染割合が増えている現状で、2学期がいち早く始まっている北海道では、小中高の各校で感染が拡大し、学級閉鎖等の措置が急増しています。本市でも例外ではなく、小学校や高校でも感染による学級閉鎖が報告されています。道教育長からは、学校にウイルスを持ち込ませない取組を徹底し、子供たちの命と学びを守りたいという決意の下、様々な学校での対策が示されました。

そこでまず伺いますが、道教委が示した今回の緊急事態宣言に伴う学校関係の主な対策の内容をお示してください。

それを受けて、本市で実際に取られている対策についてですが、2学期に入ってから授業や各旅行をはじめとする行事や部活動への影響、対応をお示してください。

また、昨年度、結果として修学旅行が中止となった例はありましたか。

学級閉鎖の措置を取った場合、オンライン学習も活用することになるとは思いますが、全市的にその準備は整っていますか。

文部科学省は、今回の宣言に合わせて教職員の接種を推奨していますが、本市においては小・中学校

教職員のワクチン接種希望者の優先接種をいち早く進めていると聞いています。市内教職員、配膳員、用務員など小・中学校関係者と児童・生徒のワクチン接種率は把握していますか、お答えください。

希望する教職員などと接種対象の子供が、いち早く接種できる環境を整えることが急務だと思いますが、市の今後の対応について伺います。

学校や保育施設関連でのクラスターの発生が相次いでいます。今後も、急速に感染が収束するとはこれまでの経験上、思われません。その中で、子供たちや保護者、教職員の皆さんの心身の疲弊が進むことが危惧されます。教育委員会ははじめ行政がこれまで以上にしっかりとフォローしてくださることを望みます。

以上、再質問を留保し、一般質問を終えます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、歴史・文化関係について御質問がありました。

まず、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫についてですが、同倉庫の価値、可能性につきましては、小樽運河の整備と同時期の大正13年に建設され、約100年の間、運河とともに歩んできた歴史がある小樽市指定歴史的建造物であるとともに、運河と一体となった景観は小樽の貴重な財産であり、その歴史性や景観に価値があるものと認識しております。また、シンボリックな建造物として、小樽観光にとって課題である北運河地区への観光客の回遊性を高める拠点としての可能性があるものと考えております。

次に、市が所有する方向での検討に至った背景につきましては、一つ目として、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫が位置する北運河地区において、新しい観光拠点づくりを進めるとする私の公約があります。また、二つ目として、北運河地区での観光資源の磨き上げと発掘、及び回遊性を高める取組を行う総合計画での位置づけ。三つ目として、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫がこのたびの日本遺産候補地域の構成文化財の一つとされたこと。四つ目として、当面の間、市が土地、建物を所有するという第3倉庫活用ミーティング、以降、活用ミーティングと申し上げますが、この活用ミーティングの中間報告での提言、そして五つ目として、保全を求める市民、団体等からの声であります。

また理由といたしましては、歴史的町並みの保全という観点で、運河と一体となった景観は本市にとって貴重な財産であること。また、北運河地区の回遊性の向上は、今後の観光戦略として重要であること。さらに、活用ミーティングが実施した劣化調査の結果において、建物のコンクリート及び鉄筋の健全性が担保されているとする結果が得られたことでもあります。

次に、活用ミーティングの中間報告の影響につきましては、まずこの報告が多くの皆さんの声を反映したものであること。また、見学会やオープン勉強会など、様々な活用ミーティングの取組に、多くの市民の皆さんが参加し、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全・活用を強く望まれていることを認識でき、私としては今後の方向性を考える上で大きな後押しとなったところであります。

次に、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全・活用に対する市民合意につきましては、活用ミーティングが市民意識の醸成のために実施した、見学会やオープン勉強会が多くの参加を得たこと。また本市へも市民、団体の皆さんから保全・活用を求める声をいただいていることは、多くの市民の皆さんの北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の存続への期待の表れだと考えております。

一方で、保全・活用に対する将来の財政負担を心配する声も寄せられておりますので、今後も議員や市民の皆さんに御理解をいただけるよう、維持費の縮減や財源の確保など、課題の解決に努めてまいり

たいと考えております。

次に、劣化調査の結果につきましては、活用ミーティングが行った劣化調査業務では、建物の内外部の目視による破損状況の確認のほか、サンプル採取によるコンクリートや鉄筋の劣化調査などにより劣化度を判定しております。その報告書の総合評価において、コンクリートは圧縮強度試験平均値が耐震診断基準強度を超える結果が得られ、はつり調査で確認した鉄筋腐食は軽微であった結果から、調査の範囲内でのコンクリート及び鉄筋の健全性は担保されていると評価されております。

また、活用の際に必要な対策等については、耐震診断による耐震性能の評価を行い、適切な耐震改修の対策方針を検討する必要があるとともに、各種法令等に関する課題を整理した上で、整備方針を定める必要があるとされております。

次に、耐震診断の実施につきましては、今後、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の活用に当たっては、当面民間での活用や運営などを探っていくこととなりますが、民間での開発が進まず市が継続して保全を行うことも考えられますので、状況に応じて耐震診断実施の要否や実施主体について判断してまいりたいと考えております。

次に、中間報告での「市民の暮らしと結びついた第3倉庫の活用」への見解につきましては、アンケートの結果、「市民」をキーワードとする声が多いことや、見学会やオープン勉強会に多くの市民参加があったことから、今後、導入施設や機能の検討に当たっては、観光戦略上の位置づけとともに市民の交流や活動の場としての視点も大切になってくるのではないかと考えております。

次に、当面の建物の維持管理などにつきましては、現時点で明確な金額をお示しすることはできませんが、市が譲渡を受けた場合、当面、保全のみを行う予定でありますので、北海製罐株式会社が倉庫として活用する維持管理費と比べ、その圧縮は可能であると考えております。

また、補修費につきましては、築100年近い建築物でありますので、安全確保のための維持補修について今後その必要性や優先順位を見定めた上で対応しなければいけないと考えております。

次に、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫を含めた一体的構想等につきましては、今月末提出される予定の活用ミーティング最終報告書において、徒歩圏を意識した回遊性を高めるためのエリアの考えが示されると伺っておりますが、メンバーの皆様の議論の結果であり、基本的にはその考えを尊重したいと考えております。

次に、活用ミーティングの最終報告から北海製罐株式会社への回答までの動きにつきましては、議会における議論、今月末に予定されている活用ミーティングからの最終報告の内容や、これまでいただいた市民、団体などからの御意見などを踏まえ、庁内において方針を決め、10月末までに同社へ市としての考えをお伝えしたいと考えております。

次に、市民の安心・安全について御質問がありました。

初めに、いわゆる香害についてですが、まず香害の周知と香り製品自粛を求めるポスターの作成等につきましては、化学物質過敏症と香料などの因果関係は明らかにされてはおりませんが、小樽・北しりべし消費者センターに、香りについての相談が少なからず寄せられていたことから、平成29年に小樽消費者協会が同センター名で香りのマナーに関するポスターを作成し、公共施設や小・中学校に掲示を依頼したことがあります。

今般、国では消費者庁を中心に五つの省庁が連名で、香りへの配慮に関するポスターを作成し、各省庁が各自自治体の関係部署に対し所管施設への掲示依頼等を通知しております。本市にもその通知は届いておりますので、各小・中学校を含め既に一部の公共施設では対応しておりますが、改めて各施設への掲示を進めてまいりたいと考えております。

次に、香りへの配慮の周知につきましては、国が作成したポスターを市のホームページに掲載するほか、広報おたるでも周知をしてみたいと考えております。

次に、グリホサートを含む除草剤の使用についてですが、まず使用している市有施設と使用内容につきましては、築港にありますマリーナプロムナードにおいてインターロッキングブロックの目地から生える雑草除去に、また、生活環境部の清掃事業所において事務所や車庫周辺の未舗装部分の雑草除去に、いずれも今年度は6月に1度使用しておりました。

次に、市有施設におけるグリホサートを含む除草剤の今後の使用方針等につきましては、除草剤の使用に当たっては、これまでも使用上のルールを守りながら作業しており、現時点において問題は生じておりません。しかしながら、除草剤という性質上、花壇や街路樹などの周辺環境への影響についても十分な配慮が必要と考えておりますので、本市といたしましては、今後、御指摘の除草剤は使用しないことといたします。

次に、教育関係について御質問がありました。

学校の新型コロナウイルス感染症対応についてですが、まず市内小・中学校の教職員など学校関係者及び児童・生徒のワクチン接種率につきましては、教職員などの接種状況について小樽市以外で接種した方や市内で優先的に接種した方などの実態の把握はできておりませんが、本市が把握している接種状況といたしましては、ウイングベイ小樽で実施した集団接種において6月27日に1回目、7月18日に2回目を接種した方々で全体の24.9%となっており、今月実施の小樽市立病院での大規模個別接種においても順次接種を受けております。

また、15歳の児童・生徒の接種率は国のワクチン接種記録システムでは把握はできませんが、12歳から14歳までの児童・生徒は9月2日時点で、1回目3.9%、2回目0.4%となっております。

次に、接種を希望する教職員等と児童・生徒が早く接種できるような環境整備につきましては、教職員などの接種は、9月4日、11日、18日に小樽市立病院での大規模個別接種において優先接種の予約枠を設定し、接種を進めたいと考えており、現在、教育委員会を通じて307名の申込みを受けております。

また、児童・生徒につきましては、小樽市医師会とも協議の上、小児科を標榜する市内10か所の医療機関で接種することとしており、これらの医療機関には可能な限り優先的にワクチンを配分してみたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、歴史・文化関係について御質問がありました。

まず、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫についてですが、国登録有形文化財の手続につきましては、市として登録を目指していくことが決定した場合、図面などの資料の準備を整えた上で、教育委員会から文化庁に調査を依頼した後、文化庁の判断により調査官の現地調査が行われます。調査で「国土の歴史的景観に寄与しているもの」などの登録の基準を満たしていることが認められれば、教育委員会は所有者の同意書や市教委の意見文書などの具申書類を、北海道教育委員会を通じて文化庁へ提出し、その後、文化庁の文化審議会での審議を経て、国登録有形文化財として登録が決まるものであります。

また、登録までに必要な期間につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、調査や審議会の開催が滞っていると文化庁から聞いており、見通しが立たない状況ではございますが、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫は事前の調査で図面などの基礎データを入手することができますので、着手が可能となった際には速やかに事務手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、ヘリテージ・マネージャー、ヘリテージ・コーディネーターの活用についてであります。まずこの資格の概要と認識につきましては、ヘリテージ・マネージャーは、建築士や学芸員などの資格を持つ専門職を対象とし、歴史的建造物の構造の講義や調査実習など60時間の育成講座を受講した後、修了試験に合格することで得られる資格であります。また、ヘリテージ・コーディネーターは、それら専門職のほか文化財やまちづくりを担当する行政職員と一般市民を対象に、30時間の育成講座を受講することによって得られる資格であります。

いずれも国家資格ではございませんが、文化遺産及び歴史的建造物の修理技術や活用手法などの専門知識を持つことにより、保存、活用に向けた取組を進めていくことができるよう各種専門家と連携しながら提案や助言をしていくことが役割でございますので、歴史や文化を生かした本市のまちづくりに寄与する人材の育成につながるものと考えております。

次に、職員研修の一環として資格取得を支援することにつきましては、この資格を取得することは専門知識を広げるとともに、歴史や文化を生かしたまちづくりに対する意識の醸成につながるものが期待されますので、市職員や教育委員会職員に向け庁内メールにより、北海道文化遺産活用活性化実行委員会が開催しております北海道ヘリテージ・マネジメント専門職育成講座を案内するとともに、広く市民にも周知するため市ホームページなどにより、これら資格や育成講座を紹介したいと考えております。

次に、教育関係について御質問がございました。

まず、不登校児童・生徒の出席の扱いについてですが、出欠の記録が中学校から高等学校へ進学する際に与える影響につきましては、道立高等学校における全日制過程の例で申し上げますと、入学者の選抜は個人調査書や学力検査などを総合的に評価して行うこととなっておりますので、中学校の出欠の記録が記載された個人調査書は、入学者の選抜に影響することが考えられます。

また、指導要録の取扱いにつきましては、進学する際に写しを進学先へ送付することになっております。

次に、これまで学校や市教委が不登校児童・生徒の保護者から出席扱いを求められたり、相談された例につきましては、フリースクールに通う児童・生徒の保護者から相談があり、利用する民間施設の学習活動が学校への復帰を前提とし、かつ不登校児童・生徒の自立を助ける上で、有効、適切であるかどうかについて校長が市教委と十分な連携を図り判断し、出席扱いとした例がございます。

次に、市教委における不登校児童・生徒の出席の取扱いにつきましては、国からの通知を踏まえ令和2年度にガイドラインを作成しております。その趣旨につきましては、児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けて、関係機関及び自宅におけるICT等を活用した学習活動が指導要録上の出席扱いとするにふさわしい学びとなっているかを、校長が総合的に判断するための目安を示しているものであります。

また、出欠の判断の目安、条件の概略につきましては、学校外の公的機関や民間施設等に通う場合は、指導内容や方法、指導の体制があらかじめ明示され、当該児童・生徒の状況に応じた適切な内容の指導が行われていることや、自宅においてICT等を活用した学習を行う場合は、児童・生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであることなどが挙げられます。

次に、本市の不登校児童・生徒へのサポート機関における出席扱いとなるための条件につきましては、ただいま御答弁申し上げましたガイドラインに基づくこととしておりますので、条件を満たしておりますふれあいルームやふらっとルームに通う児童・生徒は出席扱いとしております。

次に、ICT等を活用した学習活動を出席扱いにすることによる課題等につきましては、家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう留意することや、ICT等だけでは身につけることができない体験的な学習が必要であると考えております。このことから、当該児童・生徒や保護者に対して、別室登

校の働きかけや学校行事への参加を促すとともに、学校外の公的機関や民間施設等の情報提供が大切であると考えておりますので、今後も学校や関係機関と連携を図りながら不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援に一層努めてまいります。

次に、学校の新型コロナウイルス感染症対応についてですが、まず道教委が示した今回の緊急事態宣言に伴う学校関係の主な対策の内容につきましては、国の学校における新型コロナウイルス感染症に関する～「学校の新しい生活様式」～衛生管理マニュアルに基づき、授業では近距離で対面形式となるグループ学習や大きな声で話す活動など、感染リスクの高い学習活動は行わないこと。校内における感染リスクを低減させるため、一日の授業時間の削減を検討すること。学校行事では、修学旅行や宿泊研修の実施を見合わせるなどが示されております。

また、部活動では、全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り実施するとともに、活動場所は自校内に限定して実施することなどが示されております。

次に、本市における2学期からの授業や行事、部活動への影響、対応につきましては、授業では感染リスクの高い学習活動は行えないことから、指導内容を入れ替えて対応するとともに、校内における感染リスクを低減する必要があることから、通常より30分程度下校時刻を早めるよう日課を工夫しております。

また、学校行事では修学旅行や宿泊研修の延期の要請を受け、多くの学校が日程を変更しており、部活動においても、全道、全国に直結する大会等に出場しない部活動は、日常の活動を制限しているところであります。

なお、昨年度の修学旅行につきましては全小・中学校で実施しております。

次に、学級閉鎖の措置を取った場合のオンライン学習の準備につきましては、本市では新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業の可能性等を想定し、年度当初に端末を家庭のインターネット回線に接続できるかどうかの確認を行うとともに、端末の操作方法や家庭で使用する際のルールについて事前指導を行うなど、全ての学校においてオンライン学習の準備が整っております。これまで、学級閉鎖や出席停止等により、やむを得ず登校できない児童・生徒に対しましては、端末を持ち帰らせ健康観察を行うとともに授業のライブ配信や学習課題の確認などを行っているところであります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、佐々木秩議員。

○17番(佐々木 秩議員) 何点か、再質問をさせていただきます。

まず、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫についてですが、市民合意の件でお尋ねしたところ、これについては今後も市民に説明を続けていくという内容、答弁だったと思いますけれども、いずれにせよどこかの時点で、やはり市民合意は得られたという表明が必要なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

そして、どの段階で、どういう条件を満たせば市民合意は得られたとお考えになるのかというところをお示しいただきたいと思います。

2点目ですけれども、劣化調査の報告をお聞きしました。建物の利活用には適切な耐震改修の対策方針を検討すること、それから各種法令等に関する課題を整理しということでしたが、一つ、建物の外観、内装に影響を与えない耐震工事というのは、ああいう歴史的建造物で工法的に可能なのかどうかお聞かせいただきたいと思います。学校の耐震工事ばかり見ているものですから、表面にバツェンとかブイとかがつくのばかり見ているものですので、ああいうのでは、こういう歴史的建造物にはなじまないと思うものですからお聞かせください。

それから、関係する各種法令とは、例えばどのようなものを想定しているのかお聞かせください。分
区条例についてはこれまで何度かお話に出てきましたが、それ以外の現状で分かる範囲でお答えいた
だきたいと思います。

それから、学校の新型コロナウイルス感染症対応について二つお聞かせいただきたいと思うのですけ
れども、先ほどの御答弁で、昨年度、市内で修学旅行を中止した学校はなかったということではとし
ております。ところが、先日、萩生田文部科学大臣は学校の部活動や修学旅行などについて安易に中止
ではなく、延期を考えるなど可能性を模索してもらいたいと発言しました。一生思い出に残る行事なの
で、私もでき得る限り実施してあげてほしいと思います。

ただ、全国的には、今年度も結果として中止の決断をした学校もある。そして今後、今の状況を見て
いると本市においても、結果として中止の決断をしてしまう。そういう学校も出てくるのではないかと
思います。その際、やはり日々学校で子供たちと接し、その思いを一番理解している教員方が安易に中
止と判断しているわけではないと思います。その場合、子供たちの健康・安全を第一に考えて、断腸の思
いで判断していると私は思うのです。この文部科学大臣の発言が、今年度の行事や部活動の実施判断に
影響を与えることが危惧されますのでお聞きしますが、今年度、全国で中止した学校の判断、仮に本市
において今年様々な理由で、結果的に中止せざるを得ない学校が出たとしたら、その学校の判断は安易
にされたのだ。そのように市教委もお考えになりますか。見解をお聞かせください。

最後に、ワクチン接種についてです。子供のワクチン接種会場10か所にワクチンを優先的に配布する
との御答弁だったと思いますけれども、全国各地で子供への優先接種をやっているところがあるとお聞
きしておりました。優先的に子供にワクチンを接種しているところに配布するという小樽市の方法は、
自主的な子供への優先接種と捉えてよろしいでしょうか。それであれば、そのように表明していただき
たいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫を、北海製罐株式会社から譲渡を受けて市が保有す
るということについての、市民合意についてのお尋ねでございました。市民合意を得られたと表明すべ
きではないかということと、市民合意の条件はということのお尋ねでございましたけれども、これにつ
きましては、市民全体にアンケート調査を取ったわけではありませんが、今の活用ミーティングの意識
醸成に向けた様々な取組の中で、多くの方々が参加されている。あるいは、私どもに届く声などを総合
いたしまして、我々としては、市民の合意をいただいているということで述べさせていただいておりま
すけれども、今後、市民合意があったということで表明すべきかどうかにつきましては、今後、検討さ
せていただきたいというふうに思っております。

それから、劣化調査の関係で、耐震の関係でお尋ねがあったと思いますけれども、工法等につきまし
ては、今後、具体的に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、答弁の中にありました関係法令でございますけれども、今後の活用方法によっては、消防
法ですとか建築基準法上の制約を受けることとなりますので、そういったものを関係法令というふうに
認識をしているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

私からは、児童・生徒に対するワクチン接種の関係についてお答えいたします。

本市の取組が優先接種と言えるのかというお尋ねでございましたが、他市で行われている、いわゆる優先接種という形は、通常の予約枠とは別に子供たちだけで枠をつくるというようなものを優先接種ということで、対外的にはそのような呼称をして枠を設けているという状況かというふうに思います。

当市におきましては、まだ国からの配分が十分ではない中で、最大限の接種体制を引いて接種を行っておりますので、当市でできる範囲としては、できる限り小児科を標榜する医療機関に対してより重点的な配分を行っていくということで児童・生徒に対する接種機会の確保というのも図っていかうというふうに考えていることで、現時点では、まだ優先接種ということを対外的に表明できる状況までは至っていないのではないかというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 佐々木議員に一言申し上げますけれども、先ほど再質問の萩生田文部科学大臣の件の流れで、現場の教師が断腸の思いで中止した場合、それを安易な形でやっていると感じるのかということをお聞きになったかと思っておりますけれども、そういう意味ではないのですか。それであれば、少し先ほどの質問等の流れからは違うので、その件は、もしあれでしたら教育長お答えなくていいということですね。

○17番（佐々木 秩議員） 感じるという、その感じを聞いたのではなくて、そういう安易という判断についての見解をお聞きしたと捉えていただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

各学校におけます修学旅行等の学校行事につきましては、教育的意義を踏まえて、年間計画の中に位置づけて実施することにしていただいております。これは例年の形でございますけれども、そういった中で現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国では行事を中止している学校もあるということについては承知しているところでございます。

本市におきましても、これまで緊急事態宣言の特定措置区域でありますとか、まん延防止等重点措置区域に幾度となく指定されておまして、何度も学校行事を延期せざるを得ないというような状況となっております。そうした中であって、学校では子供たちにとって楽しい思い出をつくるという気概で一生懸命頑張っていただいて、旅行先の見直しでありますとか、感染症対策を徹底した活動内容の検討など、あらゆる手段を講じながら実施に向けた取組を粘り強く進めていただいております。それには、私も頭の下がる思いではありますけれども、こうした取組をしても感染状況の改善が見られないで、どうしても中止になってしまうということも考えられることではありますので、そういったときには、私どもとしても中止やむなしという判断を学校がしたとしても、それはしょうがないのかというふうに当然思っていますし、そこまでやって頑張った取組の結果でありますので、やむを得ない判断であるというふうに押さえております。

○議長（鈴木喜明） 佐々木議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時45分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 一般質問します。

初めに、大雨に対応する制度の創設について質問します。

第1に、がけ条例についてです。

国土交通省は8月15日、大雨に伴う土砂災害が44件発生したと発表しました。同じく、国土交通省による発表で、昨年1年では土砂災害発生件数は、46都道府県で1,316件と平年の1.2倍、昨年7月豪雨は37府県で961件の土砂災害をもたらしました。このように近年、異常気象により想定外の災害が発生しています。今まで大丈夫だったからと安心するわけにはいきません。災害があった場合に想定外と言い訳しない備えが必要です。市長は、近年の異常気象による災害をどのように捉えていて、今後、小樽市としてどのように対応していかなければならないと考えているのかお聞かせください。

私は2017年、2018年と、いわゆるがけ条例の制定を求めて質問しました。建築基準法第19条第4項では、「建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。」とあり、北海道建築基準法施行条例第6条の2では、高さが2メートルを超えるがけ付近に建築物を建築する場合には、がけ崩れ防止の擁壁を設ける場合など、一部の例外を除き、外壁面と崖との間は、崖の高さの2倍以上離すことになっています。

ところが、小樽市は、建築主事を置く特定行政庁であり、北海道の条例は適用されません。道内、ほかの特定行政庁10市のうち、小樽市を含め札幌市、函館市、旭川市の4市が、がけ条例を定めています。がけ条例を定めていない札幌市では、札幌市がけ付近における建築物の建築に関する指導要綱、がけ地要綱を定めています。このがけ地要綱の適用における建築物の確認申請をする際、建築物の建築に関する調書を提出し、安全な建築にするため指導を受ける必要があり、指導内容が遵守できない場合には、調書と併せて誓約書も提出することとしています。

小樽市の場合、条例までいなくても札幌市のように要綱などで、崖地での建築について、何か定めているのでしょうか、お答えください。

これまでの質問では、建築物の新築や建て替えに制約を受けるなど影響がある、慎重に判断する必要がある、今後も引き続き研究との答弁でした。北海道建築基準法施行条例第6条の2に該当になるような場所での新築、改築について、独自の条例がない小樽市としてどのように対応してきたのか説明してください。

過去の答弁にあるように、小樽市では多くの宅地が傾斜地にあり、対象となる住宅が多数あります。条例があれば、危険回避のために新築、改築に制限を受けることは当然です。新築の場合、何十年とその地に住宅があることとなります。対象となる地域が多く危険だからこそ、条例によって制限していく必要があると考えますが、市長はどのように考えますか。

第2に、災害危険区域の指定についてです。

建築基準法第39条では、「地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。」とあります。建設部によれば、小樽市での災害危険区域の指定はしていないとのことでした。国土交通省によれば、区域の指定範囲として、一つに「高潮、豪雨等によって出水したときの水位が一階の床上をこし、人命に著しい危険をおよぼすおそれのある区域」、二つに「津波、波浪、洪水、地すべり、がけ崩れ等によって、水や土砂が直接建築物を流失させ、倒壊させ又は建築物に著しい損傷を与えるおそれのある区域」とあります。

札幌市では、建築基準法第39条に基づき指定していると聞いています。札幌市の例について、どのよ

うに把握していますか。指定の内容と札幌市の指定について、市長の見解を示してください。

昨年8月に国土交通省の下で、「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」提言が取りまとめられました。この提言では、「規制手法の一つとして、出水等による危険の著しい区域については、建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域を条例で指定し、住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限を当該条例で定めることも考えられる」とされています。国土交通省のアンケートでは、おおむね4分の3の自治体から被害低減や新築抑制等の効果があった旨の回答があったとされています。

小樽市において、これまで災害危険区域の指定について、どのような検討がなされてきたのですか。

また、最近の災害多発を受けて今後検討したほうがよいと考えますが、市長の考えを示してください。

あわせて、災害危険区域の指定により、どのような補助が活用できると捉えているのか示してください。

第3に、宅地の擁壁改修補助についてです。

8月の大雨で下関市上田中町では、住宅の後ろにある石垣が崩れて1階の部分を直撃しました。京都市山科区では、住宅の擁壁が崩れ、隣にあるお寺に土砂が流れ込み、墓石約100基が埋まっていたということです。小樽市石山町でも、今年3月空き地となっていた住宅裏の石垣が崩れ、住宅を襲い、高齢の御夫婦が避難生活を余儀なくされました。多くの自治体では、宅地の擁壁などの改修や専門家の派遣に補助を出して、危険を事前に回避する対策を講じています。インターネットで検索しても、高崎市や船橋市、東京都港区や品川区など多数あります。北海道でも砂川市で、個人が所有する住宅用の土地に築造された高さ1.5メートル以上の擁壁を改修する工事費の30%、上限200万円の補助を出しています。

小樽市は古い建物が多いまちです。建物が大丈夫でも、土台が崩れては災害時に大きな被害が生まれます。他都市の事例を調査し、住宅用の土地にある擁壁の改修工事に補助制度を創設することを求めます。検討をお願いいたします。

次に、小樽築港駅のバス停についてです。

小樽駅方面へのバス停が駅前バス停となっていない問題です。この問題について、2015年第4回定例会で取り上げ、その後市長が替わったので、2019年の第1回定例会で、迫市長に質問したことを覚えています。そのときは市長答弁で、不便に感じているという声が寄せられているというので、私が不便に感じているという声に対して、何らかの対応はしなければならないという思いはあるのかと聞いたところ、市長は、何とかしてあげたいという思いはあると述べ、検討はさせていただきたいと答弁しました。その後も、市はバス停設置に向けて、粘り強く動いていたと認識しています。

昨年6月の建設常任委員会では、設置場所の候補地を市営若竹住宅3号棟周辺に絞り込んでいるとの答弁がありました。これらのことを踏まえて、一般質問すると担当に伝えたところ、突然、各会派に説明がありましたが、予定どおり質問します。小樽築港駅のバス停設置について、これまでの検討内容と、バス停の設置案について説明してください。

過去の質問では、以前は保線区前と二つのバス停があったのだから、新しくバス停を設置することを求めています。頂いた資料では、小樽築港駅前バス停移設案とありました。現在の場所で、便利になった方もいるので、移設では困ります。改めて現在の小樽築港駅バス停は、停留所の名前を変えてそのまま残し、移設ではなく、新設することを求めます。市長の見解を示してください。

3号棟の前には、横断歩道橋があります。3号棟前にバス停を設置するとなれば、歩道橋を撤去しなければなりません。以前の答弁では、2018年に北海道開発局小樽開発建設部が利用状況調査を行っていると言っていました。その調査では、朝7時から夜7時までの12時間の調査で、1日118人の利用があっ

たと聞いています。つまり、1時間に約10人の利用です。実際に利用者がいることから、撤去するのであれば、利用者の声を丁寧に聞き、対応することを求めます。お答えください。

信号機の移設によって、交通状況が大幅に変わります。例えば市道水産学校東通線から、札幌方面に右折する場合です。札幌方面に右折への影響を回避するために、対応が必要と考えますが、どのように考えていますか。

近隣住民の理解が大前提です。新型コロナウイルス感染症の関係もありますが、説明会等を開き、住民合意の下に進めてください。お答えください。

再質問は留保いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、大雨に対応する制度の創設について御質問がありました。

まず、がけ条例についてですが、近年の異常気象による災害につきましては、本年においても、7月から8月にかけて西日本や東日本の広い範囲で記録的な大雨が続き、土砂崩れや河川の増水等が発生するなど、災害が頻発化、激甚化しており、これらの土砂災害などの被災状況を目にするたびに、避難指示の判断の難しさを痛感しており、私といたしましても、災害への備えは大変重要なことと改めて認識を深めたところであります。

これまでも、FMおたるの活用や防災行政無線の整備により、災害時の情報伝達手段の充実を図るとともに、各種ハザードマップの配布や、広報おたるに防災記事を掲載するなど、市民の皆さんへ防災情報の発信を継続的に行っております。

また、業務継続計画の策定、避難所の開設、運営訓練の実施、総合防災訓練の実施方法の変更を試みるなど、本市職員の防災意識の向上も図ってきたところであります。

今後とも市民の皆さんへの防災情報の周知を充実し、町内会等の防災訓練の実施、自主防災組織の結成の促進により、地域防災力を高めるとともに、職員に対する防災研修、訓練をさらに充実することで、市全体における災害対応力のより一層の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市におけるがけ地要綱などの制定状況につきましては、崖地における建築の規制について、本市独自で定めたものではありません。

次に、北海道の建築基準法施行条例第6条の2に該当する場所における本市の対応につきましては、建築確認申請の審査において、申請建築物が崖崩れ等の被害を受けるおそれについて設計者に確認しているとともに、可能な限り建築物をがけから離すよう、指導しているところであります。

次に、がけ条例の必要性につきましては、がけ条例を制定することにより、崖崩れ等に対する建築物の安全性が確保されると考えておりますが、一方で住宅の建て替えや増改築の際には、崖から一定の距離を離す必要があるため、狭小な敷地の場合は、建て替えができなくなるなど、様々な影響があると考えられることから、条例の制定は慎重に判断する必要があります。

今後はこれまでの指導を継続して行うほか、崖崩れ等による建築物への被害の防止について、改めて市民の皆さんや設計者に対して、周知をしてまいりたいと考えております。

次に、災害危険区域の指定についてですが、まず札幌市の災害危険区域の指定の内容などにつきましては、札幌市では出水の危険の著しい区域を災害危険区域に指定しており、同区域を第1種と第2種に区分して、それぞれの区域で建築物の居室の床の高さを道路面から第1種は1.5メートル以上、第2種で

は1メートル以上とすることや、基礎については鉄筋コンクリート構造とするなどの制限をしております。災害危険区域を指定することにより、札幌市では出水時における住民の安全の確保、及び建築物の保全が図られているものと考えております。

次に、災害危険区域の指定の検討につきましては、本市では、これまで災害による大きな被害がなかったこともあり、具体的な検討には至っておりませんでした。災害危険区域の指定につきましては、住宅建築の禁止や建築物の床面のかさ上げなどの制限を課すことにもなるため、住宅所有者などへの影響や負担が大きいことから、慎重に判断する必要があるものと考えております。

次に、災害危険区域の指定により、活用できる補助金につきましては、災害危険区域内にある住宅の所有者に対して、基礎を上げるなどの改修費用や別の場所へ移転する場合の住宅の撤去費用、及び新たな住宅の建設、購入に要する費用などへの補助があります。このほか、地方公共団体が行う災害危険区域内にある住宅の状況を調査するための費用などについても国の補助制度が活用できます。

次に、擁壁改修補助についてですが、宅地の擁壁改修に対する補助制度につきましては、本市の地形的な特性から、市内には多くの擁壁が存在しているため、事前に危険を回避する制度の一つとして考えられますので、今後、他都市の事例を調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、小樽築港駅前バス停について御質問がありました。

まず、バス停設置の検討内容などにつきましては、小樽駅方面へ向かうバス停の設置案は、これまで市営若竹住宅1号棟及び2号棟周辺で検討してまいりましたが、それぞれ課題がありました。そのため、代替案として、バス停を市営若竹住宅3号棟前へ設置し、関連して必要となる小樽築港駅前歩道橋の撤去、信号機式横断歩道と札幌方面に向かうバス停の移設を行うこととし、これまでに北海道開発局、北海道公安委員会及びバス事業者との協議を終えたところであります。

次に、バス停の新設につきましては、現在の小樽駅方面に向かう小樽築港駅バス停は市民の皆さんからバスを待つスペースが狭く、危険であるとの声が寄せられていることから、新設ではなく移設する案としたものであります。

次に、歩道橋撤去における利用者への対応につきましては、歩道橋を撤去しなければ、バス停やバスベいの設置ができないことから、歩道橋を利用されている方々へは、こうした理由を丁寧に説明し、御理解をいただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、市道からの右折への影響につきましては、このたび移設を検討している現行の信号機は、国道を横断する歩行者のための押しボタン式信号機であり、車両の右折を補助するものではないと聞いておりますが、右折への対策につきましては、引き続き北海道公安委員会などの関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、住民の皆さんの合意につきましては、バス停や信号機の移設、さらには歩道橋の撤去など、交通の環境が変わることから、地域住民の皆さんへ丁寧に説明し、御理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫 元議員) 再質問をいたします。

最初に、大雨の部分で、市長も、この間の異常気象というか、大雨災害についてはいろいろ思うところがあるみたいですが、答弁の最後のほうで、市全体として強化に努めるというふうに答弁がありました。それと同時に、答弁の中で、広報に防災記事を載せたという話もありました。ただ、今回、私もこの広報を見ましたが、自助、共助の対応力を高めると見出しにありました。今の状況の下で、市

民が自ら助け合って、災害を乗り越えるというのは、それも重要なのですけれども、そういうことを呼びかけるのだとしたら、答弁にあったように、行政としてもやはりきちんと強化をしていくと。同時に公助の対応力を高めていくという、こういうメッセージをしっかりと発信することも重要ではないかと思えますので、これについて、まずお答えください。

次に、がけ条例との関係ですけれども、以前答弁で市長は、注意喚起できるような状況であれば注意喚起していくと、そういう行政の責任があるのだということを答弁いただいていたのですが、札幌の例もあったから、要綱でも定めているのかなどその後に思ったら、それはないということですが、ただ、確認し指導しているという答弁がありました。実態としては、法律の定めに沿って、いろいろやっているのだということだと思いますが、ただそうすると、要綱もない状況ですから、時々建築主事によって対応が異なってくるということが出てくるのではないかと思います。しかも、やはり市民の財産に関わる判断となりますから、条例改正については慎重に判断するということでしたけれども、それならばまず、前段階として、札幌市のように要綱により対応も検討してはどうかと思いますが、これについてお答えください。

災害危険区域の指定についても、いろいろと慎重に判断するということでしたけれども、やはり答弁を聞いていますと、単独での区域の指定というふうにはなかなかならないのだろうというのは率直に思いました。ただ、これから、立地適正化計画だとか、居住地を誘導する計画などとセットで、やはりどう活用できるのかという事例の調査は必要かと思うのですが、これについて答弁をお願いいたします。

四つ目にバス停ですけれども、移設だという答弁でした。新設を求めましたけれども、移設なのだと。ただ、やはりあそこは確かにスペースは狭いのですけれども、今、駅前にバス停がないから、あふれるという状況もありますので、3号棟前にできるということになれば、一定程度利用者が少なくなると思うのです。バスペイを1回埋めてしまったら、再度あそこにバス停を造るということではできないので、一旦常設というか、3号棟前に造った後、どうしても今のバス停の利用客が少ないというのであれば、それを廃止するだとかもう少し段階的にできるのではないかなと私は思っています。

ただ、これから住民の方々との話し合いがあると思うので、住民の声が再度そういうふうな、もう一つのバス停というふうな声が多様なようならば、再検討をお願いできないかということで、それについてお答えをお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

防災の関係について私から御答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、広報に今回掲載した自助、共助の部分につきましては、やはり災害が起きた際の初動が大切なわけでありまして、自助、共助が先行することが大切であり、その後に公助が起動していくわけでありまして、初動の大切さという意味から掲載をさせていただいたものでございます。

公助としての役割については、当然我々としても認識しているところでございますので、今回答弁の中にも触れさせていただきましたけれども、小樽市総合防災訓練の在り方を見直した、そういうことも災害対応力の新たな確認といえますか、今後の強化に向けた取組の一つであるというふうにご考えておりますので、引き続き小樽市全体としての災害対応力の強化に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私から、まず崖についてですけれども、札幌のように条例までいなくても、要綱を定めたらどうかといった御趣旨だったかと思いますが、要項におきましても、条例におきましても、やはり住民負担ですとか、建築の制限とか、いろいろな課題も抱えておりますので、いずれにしてもこちら辺につきましては、要綱の設定とはいえ、慎重な判断が必要かということで考えております。

次に、災害の関係におきましても、これもいろいろと災害の区域を設定するにおきましても、既存不適格な住宅の発生ですとか、改築時の負担が増、そして、資産価値の低下ということも考えられますので、区域の設定につきましても、これも同じく慎重な判断が必要かということで考えております。

もう1点、バス停の関係でございますけれども、今のバス停を残しておいてはどうかという御趣旨だったかと思いますが、現在の場所というのは、非常に狭い歩道になっておりまして、仮に新しく3号棟の前にバス停を設けたとしても、危険、狭いということには変わりありませんので、いずれにしても、我々としては、まず一旦それを移設ということで考えまして、この移設につきましても、地域住民の方、また町内会の方、それと御利用者の方に意見を聞きながら、新設もしくは移設といったことも含めて検討していきたいということで考えております。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） 再々質問します。

2点ほどです。最初に市長が答弁していただいた内容ですけれども、私は、市長の答弁で、そうやって行政としていろいろ取り組んでいるというのは理解できたのですが、ただ、そのことをきちんとメッセージとして発信していく必要があるのではないですかというのが再質問の中身だったので、それについてお答えをしていただきたいと思っております。

もう一つ、建設部長が答えた災害危険区域のことについてですけれども、再質問で聞いたのは、他の、具体的な立地適正化計画という名前を出しましたが、そういうものとセットで活用できるかどうかという、調査は必要なのではないかと聞いていたのです。ところが答弁としては、区域の指定そのものについての答弁だったので、これについても、もう一回答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

質問を聞き違えていたようでございますけれども、市としても、日頃より災害対応力の強化に努めてきているところでございますし、今後、異常気象などによりまして、災害の激甚化ですとか、頻発化というのが懸念されておりますので、これからも一層の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。こういった市の取組については、様々な機会を見つけまして、PRもさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

私も質問を履き違えて答弁してしまいました。

災害危険区域における調査が必要ではないかというお話でございましたけれども、これにつきまして

も、他都市で設定している災害危険区域、こういったところをございましたら、ここについて、私どもも少し調査をして、どういった課題があるのか、そういったところを検討していきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 小貫議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 一般質問をいたします。

まず、行政経営について質問いたします。

私は議会において、森井前市長の任期中、そして、迫市長のこれまでの3年間、自治体経営、都市経営と、その中核を担う行政経営について、他都市の事例などを踏まえて質問してきました。平成31年第1回定例会代表質問、また、令和2年第1回定例会の一般質問において、一般的には、経営体とは基本となる価値観や信条、目指すべき理想などを表現した経営理念。次に、経営理念を実現するための具体的方策である経営方針。次に、経営方針の具体的、客観的な指標である経営目標。次に、経営目標を実現するための人員やコスト計算などの詳細な分析を基にした経営戦略。そして最後は、経営体を構成する全員が持つべき理念に基づいた行動を促す行動指針の階層的な構造をもって活動をしていることを示してきました。この階層的な構造を踏まえて策定された宇都宮市や下田市の行政経営の取組を例示して、本市における策定の必要性について、市長の見解を伺いました。

平成31年第1回定例会、令和2年第1回定例会における市長の御答弁は、他都市の指針、取組などを研究し、策定について判断したいとのことでした。私は、コロナ禍による様々な影響に対応するために新たな業務が発生している現代だからこそ、そして、必ず来るアフターコロナの時代、今後の人口減少を見据えた、行政経営の在り方を定めた指針の策定が必要であると考えます。自治体経営、都市経営の中核的な経営体の一つである迫市長がトップの行政経営体としての小樽市も経営理念、経営方針、経営目標、経営戦略、そして、経営体の構成員の行動指針も第7次小樽市総合計画、第2期小樽市総合戦略、小樽市自治基本条例、小樽市人材育成基本方針などに分散して記載されています。行政経営大綱、行政経営指針などの名称の下に統合し、体系化する必要があると考えます。市長の任期は残り1年です。策定に向けた取組を始めるべきではないでしょうか、市長の見解を伺います。

小樽市という行政経営体の活動は、自治基本条例で定義されている市民に対して、公共の福祉の実現のための手段として、限られた経営資源を活用して、様々な行政サービスを提供していると言えます。言い換えるならば、市民に対して多様な行政サービスという製品を開発し、生産して、市民に供給している経営体であるとも言えます。限られた経営資源を活用した製品の生産には、マネジメント、管理が必要です。生産管理とは経営計画、あるいは販売計画に従って、生産活動を計画し、組織し、統制する総合的な管理活動であると定義されています。生産管理の目的は、要求される品質の製品を要求される時期に、そして、要求量を効率的に生産することですが、ただし生産管理は、企業目標達成の手段であり、目的ではないと言われていています。生産管理活動を行うためには、一般的には、需要予測、生産計画、原材料調達・購買計画、工程管理、品質管理、出荷・在庫管理、外注管理、原価管理、安全管理などが必要と言われていています。原材料調達・購買計画、工程管理、外注管理、在庫管理、原価管理による無駄のない仕事、品質管理によるむらのない仕事、安全管理による無理のない仕事、経営目的の実現の土

台であると考えます。

行政サービスという製品を日々生産している小樽市は、製造業という意識、生産管理という視点から、生産管理活動の取組が必要であると考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

無駄のない仕事、むらのない仕事、無理のない仕事を実現するためには、業務改善、人材育成が必要不可欠と言えます。そこで、まず業務改善について伺います。

小樽市という行政経営体はこれまでも、経営の健全化を目指して、効率的な行政執行のためにグループ制の導入、部や課の統合などの組織の再編、指定管理者制度の導入などによる業務の外部委託を行ってきました。慢性的に厳しい財務状況に対しては、過去には小樽市財政健全化計画などを実施し、現在は収支改善プランを策定して実施していますが、人口減少、少子高齢化などの外的要因の影響もあり、経営の健全化の課題解決は道半ばと言わざるを得ません。今後の行政経営の優先すべき課題は、慢性的に厳しい財務状況の改善のために定型業務を自動で処理する技術である、ロボティック・プロセス・オートメーションの導入、さらなる業務委託の推進などによって、人口減少期における適切な職員数を見極め、質、量に応じた適切な職員配置を行い、財務状況の改善を図る必要があると考えます。そのためには、私が議会において議論させていただいた業務改善、つまりは業務を見直し、改善した上での収支改善プランに記載されている、（仮称）職員定数適正化計画を策定すべきと考えています。

しかしながら、（仮称）職員定数適正化計画策定の前提条件である業務改善の取組は、今までの状況を踏まえると内部、つまり当事者による取組は困難であり、進まないのではないかと危惧しています。この際、業務継続計画を策定するに当たって、民間事業者のコンサルタントを活用したように、業務の見直しについても現状把握のための業務量の洗い出し、職員が行う業務、会計年度任用職員が行う業務、外部委託する業務などの整理、分類などを民間事業者のコンサルタントに依頼し、業務改善の提案を求めるのがよいと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、人材育成について伺います。

北上市役所職員の高橋範氏のリポート、「地方自治体における業務改善運動の推進―北上市役所における業務改善改革実践運動の事例を中心として―」、及び北上市商工部商工課商業係長、高橋謙輔氏のリポート、「北上市における経営改革の取組み―戦略的な行政経営への転換の試み―」によれば、北上市では、経営改革を目指し、実現の方策の一つとして、業務改善運動に取り組み、様々な成果を上げています。また、他都市においても、同様に業務改善運動に取り組み、その取組成果は全国都市改善改革実践事例発表会で報告されています。業務改善の手法は品質改善を目的としたTQC、職場環境の改善を目的とした整理・整頓・清掃・清潔・しつけの5S、作業工程の改善を目的としたIEなどがあります。

第7次小樽市総合計画の基本計画、市政運営の基本姿勢には、業務の改善が示されています。小樽市では、行政経営の資源であり、担い手である職員に対して、小樽市人材育成基本方針に基づいて、各階層に対して様々な研修が行われていますが、先ほど私が述べた生産管理や業務改善の手法など、テーマにした研修メニューはありますか、お聞かせください。

自治体としての小樽市の様々な課題が存在し、そして、課題解決を担う行政経営体の小樽市には、ヒト・モノ・カネなど内部に様々な課題が存在しています。既に取り組んでいる課題、これから取り組む課題、より取組の密度を高める課題、より進捗を早める課題、課題の属性は多様であり、数多く存在しています。自治体経営における課題、行政経営における課題を解決するには、迫市長の存在、リーダーシップが必要不可欠ですが、残りの任期1年では物理的に時間が不足していると思います。引き続き、次の4年間も市長として、これらの課題解決に向け合い、取組を進めていただきたいと思います。

が、迫市長のお考えをお聞かせください。

次に、教育行政について伺います。

初めに、平成19年から始まった全国学力・学習状況調査が新型コロナウイルス感染症の影響などにより、2年ぶりに本年5月27日に実施され、その結果が8月31日に公表されました。北海道教育委員会教育長は、同日、北海道の結果についてコメントを発表し、その内容は、全ての教科で全国平均に届いていない状況であるが、中学校においては、2教科ともに全国の平均正答率の差が縮小し改善傾向が見られるが、小学校においては、2教科ともに全国の平均正答率との差が拡大している。

また、道内各市町村教育委員会及び各学校に対しては、調査結果を活用した検証改善サイクルの確立、授業改善、望ましい生活習慣の確立のさらなる改善を求めるとともに、小学校、中学校の連携強化など、校種間の学びの連続性を踏まえた検証サイクルをより確かなものとして、教育活動の充実に向けたなお一層の取組を求めるとのことでした。

初めに、道教育長がさらなる改善を求めている検証改善サイクル、授業改善、望ましい生活習慣の確立、小・中学校の連携強化について、小樽市教育委員会のこれまでの取組をお聞かせください。

また、これまでの取組をどのように評価し、どのような課題があるのか、あると分析しているのか、お示してください。

次に、林秀樹教育長は、今回の北海道全体の調査結果について、どのように認識されているのでしょうか、お聞かせください。

大阪市、神戸市や草津市などでは、8月31日に調査結果を公表していますが、本市の調査結果の公表はいつ頃でしょうか。

また、平成31年4月に実施された、前回の調査の分析、課題などを含めた報告は令和元年9月に公表されていますが、今回の調査の公表はいつ頃を予定していますか、お聞かせください。

次に、小樽市の調査結果は把握されていますか。把握されているとすれば、現時点での調査結果についての見解をお聞かせください。

これまでの本市の調査結果、そして、今回の調査結果を比較し、また全国、全道との比較をするなどして、課題を確認した上で、課題解決策を見出し、さらなる学力向上を実現していただきたいと願っています。

今後とも、本市の教育行政を担っている林秀樹教育長をはじめ教育委員会の職員の皆さん、そして、日々真摯に情熱をもって児童・生徒に向き合っている学校長、教職員の皆さんには、学力向上のために御努力されることを期待します。そして、御努力の成果が得られる 때가遠からず来ることを確信しております。

迫市長には、現在の大変厳しい財務状況ではありますが、未来の小樽を創像し、担う児童・生徒を育むため、人材育成の観点からも教育予算は先行投資であることも念頭に置き、新潟県長岡市の米百俵の故事、その精神を踏まえ、予算の確保に努めていただくことを強く願っております。市長の見解をお聞かせください。

次に、児童・生徒の学力向上の実現に最も近くで向き合っている教職員の皆さんのことについて伺います。

令和元年12月に小樽市教育推進計画が策定され、公表されました。その計画の第4章「目標と施策項目」の目標5「学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現」、施策項目の21「学校運営の改善」の現状と課題では、教員の長時間労働を取り上げ、国が平成29年12月に示した「学校における働き方改革に関する緊急対策」を踏まえて、北海道教育委員会が平成30年3月に策定した、学校における働き方改革「北海

道アクション・プラン」を受けて、平成30年7月に、小樽市立学校における働き方改革行動計画を策定したと記載されています。初めに、この計画の期間、内容についてお聞かせください。

また、計画の実施結果についての検証が行われているのであれば、その内容についてもお示しください。

平成29年12月の国の緊急対策、平成30年3月の道教委の学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」、そして、平成30年7月にこの計画が策定された翌年の平成31年第1回定例会における教育行政執行方針の説明では、重点目標の5点目、信頼に応える学校づくりの取組において、「教職員の働き方改革の一環として」との言及がありましたが、根拠である計画についての言及はありませんでした。

翌年、令和2年第1回定例会における教育行政執行方針の説明では、小樽市教育推進計画の目標5「学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現」に向けた取組においては、「教職員の働き方改革を一層推進してまいります」とありましたが、やはり計画への言及はありませんでした。

本年、令和3年の第1回定例会における教育行政執行方針の説明においては、小樽市教育推進計画の目標1「未来を創る力の育成」の取組の説明では、働き方改革、学校改善に言及し、目標5「学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現」に向けた取組の説明では、「教職員の働き方改革を一層推進してまいります」とは言及していましたが、やはり計画への言及はありませんでした。

平成31年、令和2年、そして令和3年の教育行政執行方針の説明において、平成30年7月に初めて策定した小樽市立学校における働き方改革行動計画について言及しなかったのはなぜでしょうか、お伺いします。

また、一般的には新たな計画が策定された場合には、議会に対して何らかの報告、説明がなされてきましたが、この計画については、議会に報告、説明があったのでしょうか、お伺いします。

先日、小樽市教育委員会のホームページに、今年の5月に策定された第2期の行動計画がアップされているのを見ました。初めに、第2期の行動計画の期間、内容について、前回の計画との違いなどを含めお示しください。

次に、この第2期の行動計画は本年6月の第2回定例会以前に策定されていたこととなりますが、第2期の行動計画は、議会に対して何らかの報告、説明があったのでしょうか。あったとすれば、どのような場面であったのか、なかったとすれば、なぜなかったのか、お伺いします。

この計画は、日々真剣に、誠実に児童・生徒に直接向き合い、教える育んでいる教員の皆さんを対象にしています。小樽市教育推進計画の下位計画とも言えますが、決して小さな存在ではなく、この計画の実施による効果、成果が、間接的には教員の皆さんの資質向上などに寄与して、授業改善が進み、学力向上に帰結するものと認識しています。教育長の見解を伺います。

私自身は、かつて、この小樽、北海道、全国のPTA活動に関わってきた経験から、未来を担い、切り開いていく大切な小樽の子供たちの教育は、小樽のまちづくりの重要な根幹の一つであると認識しています。小樽市の教育行政を推進するための小樽市総合教育計画を招集し、その構成員である迫市長、そして林秀樹教育長には、まちづくりの重要な根幹の一つである小樽の教育の充実、発展を子供たちのために、明日の小樽のために、これまで以上に取り組んでいただくことを強く要望します。

以上、再質問は留保して終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 濱本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、行政経営について御質問がありました。

まず、行政経営指針についてですが、行政経営指針策定に向けた取組につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症への対応のほか、小樽市過疎地域持続的発展市町村計画や強靱化計画の策定作業など、喫緊の課題への対応を優先したことから、行政経営の大綱や指針の策定に関する方向性については本格的な検討に至ってはおりません。引き続き、先進自治体の事例や課題などを把握、研究するとともに、策定の必要性や有効性の観点も踏まえて判断してまいります。

次に、本市が行政サービスを生産する製造業と仮定した場合の生産管理活動の取組の必要性につきましては、行政サービスの維持・向上を図る手段として、議員からお話のあった製造業における生産管理活動など、各事業の業務過程を他業種の視点に置き換えた上で、業務の見直しや、幅広い視野で確認するといった手法を取ったことはありません。

なお、これまで実施してきた業務の執行管理や検証の手法では、取組が不十分な面もあると考えておりますことから、今年度から再開している行政評価の取組や手法を職員に定着させることで、さらなる業務改善や、民間の知見や手法を生かした、効果的、効率的な施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

次に、業務改善、人事育成についてですが、まず業務の見直しや改善を進めるために民間事業者から提案を受けることにつきましては、議員御指摘のとおり、これまでの市役所内部だけの視点からの検討では、経験則や感覚的な議論で判断が難しくなっており、また、効率化や改善が必要な業務を把握し切れていないことも想定されます。このため、外部の専門的な視点から、全庁的な業務の現状を把握することにより、本市の業務構造や業務量が客観的、定量的に可視化され、効率化や改善が必要な業務の優先度づけや選定につながるものが期待されることから、今後、自治体の業務改革実績を持つ事業者などへの調査の委託を検討してまいりたいと考えております。

次に、生産管理や業務改善の手法などをテーマにした研修につきましては、議員からお話がありました生産管理に関する研修は実施しておりませんが、業務改善については採用後3年程度の職員が受講する初級研修のカリキュラムに取り入れているほか、北海道市町村職員研修センターが実施する業務改善（カイゼン）手法研修に令和2年度実績で2名が参加しております。

なお、本年度より新たな職員提案制度をつくり、各職場の業務改善事例を他の職員が共有できる取組を始めたところでもあります。

次に、自治体経営や行政経営における課題への対応につきましては、これまで議員から行政経営指針の策定の必要性や他都市の事例を御紹介いただいておりますが、先ほど御答弁したとおり、道半ばの状況でありますことから、引き続き検討を進めてまいります。

また、次期市長選挙に向けた私の進退につきましては、適切な時期に判断をしたいと考えております。

次に、教育行政について御質問がありました。全国学力・学習状況調査についてですが、教育予算の確保につきましては、私の公約であります「次世代をつくる」において、学校教育は重要な要素と考えており、財政状況を十分考慮しながら、効率的、効果的な予算編成を行い、教育の充実にに向けた施策に配慮していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 濱本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、教育行政について御質問がありました。

まず、全国学力・学習状況調査についてであります。市教委のこれまでの取組につきましては、検

証改善サイクルについては、市教委及び市内教職員などで構成する学力向上検討委員会において調査結果の詳細な分析を行い、成果と課題を明らかにした上で、各学校には全市で取り組む改善方針を示すとともに、自校の課題も併せて改善に取り組むよう指導しております。

授業改善につきましては、1時間の指導の流れを示した「小樽授業づくりの5つのSTEP!!」に基づき、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むよう指導しております。

生活習慣につきましては、音読活動の推進による家庭での学習習慣の定着を図るとともに、インターネット利用に関するルール、おたるスマート7などの取組による、望ましい生活習慣の確立に努めております。

小・中学校の連携強化につきましては、今年度から全中学校区において、小・中共通の目標設定や乗り入れ事業など、小中一貫教育に取り組んでいるところであります。これらの取組を通して、各学校において、学力向上への意識が高まり、学力は確実に全国水準に近づいているものと認識しておりますが、一方で、小・中学校間の学びの連続性を踏まえた授業改善による思考力、判断力、表現力の育成が課題となっており、小中一貫教育をさらに推進することや、望ましい学習及び生活習慣の確立が課題となっておりますことから、より一層それらの取組を充実していくことが必要であると考えております。

次に、北海道全体の調査結果に対する認識につきましては、全ての教科で全国平均に届いていない状況にあるものの調査が始まった平成19年度からの推移を見ますと、道が進めてきております少人数学級編成の拡大や、専科教員の増員によるきめ細かな指導、授業改善推進チーム活用事業などの取組により、学力は全国水準に近づきつつあり、各種施策の効果が表れてきているものと認識しております。

しかしながら、道教育長のコメントでは、小学校と中学校における連携強化や、望ましい生活習慣の確立に向けたさらなる改善などが課題として示されており、このことについては、本市でも同様の課題であるものと考えております。

次に、本市の調査結果の公表予定につきましては、課題や改善点を詳細に分析し、課題解決の方策などを示した報告書として取りまとめ、10月上旬に公表する予定としております。

次に、小樽市の調査結果につきましては、先月末に文部科学省から本市の調査結果が提供され、現在各教科の結果について領域ごとに分析するとともに、児童生徒質問紙調査の結果については、学習習慣や生活習慣に関わる分析を行い、これまでの調査結果や、全国、全道との比較を通して、成果と課題を分析しているところであります。こうしたことから、現時点での見解について述べることはできませんが、

今後、市の調査結果につきましては、議会へ報告し、ホームページ等で公表するとともに、各学校からは、学校の調査結果や改善策について児童・生徒や保護者等へお知らせをまいります。

次に、小樽市立学校における働き方改革行動計画についてですが、平成30年7月に策定された第1期行動計画の期間や内容等につきましては、第1期行動計画は、教員の業務負担を軽減するため、市教委が策定した学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に準拠し、平成30年度から令和2年度の3年間を取組期間として策定したものであります。第1期行動計画では、教職員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることを目標としており、部活動休養日の完全実施などによる部活動に係る負担軽減や、長期休業中における学校閉庁日の設定などによる勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実など、目標達成のために市教委や各学校が取り組むべき項目をまとめております。

また、行動計画の取組結果につきましては、全ての部活動で休養日を完全実施するなどの四つの指標は全て達成いたしました。また、目標とする教育職員の時間外在校等時間は達成できませんでした。

次に、平成31年以降の教育行政執行方針で、行動計画について言及しなかったことにつきましては、教育行政執行方針は毎年度、市教委の主要な施策について説明を行っており、行動計画は重要な取組と考えるはありますが、教員の服務は北海道の条例や規則を準用した市教委規則で定めており、その服務に関する行動計画につきましても、道教委の学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に準拠して策定した、県費負担職員に関する行動計画でありますことから、行動計画については言及いたしませんでした。

次に、第1期行動計画の議会への報告や説明の有無につきましては、議会への報告や説明は行っておりませんでした。

次に、令和3年5月に策定された第2期行動計画の期間や内容につきましては、第2期行動計画は令和3年度から5年度の3年間を取組期間とし、第1期と同様に道教委の学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に準拠して策定したものであり、第1期の取組の課題を踏まえ、引き続き教育職員の時間外在校等時間を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることを目標としております。

また、道教委が重点として取り組むこととしております、働き方改革手引「Road」の積極的な活用やICTを積極的に活用した業務等の推進など、新たな取組を加えております。

次に、第2期行動計画の議会への報告や説明につきましては、行動計画は先ほど御答弁させていただきましたとおり、道教委の学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に準拠した県費負担職員に関する計画であることや、これまで教員の服務に関する事項は報告していなかったこと、策定時に確認を行った主要都市においても、同様に報告をしていなかったことから、第1期と同様に議会への報告や説明は行っておりませんでした。

次に、行動計画の実施による学力向上につきましては、第2期行動計画では、学校の働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」としていることから、行動計画を着実に実施していくことにより、子供たち一人一人の学びを支える教育の充実につながっていくものと認識しております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、濱本進議員。

○22番(濱本 進議員) この後の質問は、予算特別委員会等で行いたいと思いますので、終わります。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第7号、議案第23号及び議案第25号並びに報告第1号につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、議案第8号ないし議案第20号につきましては、地方自治法第98条第1項の規定による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思っております。

なお、両特別委員会につきましては、いずれも議長指名による9名の委員をもって構成することといたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。

松田優子議員、面野大輔議員、高橋克幸議員、松岩一輝議員、佐々木秋議員、高野さくら議員、川畑正美議員、濱本進議員、山田雅敏議員、以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。

横尾英司議員、高橋龍議員、秋元智憲議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、高野さくら議員、小貫元議員、濱本進議員、山田雅敏議員、以上であります。

なお、いずれの委員会においても、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第21号、議案第22号、議案第26号及び議案第27号につきましては、総務常任委員会に、議案第24号につきましては、厚生常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、御手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から9月29日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時00分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 松 田 優 子

議 員 小 池 二 郎

令和3年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和3年9月30日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
監査委員	小林優	副市長	小山秀昭
総務部長	佐藤靖久	財政部長	上石明
教育部長	中島正人	監査委員	荒木逞
総務部総務課長	中村弘二	局長	荒木逞
		財政部財政課長	笹田泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤正樹
庶務係長	加藤佳子
調査係長	柴田真紀
書記	相馬音佳
書記	松木道人

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	阿部久美子
書記	中村知奈津
書記	三上恭平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松岩一輝議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第27号及び報告第1号、陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、議案第1号ないし議案第7号、議案第23号及び議案第25号並びに報告第1号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月15日に開催されました当委員会において、付託されております各案件について採決いたしました。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、議案第8号ないし議案第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第26号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、不採択と決定いたしました。

次に、議案第27号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第21号並びに陳情第8号、陳情第11号第3項目の2、陳情第13号及び陳情第15号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第26号について、審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第27号小樽市非核港湾条例案は可決、議案第21号小樽市個人情報保護条例及び小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案は否決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について、陳情第11号第3項目の2公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について、陳情第26号「小樽市はコンパクトシティを目指す」との明言方については不採択の立場で討論を行います。

議案第27号です。政府は禁止条約に調印・批准をしない立場です。したがって小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

議案第21号です。日本共産党はマイナンバー制度自体に反対をしております。そもそも、マイナンバー制度は、システム自体が不完全なまま始まり、ネットによる個人情報漏洩事件など次々と紛失しています。

また、大部分が国の予算で進められるとはいえ、法改正のたびに多額の費用をかけ、システム改修を繰り返す無駄遣いと市民の安全とプライバシーを危険にさらすマイナンバー制度の推進をすべきではありません。

陳情第8号です。津波対策として整備している実態があります。

陳情第11号第3項目の2です。生涯学習プラザについて利用者の要望を尊重することは当然であり、託児所設置の検討もあり得ることです。

陳情第13号です。小樽市が公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第26号です。陳情者は市内の無駄をなくすとおっしゃっていましたが、しかし市民に必要なものまで無駄にされてはなりません。陳情者の考えるコンパクトシティと本市の考えは一致していないため、その方向で努力とはならず、不採択とするものです。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。（拍手）

○13番（高木紀和議員） 自由民主党を代表し、陳情第26号「小樽市はコンパクトシティを目指す」との明言方について不採択の立場で討論いたします。

市長からもこれまでの議論の中で、コンパクトシティに取り組むと答弁をいただいていますし、第7次小樽市総合計画また、その後に策定した第2次小樽市都市計画マスタープランに基づき、市の分散された

市街地の状況を踏まえて、今後の効率的なまちづくりを目指し、コンパクトシティだけではなくコンパクト・プラス・ネットワークという視点で、既に立地適正化計画の策定を進め、コンパクトシティの形成に取り組んでいることから、願意は既に満たされていると判断し、不採択を主張いたします。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第26号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（鈴木喜明） 起立がございません。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第27号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第21号及び陳情第11号第3項目の2について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第27号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第27号について、審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。（拍手）

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について、陳情第27号おたる潮まつりの開催時期変更方については不採択を主張し、討論を行います。

まず、陳情第1号についてはこれまで述べてきたとおり、環境負担も含めて適切ではないと考え、賛成はできません。

陳情第27号については、陳情者が求めている熱中症の心配については理解するところではありますが、潮まつりの開催時期の有無については潮まつり実行委員会の中で決められるものなので、意見を述べることはできても、変更までは決めることは難しいと考え、不採択といたします。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第27号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（鈴木喜明） 起立がございません。

よって、陳情は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第1号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番(川畑正美議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第24号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、不採択と決定いたしました。

次に、議案第24号並びに陳情第2号、陳情第3号、陳情第7号、陳情第11号第1項目の1、陳情第11号第3項目の1及び陳情第11号第4項目につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。(拍手)

○7番(丸山晴美議員) 日本共産党を代表して、議案第24号は否決、陳情第24号は不採択、陳情第2号、陳情第3号及び陳情第11号第1項目の1、第3項目の1及び第4項目は採択、陳情第7号は不採択の立場で討論をいたします。

議案第24号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案ですが、今回の改正について問題にするものではありません。条例に定める保育環境の一部において本来は教育を受け、保育士として資格を取得したものが従事すべきところを規定の研修等を受けたものが保育に従事することができるとしています。長期間の保育も可能である制度であり、保育の質の低下を招くことが懸念されることから否決といたします。

陳情第24号新型コロナワクチン接種に関する正確な情報提供等を求める陳情方についてです。ワクチン接種は新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐ手段のひとつであると考えます。しかし、接種に当たっては、十分な情報提供が必要であり、決して強制されるものではありません。接種しないことをもって、差別的な扱いを受けることがあってはならず、社会的不利益を被るようなことがないよう対策を求める趣旨は理解します。ただ、重大な副反応発生時の個人補償措置については本来、国に求めるものと考えことから、陳情第24号について、不採択といたします。

陳情第2号についてです。子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について、今年度隣の札幌市では小学校卒業まで実質無料化となりました。本市においては、札幌市への若年層の人口流失が課題となっており、子育てを応援する本市の姿勢をわかりやすく打ち出すという意味でも、子ども医療費の小学校卒業までの無料化は急ぐべきだと考え、陳情第2号は採択といたします。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第24号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立者なし)

○議長(鈴木喜明) 起立がございません。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第24号並びに陳情第2号、陳情第7号並びに陳情第11号第1項目の1、第3項目の1及び第4項目について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、秋元智憲議員。

(9番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

○9番(秋元智憲議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号ないし陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、陳情第9号第1項目ないし第3項目及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。(拍手)

○20番(小貫元議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号ないし陳情第6号はいずれも採択を求め、討論いたします。

初めに、陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についてです。塩谷から築港までのバス運行について塩谷地域から通院するにも小樽駅前での乗り継ぎが高齢になれば障害になっています。解消することが急がれています。

次に、陳情第5号星野町ゴンシロ川流域(星野町71・172地域)の上水道整備方についてです。ゴンシロ川流域住民への安定的な水の供給については、新型コロナウイルス感染症拡大の下で、地元との協議が進んでいないといいます。市の責任で安定的な供給を行うことは当然です。

最後に、陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方についてです。間もなく冬がやってきます。そうしますと、最上団地停留所にバスが停まらなくなります。今年の冬を快適に過ごしてもらうためにも、バスの停車は必要です。いずれの陳情も願意妥当であり、採択を求め、

議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、議会運営委員長の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会での審査における意見の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第25号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、不採択と決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第25号について、審査の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、陳情第25号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（鈴木喜明） 起立がございません。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、公共施設の再編に関する調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 公共施設の再編に関する調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、陳情第11号第2項目及び陳情第14号について採択を求めて討論いたします。

いずれも市営室内水泳プールの建設を求める陳情です。陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上についての第2項目が求めるように、総合体育館と室内水泳プールをそれぞれ単独で建設するよりも併設としたほうが建設コストやランニングコストを抑えられることができると考え採択を求めます。

陳情第14号新市民水泳プールの早期建設方についてですが、現在も民間の水泳プールを使用して行われている市の水泳教室には定員を超える応募がある教室もあります。市営室内水泳プールを早期に建設することでより多くの市民の健康増進に寄与すると考えます。また、設計・建設の財源として過疎債の利用が考えられますが、現在の制度では利用できる期限は令和12年までであり、その後の動向は今の時点ではわからないとのことでした。新体育館、室内プールの建設は本市にとって、大きな事業になりますから、過疎債が利用できるよう、早期に建設を進めるべきと考えることから陳情第14号の採択を求めます。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第11号第2項目について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第28号ないし議案第30号」を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について提案理由を説明申し上げます。

議案第28号令和3年度一般会計補正予算につきましては、国において、新たに追加した新型コロナウイ

ルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分等を活用し、売上げが減少している市内事業者の事業継続を支援する事業継続支援追加事業費及び公共交通事業者等支援追加事業費、百貨店などで開催される小樽フェアに出店する事業者の販売促進及び販路確保を支援する小樽フェア開催応援事業費補助金のほか、市内小・中学校の感染症対策に必要な保健衛生用品等を購入するための学校教育活動継続支援事業費を計上いたしました。

そのほか、高齢者や障害者の入所施設の職員に対し実施しているPCR検査の検査対象を通所施設の職員や訪問サービスに従事する職員まで拡大するとともに、実施期間を令和4年3月まで延長するため、高齢者施設等職員PCR検査事業費を増額いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫支出金のほか、繰入金を計上いたしました。

議案第29号教育委員会委員の任命につきましては、笹谷純代氏の任期が令和3年10月17日をもって満了となりますので、後任として黒田仁美氏を任命するものであります。

議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、杉下清次氏の任期が令和3年10月5日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第28号は可決と、議案第29号及び議案第30号はいずれも同意と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第10号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号ないし意見書案第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 提出者を代表して、意見書案第1号「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級の更なる前進」を求める意見書（案）、意見書案第2号土地利用規制法を施行することなく、更なる検討を求める意見書（案）、意見書案第3号特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書（案）、意見書案第4号「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書（案）、意見書案第5号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書（案）、意見書案第6号加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書（案）の提案説明を行います。

意見書案第1号です。一人一人に行き届いた教育を保障するため、多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきました。しかし、国の施策ではないため自治体間格差が生じています。2021年3月小学校で段階的に35人学級を進めることが法制化されました。しかし、コロナ禍の下、密を避けるための身体的距離の確保などを実現するためには不十分です。小学校、中学校及び高校全学年で20人学級を展望し、少人数学級を前進させ、加えて教職員定数改善を行うことが必要です。

意見書案第2号です。6月16日参議院で可決成立した、土地利用規制法では、内閣総理大臣が重要施設とした施設の周囲約1キロメートルと国境離島等を指定し、その区域内の全ての住民を調査できるとしてあります。その結果によっては、利用中止の勧告命令を行うことができるとしてあります。この法の重大な問題は、どこで誰をどのように調査、規制するのかという確信部分を全て政府に白紙委任していることです。

この法律は今施行するのではなく、さらなる検討を行うべきです。

意見書案第3号です。全国的に特別支援学校の児童・生徒数が増加していますが、特別支援学校はその増加に追いついていません。実効性のある学校設置基準を定め、しっかりと既存校にも適用させる必要があります。また、特別支援学級在籍の児童・生徒も増加していますが、それぞれの児童・生徒にあった対応が必要であり、1学級8名の学級編制基準の引下げを求めるものです。

意見書案第4号です。大学、短期大学など高等教育を受ける学生の約半数が貸与制奨学金を利用し、多額の借金を抱えて社会に出て行かざるを得ない状況です。私は昨年、街頭で学生アンケートに取り組む中で中学校2年生の学生が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている家計を心配し、自分の行きたいと思う大学への進学はできないかもしれないと悩んでいる聞き、愕然としました。向学心のある10歳代の若者がお金の心配で未来の可能性をくじかれる状況を放置しておいていいのでしょうか。若者の希望を奪わないためにも、高等教育の給付性奨学金の拡充を求めるものです。

意見書案第5号です。現在新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの事業者が厳しい経営状況にありますが、2023年10月からの適格請求書等保存方式いわゆるインボイス方式の実施に向け、今年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まります。このことによって、年間売上高1,000万円以下の免税事業者が取引から排除されたり、課税業者となり消費税を負担せざるを得なくなることが心配されます。そうなりますと、これまでのように事業を続けられなくなる中小・小規模事業者は廃業に追い込まれてしまいます。中小・小規模事業者を守るために適格請求書等保存方式は導入しないことを求めます。

意見書案第6号です。日本の補聴器の普及率は対象となる人口の14.4%といわれており、アメリカ、ヨーロッパに比べ、非常に低い水準です。病院の一つには補聴器の価格が高いにもかかわらず、保険適用もなく、諸外国と比べて、国からの補助体制が極めて不十分であることが挙げられます。高齢者の社会参加への大きな障害となっていることから、国及び政府においては、補聴器購入に公的助成を行うよう強く求めるものです。

以上、議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第7号及び意見書案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 意見書案第7号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）と意見書案第8号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について、提出者を代表し、提案理由を説明いたします。

まず、意見書案第7号についてであります。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地方財政は厳しい状況に直面しております。地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより市民生活が充実するための施策を実施するために十分な財源を確保しなくてはなりません。そのために必要な地方税制の充実や地方自治体の財源確保に向けた国の取組を求めるものであります。

次に、意見書案第8号についてであります。昨今、頻発する豪雨災害や震災等、自然災害から地域に暮らす人々を守るため、積極的な防災・減災、国土強靱化に向けた事業の推進は必要です。さらには、地域間のネットワークを形成するインフラの整備も重要なことであります。厳しい地方財政の状況下でこれらを実現するために財政的措置も含め、国に対して必要な予算と施策の実施を確保することについて求めるものであります。

以上、各党派各議員の御賛同をお願いし、提案趣旨の説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第9号及び意見書案第10号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいま提出されました意見書案第1号ないし意見書案第6号は可決、意見書案第7及び意見書案第8号については否決の立場で討論を行います。

意見書案第1号「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級の更なる前進」を求める意見書（案）です。子供への手厚く、柔軟な教育のためにも、感染症対策のためにも、学校の教職員やスタッフを思い切って増やし、20人程度学級が実現できるようにするべきです。今国民が求めているのは、身体的距離もとれる20人程度の学級です。少人数学級は文字通り、国民的課題です。国の責任による20人学級を展望した少人数学級の実現が必要です。

意見書案第2号土地利用規制法を施行することなく、更なる検討を求める意見書（案）です。土地利用規制法は国民の財産である土地、建物の利用を監視、制限、さらには対象をどうするのか調査方法はどうかなどを政府にフリーハンドが与えられ、基本的人権を脅かし、市民監視を強める法律です。廃止が求められるものですが、少なくとも同法を一定期間施行することなく、その間において必要な検討をすることを求めます。

意見書案第3号特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書（案）です。国は、障害者が多様なことを口実に特別支援学校の設置基準策定に背を向け続けてきました。児童・生徒が急増する中、設置基準がないため学校新設ではなく、普通教室を2つに間仕切りしたり、特別教室を転用したりして対応する事態が蔓延。課題、過密が悪化し、新型コロナウイルス感染症が広がる下、現場の教員や保護者から懸念の声が上がっています。基礎疾患のある子供たちが多く在籍する特別支援学校はとりわけきめ細やかな対策が求められます。設置基準を検討する際には、障害種別ごとの基準、1校当たりの児童・生徒数や学級数の上限、障害に応じて必要とされる施設や特別教室の種類、通学時間の上限などを考慮するなど実効ある設置基準が求められるとともに、特別支援学級の学級編制標準を1学級8人から引き下げることが必要です。

意見書案第4号「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書（案）です。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で学び続けることができない事態が広がっています。日本私立大学教職員組合連合会のアンケートでは回答した126大学だけでも、各大学が独自に実施している給付金などの総額が143億円に上っていることが明らかになっています。国は大学生等に対する給付奨学金制度を拡充すべきです。

意見書案第5号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書（案）です。2023年10月からのインボイス制度実施、適格請求書等保存方式に向け、今年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請の受付が開始しています。インボイス制度は消費税を販売価格に転嫁することが困難な零細業者に課税業者になることを迫ります。年間の売上高1,000万円以下の業者は現在消費税の納税を免除されています。インボイス制度を実施すれば、売上1,000万円以下の免税事業者を取引から排除し、事業者間の取引慣行を壊し、免税制度を実質的に排除することになり、いっそうの零細事業者の打撃になりかね

なく、廃業が増えかねません。インボイスを発行するには、課税業者になるしかありませんが、赤字経営でも身銭を切って消費税を納めなければなりません。煩雑な納税事務にも悩まされます。免税事業者のままだった場合、取引から排除されるほか消費税の納税額が増える取引先から値引きを強要させることが懸念されます。このようなことからインボイス制度の実施の中止を求めることが非常に重要で当然可決すべきです。

意見書案第6号加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書(案)です。日本の65歳以上の高齢者は3,617万人で総人口に占める割合は28.7%になっており、高齢者が増える中で、医療や介護、高齢者施策の充実が求められています。高齢になり耳が聞こえづらくなったという加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となるばかりか鬱や認知症の原因になることも指摘されています。難聴は65歳から急激に増え始めます。一般社団法人日本補聴器工業会の調べでは日本の難聴者は推計で1,430万人とされています。その中で補聴器を使用している方は、14.4%の210万人に過ぎません。欧米では難聴を医療のカテゴリーで捉え補助制度がありますが、日本では障害者のカテゴリーで捉えて助成制度を絞り込んでいるため、補聴器所有率が圧倒的に低い状況です。補聴器は精密機械で一人一人の聞こえに合わせるために片耳当たりおおむね3万円ないし20万円と高額になります。低所得者や生活保護者には負担が大きく、諦めることしかなくなってしまいます。全国の自治体では高齢者に対する補聴器購入補助や現物支給の制度を創設しているところが増えてきています。生きがいと生活支援、高齢者の社会参加促進のためにも国の助成が必要なため賛成します。

意見書案第7号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)です。自治体が固定資産税などの安定財源を確保することは必要なことです。今回コロナ禍の下で、政府が負担軽減を行いました。自治体の減収分について国が穴埋めする措置を講じており自治体の負担はありません。意見書案で求めている負担調整措置の延長打ち切りでは、単純に住民負担増となります。日本共産党はコロナ禍の下で復元措置とはいえ、住民負担増を求めることは賛成できません。

意見書案第8号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)です。4の高規格道路については、バブル期の1987年第4次全国総合開発計画、四全総で決めた高速道路建設、1998年の新全国総合開発計画、五全総に基づく地域高規格道路計画に沿って推進されているものです。バブル期と経済情勢が大きく変化している今日、真に必要なかどうか地方の人口減少に伴う中、費用対効果等を精査すべきものです。今求められる道路整備は新規の道路建設より高度成長期に建設され、改修時期を迎えている一般道路、橋りょう、トンネル、歩道などの維持補修を優先した事業です。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、社会資本の整備の北海道における予算確保について厳しい状況です。しかし、今必要なのは新型コロナウイルス感染症対策に国も地方も膨大な財政投入し、厳しい財政運用を強いられていることから新型コロナウイルス感染症対策への予算確保こそ必要であり、賛成できません。

以上を申し上げ、討論いたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立少数。

よって、いずれも否決されました。

次に、意見書案第3号ないし意見書案第6号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件につきましては、議長はいずれも否決と裁決いたします。

次に、意見書案第7号及び意見書案第8号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、今定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時00分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 松岩一輝

議員 高野さくら

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和3年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

(1) 監査委員から、令和3年5月、6月、7月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)

(2) 令和3年第2回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、令和3年7月13日に市長から次のとおり報告があった。(招集日印刷配付分)

陳情第9号「行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について」の第4項目では、妙見市場(C棟)を撤去することを要望しておりましたが、令和2年12月18日から令和3年3月19日までを工期として当該市場の解体工事は終了しております。

なお、陳情者へは、当該市場の所管部署であった産業港湾部から解体した旨を報告しております。

(3) 令和3年第2回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、令和3年9月2日に市長から次のとおり報告があった。(招集日印刷配付分)

1. 陳情第11号第5項目について

陳情第11号第5項目について、国は全ての人にやさしいユニバーサル社会を構築するため、公共施設の改修等における地方債の活用等により、誰もが利用しやすい公共施設のユニバーサル化を促進しております。本市においても、「小樽市公共施設長寿命化計画」に基づき公共施設の改修等を計画的に進めますが、その際にはユニバーサルデザインを考慮し実施いたします。

なお、公共施設再編を考える会の事務局に対し、8月30日に以上の説明を行いました。

2. 陳情第23号について

陳情団体である公益社団法人北海道鍼灸師会に対象者の名簿の提出を求め、次のとおり接種を実施しました。

日 時 令和3年6月27日(日)

場 所 集団接種会場(ウイングベイ小樽)

被接種者 28名(29名中)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第25号小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案について

議案第25号小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案は、忍路中学校を忍路中央小学校に併置するものであるが、どのような経過で併置校とすることにしたのか。

本市では、小樽市小中一貫教育基本方針を基に小中一貫教育推進地区を指定して取り組んできており、小学生が中学校入学に期待を膨らませるようになるなどの成果が表れてきているなど、小中一貫教育は小学校と中学校が連携して児童・生徒の情報を共有し、色々な課題を解決するという点では良い取組であると考えられ、また、今回の併置は地域に学校が存続することから歓迎の声が上がっているが、一方、大阪府交野市のように、住民が反対している中、巨大な小中一貫校の開校を強引に進めている例もあることから、市には、小中一貫校を設置するに当たっては、今回の忍路中学校と忍路中央小学校の併置のように住民に歓迎されることが前提であることを踏まえ進めてほしいと思うがどうか。

・その他の質問

自治体DX推進計画を進めるにあたっては、市職員全体の認識共有と機運醸成が重要であり、そのためには、市長をはじめとする幹部職員とその他の職員を2つのグループに分けた上でDXの基礎的な共通理解の形成に向けた勉強会を複数回行うなどの検討をしてほしいが、今後の進め方についてどのように考えているのか。

また、国ではデジタル庁が設置され、本格的に各省庁を超える体制が構築されたが、本市でも全庁的・横断的な推進体制が必要だと思われることから、市長直属の体制で計画を進めることや現在1名の職員で業務に当たっている担当部門の拡充が必要であると思うがどうか。

移住政策について、市は、今後の取組として、転入、転出者の異動理由を把握するためのスマートフォンを活用したアンケートシステム「ゆくくるサーベイ」を本年10月1日から半年間、試験導入するという。

しかし、転入・転出した方が全員スマートフォンを持っているとは限らず、また、スマートフォンを持っていたとしてもアンケートに協力してくれるとは限らないが、市は、どのようにアンケートの協力を依頼するのか。

また、当該調査は、移住政策にかかわらず、子育て支援策や高齢者対策など、市の今後の政策を考える上での基礎資料となると考えるが、市は、このアンケート調査をどのように活用していくつもりなのか。

災害時の情報収集について、市は、災害対策本部の総括班による電話対応や各対策部での調査・パトロールにより収集し、その情報は災害対策本部で一括して管理し、クロノロジーを作成して分析するとしているが、それでは情報が輻輳した場合には、状況に応じ何を優先して対応すべきかを判断するまでの分析はできないと思うがどうか。

また、市は対災害SNS情報分析システムや災害状況要約システムについて、個人による被災情報の発信のため全体像が把握しにくいことや、情報源がツイッターであることから匿名アカウントによる無責任な情報が発信されることがデメリットだというのが、これらのシステムは改良されており、災害時だけでなく、幅広く活用することが可能であるため、日ごろから市民と協働し、SNSで情報を発信してもらうよう呼びかけ、平時に活用することで災害時に十分活用できるようにしてほしいと思うがどうか。

災害への備えの新たな考え方として、災害時のために備えるのではなく、いつもの暮らしで使用している物を災害時にも役立てるというフェーズフリーが注目されているという。

国の調査によると、8割以上の方が災害への備えが重要と考えているものの、実際に災害への備えに取り組んでいる方は4割に満たないという結果が出ており、そのような状況にあって、フェーズフリーの考え方は、今後の市民の災害への備えや市の災害備蓄品の整備にあたり参考になると思うがどうか。

小樽市は、大正11年に市制を施行し、来年、コロナ禍の中で市制施行100周年を迎えることになるが、コロナ禍だからといって何もやらないのでは、経済的にも人々の意識の面でも、せつかくの復興のためのチャンスを逸することになってしまうため、インターネットの活用など、これまでにない手法も視野に入れ、職員や市民の知恵やアイデアを集約して市制施行100周年記念事業を実施し、小樽を再起動するきっかけとすべきだと思うがどうか。

また、その翌年は小樽運河工事の第1期の完成から100周年に当たり、全国町並みゼミ小樽大会の開催も予定されていることから、翌年にもかけて盛り上がるようなアイデアがほしいと思うがどうか。

ニューパブリックマネジメントという新たな考え方を機に、自治体の経営手法の考え方が、これまでの「行政運営」から「行政経営」に移って久しいが、本市においては、他自治体に比べ「行政経営」の取組が非常に遅れている印象である。

このことについて、市は、業務の見直しや改善を進めるために、今後、外部のコンサルタント会社への調査委託を検討することだが、調査をする場合は、どのように行い、また、どこまで委託するつもりなのか。

また、調査結果を解析した後、その考え方をどのように職員に浸透・定着させるかが課題になると考えるが、市には、行政経営の根底にあるのはニューパブリックマネジメントの考え方だということを理解した上で、職員にその考え方を浸透させるための取組を進めてほしいと思うがどうか。

社会的にキャッシュレス決済の導入が進んでいるが、コロナ禍の影響もあり、促進に拍車がかかっているように感じる。本市では、市税など公金支払いのクレジットカード決済や水道料金のスマートフォンアプリ決済を導入しているが、導入後の効果や課題などについてどのように考えているか。

また、導入前には決済手数料やイニシャルコストの検討・手続で担当者の負担がかなり大きなものになると推察されるが、社会的な情勢やコロナ禍で行政が進める方向性、導入後の業務軽減など様々な角度から検討し、早期着手に向けて協議してほしいと思うがどうか。

市内中学校の図書室には新聞を2紙ずつ配備しているというが、新聞社によって、同じ事象を取り扱っても内容が全く違うことや、報道する、しないの違い、また、見出しによる印象操作などがあり、特に政治や国際情勢に関する紙面において、その傾向が顕著に見られるように思われる。

本市で現在使用している中学校の公民の教科書に、私たち国民は単にマスメディアの報道に左右されるのではなく、その情報を正しく使いこなしていくことが求められ、そのためには一つの情報源による報道だけを受け入れるのではなく、常に複数の情報源を比べてみる必要があるとあるように、学習環境を提供する側には、公平性を確保し、多様な立場からの視点や、偏らない複数の情報源を提供することが求められ、その上で、生徒が情報リテラシーを身に付けることができるよう指導することが重要であると思うがどうか。

文部科学省が示した「学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」では、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域において、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し公表することが適切とされているが、本市では条件や期間はさまざまなケースが想定され、混乱を生じる恐れがあることから公表しないこととしているという。

しかし、事前に情報を公表しないことで逆に混乱を招く恐れもあることから保健所に相談をしながら公表の判断をしてほしいと思うがどうか。

また、「感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について」では、保健所業務がひっ迫され、積極的疫学調査が困難である場合、濃厚接触者等の候補者リストの作成などの協力を学校に求めるとしているが、教員の負担の増加や情報の漏洩、いじめにつながることも考えられることから慎重に判断してほしいと思うがどうか。

日本遺産の構成文化財には国指定重要文化財を必ず一つは含めなければならないが、旧手宮鉄道施設は、日本遺産「炭鉄港」の45件の構成文化財の中で唯一の重要文化財であり、「炭鉄港」における中心的な位置付けとなっているという。

その旧手宮鉄道施設の構成施設である擁壁は、現時点では整備が不十分であり、重要文化財に指定されている区域も不明確であるというが、擁壁も含めて重要文化財なのであり、しっかりと整備、維持を図り、これを一体的にどのように見せていくのが重要であると思うがどうか。

また、旧手宮鉄道施設の小樽駅側には同じく国指定重要文化財である旧日本郵船株式会社小樽支店があり、非常に狭い範囲で鉄道でつながっているのであるから、市には、これらを一体的に活用することについて、ぜひ具体的に取り組んでほしいと思うがどうか。

本市が行うプレミアム付き商品券事業は、金額以上の波及効果があると思われるが、この事業の経済効果や分析・検証についてどのように考えているのか。

また、コロナ禍において多くの業種から支援を求める声が上がっており、国の施策より先行して独自の給付策を実施したり、食品事業者に対する支援や国の休業補償の不足分を独自に補うなどの施策を行っている自治体もあると聞くと、本市として今後予定している施策はあるのか。

18歳未満の子供が家事や介護など家族の世話をするヤングケアラーについて、18歳未満の子供の親は30歳代から50歳代であることが多く、介護保険の対象でもないことから、周囲がその子供がヤングケアラーであることに気付かず、本人の話によって知ることが多いことが深刻な課題となっているが、これは、ヤングケアラーという存在自体が一般社会においてあまり知られていないことも要因であると思われることから、市には問題意識を持った上で、情報発信をしてほしいと思うがどうか。

また、市ではヤングケアラーの調査について、今後、アンケートの実施や関係者との協議等による個別案件の把握など、調査の方向性を検討するとしているが、ヤングケアラーは18歳未満と定義されているものの、介護される親の年代も考慮すると18歳を過ぎてもケアが続くことが考えられることから、市は10歳代だけでなく、20歳代も視野に入れて調査してほしいと思うがどうか。

市は、保育所に入所待ち児童が発生している理由について、個別に配慮が必要な子供がいるクラスは定員数まで受け入れられないなどの理由もあるが、募集しても保育士が集まらないなど保育士不足が主な原因であり、これを解消するために保育士就職支援セミナーや子育て支援員研修、保育士就労支援補助金などの取組を行ってきたという。

しかし、これらの取組は参加人数や利用人数が少ないことから現在はそれに代わり子育て支援員研修を行っているというが、子育て支援員はあくまで保育士の補助であり、この研修では保育士不足は解消されないことから、引き続き保育士就職支援セミナーも継続したほうが良いと思うがどうか。

また、職員の配置や処遇改善を北海道市長会を通じて国や北海道に要請しているというが、保育士の負担を軽減し、安心して休める体制を作ることや、子供の安全の確保、入所待ち児童の解消などのため、市が独自で行える支援を考え、取り組んでほしいと思うがどうか。

看護師養成校の閉校問題については、医療法人社団心優会、小樽市医師会、学校法人共育の森学園、市の4者協議において、今後も小樽市内で看護師養成の継続を目指す方針としたものの、既存する2校を閉校し新設校を開校することにより、令和8年度から4年間看護人材が供給できない空白期間が生じるという。

これに対し、市内医療機関等からは、看護人材が不足することにより看護師の確保が難しくなり、運営等に支障を来すのではないかと危惧する声が出てきていることから、市には、こうした問題に対応するためにも、市内の看護師の現状や課題を把握してほしいと思うがどうか。

また、看護人材が供給できない4年間の空白期間を短縮してほしいとの声が上がっているが、この声に対し市はどのように考えているのか。

受験や就職活動など特別の事情がある学生には、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について配慮が必要だと思うが、9月14日の厚生労働省と文部科学省から発出された通知では、地方公共団体における受験生に配慮した新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の取組事例が紹介され、夏休み中に受験生のために接種の機会を提供した自治体もあるという。

市は、こうした受験生などへの配慮として、今後、本市でできることにはどのようなことがあると考えるか。

また、ワクチン接種の予約について、コールセンターではインターネットで予約できない接種枠を案内することができるというのであれば、市は、ワクチン接種について周知する際には、コールセンターについて強調して周知してほしいと思うがどうか。

新型コロナウイルス感染症に係る本市のワクチン接種体制は、対策本部を設け、その業務はワクチン接種に係る予算及び決算、国庫補助金の申請、広報活動、医師会及び医療機関等との連絡調整など、多岐に渡っており、運営している職員に過度な負担となっていることが懸念されるが、市は、現状でワクチン接種業務をスムーズに行える体制が整っていると考えているのか。

また、今後、ブースター接種と呼ばれる3回目のワクチン接種が必要となる可能性が出てきており、更なる業務負担が予想されるが、その場合は、これまでのような各部局からの短期的な応援職員などで対応するのではなく、例えば、ワクチン接種課のような専門的で恒常的な組織体制に変更するなど、十分な人員でスムーズにワクチン接種が進む体制を整えてほしいと思うがどうか。

令和2年3月に公表した小樽市大規模盛土造成地マップによれば、谷や沢を埋めた盛り土の面積が3,000平方メートル以上の宅地である谷埋め型が市内に47か所あるが、市は、このマップに載っている宅地が必ずしも危険であるとは断定していないことから、危険な宅地を絞り込むために更なる調査を行わなければ、その場所に居住している市民にとっては意味がないものになってしまうと懸念される。

また、当該47か所の宅地のうち大部分が、土砂災害警戒区域と重なっていないため、当該宅地に居住している住民の、「ここが避難が必要な場所である」との認識に影響が生じると思われるが、令和3年7月に静岡県熱海市で盛り土により土石流が発生したことに鑑みれば、市には、早期に大規模盛土造成地の更なる調査や当該宅地の土砂災害警戒区域への指定を行ってほしいと思うがどうか。

市では高島と豊井の市道上でバーベキュー等の迷惑行為が行われている状況や、不法投棄を把握したことから、交通に支障を及ぼすおそれのある行為を禁止する看板を設置したが、今年度だけでも通報により33回出動し清掃を実施していることに鑑みると、看板の効果はあまりないのではないか。

また、豊井の市道については過去に通行止めをしてほしいとの要望があったものの、地権者の同意が得られず実施できなかったというが、当該市道に接道する土地には建物は無く日常的に往来する場所ではないことや、高島の市道に接道する土地には私有地が存在しないことから通行止めを実施することが可能な状況であるため、高島及び豊井の市道上の不法投棄等を防止するため、地権者や地先住民の意見を聞き、通行止めの措置を実施してほしいと思うがどうか。

全国的に街路樹の大木化や老木化が問題となっており、本市でも街路樹の根上がりにより舗装が隆起し、街路樹から歩道の端にわたって溝ができているところがあるにもかかわらず、市は把握していないというが、管理上問題はないのか。

また、街路樹だけではなく公園などを含めた公共用地の樹木は、市民の目に触れやすく身近な緑であり、安らぎや癒しなどの心理的効果がある一方で、枝葉の繁茂による落ち葉の増加や日当たりの悪化により、住民生活に支障を及ぼすことも十分懸念される。

今後、人口が減少し、少ない予算の中で樹木を維持管理していくには、市として道路緑化技術基準に定められている道路巡回時の留意点や樹木の更新など統一的な考えのもとで街路樹管理計画やガイドラインを作成する必要があると思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第21号について

議案第21号は、マイナンバーについて定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う改正であるが、国は、マイナンバーカードを健康保険証や運転免許証、教員免許状などに利用拡大する方針を示しているという。

一方で、有名タレントを使いテレビコマーシャルなどでマイナンバーカードを保険証として利用できるとしきりに宣伝しているものの、全国の病院等のうち、マイナンバーカードを健康保険証代わりに利用できる割合はわずか1.5%しかなく、今後も大きく伸びる見込みはないなど、本制度は非常に問題の多い制度であり、市として利用を見合わせるべきと思うがどうか。

・陳情第26号について

陳情第26号「小樽市はコンパクトシティを目指すとの明言方について」は、市にコンパクトシティを目指すという方向性を示すことを求める趣旨の陳情であるが、市はコンパクトシティを目指すとは明言していないものの、第7次小樽市総合計画及びその後策定された第2次小樽市都市計画マスタープランにおいて、国土交通省が推進するコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を基に持続可能なまちづくりの実現を目指すという方向性を示した上で、既にコンパクトシティの形成に取り組んでいると言えらると思うがどうか。

・その他の質問

北海製罐(株)小樽工場第3倉庫の活用について、市は、解体を回避するため、土地や建物の譲渡を受け、当面は市で保有する方向で検討しているとのことだが、建物は築年数が経過しているとはいえ、土地の広さからいってもかなりの資産価値があることから、所有者が無償譲渡に当たり何らかの附帯条件をつけることが想定されるが、このことについて市は、どのような認識でいるのか。

また、譲渡を受けた後、活用方針が決まるまでおおよそ4年間を見込んでいるとのことだが、もし、4年間で活用者が見つからなかった場合、市は、どこまで責任を負うことになるのか。

地震や土砂崩れなどで下敷きになったり土砂に埋もれたりした場合に、災害発生後72時間を超えると被災者の生存率が急激に下がると言われており、いかに早期に生存者を発見して救助できるかが必要となるが、2018年の西日本豪雨では、行方不明者の氏名を公表したことで、多くの情報提供を受け安否確認が進んだ県がある一方、プライバシーの尊重や個人情報保護の理由により家族の同意が得られず、行方不明者の氏名公表が一部にとどまったり、全面的に非公表とした県もあったという。

本市では、現在災害時の行方不明者の氏名公表について明確な方針を固めていないというが、今後、方針を作成するに当たり、大規模災害時の行方不明者の氏名公表を行うことを想定した方針を作成する予定はあるのか。

自治体が設定するタイムラインに沿って、市民が自分自身で行動をあらかじめ設定しておくマイタイムラインという取組があり、本市でもスマートフォンアプリ Yahoo!防災速報を導入しているが、このアプリと本市が策定した洪水タイムラインとはどのように連携しているのか。

また、Yahoo!防災速報だけでは、自分で自分を助ける「自助」は良いとしても、地域住民で助け合う「共助」の視点が少し不足していると思われるが、国土交通省では住民同士の積極的な意見交換が生まれる場を行政が主体となり設定していくこととしており、市にはそのような場が設定できるよう、「共助」の視点で取り組んでほしいと思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第27号おたる潮まつりの開催時期変更方について

陳情第27号「おたる潮まつりの開催時期変更方について」は、市民の健康を守るため、真夏の一番暑い時期の開催は避けてもらいたいという趣旨の陳情であるが、市は、おたる潮まつりの例年の開催時期はすでに定着しており、夏休みの時期であることから、小中学生も参加しやすく、観光客も多く訪れる時期であることや、これに前後して実施される小樽堺町ゆかた風鈴祭りや小樽ガラス市への影響も懸念されるため、変更することは難しいと考えているという。

陳情者は、開催時期の暑さによる市民の体調への影響を心配しているが、過去にねりこみなどの参加者が緊急搬送された事例はあるのか。

また、熱中症対策として、どのようなことが行われているのか。

そもそも「おたる潮まつり」の開催時期を決定するのはおたる潮まつり実行委員会であるため、市では開催時期の変更ができないという。したがってこの陳情を採択することは難しいと考えるが、市は、実行委員会の事務局として、実行委員会にこうした市民の声を届けて欲しいと思うがどうか。

・その他の質問

観光に関わる整備について、市は観光協会に補助金を交付し、観光振興のための動画を作成しており、その再生回数は平均で2,000回程度になるという。

動画の配信は、コロナ後を見据えた観光振興策としては非常に有効であり、さらにトップユーチューバーを招聘し小樽を紹介する動画を配信してもらえば、より高い効果が期待できることから、市は招聘に向け、検討してほしいと思うがどうか。

また、かねてから悪質な客引きが問題となっており、規制するための条例が必要だと考えるが、市は、実効性のある条例の制定は非常に難しいという。しかし、観光事業者たちが求めているのは、実効性のあるものではなく、自分たちが悪質な行為を見つけたときに注意ができる根拠となる理念条例であることから、市には事業者たちが求める条例の制定に向け検討してほしいと思うがどうか。

第3号ふ頭及び周辺再開発事業について、当該地区をみなとオアシスに登録する際の代表施設となる観光・商業施設の運営主体に小樽観光振興公社を選択した理由として、市は、小樽観光振興公社の場合は民間事業者と違い、利益が当該地区の再開発のために再投資されることを挙げていたが、公社とは未だに再投資について具体的な協議はできないというのであれば、これを官民連携の取組として報告するのは早計ではないか。

また、当該施設の事業計画では、施設の3階に観光振興室と小樽観光協会が入居し、テナント料として公社に対し年間940万800円を支払うことになるというが、このことについて財政部局との調整が整っていないければ、今後、どこかの段階で財政部局が難色を示した場合、事業計画が振り出しに戻ることも懸念されると思うがどうか。

ふるさとチョイスのランキング 100 位以内の商品のほとんどが、海産物や肉、米などであるが、本市の海産物がランキングに入らない理由について、市は一次産品の掘り起こしが不足しているためであるとのことだが、今後は、海産物が多い本市の強みをいかしランキングに入れる商品を開発してほしいと思うがどうか。

また、本市の掲載している商品にはプレゼント用の商品がないことや、季節のニーズに合わせた商品のページがないことから、事業者と調整しプレゼント用の商品の開発や需要に合わせたページの作成によってランキングへの掲載を目指し、ふるさと納税の寄附額を増加させてほしいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第24号について

議案第24号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、以前から地域型保育事業における保育士の配置基準の緩和が保育の質に影響がでることを懸念してきたが、今回の改正でその配置基準は変更されたのか。

・陳情第24号について

陳情第24号は、市民に対し、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する正確な情報提供などを求めるものであり、そのことについては賛同できる点はあるものの、要望のひとつに、「ワクチン接種により重大な副反応発生時には、速やかに行える小樽市独自の個人補償措置を確立すること。」とあり、こうした補償措置については、そもそも国が行うべきであると考えているが、現実的に市として、行えるものなのか。

・その他の質問

住民基本台帳事務におけるDV等支援措置は、DV被害等を市町村に申し出ることにより、加害者への住民票等の写し等の交付などが制限される措置だが、虚偽のDV被害を申し出ることによって、様々な場面で自分に有利に働くようにしているケースがあり、それにより不利益を被っている人がいるという。

その加害者とされる人が虚偽のDV被害等の申出によって住民票等の写し等の交付が制限されていることを窓口で初めて知った際には説明を求めると思うが、本市ではどのような対応をしているのか。

また、加害者とされる人がこの申出を取り消すためにはどのような方法があるのか。

温室効果ガス排出量を平成23年度比で10%削減するという目標を定めた第3次小樽市温暖化対策推進実行計画は、令和3年度末で計画期間が終了するというが、市はその目標を達成できる見込みだという。

実際の削減率は令和2年度末で15.8%と目標を大きく上回っており、市の努力は評価できるものであるが、現在の状況を市はどのように考えているのか。

また、本市は今年5月にゼロカーボンシティ宣言を行っており、今後は小樽市全体として温暖化対策に取り組んでいくことになるが、市はゼロカーボンシティを進めるための市全体の計画についてどのように考えているのか。

新型コロナウイルス感染症の後遺症は、倦怠感、味覚や嗅覚の障害、脱毛、呼吸苦など、複数の診療科にまたがる症状がある上、治療方法の体系化がされておらず、対応できる医療機関が限られるというが、後遺症を抱える方が、成人のみならず、幼い子供にも広がっており、元気がないとか疲れるといった子供の後遺症は家庭内で見落とされがちであるといい、また、世代にかかわらず、ブレインフォグと言われる症状も広がっているという。

大阪府など、医療機関に対して後遺症の情報提供を行うなど、診療体制の整備を行う自治体も出てきているが、市には、後遺症の相談者へのアンケートや追跡調査を行うなど、データを集めて後遺症治療の一助としてほしいと思うがどうか。

○建設常任委員長報告（質問の概要）

東小樽海岸は、大正9年に熊碓海水浴場として開設された大変歴史のある海水浴場であり、大変景色も良かったことから、車の発達していなかった当時は、飛び込み台なども作られるなど、築港駅から歩いて海水浴に来られる方にぎわっていたという。

しかし、近年は海岸線が大きく浸食され、海水浴場も非常に狭くなり、以前、造船所であった大きな建物が波に流されるおそれがあることや、本年5月には、海水浴場の背後にあるJRの線路が波の影響で陥没する事態も生じていることから、抜本的な対策を急ぐ必要があると思うがどうか。

また、東小樽町会から市に対して海岸保全、浸食防止について要望書が提出されており、市は海岸の管理を所管する北海道に抜本的対策を要請しているというが、日に日に浸食が進んでいるにもかかわらず、一向に話が進まず、結論を出せずにいるのはなぜなのか。

空き家、空き地の問題は、人口減少に伴い、本市に限らず全国的な問題となっているが、なかには、うまくこれを移住政策の一助とする自治体もありながら、現在、本市の空き家・空き地バンク制度への空き家・空き地の登録数はゼロ件であるという。

空き家・空き地バンク制度には、移住希望者へのアプローチにより需要を開拓することや、空き地の登録要件を市内中心部に限ることをやめ、市内全域に広げること、銭函、張碓、蘭島、塩谷、祝津など、移住者にとって魅力のある海の見える土地や、望洋台や新光など、札幌市へのアクセスがよい土地を登録できるようにすること、全国版の空き家・空き地バンクに参加し、移住希望者が情報にアクセスしやすくすること、ホームページ上で、空き家・空き地バンク制度を利用するメリットを明示することや、地図に空き家や空き地の場所をマッピングすることなど、改善すべき点が多く見られるので、市には、本制度の担当部署と移住関連部署との連携体制を構築し、制度の活用に取り組んでほしいと思うがどうか。

北海道新幹線の並行在来線について、長万部から小樽まで鉄道を存続させるとした場合、30年間の累計で初期投資を含め874億円の赤字が見込まれ、市への大きな財政負担が鉄道存続における最大の課題であるという。

鉄道をバスへ転換した場合、通学・通勤定期代が倍以上となる区間もあり、住民への大きな負担が懸念されることから、市が一定の補助を住民に行う必要性が生じることも考えられるが、このことは鉄道存廃の大きな判断材料となり得るものであり、バス転換した場合の住民負担増という重要な観点を重視した上で、鉄道存続を検討すべきだと思うがどうか。

また、鉄道存続の最大の課題である自治体の財政負担については、国や北海道が責任を果たすべきと考えるがどうか。

近年の公共交通機関では、人口減少や乗務員不足により、事業の持続性が課題となっており、こうした課題の解決のため、AIやITによる自動運転の技術開発が進められ、全国各地で実証実験が行われているという。

北海道新幹線並行在来線余市―小樽間について、第三セクター鉄道による運営とした場合においても、公共交通の持続性の確保が課題であり、鉄道への自動運転の導入は、市として持続性と将来を見据えた提案になり得ると考えることから、導入の実現に向けて国や北海道へ法律等の改正を含めて、働きかけてほしいと思うがどうか。

市は、北海道との協議により、色内小学校跡地に道営住宅の建設を予定しており、市街地再開発事業に伴い早ければ令和7年度に解体予定である市営稲穂改良住宅の入居者の移転先として当該住宅を見込んでいるという。

道営住宅の建設に当たっては、建設予定地に面する道路が急勾配であることから、地形を考慮した上で駐車場の整備を行うなど、北海道との綿密な打合せを行ってほしいと思うがどうか。

また、市営稲穂改良住宅からの住み替えについて、家賃の値上げに伴う激変緩和措置の適用はないとのことだが、同住宅の入居者は年金生活者が多く、急激な家賃の値上げは、入居者の生活に大きな負担を強いることになると考えられるため、激変緩和措置の適用について検討してほしいと思うがどうか。

○議会運営委員長報告（意見の概要）

・陳情第25号について

ただ単に、国における政党名と小樽市議会における会派名が同一になっているからと言って、当市議会での議論が過剰に政党の考えを帯びているとはいえないことから、陳情者の願意は分かりかねる。

また、そもそも憲法において思想の自由は保障されており、各会派の議員はそれぞれの考え方の基に会派を組んだ上で、政党名を使用しているだけのことであるから、陳情第25号については不採択と考える。

陳情者の言うとおりに、小規模自治体の議会では会派が存在しないところもあるが、小樽市議会では、先人たちが会派性の下で市政について真摯に議論を積み重ねてきたというこれまでの実績に鑑みると、先人たちの努力を顧みない陳情第25号の趣旨は理解することができない。

また、議会運営の基本は政党政治であり、地方自治の理念に沿った多くの市民の意見を聴く手法であると思われることから陳情第25号については不採択であると考えます。

全国市議会議長会の調査では、人口10万人以上の市で会派制を採用していない市議会は1つしかなく、議員定数25人の小樽市議会でも会派制を採用しないことになると、議案が付託された委員会と本会議での採決に相違が生じ、議会運営に支障を来すことも考えられる。

また、個人の意思で会派に属しないことは、既に認めており、現に無所属議員もいるため、会派制を採用しないということは考えられない。

さらに、政党に属すべきでないということについては、憲法第14条で法の下での平等、憲法第19条で思想及び良心の自由を侵してはならないと定められており、議会が市議会議員に政党に属することを禁止することは明らかに憲法違反になり、政党に属する議員を選出するかは市民の権利であるため、議会が制限することは出来ないと考える。

政党に所属することは個人の意思であり、思想信条に制限をかける権限を小樽市議会は有していない。

よって、陳情者の思いに対応することができないことから、陳情第25号については不採択であると考えます。

○公共施設の再編に関する調査特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第11号第2項目及び陳情第14号について

市は、新総合体育館に併設する新・市民プールを非公認プールにするというが、以前小樽駅前にあった市営室内水泳プールは公認プールであり、その当時開催していた大会の一部は、現在開催されなくなったり、市民水泳大会や中体連が開催されても、非公認プールでは一生懸命泳いだ記録が公式記録としては残らないという問題もあるので、市には、新・市民プールを公認プールとすることを検討してほしいと思うがどうか。

また、本市には向井流水法という指定無形文化財があり、こうした古式泳法には一定の水深を確保する必要があることや、また、障害者が水泳を楽しむことができるようにするためには、専用の車椅子やスロープなどを整備する必要があるが、市は、これらを採用していく考えはあるのか。

市は、「小樽市総合体育館長寿命化計画」策定の検討状況についての報告において、プールは体育館に併設するという方向性を明確に示したと考えてよいのか。

また、この報告で示された平面図や機能は非常にスタンダードなものであり、あくまでもラフデザインを示した段階だと思うが、今後は、体育館をスポーツだけではない市民の憩いや集いの拠点とするために、スポーツ以外にもどのような機能を持たせるかという観点に加え、この施設を取り巻く周辺の将来的なビジョンをどのように考えてランドスケープデザインを描くのかということが大変重要であり、さらには、ジェンダーギャップへの配慮のように、社会的に求められる課題に対応できるようアップデートが可能な施設にすることなども検討する必要があると考えるので、市には、広い視野を持って検討し、業務を進めてほしいと思うがどうか。

総合体育館と新・市民プールについて、市教委は、今回併設を前提とした試算モデルを3案示したが、駐車場の駐車台数として想定している台数は最大でも249台であり、総合体育館で行われる大会の参加者数の想定が1,000人規模とされていることから考えても、駐車場のスペースが足りなく、利用者にとって不便となることが危惧される。

また、建設を予定している旧緑小学校跡地は、市内中心部に位置しアクセスも良いと示されている一方、公共交通の利便性が悪いなどの課題もあることから、市には、併設にはこだわらず、新・市民プールを単独で建設するという事も視野に入れながら、施設総量削減だけではなく市民サービスの維持・向上も必要ということを念頭に置いて検討してほしいと思うがどうか。

体育館に併設するプールのランニングコストについては、高島小学校温水プールと同程度の経費がかかると想定すると、駐車場代も含め1人当たり1,000円程の支払いがないと維持できないと思うが、市は施設の性格上、必ずしも収支均衡を図るものではないと考えているという。

しかし、ランニングコストがどの程度かかるかという現実を見ていかなければ、将来、施設の維持が困難になると思うがどうか。

また、本市では高齢化が進んでいることや2、30年後には人口減少や利用する年代が変化することなどを考えると、今は手狭に感じる程度の施設のほうが将来的には有効活用しやすいと思われることから、こういった本市の状況を念頭に置きながら設計を進めてほしいと思うがどうか。

市は、総合体育館の建て替えに当たり、同じく運動機能を有するプールを併設することで、その相乗効果によって利用率の向上を期待するというが、現在、施設の複合化をしたいのに複合先が決まっていない勤労青少年ホームの方が、総合体育館との親和性が高いのではないかと思うがどうか。

また、プールは単独で建設するとコストが高いことから、作るのであれば総合体育館に併設することを前提にこれまで議論が進められ、建て替えの優先順位の高い総合体育館の検討を進める中で、この度、プールを併設する案が示されたわけであるが、プールの必要性について、維持費や利用率の観点から市民の中でも賛否が分かれており、プール自体の優先順位は決して高いものではないと思うがどうか。

・その他の質問

小樽市本庁舎長寿命化計画の策定の検討に当たっては、現在の職員数を算定の基礎として延べ床面積を算出したということだが、保健所と水道局を本庁舎へ統合することを検討しているのであれば、本庁舎内の部署の見直しも行わなければならないと思うが、そういった検討は行っているのか。

また、新庁舎建設中の仮庁舎については、コストを抑えるため建設しないとのことだが、コストの面だけではなく、本庁舎を訪れる市民の利便性も重視して考えてほしいと思うがどうか。

小樽市総合体育館長寿命化計画や小樽市本庁舎長寿命化計画を策定し、進めていくための議論を行うには、なるべく早期に具体的な図面や数値を算出した資料を示してほしいと思うがどうか。

また、今後は総合体育館と本庁舎のどちらを先行して進めていくかという判断基準が非常に重要になり、財政部や総務部はそれぞれの立場から具体的な判断が求められると思うがどうか。

「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級の更なる前進」を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	丸山晴美
	同	佐々木 秩

様々な課題を抱えた子供たちが増える中、一人一人に行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、2021年3月31日、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、義務標準法）の一部を改正する法律」が成立し、小学校全学年での35人学級の実現に道を開きました。

しかし、35人以下学級でも学級規模は大きく、コロナ禍の下、密を避けるための身体的距離の確保など、更なる少人数学級を求める声が出されています。そして、小学校全学年での35人以下学級を5年かけずに早期に実現すること、小学校・中学校・高校の全学年で「20人学級」を展望した更なる少人数学級の実現は、圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。また、義務標準法の改正の動きを受けて、自治体独自の少人数学級は今年度、15道県5政令市で前進していますが国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、小学校・中学校及び高校全学年で、「20人学級」を展望した更なる少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことが極めて重要です。

よって、国及び政府においては、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 国の責任で、小学校、中学校、高校の全てで「20人学級」を展望した、少人数学級を更に前進させること。
- 2 国は少人数学級実現のため、義務標準法及び高校標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月30日
小樽市議会

議決年月日	令和3年9月30日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

土地利用規制法を施行することなく、更なる検討を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 丸山晴美
同 林下孤芳

いわゆる土地利用規制法が6月16日、参議院で可決、成立しました。この法は、政府が安全保障上重要とする全国の米軍・自衛隊施設などの周辺と国境離島等に暮らす全住民を監視対象にし、土地・建物の利用を中止させることを可能にするものです。法によると、内閣総理大臣は、米軍や自衛隊の施設、海上保安庁の施設、原発など「重要施設」の周囲約1キロメートルと国境離島等を「注視区域」に指定し、その区域内の土地・建物の所有者や賃借人など全ての住民を調査することができます。その結果、「重要施設」や国境離島等の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」があれば、利用中止の勧告・命令を行うことができます。さらに、「注視区域」のうち特に重要とみなすものは「特別注視区域」に指定し、その区域内の一定面積以上の土地・建物の売買に事前の届出を義務付けるというものです。

この法の重大な問題は、どこで誰をどのように調査・規制するのかという核心部分を全て政府に白紙委任していることです。「注視区域」や「特別注視区域」をどういう基準で指定するのか、「重要施設」や国境離島等の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」をどう判断するのか、住民にどのような調査・規制を行うのか具体的なことは法に全く書かれておらず、政府の裁量任せです。

このことにより、調査の範囲が住民の職歴や思想信条、家族・交友関係にまで広がるおそれや、住民の抗議活動も規制の対象になる危険性があります。また、政府は「注視区域」や「特別注視区域」の指定によって、不動産価格が下落する可能性を認めましたが、6月29日「補償は不要」と閣議決定しました。法の規制と無縁の国民も経済的不利益を被りかねません。

よって、国及び政府においては、同法を一定期間施行することなく、その間において更なる検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月30日
小樽市議会

議決年月日	令和3年9月30日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

令和 3 年

第 3 回定例会

意見書案第 3 号

小樽市議会

特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

中 村 岩 雄

同

丸 山 晴 美

同

佐々木 秩

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数は2010（平成22）年度の12万1,815人から2020（令和2）年度には14万4,823人と、10年間で2万3,008人増えています（令和2年度学校基本調査）。一方、学校数は2010年度が1,039校で2020年度が1,149校と110校増えただけで、在籍数の増加に見合った学校建設が進んでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子供たちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康をも脅かしています。

各学校では、1つの教室をカーテンやつい立で仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。トイレが足りず休み時間に行列ができる、スクールバスでの通学時間が1時間を超える等、児童・生徒の急増に教育条件の整備が全く追いついていません。

この問題の根本に、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校などにはある「学校設置基準」（学校を設置するのに必要な最低の基準）が、特別支援学校にはないことがあります。

多くの父母や保護者・団体が特別支援学校の設置基準策定を求めて運動を続けてきました。その運動が実を結び、設置基準策定が現実のものとなりつつあります。しかし、児童・生徒数や学級数の上限等を規定することや既存校にも「設置基準」を適用させるなど、実効性のある「設置基準」の策定なしには、特別支援学校の過大過密の解消や教育環境の改善にはつながりません。また、実効性のある「設置基準」を具体化させるためには大幅な予算増も必要です。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文部科学省学校基本調査によれば、小・中学校合わせて2010年度14万5,431人から2020年度30万540人と約2.07倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子供、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子供、個別対応が常時必要な子供等、実態に大きな差があります。さらに、支援学級では一つの学級に小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子供を一人で担任することは負担が大きく、既に限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていません。これを引き下げる必要があります。

よって、国及び政府においては、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 特別支援学校の実効ある設置基準を策定するとともに国の財政支援を拡充すること。
- 2 特別支援学級の学級編制標準を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月30日

小樽市議会

議決年月日	令和3年9月30日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 丸山晴美
同 佐々木 秩

文部科学省の2020年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）への進学率は83.5%に達しています（過年度高校卒業者等を含む）。その約半数が貸与制奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業しています。

国は2020年度から高等教育の修学支援新制度を始めました。対象は住民税非課税世帯や準ずる世帯の学生で、それまで授業料減免を受けられた中間層の一部は逆に支援の網からこぼれ落ちており、制度は後退しています。そもそも、財源を消費税増税分になっている点は重大な問題です。コロナ禍の影響により多くの家庭が経済的に困窮する下で、制度の拡充を求める声が広がっています。

文部科学省は「奨学金返還の負担を軽減するため」として、2018年度入学生から「新たな所得連動返還型奨学金制度」を導入しましたが、収入ゼロでも毎月2,000円の返還を求めるなど問題があります。

奨学金は給付が基本であり、貸与の奨学金は「教育ローン」と同じです。日本政府が2012年9月に留保撤回した国際人権規約が求める無償教育を実現するためにも給付奨学金の充実こそ必要です。

OECD加盟国では日本のように大学授業料が高額で給付奨学金が非常に限定的という国はチリと韓国しかありません。

日本の「公財政教育支出の対GDP比（2017年度）」は2.9%とOECD諸国の中で下から2番目です。これをOECD諸国平均4.1%まで引き上げれば、就学前から大学まで教育の無償化を進めることが可能となります。

よって、国及び政府においては、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 国は、教育予算を増やして、大学生等に対する給付奨学金制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月30日
小樽市議会

議決年月日	令和3年9月30日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 中村岩雄
同 面野大輔
同 丸山晴美

新型コロナウイルス感染症の感染者数は、中国武漢での最初の症例確認から1年半経過した今もなお増加を続けており、我が国においても、経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、急激かつ大幅な景気後退を経験することとなり、いまだ回復の兆しが見えない深刻な状況が続いています。

このような経済状況の中、令和5年10月からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に向け、本年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしています。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化した上に、さらにインボイス制度が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。

また、中小・小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままではインボイス制度導入を契機とした中小・小規模事業者の廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者に留まる中小・小規模事業者の成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあります。

さらにインボイス制度導入に関し、多くの中小業者団体や日本税理士会連合会などがインボイス制度導入中止や見直し、延期を求めています。

よって、国及び政府においては、インボイス制度の導入を中止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月30日
小樽市議会

議決年月日	令和3年9月30日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 中村 岩 雄
同 高 橋 龍
同 丸 山 晴 美

超高齢化社会を迎えている現在の我が国では、加齢性難聴者が年々増加している現状にあります。日本補聴器工業会の調べによれば、日本の人口に対する比率は11.3%で世界3番目に多いと報告されています。一方、補聴器の普及率は、日本の難聴者人口の14.4%となっており、イギリス47.6%、ドイツ36.9%、フランス34.1%、アメリカ30.2%に比べ非常に低い水準となっています。その背景として、①補聴器の価格が片耳3万円～20万円と高く、保険適用も無く諸外国と比べて国からの補助体制が極めて不十分であること、②難聴治療に対する啓蒙が適切に行われてこなかったことなどが指摘されています。

欧米では確立されている公的補助制度が日本ではいまだに確立されていません。

高齢者の多くは年金生活者です。高額な補聴器を購入することは家計に与える影響が大きく所有が簡単ではありません。一方で、耳が聞こえにくい・聞こえないことが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっており、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。

以上の状況に鑑み、国及び政府においては、高齢者が経済的理由によって補装具の購入困難を強いられ、日常生活や社会的活動に制約が加わることがないように、補聴器購入に公的助成を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月30日
小樽市議会

議決年月日	令和3年9月30日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	松田優子
	同	中村吉宏
	同	中村誠吾
	同	前田清貴

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められており、その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれています。

よって、国及び政府においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月30日
小樽市議会

議決年月日	令和3年9月30日	議決結果	可決	賛成	多数
-------	-----------	------	----	----	----

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 尾 英 司
	同	中 村 吉 宏
	同	林 下 孤 芳
	同	前 田 清 貴

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けています。また、近年道外においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にあります。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることがもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生活空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担の下、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

よって、国及び政府においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
- 3 「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく橋りょう、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。
- 4 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、需要物流道路の更なる指定を図ること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。
- 7 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 8 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 9 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
- 10 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 11 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月30日
小樽市議会

議決年月日	令和3年9月30日	議決結果	可 決	賛 成	多 数
-------	-----------	------	-----	-----	-----

防災拠点となるべき庁舎整備のための起債制度の速やかな創設を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	中村吉宏
	同	中村誠吾
	同	小貫元
	同	前田清貴

地方自治体は、大地震、大型化する台風、頻発する集中豪雨・土砂災害、活発化する火山活動等、数多くの災害に対応するため、様々な防災減災対策の充実強化を図ることが喫緊の課題となっています。市町村役場庁舎は、災害対応や防災拠点の中核的役割を担うほか、多くの市民が利用する施設であるため、耐震化が必要な施設であります。

多くの自治体において、その庁舎の老朽化が進んでおり、建替えが必須な状況であります。耐震化には、各自治体それぞれの状況下における様々な検討や、市民合意のための時間と多額の費用を要するため、全ての市町村が対応を終えていない状況であります。

本市の本庁舎別館は、昭和37年12月に供用を開始して以来、58年が経過しており、昭和56年6月1日以降に適用された新耐震基準を満たしておらず、残耐用年数も2年という深刻な状況です。

そこで、本市を含めた同様の課題を抱える道内9市が協力し、令和3年度より「本庁舎整備に係る起債制度創設を要望する会」を設立し、各市の課題の共有と、本庁舎整備に係る起債制度創設について、国への要望活動を行っております。また、全国にも同様の課題を有し、多くの市町村が防災拠点となるべき庁舎の耐震化の対応を終えていない状況にありますが、大規模災害時における救援や復旧支援を速やかに行い、地方自治体としての責務を果たすためには、庁舎整備についての財政支援措置が必要不可欠であります。

よって、政府においては、令和2年度に終了しました市町村役場機能緊急保全事業と同等の本庁舎建替えに係る起債制度を速やかに創設するよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月30日
小樽市議会

議決年月日	令和3年9月30日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

出産育児一時金の増額を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	高橋龍
	同	高橋克幸
	同	高野さくら
	同	山田雅敏

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっています。出産に係る費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となります。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1.6万円に引き下げ、本来分39万円を40.4万円に引き上げました。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1.2万円に引き下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握した上で増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は86万5,239人で、前年に比べ5万3,161人減少し過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、我が国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、国及び政府においては、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月30日
小樽市議会

議決年月日	令和3年9月30日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

令和3年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会期 令和3年9月7日～令和3年9月30日（24日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	令和3年度小樽市一般会計補正予算	R3.9.7	市長	R3.9.15	予算	R3.9.21	可決	R3.9.30	可決
2	令和3年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	R3.9.7	市長	R3.9.15	予算	R3.9.21	可決	R3.9.30	可決
3	令和3年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R3.9.7	市長	R3.9.15	予算	R3.9.21	可決	R3.9.30	可決
4	令和3年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	R3.9.7	市長	R3.9.15	予算	R3.9.21	可決	R3.9.30	可決
5	令和3年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R3.9.7	市長	R3.9.15	予算	R3.9.21	可決	R3.9.30	可決
6	令和3年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R3.9.7	市長	R3.9.15	予算	R3.9.21	可決	R3.9.30	可決
7	令和3年度小樽市病院事業会計補正予算	R3.9.7	市長	R3.9.15	予算	R3.9.21	可決	R3.9.30	可決
8	令和2年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	R3.9.7	市長	R3.9.15	決算	R3.9.15	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
9	令和2年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.7	市長	R3.9.15	決算	R3.9.15	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
10	令和2年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.7	市長	R3.9.15	決算	R3.9.15	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
11	令和2年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.7	市長	R3.9.15	決算	R3.9.15	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
12	令和2年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.7	市長	R3.9.15	決算	R3.9.15	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
13	令和2年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.7	市長	R3.9.15	決算	R3.9.15	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
14	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.7	市長	R3.9.15	決算	R3.9.15	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
15	令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.7	市長	R3.9.15	決算	R3.9.15	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
16	令和2年度小樽市病院事業決算認定について	R3.9.7	市長	R3.9.15	決算	R3.9.15	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
17	令和2年度小樽市水道事業決算認定について	R3.9.7	市長	R3.9.15	決算	R3.9.15	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
18	令和2年度小樽市下水道事業決算認定について	R3.9.7	市長	R3.9.15	決算	R3.9.15	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
19	令和2年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	R3.9.7	市長	R3.9.15	決算	R3.9.15	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
20	令和2年度小樽市簡易水道事業決算認定について	R3.9.7	市長	R3.9.15	決算	R3.9.15	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
21	小樽市個人情報保護条例及び小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案	R3.9.7	市長	R3.9.15	総務	R3.9.22	可決	R3.9.30	可決
22	小樽市財産条例の一部を改正する条例案	R3.9.7	市長	R3.9.15	総務	R3.9.22	可決	R3.9.30	可決
23	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案	R3.9.7	市長	R3.9.15	予算	R3.9.21	可決	R3.9.30	可決
24	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R3.9.7	市長	R3.9.15	厚生	R3.9.24	可決	R3.9.30	可決
25	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案	R3.9.7	市長	R3.9.15	予算	R3.9.21	可決	R3.9.30	可決
26	小樽市過疎地域持続的発展市町村計画について	R3.9.7	市長	R3.9.15	総務	R3.9.22	可決	R3.9.30	可決
27	小樽市非核港湾条例案	R3.9.7	議員	R3.9.15	総務	R3.9.22	否決	R3.9.30	否決
28	令和3年度小樽市一般会計補正予算	R3.9.30	市長	—	—	—	—	R3.9.30	可決
29	小樽市教育委員会委員の任命について	R3.9.30	市長	—	—	—	—	R3.9.30	同意
30	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	R3.9.30	市長	—	—	—	—	R3.9.30	同意
報告1	専決処分報告[令和3年度小樽市一般会計補正予算（感染防止対策協力支援金給付事業費に係る予算）]	R3.9.7	市長	R3.9.15	予算	R3.9.21	承認	R3.9.30	承認

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
意見書案 第1号	「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級の更なる前進」を求める意見書(案)	R3.9.30	議員	—	—	—	—	R3.9.30	否決
意見書案 第2号	土地利用規制法を施行することなく、更なる検討を求める意見書(案)	R3.9.30	議員	—	—	—	—	R3.9.30	否決
意見書案 第3号	特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める意見書(案)	R3.9.30	議員	—	—	—	—	R3.9.30	否決
意見書案 第4号	「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書(案)	R3.9.30	議員	—	—	—	—	R3.9.30	否決
意見書案 第5号	適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書(案)	R3.9.30	議員	—	—	—	—	R3.9.30	否決
意見書案 第6号	加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書(案)	R3.9.30	議員	—	—	—	—	R3.9.30	否決
意見書案 第7号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)	R3.9.30	議員	—	—	—	—	R3.9.30	可決
意見書案 第8号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)	R3.9.30	議員	—	—	—	—	R3.9.30	可決
意見書案 第9号	防災拠点となるべき庁舎整備のための起債制度の速やかな創設を求める意見書(案)	R3.9.30	議員	—	—	—	—	R3.9.30	可決
意見書案 第10号	出産育児一時金の増額を求める意見書(案)	R3.9.30	議員	—	—	—	—	R3.9.30	可決
陳情 第24号	新型コロナワクチン接種に関する正確な情報提供等を求める陳情方について	R3.6.28	議長 付議	R3.9.15	厚生	R3.9.24	不採択	R3.9.30	不採択
陳情 第25号	小樽市議会の脱政党化方について	R3.8.23	議長 付議	R3.9.15	議運	R3.9.28	不採択	R3.9.30	不採択
陳情 第26号	「小樽市はコンパクトシティを目指す」との明言方について	R3.8.23	議長 付議	R3.9.15	総務	R3.9.22	不採択	R3.9.30	不採択
陳情 第27号	おたる潮まつりの開催時期変更方について	R3.8.23	議長 付議	R3.9.15	経済	R3.9.22	不採択	R3.9.30	不採択
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	(総務)	R3.9.22	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	(経済)	R3.9.22	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	(厚生)	R3.9.24	継続 審査	R3.9.30	継続 審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	(建設)	R3.9.24	継続 審査	R3.9.30	継続 審査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
8	J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について	R元. 11. 20	R3. 9. 22	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の2(生涯学習プラザなど)]	R2. 1. 24	R3. 9. 22	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
13	小樽市立フリースクールの創設方について	R2. 2. 3	R3. 9. 22	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
15	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R2. 4. 6	R3. 9. 22	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
26	「小樽市はコンパクトシティを目指す」との明言方について	R3. 8. 23	R3. 9. 22	不採択	R3. 9. 30	不採択

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R元. 5. 13	R3. 9. 22	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
27	おたる潮まつりの開催時期変更方について	R3. 8. 23	R3. 9. 22	不採択	R3. 9. 30	不採択

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R元. 6. 7	R3. 9. 24	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R元. 6. 10	R3. 9. 24	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
7	小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について	R元. 11. 19	R3. 9. 24	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第1項目の1(勤労女性センター、勤労青少年ホーム)]	R2. 1. 24	R3. 9. 24	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の1(勤労女性センター、勤労青少年ホーム)]	R2. 1. 24	R3. 9. 24	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第4項目]	R2. 1. 24	R3. 9. 24	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
24	新型コロナワクチン接種に関する正確な情報提供等を求める陳情方について	R3. 6. 28	R3. 9. 24	不採択	R3. 9. 30	不採択

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
4	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R元. 8. 9	R3. 9. 24	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
5	星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について	R元. 9. 5	R3. 9. 24	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について	R元. 9. 6	R3. 9. 24	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について（第1、2、3項目）	R元. 11. 22	R3. 9. 24	継続審査	R3. 9. 30	継続審査

議会運営委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
25	小樽市議会の脱政党化方について	R3. 8. 23	R3. 9. 28	不採択	R3. 9. 30	不採択

公共施設の再編に関する調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について〔第2項目〕	R2. 1. 24	R3. 9. 27	継続審査	R3. 9. 30	継続審査
14	新市民水泳プールの早期建設方について	R2. 2. 18	R3. 9. 27	継続審査	R3. 9. 30	継続審査

小樽市議会会議録

令和3年 第3回定例会

令和3年12月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話(代) (0134)32-4111